

銀行及保険業 五七三 三二七 六四九 二七四

## 第二四半期鉄道貨物輸送計画

運輸省では二十八日第十七回鉄道輸送協議会を開催昭和二十一年度第二四半期鉄道貨物輸送計画を審議決定した。実施要領次の通り。

一、主食糧は勿論一切の食料品は徹底的出貨を慫慂し絶対輸送確保を図り、生鮮食料品の輸送は夏期気温上昇にも鮮度と品質低下を来さぬ様に重点的考慮を払ふ。

一、石炭は絶対輸送確保を図る。

一、進駐軍用兵舎と將校用宿舎資材の輸送確保を図る。

一、国民生活必需物資、復興用資材、生糸棉花など輸出入物資の輸送確保を図る。

## 昭和二十一年七月——九月

### 財界概況

六月下旬より開会中の第九十回帝國議會は、帝國憲法改正案を首め、本年度一般會計改定予算案、補償打切に伴ふ諸法律案、財産税法案等幾多重要法律案の審議を続行中なるも、何れも未曾有の変革を伴ふ關係上、既に会期の延長三回に及びたるも、今尚審議終了せざる有様である。此間生産の停滞ストックの消耗は顯著なる事実であり、殊に食糧の絶対量不足は大都市に於ける慢性的遅配欠配を惹起し、相次ぐ公定價格の引上と相俟つて、生計費は著しく膨脹し、新物価体系は設定後半年に満たずして早くも破綻を曝露するに至つた。

一方、財政支出は一般會計改定予算にも見受けらるゝ如く實質的に巨額の赤字を来し、預金引出と共に通貨増発の根源をなしてゐる。即ち日本銀行券発行高は、七月中七十億圓、八月中七十八億圓、九月中六十九億圓の各増発を示し、九

月末には六百四十四億圓と金融緊急措置実施当時の最高発行高を上廻るに至つた。

茲に於て政府も懸案の軍需補償其他各種の補償打切り並に之に伴ふ擬制資本処理断行の方針を定め、八月十一日先づ金融緊急措置令施行規則の改正を行ひ、封鎖預貯金を第一、第二に兩分すると共に、同月十五日金融機関並に会社の各經理応急措置法を制定し、補償の打切りにより打撃を蒙るべき会社並に金融機関の資産負債を不取敢新旧兩勘定に分離する事としたが、九月下旬に至り戦時補償特別措置法、金融機関並に企業各再建整備法の三法律案の議會提出を見るに及んで、戦時補償の實質上の打切り並に之により生ずる企業並に金融機関の特別損失の補填方法が明確となつた。

### 金融概況

七月に入り六月の事業資金引出、停止の措置に引続き、個人封鎖預金に対して何等かの措置が採られるであらうとの噂が流布せられ、此の爲め生活費の引出、貸銀給与の支払は例月にも増し上旬中に錯綜する有様であつたが、中旬頃からは更に軍需補償の全面的打切に関する流説が弗々伝へられ、預金に対する不安感は一層濃厚となつた。之に伴ひ七月から八月にかけて株式の購入、生命保険の払込等の爲めの預金の引出、或ひは自由預金の引出等預金の逃避傾向がかなり顯著に見られた。一方、貸出は六月二十日に行はれた封鎖預金からの事業資金引出停止の措置の影響が更月後現はれて、七月中市中銀行筋の掌控態度にも拘はらず相当の増加を示した。

此の結果市中金融は窮屈を免れず、本行貸出も七月中大銀行を中心として相当増加した。

八月に入るや愈々補償打切に対する暫定的措置として十一日に金融緊急措置令施行規則の改正が行はれ、預金は同日を以て第一及び第二封鎖預金の二に区分せられることとなり、又十五日には金融機関經理応急措置法及び会社經理応急措置法が公布せられ、同法に指定せられた金融機関及び会社は八月十一日現在を以て資産及び負債を新旧兩勘定に区分することとなつた。之等法令を廻る動搖は八月

四日の休日を除きとして最高潮に達したが、爾後寧ろ発表待ちの状態にあつたから法令の公布も左したる影響は見られず、市中一般は却つて平静を取り戻した観があつた。斯様な關係と又一般は法令公布後の資金逼迫を見越して既に上旬中に取引を急いだ關係もあつて、八月下旬の現金需要は比較的落付き、一方中旬以降進駐軍施設費の支出も相当多額に上つたから、市中金融は漸く緩和するに至つた。

九月中特に注目になることは農漁村地方に於ける現金需要が例月に比して大なることであつた。之は(1)八月十一日の金融緊急措置令施行規則の改正に依つて農家も生活費の引出を認められたこと、(2)薯麦供出代金の支払が引続き相当の額に上つたこと、(3)夏爾菟荷資金が弗々需要せられたこと等が主な原因であつた。

此の爲め地方送金は繁忙を極め、九月中政府資金の散布多額に上つたにも拘はらず、金融市場は概ね引縮り勝ちに終始する状態であつた。九月末に至り愈々補償打切りに関する諸法案が議会で提出されるに至つた。即ち九月二十七日には戦時補償特別措置法案、金融機関再建整備法案及び特別和議法案、同二十八日には企業再建整備法案が夫々提出を見た。之に依り補償打切りに関する法案は出揃つたが再建整備法案の内容は中心とも言ふべき資産評価の基準が未だ明確でないため会社、金融機関共に気迷ひ状態である。尚期待された第五回定期貯金の成績は余り芳しくなく、割当の全額を消化せる県は二、三県に止まり概ね六〇%乃至七〇%の消化に止まつた。此の原因は主として(1)山村地方は都市周辺と異り手持現金が案外少いこと、(2)預金不安の爲め此の種長期預金は敬遠の傾きにあること等に依るものと見られて居る。

又復興金融の状況を見るに八月一日以降に於ける本行受付の融資申請件数、金額及び承認件数、金額は相当の増加を示し、九月二十日現在にて左の如き数字に達して居る。

本店受付件数	八三件	八四七百万円
本店承認件数	三四件	三七一百万円

## 有価証券市況

〔株式〕

六月二十日有価証券買入資金抑制措置発表以来休場中なりし場外市場は、七月十日大蔵省告示に依る名義書換制度を以て取引することとして再開した。

再開後の市況は個人封鎖預金凍結懸念等々買氣頗る旺盛を極め紡績、水産、食料、興行株等の花形株を先駆として、一斉に昂騰を続け、軍需補償打切説濃化に依る補償関係株の低落を除き、買氣は漸次炭鉱、交通、海運等の出遅れ株に迄及び市況は頗る活況を呈した。当初取引方法の不慣の爲、寥々たりし出来高も市況の活況と取引方法の慣熟とに依り漸次増加し、日ならずして十四、五万株の出来高を示すに至つたが、煩雜なる名義書換制度下に於ける売買高の増加は勢ひ受渡未済株の増嵩を招来し、二十四日現在六十九万二千株の未整理玉を容するに至り、遂に玉整理の爲二十五日より三日間取引を休止するの止むなきに至つた。

休会明け市場は受渡未済株増嵩防止等々軍需補償打切に伴ふ取引上の混乱防止をも兼ね、新円建取引を以て再開することとし、二十九日再開したが、軍需補償打切を契機とする經濟再建整備問題嫌気等々利喰売物輻輳し、海運株を先駆として諸株一斉に反落に転じ、爾後八月下旬に至る迄企業整備問題を中心として一高一低の商状を持続した。下旬に入るや整理一巡等々株式受渡資金融通決定を好感、諸株は反撥に転じ、木材、紡績、海運、食料、セメント、興行株等の花形株を先駆として一斉に昂騰し、市況は強調活況裡に越月した。越月後の市況は新円再封鎖懸念等々依然買氣旺盛を極め、炭鉱国有問題及び未払込徴収問題に一部関係株の低落を見たるも大勢は依然強調を持続し、爾後月央に到る迄市況は股脈を極めた。此の間売買高も日と共に増加し、十三日の如きは出来高一九三、二八三株、未済高五八一、五一六株と最近に於ける最高記録を示すに至り、遂に十四、十六の両日受渡未済玉整理の爲再度休場の余儀なきに至つた。

休会明け市場は依然活況を続け、買氣は漸次先駆株たる花形株より低位株に循環し、織維株等の先駆株は利喰反落を見たるも、炭鉱株、補償関係株等の低位株は依然続進の一途を辿つた。斯くて商内も異常な活況を示し、出来高も休会明け

十七日の如き、二四四、〇五二株と場外市場開設以来の最高を示した。  
 下旬に入るも物色買気は依然旺盛を極め、織維、水産、興行株等の低落を他所に、補償関係株は強調を持續し、爾後利喰売物一巡旁々織維、水産株の一斉硬化もあり、市況は引き続き活況を呈した。

(一) 東京株式市況 (単位 円)

銘柄	昭和二十年 八月九日	昭和二十一年 年六月二十 日	昭和二十一年 年七月末	昭和二十一年 年八月末	昭和二十一年 年九月末
銘柄	六六・〇	三六・八	二六・〇	一八・〇	二一・〇
興銀	八一・四	八四・三	六六・五	六四・〇	八二・五
魚行	一一〇・五	七二・八	五六・〇	五九・五	六三・五
郵船	五一・九	五一・〇	三九・九	三五・八	四四・二
發送電	七二・〇	七九・〇	六三・五	六〇・〇	六九・〇
鐘紡	八四・三	一〇〇・〇	九四・五	一〇〇・五	一三九・五
富士紡	四一・三	五八・八	五三・〇	六八・三	一〇九・〇
片倉	七二・五	八〇・〇	六三・〇	七二・五	九八・三
帝織	五五・〇	四一・三	二六・〇	二一・三	三四・五
日電	六四・七	六一・一	五四・五	五四・五	六八・〇
日清紡	一〇五・五	一〇五・八	八四・〇	九四・〇	一一一・〇
麦酒	一〇二・五	一〇四・五	八五・五	一〇三・〇	一一八・〇
日魯	五二・〇	六四・〇	四九・〇	四二・〇	五六・五
三越	七七・〇	一二七・〇	九六・〇	一〇八・〇	一三五・五
松竹	四八・五	一〇一・二	九六・三	一二〇・〇	一三七・五
王子紙	七八・〇	六一・八	四五・五	四一・五	五五・三
浅野	六五・五	七三・三	五五・七	五八・〇	七八・〇
三菱鈦	七八・五	五九・〇	三九・〇	四〇・八	四三・三
北海炭	七三・六	六七・〇	五八・〇	六〇・〇	六一・〇
日石	六〇・四	五〇・〇	三五・五	四一・二	五六・〇
日立	六六・七	三八・五	二二・三	二二・三	三七・〇

国内経済調査(上) 昭和二十一年七月—九月

鋼管	五・六・四	三〇・五	一七・五	一九・六	三六・二
精工	七三・三	四四・〇	二〇・〇	三七・七	七六・〇

(二) 東京株式市場売買出来高概算

月中出来高	七月	八月	九月
株	一、一九一、一四〇	一、八五三、八八二	三、五七二、二七一

〔公社債〕

長期に亘る不振状態を脱し、漸く好況に入れる起債市場は今期に入りても依然好況を持續し、金融債、事業債を通じ総計十二件、四億五千七百二十六万五千円の新規発行を見、前期の十件三億六千万円に比し件数に於て二件、金額に於て九千七百二十六万五千円の増加を示し、孰れも農業会、生命保険会社並に地方銀行方面に好成績裡に消化せられた。

而して之を各月の起債状況に就て見るに七、八両月は頗る活況を呈し、金融債に於ては三件、三億七千万円、事業債に於ては五件、七千四百五十万円、地方債に於ては三件、一千八十九万六千円と件数に於て十一件、金額にして四億五千五百三十九万六千円の新規発行を見、今期に於ける大部を占むる起債額を示した。併し乍ら九月に入るや企業再建整備法案に対する懸念旁々起債は極めて不振を示し、僅かに地方債として浜松市債一件、百八十六万九千円の発行を見るに止まつた。

自七月至九月 起債銘柄表

銘柄	発行金額	利率	発行価格	期	限	払込日
勸業債券	百万元	%	円	年月日	年月日	
銘柄	一五〇	四・二	一〇〇	三・三・一〇	二・七・一〇	
勸業債券	二〇	四・二	一〇〇	三・三・一〇	二・七・一〇	
勸業債券	二〇	四・二	一〇〇	三・三・一〇	二・七・一〇	
阪神電気鉄道	三	四・三	一〇〇	三・七・一五	三・七・一五	

静岡鉄道 (一回)	七・五	四・四	100	三・八・四	三・八・五
山陽電気鉄道 (三回は号)	八	四・三	九九・六	三・八・四	三・八・五
西日本鉄道 (九回は号)	一八	四・三	九九・五	三・八・四	三・八・五
北越製紙 (一回)	六	四・四	九九・五	三・七・五	三・七・五
富山市債	六	四・三	100	三・八・五	三・八・五
石川県債 (一回)	三・〇・三	四・三	100	三・三・三	三・八・三
沼津市債	一・八・三	四・三	100	三・三・三	三・八・〇
浜松市債	一・八・九	四・四	100	四・二・一	三・九・五

### 産業概況

産業再建の爲の諸施策樹立の中核をなす經濟安定本部の発足は難行を重ねてゐたが、八月十二日に至り官制公布漸く成立をみるに至つた。又企業再建の応急対策として会社經理応急措置法が、金融機関經理応急措置法と共に同月十五日施行をみ、更に之に引続き根本対策として考案中であつた戦時補償特別措置、金融機関再建整備、企業再建整備の三法案が、前二者は九月二十七日、後者は同二十八日に夫々衆議院に提出され、会期を三度延長の上審議されることとなつた。之と共に戦後産業の急速な復興を助成する意図の下に従来の産業設備営団を解消し、之に代り産業復興営団を設立することに決し、同法案も併せ提出されるに至つた。

財産税法案も重点をインフレーション防止より富の再分配に変更せられた上、税収予定も当初の千億円より四百三十五億円見当とされるに至つたが前記諸法案と前後して議会で提出された。斯くて久しく論議を重ね抜いてきた戦時補償打切、擬制資本処理、産業再建に関する関係諸法案も茲に出揃ひ一段階を劃することとなつた。

生産状況は生産財生産の頭打と、手持資材の枯渇傾向が漸く濃く、之を反映し

て消費財生産も足踏み状態を呈しつゝある。唯絹織物、或は原料を輸入に仰ぐ綿糸等の特殊の条件のものにあつては生産増加を来してゐるが、全般としては依然生産不振の状態である。石炭は八月の出炭量百七十七万噸と割当を十二万噸も突破し、終戦来の最高出炭を記録するに至つたが、然しこれも増産運動による一時的現象に止まり、必要量を充すには遠く及ばぬ有様である。

出炭増加についてはつとに腐心されてゐた所であり、屢々問題とされてゐた折柄、九月初米国側より炭鈹国有化の必要が伝へられ、九月四日の対日理事会に於て炭鈹所有権問題が議題に上程され、之を契機に政府業界各方面に於て炭鈹国有化の得失可否が積極的に論議された。

現在までの所対日理事会に於ける審議は持越の儘であるが問題の焦点は、不自然なる価格差補給金の廃止と生産増加方策にあり、政府に於ても十一月より補給金は之を廃止することに決定し、増産対策としては鈹区の分合整理、新坑開発を中心とする生産対策以下、労務、資材、資金、配給の各般に涉り国家管理的色彩を濃厚にもつ、強力な措置を講じ、今遽に国有までには至らず、当面に於ては増産第一の方針の下に進むことになつた。

八月二十四日賠償中間計画の第二次の措置として、工作機械、造船、電力等入部門に涉り五百五工場の指定をみ、更に指定された工場と併せ千に上る工場が保有管理下に置かれることになつた。

今回の指定は最後のものではないが、之により賠償の対象たる国内産業施設の輪廓が大体明にされ、再建さるべき産業規模がほゞ明確にされるに至つたものとみられてゐる。

賠償指定の影響としては、直接生産に対するものゝみならず、撤去費用、失業の発生等の問題が併せ考へられねばならない。

深刻化しつゝあつた主食の遅欠配は、七月央より八月初旬を最悪状態として其後相次ぐ輸入食糧の放出によつて繋かれ、消費生活も漸次落着きを取戻し、食糧危機も何とか切抜けけるに至つた。

加ふるに八月初頃より稲作の良好が伝へられ、新米穀年度(十一月一日)より二合五勺配給がほゞ確実と見透されるに至り、食生活に対し先行安心感を与へ、食

糧の闇価格も漸次下落しつつある。九月の厄日も過ぎ収穫予想五千七百万石、供出量雜穀を含め二千八百万石と決定したが、実収は遙かに之を上廻るものと見られてゐる。尤も作柄良好と雖も尚千五百万石程度は輸入に俟たねばならぬのであるから闇根絶は困難であり、食糧好転の一事を以て全經濟事情の好転を速に期待するのは難しいと考へられる。

其他新物価体系再検討、失業、労資の対立の問題等屢々論議の対象とされたのであるが、就中労資の対立が巽の旬余に及ぶ海員罷業、或は国鉄、新聞、放送等の争議に於て示されてゐる如く、公共的性格を有する事業に於ても尖鋭化しつつある所は注目を要するものと思はれる。

## 要 録

### 七 月

#### 食糧証券発行

七月中発行食糧証券左の如し。

- 一、七月二十日期日食糧証券(や号)額面十七億九百九十九万六千三百十四円三十八銭の内五億五千九百九十九万六千三百十四円三十八銭を現金償還し、残額十一億五千万円を左記条件を以て借換ふることとせり。
- 食糧証券(第五十三回)額面十一億五千万円
- 支払期日 昭和二十一年九月二十五日
- 割引歩合 日歩六厘五毛
- 発行方法 本行引受
- 二、七月二十五日期日食糧証券(第五十一回)額面二十二億二千万円の内一億五千万円を償還し、残額二十億六千万円を左記条件を以て借換ふることとせり。
- 食糧証券(第五十二回)額面二十億六千万円
- 支払期日 昭和二十一年九月二十五日
- 割引歩合 日歩六厘五毛
- 発行方法 本行引受

#### 増税案要綱税率細目

大蔵省では二十五日一般増税に関する法律案を議院に提出したが、増税案要綱には明らかにされてゐなかつた税率の細目は次の通り。

#### ◇所得税等

##### 一、綜合所得税

- |          |        |
|----------|--------|
| 一、一万円超   | 百分の三十五 |
| 一、一万五千円超 | 百分の四十  |
| 二、二万円超   | 百分の四十五 |
| 四、四万円超   | 百分の五十  |
| 七、七万円超   | 百分の五十五 |
| 十、十万円超   | 百分の六十  |
| 二十、二十万円超 | 百分の六十四 |
| 三十、三十万円超 | 百分の六十七 |

なほ旧税率は三千円超百分の十五以下五十万円超百分の七十四である。

##### 一、山林所得(括弧内旧税率)

- |        |                |
|--------|----------------|
| 六千円以下  | 百分の二十(百分の十八)   |
| 六千円超   | 百分の二十五(百分の二十一) |
| 一万円超   | 百分の三十(百分の二十八)  |
| 二、二万円超 | 百分の四十(百分の三十三)  |
| 四、四万円超 | 百分の五十五(百分の四十八) |
| 十、十万円超 | 百分の七十(百分の六十三)  |

##### 一、退職所得

- |          |        |
|----------|--------|
| 三万円以下    | 百分の二十  |
| 三万円超     | 百分の三十五 |
| 十、十万円超   | 百分の五十  |
| 三十、三十万円超 | 百分の六十五 |
- なほ旧税率は二万円以下百分の十八、二万円超百分の二十八、十万円超百分の四十三、五十万円超百分の六十三

經濟情勢調査(その二)

一、清算取引所得(括弧内旧税率)

一万円以下	百分の十(百分の五)
一万円超	百分の二十(百分の十)
五万円超	百分の四十(百分の二十)

一、酒 税

清酒 一級 一石に付	二千七百五十円
二級 同	千九百十円

合成酒 同	千七百五十円
濁酒 同	千二百三十円
白酒 同	二千七百五十円
味淋 同	二千二百二十円
焼酎 同	千七百五十円
麦酒 同	千二百十円
果実酒 一級 同	千八百五十円
二級 同	千四百円
三級 同	千百三十円
雑酒 一級 同	三千円
二級 同	二千五百円

(アルコール分二十度を超ゆるときはアルコール分二十度を超ゆる一度毎に百五十円を加ふ)

三級 同	二千四百八十円
四級 同	千九百五十円

(同じく一度毎に百四十八円を加ふ)

一、物品 税

第一種 甲類	百分の百
乙類	百分の六十
丙類	百分の四十
丁類	百分の二十

第二種 燐寸千本に付二十五銭、飴、葡萄糖及麦芽糖百斤に付二百円、サツカ

リン及びヅルチン一疋に付八百円、蜂蜜百斤に付三百円

◇臨時租税措置法 生産増強、国民生活の安定の必要上租税の減免課税標準の計算の特例など整備すべきもの、終戦後必要なくなつたものが多いので本法を改正、租税特別措置法に改める。

◇地方税及び地方分与税

(イ) 地租、家屋税、営業税附加税の標準賦課率を道府県百分の二百(現行百分の百)市町村百分の三百(現行百分の二百)に引上げる。

(ロ) 府県民税を市町村民税に準じ新設、一人に対する平均賦課制限額を六十円とする。

(ハ) 市町村民税は一人平均賦課制限額を現行大都市十二円、都市九円、町村六円を四十円に引上げる。

改定総予算案議会へ提出

政府は二十四日の臨時閣議に「昭和二十一年度改定歳入歳出総予算案」を付議決定、同日衆議院に提出した。二十一年度改定予算総額は歳入、歳出とも五百六十八億八千八百余万円であつた。このうち歳入は四百六十八億八千八百余万円、歳出は二百億八千八百余万円である。これは終戦後の我国経済の実態を端的に反映してゐるもので、歳出面では終戦処理費百九十億円を初め同胞引揚費七十七億円、民生安定費六十三億円、経済再建費百億九千九百九十九万円、経済再建、国民生活の安定等のために巨額の支出を計上してゐる。また歳入面では増税、煙草の値上等を含み普通歳入は三百五億百九十九万円、歳入不足額二百五十五億八千七百九十九万円は財産税収入等の繰入れで補償することになつてゐる。

改定歳出予算重要費目別内訳 (単位 百万円)

第一、民生安ん費	六、三二四
一、救済及福祉費	三、四三四
(一) 援護其他民生施設費	三、〇〇〇
(二) 戦災保護費	四三四
二、社会保険費	一、一三三

三、保健衛生費	二四八	第四、同胞引揚費	七、七二
四、就業対策費	九三	一、一般同胞引揚費	三、九三三
五、食糧価格調整補給金	二、一九八	二、軍人軍属帰還費	三、八三九
(一) 主要食糧	二、〇〇〇	(一) 第一復員局	二、二五四
(二) その他	一九八	(二) 第二復員局	一、五八五
六、その他	二三五	第五、終戦処理費	一九、〇〇〇
第二、経済再建費	一〇、〇四四	一、施設費	一一、七五〇
一、公共事業費	六、二三五	二、労務調弁費	一、一七七
二、産業振興費	一、四五九	三、賠償引当施設管理費	八一三
(一) 農業振興費	三六二	四、その他	五、二五九
(二) 林業振興費	一四	第六、特別住宅建設資材費	一、二〇〇
(三) 畜産振興費	三三	第七、地方分与税分与金	二、五五九
(四) 水産振興費	二九	第八、国債費	五、〇四八
(五) 蚕業振興費	一三	第九、国庫予備金	八〇〇
(六) 鉱業振興費	三八	第十、雑件	二、〇七四
(七) 商工業振興費	三	一、皇室費	四
(八) 海運業振興費	九六四	二、年金及恩給	一〇一
三、石炭価格調整補給金	二、一二九	三、徴稅費	二〇九
四、出資及び支出金	二二〇	四、諸払戻及補填金	二四
第三、教育文化費	一、二六三	五、司法費	五二
一、国民教育費	八四一	六、刑務費	六四
(一) 義務教育費国庫負担金	二八八	七、地方警察費	四〇七
(二) その他	五五三	八、その他	一、二一〇
二、中等教育費	八	合計	五六、〇八八
三、専門教育費	三四七	改定歳入予算	(単位 百万円)
四、社会教育費	三	区	金額
五、科学研究費	三八	租	一六、〇〇四
六、その他	二三	印紙収入	三三七

国内経済調査(上) 昭和二十一年七月—九月

官業及官有財産収入	七、九四一
専売局益金受入	六、五二二
森林収入	一、一六四
その他	二六五
雑収入	六、二二七
特別雑収入	三、九三七
価格差益納付金	一、五二七
宝籤発行者納付金	四三六
特殊物件収入	一、六〇〇
統制会社価格平衡資金納付金	五〇
隠退蔵物資収入	三三四
日本銀行納付金	三五〇
その他	一、九三九
財産税等収入	二五、五八七
計	五六、〇八八
歳出使途別分類	(単位 千円)
人件費	四、〇七四、一一五
俸給	九二七、八五六
賞与	六八、五九七
諸給与	三、〇七七、六六〇
物件費	一八、一六六、七四五
事務費	二二九、〇二二
事業費その他	一七、九二七、七二三
補助費	八、九七五、四三九
地方公共団体補助	五、一五一、七八八
その他補助	三、八二三、六五一
他会計へ繰入	一〇、六四三、八八七
その他	一四、二二八、二六七

合計 五六、〇八八、四五五

〔註〕(一)「諸給与」の金額中政府職員給与特別措置費と臨時家族手当の額は左の通り。

(1) 政府職員給与特別措置費五八七、一三六

(2) 臨時家族手当八九、九三〇

(二)「その他」の金額中主要なものは次の通り。

(1) 経済安定費(大蔵)五、五〇〇、〇〇〇

(2) 国庫予備金(大蔵)八〇〇、〇〇〇

(3) 終戦処理費中の日銀立替元利金返済(大蔵)四、六三四、〇〇〇

(4) 持帰り通貨の処理費(大蔵、厚生)二、〇〇〇、〇〇〇

(5) 戦災保護費(厚生)四三四、九六〇

歳出各省内訳

合計 内人件費

外務省 三二四、八七八 二九九、九一〇

内務省 三、六三一、六八四 二五八、八八四

大蔵省 三七、四二二、四五二 三、〇〇七、一九四

司法省 二〇七、七六一 一四〇、九〇五

文部省 一、二五八、九四八 一五、四一一

厚生省 五、八四七、〇八三 一三八、七四七

農林省 三、三一五、四八七 九三、五五六

商工省 二、二五七、九六五 二八、〇五八

運輸省 一、七一〇、六七九 八八、五二八

逓信省 二二、五一四 二、九一七

〔註〕大蔵省所管欄中には皇室費四百五十万円を含む。  
 聯合軍総司令部新予算に留保条件付与

日本新予算の議会提出許可に關聯し經濟科学部金融課長ルカウソト氏は要旨次の通り發表した。

一、総司令部は日本新予算に次の二項の留保条件を附した。



① 総司令部は占領政策実施に必要な資金を日本政府に何時でも要求する権利を留保する。

② 総司令部は占領政策に反する目的に使用する資金の支出を禁止する権利を留保する。

一、総司令部は日本政府に対し議会通過の上は、この予算は現会計年度一般会計の唯一の予算である旨通告した。

一、現行予算に先だち政府が行つた支出は総て現行予算中の該当項目から差引く。

一、今次予算を現財政年度の唯一つの予算とするやう命じたのは過去屢々行はれた如く多数の独立した特別及び一般予算が毎年政府から提出され、このため国家財政の運営が混乱するやうなことを防ぐためである。

一、但し日本政府が補足的な予算を提出することは禁止しない。例へば財政年度末に近づいて赤字補填のための予算を提出するやうな場合であるが、これには前以て総司令部に提出しなければならぬ。

一、予算に関し大蔵大臣は次の処置を執ること。

① 財政手続及び会計制度を改革し予算そのものが歳出の内訳即ち事業活動組織単位の歳出の性質と目的を常時正確に反映するやうにする。右は機密費支出の如き過去の慣例を防止し且つ政府各省の資金の使途についての混乱と疑惑を無くするためである。

② 補助金、助成金、救済費、手当等々のやうに混同し易い辞句の使用を統一し、予算及び会計制度の劃一用語を採用する。

③ 一般予算及び特殊勘定の一切を含む各特別予算の双方を毎年作成し議会に提出する。なほ政府の金融操作並に資金相互間の関係について総合的な発表を行ふ。右は政府提出予算が毎年各別個に分れて提出されるのを防ぐためである。

政府はあらゆる要求額を含んだ単一予算を出すべきで、又資金の使用及び實際の支出について毎年議会に明確な報告をしなくてはならない。

### 大蔵省財産申告件数発表表

大蔵省では十三日の貴族院金融緊急措置令委員会に臨時財産調査令による申告

件数と申告済証紙使用高概数(五月一日現在)を提出した。件数左の如し。

	申告件数	証紙枚数
東 京	六、九〇四	六八、四二七
大 阪	四、七五五	四〇、四二七
札 幌	一、〇一六	七、七二三
仙 台	二、四五五	一七、六七五
名 古 屋	三、〇九五	三〇、七六五
広 島	二、二二一	一八、八八八
高 松	一、二二二	一〇、三七九
熊 本	三、四〇二	一三、五一二
計	二五、〇七〇	二二五、七九六

### 増税案決定

政府は十日の閣議に「税制改正に関する法律案要綱」を付議決定、十一日大蔵省から発表した。今回の税制改正は初年度二十一年度二十四億円、平年度三十九億円に上る増税を実施し租税体系、徴税機構等に関する根本的改正は行はず、分類所得税及び間接税の税率引上げ戦時税法の改廃等が眼目である。改制法案要綱左の如し。

### 第一方 針

- 一、国庫収入の増加を図り、財政の強化に資するとともに、経済諸情勢等の推移に応じ国民負担の公正を期し徴税の簡素化を図る等のため税制の改正を行ふ。
- 二、直接税は分類所得税の増徴に主眼を置き特に資産所得に対して重課し、法人税をある程度に増徴するほか地租家屋税営業税をも相当増徴する。
- 三、間接税中従量課税の酒税、清涼飲料税、砂糖消費税、餡、サツカリン等に対する物品税は最近の物価状況に即応して課税するため相当の増徴を行ふとともに、従価課税の織物消費税、物品税も課税方法税率等を改正する。
- 四、最近の物価及び取引の状況に鑑み、負担力に即応する課税を行ふため、釐区税、有価証券移転税、登録税、印紙税、骨牌税、狩猟免許税を相当増徴する。
- 五、税制を出来るかぎり簡素化するため、配当利子特別税、外貨債特別税、建築

税、特別行為税、電気瓦斯税、広告税及び臨時利得税を廃止して法人の超過所得及び個人の譲渡所得に対し適当な課税を行ふほか各種の減免税を相当整理し賦課徴収の手続等を出来るかぎり簡素適正にする。

六、税制を最近の事態に即応させるため、必要な法令の廃止又は改正を行ふ。

第二要 領

所得 税

(一) 分類所得税 資産所得に対し重課し税率を大体次のやうに改め、総税額で二割五分程度の増徴を行ふ。なほ公社債預貯金の利子等に対してはこの際課税を適正、簡素にする。

不動産所得 百分の三十(現行百分の二十三)  
 配当利子所得 百分の三十(現行国債百分の十六、シ利子百分の二十三、シ

配当百分の二十二)  
 事業所得 甲種、乙種百分の二十五(現行百分の二十一)  
 丙種百分の二十(現行百分の十八)

勤労所得 百分の二十(現行百分の十八)

山林の所得、退職所得、清算取引所得も、相当税率の引上げを行ふ。

(二) 総合所得税

① 税率を大体次のやうに改める。

一万円超百分の三十五乃至三十万円超百分の六十七(現行三千円超百分の八乃至五十万円超百分の七十四)

② 源泉選択の税率を百分の四十五(現行百分の三十)程度に引上げる。

(三) その他

① 不動産等の譲渡所得に対して分類所得税を課税し、財産税の調査期日以後に譲渡した分から適用、譲渡利得に対する臨時利得税を廃止する。

② 配当の計算期間を暦年に改め昭和二十二年分から実施する。

③ 総合所得税の課税は公社債、預金の利子等に対する三割控除を廃止し、看做配当及び払込金に充当した積立金による配当はその十分の四を控除して総所得金額を計算いづれも昭和二十二年分から実施する。

(註) 重要物産製造事業の免税等を相当整理する。

法人 税

(一) 法人臨時利得税を廃止し、法人の各事業年度の所得を普通所得と超過所得とに区分、大体左の程度の税率で課税する。

① 普通所得 百分の三十五(現行百分の三十三)

② 超過所得 資本金額に対し八分を超え一割五分以下の金額 百分の三十

同一割五分を超え二割五分以下の金額 百分の四十

同一割五分を超える金額 百分の五十

小法人は税率を夫々百分の十程度軽減する。

(二) 法人の清算所得に対する税率を大体次のやうに改める。  
 積立金又は法人税を課さない金額から成る金額

百分の三十五(現行百分の二十六)

その他の金額 百分の五十(現行百分の四十八)

(三) 各事業年度の資本に対する法人税が十円に満たないときは十円(現行十円)とする。

(四) 所得の計算上繰越欠損金額の控除を一年(現行三年)以内に改め、国債利子の七割控除を廃止し又資本金額の計算上繰越欠損金額を控除しないことに改める。

(五) 重要物産製造事業の免税は普通所得に対する法人税に限って行ふ。

(註) 重要物産製造事業の免税等を相当整理する。

特別法人税

(一) 各事業年度の剰余金に対する税率を大体百分の二十五程度(現行百分の二十二)に引上げ、清算剰余金に対する税率も相当程度引上げる等の改正を行ふ。

(二) 特別法人税の課税を戦時中の臨時立法とする規定を削除する。

臨時利得税

(一) 法人臨時利得税を廃止して法人税に統合する。

(二) 個人臨時利得税を廃止し、不動産等の譲渡所得に対しては、新たに分類所

得税を課税する。

(註) 昭和二十一年分営業利得又は譲渡利得に対する臨時利得税は課税する。

### 相続税

- (一) 課税価格百万円以上の高額財産相続者に対する税率を相当程度引上げる。
- (二) 課税最低限を引上げ、家督相続は二万円程度(現行五千元)遺産相続は三万円程度(現行千円)とするともに、扶養家族控除額を三千元(現行千五百円)に引上げる等の改正を行ふ。

(三) 年賦延納を許可する税額の限度を引上げ、千円(現行三百円)以上とする。

地租、家屋税、営業税 税率を大体次のやうに改める等の改正を行ふ。但し家屋税は昭和二十二年分から実施する。

地 租 百分の四(現行百分の三)

家 屋 税 百分の三・五(現行百分の二・五)

営 業 税 百分の二・五(現行百分の二)

鉱 区 税 面積千坪毎の税率を採掘鉱区は二円程度(現行六十銭)試掘鉱区は一円程度(現行三十銭)に引上げ、砂鉱区もこれに準ずる税率の引上げを行ふ。

有価証券移転税 有価証券移転税の課税を復活し、税率適用区分を改め、有価証券仲買人を買受人とするもの万分の五程度、取引所の実物取引によるもの万分の十程度、その他万分の二十程度の税率で課税し課税範囲に適当な改正を行ふ。

登録税 比例税率は不動産の売買等に因る所有権の取得に対する税率を千分の五十程度(現行千分の四十)、会社の設立又は増資等に対する税率を千分の七程度(現行千分の六)に引上げ、定額税率は大體二十割乃至三十割程度を引上げる等の増徴を行ふ。

酒 税 清酒は一升壺詰の小売価格を一級酒四十円程度(現行三三円)に、二級酒三十円程度(現行十五円)に、麦酒は大壺詰一本の小売価格を六円程度(現行三元)に引上げる程度の増徴を行ひその他の酒類も、品質に応じ税負担に差等を設けてこれに準ずる増徴を行ひ総税額で十九割程度の増収を図る。

清涼飲料税 第二種サイダーの税率を一石について五百五十円(現行百六十円)

に引上げ、その他の清涼飲料も同程度の税率引上げを行ふ。

砂糖消費税 砂糖第二種乙(分蜜白糖)の税率を百斤について三百六十円(現行十七円五十銭)に引上げ、その他の砂糖も同程度の税率引上げを行ひ、砂糖特別消費税は廃止する。

織物消費税 織物に対する消費税と織物及び織物製品に対する物品税を統合し、税率を百分の四十とする。但し綿織物等に対する税率は百分の十程度とする。

### 物品税

(一) 織物及び織物に対する物品税は織物消費税に統合し、その他の第一種の物品(小売課税は原則として製造課税に改め、製造課税をなすことが困難な愛玩用動物、花、花輪等に対する課税は廃止する。

(二) 甲類物品に対する税率を百分の百(現行百分の百二十)に引下げ、飴類、サツカリン、蜂蜜に対しては、砂糖に準ずる程度の税率引上げを行ふ等税率を改正する(なほブルチンに対して課税する)。

遊興飲食税 定額課税の制度及びこれに伴ふ納税切符の制度を廃止する。

入場税 舞踏場に対して、第二種の場所として、新たに課税する。

骨牌税 一組について、麻雀百円(現行二十円)その他の骨牌十円(現行三元)に引上げる等の増徴を行ふ。

印紙税 印紙税の課税を復活し税率を大體十割乃至二十割程度引上げ、また免税点の引上げを行ふ。

狩猟免許税 税率を一等二百円(現行七十円)二等百二十円(現行四十円)三等五十円(現行十八円)程度に引上げる等の改正を行ふ。

### その他

(一) 有価証券移転税、馬券税、印紙税の課税を復活する。

(二) 配当利子特別税、外貨債特別税、建築税、特別行為税、電気瓦斯税、広告税を廃止する。

(註) 戦時緊急措置法に基く税制の適正化に関する勅令を廃止する。

(三) 酒類業団体の民主化を図り、官庁の監督事項を整理するため酒類業団体法

に必要な改正を行ふ。

(四) 終戦後の事態に即応させるため、次のやうに法令の廃止又は改正を行ふ。

① 昭和十一年法律第九十四号(今次の戦争のため従軍した軍人、軍属に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律)、日満国税徴収事務共助法、所得税法

人税内外地関渉法、戦時災害国税減免法、昭和十七年法律第七十四号(所得税等の日満二重課税防止に関する法律)及び昭和十八年法律第七十二号(輸物品に対する内国税免除又は交付金交付の停止等に関する法律)を廃止する。

② 間接税等の免除規定を相当整理する。

③ 関税法、保税倉庫法等の關係法令も必要がなくなつた規定の整理を行ふ。

(五) 昭和二十三年に行ふ土地賃賃価格の改訂を一年延期する。

(六) 昭和二十二年十月に施行する所得調査員の選挙を一年延期する。

税制改正による増減収見込額

税	増		減		合計	改定	予	算	額
	増税前	予算額	初年度	平年度					
租税	一三、四二二	二、三四九	二、三四九	三、七三五	一五、七七二	昭和二一年度	一五、七七二	平年度	一七、七二二
(經常部)									
所得税	七、六三三	九八一	九八一	一、八一	八、六一五				九、七七八
分類所得税	六、四五二	一、〇六〇	一、〇六〇	一、七三二	七、五二二				八、五一四
綜合所得税	一、一八二	△ 七九	七九	七八	一、一〇二				一、二六三
法人税	九〇一	三三三	三三三	六四二	一、二三五				一、五七二
特別法人税	二二二	一	一	三	二四				二七
相続税	一四六	△ 一	一	三	一四四				二一五
釧区税	七	△ 一	一	三	一四四				二一五
酒税	一、〇五四	一、一一三	一、一一三	二六	三三三				三三三
清涼飲料税	〇	〇	〇	一	一				一
砂糖消費税	三	三〇	三〇	七三	三四				七七
織物消費税	二三五	二九一	二九一	四四八	五二六				七六一

(七) 国税の収入金は原則として十銭未満の端数(現行五銭に満たない端数)は切捨てることに改める。

(八) 戦時納税貯蓄制度を廃止する。  
臨時租税措置法改正

(一) 臨時租税措置法を租税特別措置法に改め、生産の増強、国民生活の安定その他現下緊要とする諸政策の遂行に資するため必要な租税の減免又は課税標準の計算若しくは徴収に関する特例を整備存置する。

(二) 臨時租税措置法で定めた租税の減免等のうち設備拡張等に運用した留保所得に対する免税その他戦争遂行上の必要に基いて定めた租税の減免等は廃止する。

(単位 百万円、△印減)

物品税	一、二三八	△	一四五	△	三四四	一、〇九二	八九三
遊興飲食税	五一六		—		—	五一六	五一六
特別行為税	六八	△	三四	△	六八	三四	—
入場の税	五二六		〇		一	五二七	五二七
その他	二五〇	△	八	△	三〇	二四二	二四九
(臨時部)							
臨時利得税	八一五	△	二四〇	△	八二八	五七五	—
還付税収入	一八九		四二		七八	一三三二	二八〇
地租	二八		九		一一	三八	五〇
家屋税	三〇		—		一一	三〇	四二
營業税	一三一		三三		五三	一六四	一八八
印紙収入	二六七		五九		九三	三二七	三七八
總計	一三、八八〇		二、四五一		三、九〇七	一六、三三二	一八、三七二

備考：単位未満の端数は各税目毎に切捨。

### 蔵相財政演説

石橋蔵相は二十五日午後の衆議院本会議劈頭財政演説を行つた。現下の重大危機突破に処する政府の諸案件につき財政面から断乎たる決意を披瀝して注目されたが、演説の要旨は次の通り。

一、本年度改定総予算は五百六十億円の多額に達したが、国に失業者あり、遊休生産業者の存する現在これらを動員し生産を再開せしめることが財政の第一要義であつて、このため財政に赤字を生じ通貨の増発を来しても真の意味では健全財政と言ひ得る。

一、政府は終戦後の経済界の進路を明瞭にし、虚脱状態から脱却させるため懸案の補償打切り問題、封鎖預金制度の撤廃、財産税等の再検討等に関し出来るだけ速かに必要な手段を講ずる。

一、財政面から見て現下のインフレ克服政策としては単なるデフレーション政策を採つたゞけでは問題は解決しない。生産再開、失業の救済、食糧不安の解決のためには次の五積極政策を必要とする。

(一)基礎産業に対する特殊の促進策として石炭肥料等の積極的増産を図ること  
 (二)復興金融の強力な推進  
 (三)産業の合理化  
 (四)失業者受入れ態勢の推進  
 (五)経済の民主化

### 国債利子据置に決定

補償全面打切りと関聯して戦時中に累積した千四百億円に達する国債の利率引下げ論も重要問題となり、現行利率三分五厘を一分に引下げんとする案や、一応三分五厘の利払を行つたのち二分五厘に相当する分に課税して実質的には一分にする案など大蔵当局で検討してゐたが、石橋蔵相は終始現行三分五厘説を固持してゐた結果、このほど大蔵省の方針は国債利子の引下げを行はず三分五厘据置きを正式に決定した。

### 郵便法等四改正法案提出

通信省では最近の経済事情や社会情勢に伴ひ「郵便法中改正法案」「郵便貯金法中改正法案」「郵便年金法中改正法案」「簡易生命保険法中改正法案」を提出、主なる改正点次の通り。

▽郵便貯金法Ⅱ郵便貯金一人の最高制限額五千元、一度の預入最低制限額五十銭では低過ぎるので最高制限額を一万円に、最低制限額を一円に引上げる。

▽郵便年金法Ⅱ(一)年金最高制限額三千六百円を六千円に引上げる。(二)年金受取人又は年金継続受取人が死亡した場合でもその者が支払を受くべき年金でまだ支払を受けないものは勅令の定むる所により年金受取人又は年金継続受取人の遺族にそれを支払ふ。(三)年金の差押禁止規定を改正し、年金差押へ不能額の制限を年額六百円としこれ以下の年金は差押へを禁止できる。(四)年金契約の解除は年金支払開始前ばかりでなく開始後も自由にこれを認める。この場合契約解除権を行使し得る者は年金支払開始前は年金契約者、開始後は年金受取人又は年金継続受取人に限る。(五)戦争関係規定を存続する必要がなくなつたので特別返還金制度を廃止すると共に成規支払の範囲に貸付金を加へる。

▽簡易生命保険法Ⅱ(一)事業の政府独占に関する規定を廃止する。この事業の独占を廃止することは民間保険業者の要請にも応へ、事業経営の合理化を促すことにもなるので官民両保険は各得意とする分野から協力して保険思想の普及、国民生活の安定に寄与することとする。(二)物価昂騰に伴ひ現在の保険金最高制限額では制度本来の機能を發揮出来ないので、保険金最高制限額を五千元に引上げると共に一年間につき契約し得る保険金額の制限規定を削除する。(三)現行の小児に対する保険制度を改正し、加入できる保険金最高制限額について成人と小児との区別をなくし、生後直ちに五千円迄の契約が出来る。併し小児は成人に較べて多少死亡率が高いので、被保険者が六歳未満で死亡した場合は支払ふべき保険金額に一定の制限を設けることとし、これを勅令で定める。(四)簡保は被保険者の身体検査を行はない関係から保険金最高制限額を五千元に引上げるときは多くの弱者が入つて来る危険があるので事業経営の基礎を安固にするため現行の保険金削減期間を二年に延長する。

林業会法案要綱決定

政府は林産物の生産増強配給の適正化を期するため林業会法案を立案中であつたが、十二日の閣議で要綱を左の通決定した。

林業会

- 一、林業会は会員の協力により林業の発達並に林産物の生産の増強及び配給を図ることを目的とする。
- 一、林産物とは農林大臣の指定する木材その他森林からの産出物をいひ、林産業とはこの林産物の生産又は販売者、林業とは森林の維持造成の事業及び林産業をいふ。
- 一、林業会は(イ)都道府県を地区とする森林組合聯合会と同林産組合をもつて組織した都道府県林業会と(ロ)これを一丸とした日本林業会及び(ハ)その他の特定者を以て組織する。
- 一、林業会は(イ)林業の指導奨励に関する施設(ロ)林産物の生産及び配給に関する割当(ハ)林産物の価格統制の維持励行に関する施設(ニ)林業に必要な物資の割当(ホ)林産物の検査(ヘ)会員の事業の改良発達を図るため必要な共同施設(ト)林業に関する研究及び調査(チ)その他必要な事業を行ふ。
- 一、林業会は一定数以上の有資格者の同意及び行政官庁の認可により設立加入及び脱退を自由とする。
- 一、日本林業会に林業関係団体の代表者、林業に関する学識経験者及び林産物の需要者団体の代表者を以て組織する林業委員会を設ける。
- 一、日本林業会は林産物の生産、配給、消費及び価格に関する施策を林業委員会に諮問して政府にその意見を述べることが出来る。
- 一、林業会に於ける行政官庁の監督は林業会の公正な運営を図るのに必要な限度でこれを行ふ。

林産組合

- 一、林産組合は林産業の発達並に林産物の生産の増強及び配給の適正を図ることを目的とする。
- 一、林産組合は(イ)林産業の指導奨励に関する施設(ロ)林産物の生産及び配給に関する割当(ハ)林産物の価格統制の維持励行に関する施設(ニ)林産業に必要な物資の割当(ホ)組合員の生産し又は販売する林産物の加工、運搬、保管又は販売(ヘ)組合員の事業に必要な物資の供給又は資金の貸付(ト)その他必要な共同

施設と事業を行ふ。

一、林産組合は組合員の営む林産業の業種別に設立する。

一、林産組合は林産物の生産若くは販売業者、これらの団体、その他特定者を以て組織する。

#### 経過的措施

一、木材統制法は廃止する。

一、木材統制法廃止の際現に存してゐる日本木材会社及び地方木材会社は同時に解散しその清算に關し必要な規定を設ける。

一、木材の生産又は販売の事業に対する許可制度は木材統制法廃止後でも一定期間はこれを存置する。

#### 復興金融庫設立準備間に於ける興銀融資方針決定

六日の衆議院金融緊急措置令委員会で、石橋蔵相は重要基礎産業と生活必需品生産部門への融資を促進するため復興金融機関(仮称)設立までの暫定的措置として興銀に融資させる旨明かにしたが、これに關し二十三日關係方面の諒解を得たので大蔵省では軍需補償打切りとも脱合はせ目下準備中であり、八月一日実施の予定である。興銀融資の要領は概ね次の通り。

一、中央に資金調整委員会のやうな大蔵、商工、農林各省等關係官庁と日銀から成る委員会を設けて資金の配分、融資額の決定に當らせる。

一、地方では原則として資金の配分、融資額の決定は日銀支店長一任とし、委員会は必要に応じて日銀支店長に設置させる。

一、融資所要資金は日銀からの一時借入金で賄ひ、この借入金は将来復興金融機関に肩代りする。

一、貸付は担保附とする。

一、融資の対象は普通銀行で融資することの出来ない場合、例へば事業収益の不確実なもの、又は償還未定の事業会社で輸出産業、肥料会社等経済再建に真に緊要不可欠なものに限定し、資金の放漫な撒布を防ぐと共に単なる救済機關、補助機關等に終らないやうに努める。

#### 封鎖預金種目変更預け換に許可制

大蔵省では金融措置令施行規則の一部を改正、今後封鎖預金等の種目の変更及び預け換へは大蔵大臣の許可を要することとし、二十七日各金融機関に次の通り通牒した。

一、金融措置令施行規則第十条の規定は当分の間適用しない。これにより同一金融機関内の預金でも普通預金を定期預金に変更する等種目の変更は出来ない。また住所に変更のあつた場合、預金の全部或は一部を預け換へたり預金集中のために預け換へることは出来なくなつた。従つて種目の変更または預け換したものは一般原則によつて大蔵大臣の許可を受けねばならない。

一、右の許可申請に対しては転動その他特別の事情により已むを得ないと認められる場合、封鎖預金等の口座の全額につき預け換へまたは種目の変更をなすものに限つて許可する。

一、この許可事務は財務局長(事実上は日銀本支店長限り)で処理出来る。但し差当りの生活資金を窮屈にし、取引を阻害しないため疎開先の扶養者に対する送金(封鎖による生活資金六ヶ月分)、本支店間の送金、代理店事業主間の送金は従来通り取扱ふ。

なほ今回の改正は戦時補償全面打切りに伴ふ金融上の前提措置とみられる。

#### 六月末預金部資金状況

大蔵省では二十四日六月末現在の預金部状況を発表した。

▽原資の部では郵便貯金及び貯金切手収入金預金が前年度末に比し、三億六千三百萬円の減少、その他会計預金が鉄道、食糧各特別会計の預金引出で三億九千五百萬円の減少となつてゐる。

▽運用の部では国債証券が前年度末比四十六億四千九百萬円の増となつてゐる。現金は前年度末比五十八億七千七百萬円の減少となつてゐる。

原資の部	金	額	(単位 百万円、△減)
郵便貯金及貯金切手収入金預金	五三、七九二	△	前年度末比
貯蓄債券等収入金預金	一一、五八三	△	三六一

簡易生命保険及郵便年金預金	四、一三五	一、〇七〇
厚生保険預金	一、四六二	四七
特殊財産預金	五二八	△ 三
其他會計預金	二六三	△ 三九五
各種基金保管金及供託金預金	一一一	一一
共済組合及法人預金	一〇四	六
積立金其他	三、〇四七	六〇
合 計	六六、〇三八	二八〇
運用の部	金 額	前年度末比
国債証券	五〇、一三〇	四、六四九
一般會計及特別會計貸付金	二、〇一九	六九五
地方債証券及地方公共団体等貸付金	四、二八九	一、〇六八
特殊銀行等債券及貸付金	四、一八九	△ 六一
特殊会社等	三、二〇五	△ 一九四
外国々債証券国外関係債券及貸付金	一、九三五	一
現 金	二六八	△ 五、八七七
合 計	六六、〇三八	二八〇

聯合軍總司令部転換資金與銀貸出許可

總司令部は民需転換会社の所要資金を興業銀行からの特別貸出で賄ふ方針に関する日本政府の許可申請を二十三日承認した。これは復興金融機関を設立するまでの暫定措置である。

外人の現金携帯に制限免除

大蔵省では朝鮮人、台湾省民、中国人、琉球島人、独逸人、ハンガリア人、ブルガリア人、ルーマニア人が本邦から本國へ出発する際左記の現金や証券類を携帯する場合に外國為替管理法施行規則又は昭和二十年大蔵省令第八十八号の制限並に報告を免除する。

- 一、米貨二百五十弗又は同相当額以下の通貨
- 二、個人名義の銀行預金通帳、保険証券、流通性のない貯蓄証書受領書、本邦内

にある財産の所有権証書その他所有者の携行する流通性のない金融証書  
なほ前記の人々もこの出発に際しては右に関係なく出発港税関で携帶品に関する申告書を提出しなければならない。

(大蔵省告示第五百七十九号)

事業資金供給等事務取扱要領決定追加

大蔵省ではさきに事業資金供給等事務取扱要領を決定したが、今回之が一部追加、改正を行ふことになり十六日附銀行局長名で日本銀行總裁宛通牒した要領は次の通りである。

一、証券引受会社に対しては事業資金として六月二十日以前の封鎖預金からの払戻を認めてゐたが一般の取引員と同様に封鎖預金からの払戻を認めないことにした。但し証券引受会社でビルブローカーを兼営するものはビルブローカー業務に属するものだけについては従来同様封鎖預金からの払戻を認める。

一、納税施設法による納税団体、水利組合、土地区劃整理組合に対しては六月二十日以前の封鎖預金からの払戻を認める。

一、六月二十五日附通牒中の「資金融通」を「新封鎖預金の支払又は資金融通」に改める。

一、国庫支出前渡金等に特例を設け、事業者で昭和二十年八月十五日以前に官庁から前渡金概算払金の交付を受けた者が返済する場合、納入告知書の呈示があつた時は右金額を限度として六月二十日以前の封鎖預金から封鎖支払をするこ  
とが出来る。

日銀の清算事務費取立許可

聯合軍總司令部は二日、日本銀行に対し閉鎖金融機関の清算事務遂行に要した経費百七十七万六千九百三十九円を閉鎖銀行の勘定から取立てる事を許可した。  
租税支払資金等旧封鎖預金の引出し認可通牒

大蔵省では六月二十一日から事業資金の供給は原則として融資に依り、特に証券引受会社、金融機関と取引関係の無い個人事業者等には六月二十一日以前の旧封鎖預金の解除を認めることとしたが、今回更に租税支払資金等にも旧封鎖預金からの引出しを認める外融資総額の制限に特例を設けることとなり二日日銀宛通



牌を發した。

## 通牌要旨

### 第一、租税支払資金

#### 一、直接税

(一) 法人の直接税で旧封鎖預金から支払出来るもの

(1) 法人税、營業税、同附加税、特別法人税、臨時利得税で六月三十日以前に終了の事業年度分は全額

(2) 右の租税で六月三十日の前後にまたがる事業年度分は金額を月割で計算、六月三十日迄に相当する金額

(3) 地租、家屋税、鋳区税と之等の附加税は本年十一月三十日迄に納期の到来するもの、全額

(4) 独立税である地方税も右に準ずる

(二) 一ヶ月の所要事業資金三千円以上の個人事業者の直接税で旧封鎖預金から支払出来るもの

(1) 二十年分以前の賦課課税に依る分類所得税、營業税、臨時利得税、鋳区税と之等の附加税は本年十一月三十日迄に納期の到来するもの

(2) 右以外の(国税(二)の(2)記載するものを除く)と其の附加税は納期に関係無く全額

(3) 独立税である地方税も右に準ずる

#### 二、間接税等

(一) 六月二十一日迄に課税原因の発生した間接税は税務署長の証明する金額を限り旧封鎖預金から支払出来る。

(二) 六月二十一日迄に徴収して納入未了の所得税法第七十二条に規定する分類所得税と通行税は右に準ずる。

### 第二、会社従業員預り金支払資金

(一) 「従業員諸給与支払口」預金として、会社の固有の預金から区分してある場合は、従業員に対する預り金の返済の為の資金は旧封鎖預金でも其の口座の預金から支払出来る。

(二) 「従業員諸給与口」預金が従業員預り金に相当する金額に満たない場合は従業員預り金の金額を限度として会社固有の旧封鎖預金から「従業員諸給与口」預金に振替へ出来る。支払は右と同じ。

### 第三、在外の事業会社

(一) 外国外地に本店のある会社等で内地の出張所、事務所では清算の準備、引揚従業員の援護、官庁等への報告、調査等の事務のみを処理してあるものは外務省管理局長の証明があつたものに限り旧封鎖預金の支払が出来る。

(二) 内地に本店のある会社等でも外国、外地での事業経営を目的とする会社は右(一)に準ずる。

### 第四、制限会社

制限会社で解散に関し許可申請中のものは大蔵省理財局長の証明があつたものに限り旧封鎖預金の支払が出来る。

### 第五、賠償引当施設管理費前渡金の特例

管理保全工場等賠償引当施設の管理費で国庫金支出責任者から前渡金の支払を受けた者の前渡金使用未済相当額は支出責任者の証明書記載金額を限り旧封鎖預金の支払が出来る。

### 第六、無尽掛金等の特例

個人事業者加入の無尽、定期積金、損保契約の無尽掛金、定期積金掛金、保険料の払込資金は旧封鎖預金から支払出来る。

### 第七、資金融通総額制限の特例

(一) 金融機関は左の手形の割引に依る資金の融通は三月二十日の融資総額中に算入しないものとして取扱ふ。

(1) 期限三ヶ月以内の商業手形

(2) 緊急物資の生産に伴ふ取引に基く期限六ヶ月以内の商業手形に準ずる手形

#### (工業手形)

(二) 右の手形は日銀が再割引に応ずることの出来る適格手形であること。

(三) 右の措置で手形割引に依り融資した金額を控除した結果、七月二日現在の融資総額が三月二十日の融資総額(手形割引を控除したもの)を超越るときは

七月二日現在の融資総額を三月二十日の融資総額と看做して取扱ふ。  
興銀復興金融の業務開始

政府は今期議案に「復興金融庫法案」(仮称)を提出することになつてゐるが、同金庫が設立され業務を開始するまでの暫定措置として興銀に特別融資を行はせることとなり八月一日から次の要綱により業務を開始する。

一、特別融資は興銀の責任で行ひ融資の適否は興銀の調査に基いて決定する。但し融資の方針及び資金の運用計画は大蔵次官を委員長とし関係各省係官、日銀興銀関係者等で組織する復興金融委員会の決定に従ふ。なほ興銀支店のないところは勸銀支店を特別融資の代理店としその全国的な支店網を活用、又日銀の各店舗も本融資の申込に応じ、差当り全国で百四十一の窓口を設けることにならるが、今後必要があれば逐次増設する。銀行別窓口次の通り。

興	銀(本支店共)	一一
勸	銀	八〇
日	銀	五〇
計		一四一

一、特別融資の返済方法

復興金融庫を設立すれば復興金融庫は特別融資の債務者に対して改めて融資を行ふこととし、特別融資の債務者は復興金融庫の借入金で特別融資を返済することにする。

一、特別融資条件の基準

金利 日歩一銭四厘以上  
担保 原則として徴収  
期限 九十日以内(本期限内に復興金融庫からの融資に切替へることを予定する)

形式 手形貸付

一、特別融資の申込  
特別融資の借入申込は申込人の取引金融機関を経由して日銀本支店に取次ぐ。即ち全国各金融機関を直接の受付口とし一般の金融機関が自己の危険負担

で融資出来ないときはその旨の副申書を添へ最寄日銀本支店に連絡する。この副申書に基いて日銀は一般の金融機関で融資出来ないかどうかを審査、一般の金融機関で融資困難と認めるものに限り特別融資に回付する。事案の審査に當つては日銀は極力他の金融機関に融資の斡旋をして一般金融機関の活潑な融資を図り特別融資の濫用を防止する。

製糸設備拡充費二億円借入れ

日本蚕糸業会では製糸設備拡充資金につき三日農林中央金庫と協議の結果、五ヶ年賦日歩一銭三厘五毛の条件で同会に二億円を限度とする融資を受けることに決定、第一回分として近く七千万円を借入れることになつた。

繊維産業再建委員会要綱決定

商工省では今回繊維産業再建委員会を設置することとなり、二十二日の次官会議で奥田商工次官から要綱を報告、近く委員会の構成、委員の顔触等を発表する。同委員会は繊維業界の復興三ヶ年計画を樹立するもので委員長に奥田次官、副委員長に松田商工省繊維局長が当り、委員は関係各省係官、業界学識経験者等から銓衡する筈。

補償打切後の事業建設に産業設備営団活用決定

商工省では補償打切後の資金涸渇期に大企業の再発足を容易にするため、産業設備営団を活用する方針を決定、一兩日中に昭和電工川崎工場外四工場の営団による肩代り建設(工費六億八千万円)が本決りとなれば続いて、日産化学和歌山工場の再建(六千万円)もこれに担当させることになつた。又新事業として、賠償設備の評価などに営団の経験を活用して行く方針である。

なほ営団で戦時中建設した設備は金額にして約三十五億円は約二百工場に対するものでこのうち二十億円は前渡しとなつてゐるが、残額六億円を支払つてこれらの設備を営団で引取るかどうか問題として残つてゐる。

営団の補償打切によつて蒙る損失については外地戦災賠償及び預金切捨などを含めて、合計約七億円即ち借入金の二割弱である。これは設備の値上によつて十分カバーすることが出来るので、今のまゝの営団で経理的に成立つものと見られてゐる。

軍需補償の請求額発表

七月十日対日理事會にて總司令部は軍需補償に關する數字を發表した。要旨は次の通りである。

△軍需補償請求額(本年四月一日現在大蔵省推計、單位百万円)

1 軍需産業からの請求額

A 戦時損害保険金	二二、七五二
B 契約打切補償金	一〇、六二〇
C 徴用船舶直接補償金	三、〇〇七
D 産業設備営団補償金	九〇〇
E 其他一般産業補償金	一五、六四一
合計	五二、九二〇
2 一般民間からの請求額	
A 戦時損害保険金	一九、〇四六
B 疎開補償金	一、九八八
合計	二一、〇三四

以上總計七四、九五四(在外資産の損失補償を除く)

△財閥制限会社二百四十五社の軍需補償(單位 百万円)

項 目	戦災補償	一般補償
昨年七月一日以降の支払額	一、三〇五	二二七
未 支 払 額	三、九七八	一一、二四一
申 請 見 込 額	二一一	四、一一二
合 計	五、四九四	一五、五九〇
戦災、一般両補償の合計		三、〇八四
△産業会社の政府に対する戦時補償金(一九四六年四月一日現在、單位百万円)		
1 支 払 分 債 権		四、六七一
A 現金払もしくは封鎖解除のもの		六、〇〇〇
II 工場戦時損害保険金		四、六七一
契約打切補償金		六、〇〇〇

国内經濟調査(上) 昭和二十一年七月—九月

徴用船舶直接補償金

合 計	一、六六四
B 封鎖支払によるもの	一一、三三五
II 工場戦時損害保険金	一五、七六〇
徴用船舶直接補償金	一、〇六四
合 計	一六、八二四
2 特殊債務証券によるもの	八七〇
II 契約打切り補償金	二五九
徴用船舶直接補償金	一、一二九
合 計	三、三二一
3 未支払会計	三、七五〇
II 工場戦時損害保険金	二〇
契約打切り補償金	一六、五四一
徴用船舶直接補償金	二二
一般軍需産業補償金	一、六、五四一
合 計	二二、六三二
4 以上 總 計	五三、九二〇

(註) 一般軍需産業補償金は疎開生産命令設備腐朽特別設備配当補償その他  
の補償金を指す

商工省硫安生産隘路調査打開対策決定

商工省では六月の硫安生産が指示量五万二千噸に対し四万二千八百噸と約一万噸の生産減を示し、春肥三十五万噸公約に蹉跌を來たしたので、この不調を秋肥で取戻すこととなり、特に硫安生産に關し隘路の究明とその打開について調査するとともに、次のやうな諸措置を実施することとなつた。

一、生産増強調査団の派遣

官民権威者を以て組織し、東北、近畿九州の二班に分け七月末から八月上旬まで約二週間現地調査を行ふ。

二、電力技術調査班の派遣

商工省關係技官、日発及び電気機械製造會等官民を以て組織、調査団同様七月下旬から八月上旬まで約二週間送配電部面及び受電並に工場電気施設につき現地各機関と協議し、故障原因を究明して設備の改善を図る。

三、肥料機器整備実行班の設置

肥料機器のみが業者間の自由契約によつて行はれてゐる欠陥を是正し、発注の調整納期の促進工程改善への協力等により十二月までに各社計画の大部分を完成させようとするもので、商工省内に設置し、関係各課、硫安、石灰窒素両製造業組合及び産業機械工業会、電気機械製造業会等の関係者も職員として実行に当るものである。

運輸省港湾運送業に関する対策決定

運輸省海運総局では港湾運送業に対する戦後の新事態に應ずる為、従来の一港一社制並に地域、業種、取扱品目等の制限を撤廃することに決定した。なほ港湾運送業の基本たる港湾運送業等統制令は九月末で失効するので同令の許可制に基き一港一社の原則が崩れることになり、業者濫立が予想されてゐたが、今回関係方面の諒解を得て許可制は九月以後も堅持することとし、それに伴ふ法的措置をも講ぜられるものと見られる。

賠償工場施設撤去方法決定

政府は賠償工場施設の撤去が近く聯合國から指令されるものと推測してその際の具体的な撤去方法を考究してゐたが、この程賠償協議会によつて結論を得たので十五日次官會議で決定後、これを「賠償工場施設の撤去に関する処理要領」として次の如く發表した。

一、撤去作業に関する全般的計画、運営方針の調整、請負契約基準の策定並に諸般の協定を図るため中央に關係各省及び民間知識経験者より成る協議機関を設置する。右協議機関の決定する方針に基き官庁側としては、商工、大蔵、運輸等の各省に於いて実施する撤去業務の総合的運営を図るための方途を講ずる。

二、施設の解体より最小限度船積遺の撤去作業の実行は原則として左に依つて処理せしめる。

(一) 施設の解体より梱包迄の業務は当該施設に付ての経営者又は工場管理担当者(以下撤去担当者と称する)が解体、梱包等の夫々の専門業者を適宜下請せしめる等の方法を以て作業を遂行するものとする。

(二) 爾後に於ける小運送、輸送、保管、船積等の業務に付ては当該貨物の荷

主たるの適格者を指定し(以下荷扱担当と称する)其の責任に於て夫々小運送、輸送、保管、船積等の専門業者を下請せしめる等の方法を以て処理する。

三、撤去施設の多種多様なこと、又残存施設との關係其他当該業種に関する同業者団体を以て撤去担当者が実施する撤去業務に関し、撤去順位に関する決定、作業力の配置、資材の配分或は撤去費用の調査等に当らしめる。

四、撤去費用は全額国庫の負担とする。政府又は荷扱担当者と撤去処理に関する請負契約を締結する本方法の実施に當つては撤去作業の迅速円滑な遂行に支障を来すことのないやう、代行機関の整備前渡金制等適当な方法を講ずる。

五、地方に於ける撤去作業に関する調整並に協力を図る為各行政事務局管轄地域毎に關係官庁、同業者団体、撤去担当者、荷扱担当者等を以て撤去に関する協議機関を設置する。地方商工局、地方財務局、地方海運局、地方鉄道局又は地方長官は現地に於ける撤去作業の実行を推進すると共に中央よりの委任に基き其の事務の一部を分担するものとする。

六、将来の必要に備へて専門委員を任命し撤去作業に際しては個々の撤去施設の確認評定を行はしめるものとする。施設の一部撤去に依り残存施設を以て生産継続不可能なる場合当該施設の所有者等の要請ありたる場合に於ては政府に於て残存施設の保管等適当なる措置を講ずる。

七、撤去作業に必要な労務、資材(特にガソリン、荷役機械、トラクター、包装資材等)輸送、保管等に関しては關係機関に於て特別な措置を採る外聯合軍の強力適切なる援助を要請し撤去処理に万全を期する。

八、撤去施設の具体的確定、施設の解体、処理其他撤去の遂行に必要な権限を与へる為法的措置を講ずる。

(備考) 施設解体撤去に當つては受領国の受入態勢に照応して撤去作業の先後順序を調整するの要あるから之が聯関に付て十分聯合國側の諒解を求めらるゝ必要がある。

農林省隱匿肥料を摘発の為隱匿肥料摘発委員会設置要領決定

農林省では隱匿物資等緊急措置令の規定により硫酸アンモニヤ等を摘発物資に指定し、隱匿肥料摘発委員会を設置し、退蔵肥料を摘発し日本肥料会社を通じて

正規のルートに乗せて配給することに決定した。隠匿肥料摘発委員会要領左の如し。

一、隠匿肥料摘発委員会の構成は都道府県係官、市町村長、都道府県農業会代表、部落実行組合農民組合及び農民委員会の各代表並びに政党関係者、新聞関係者及労働組合の各代表を委員とし、委員長は委員の互選による。

二、この委員会は隠匿肥料に関する情報の接受及び整理摘発せられた肥料の処分の確認、隠匿肥料の処分に関する事項の公表等に自ら当り、また肥料隠匿の疑ある場所の臨検検査を要求するとともに臨検検査への立会をなし、譲渡命令の発動につき意見を具申することができる。尚強制譲渡の限度及び譲渡価格の決

定その他の必要事項につき地方長官の諮問に応じこれを答申する。

三、市町村食糧調整委員会も肥料隠匿の疑ある場所への臨検検査を要求すると共に臨検検査への立会をなすことが出来る。

四、隠匿肥料摘発委員会は原則として各都道府県に各一とするが、時に必要ある場合にはその支部を設けることが出来る。

日本鉄鋼経営者聯盟研究項目結論

日本鉄鋼経営者聯盟では従業員の問題に関する左の五研究項目について四月以来関東、東北、中部、九州の四地区に労資合同研究会を設けて検討し結論に達した。研究項目及結論左の如くである。

研究項目	関東地区	東北地区	中部地区	九州地区
(一) 経営参加の形式は生産委員会、厚生委員会、賃金委員会、工場委員会等如何なる形式を採用すべきか	生産、労務、厚生各分科会を設け専門委員会を立案したものを経営協議会に諮ること	同上	主として労務関係の委員会即ち賃金委員会、厚生委員会及び一部に付て生産委員会の形式を採ること	数種の委員会を設けること
(二) 経営協議会の性格は諮問機関、決定機関、調査機関、協議機関の何れにするか、株主総会や重役会との関係如何	協議決定機関 但し株主総会及び重役会との関係なし	協議機関とし決定権を有せず 但し株主総会及び重役会とは関係なし	同上	同上 但し株主総会及び重役会は協議事項をなるべく尊重すること
(三) 経営参加の限界は例へば労働部面(人事)に限るか、或は生産経理面(利益処分製品種目)の選定まで及ぶか	人事職制の基準 生産計画	生産、労務、厚生に亘るも、人事の大部分及び資本関係事項は除外す	主として労働部面とし多少生産技術部面に及ぼすこと	主として労働部面とし多少生産経理に及ぼすこと、尚高級人事は留保すること
(四) 組織は労働組合代表の外に職能代表を認むべきか	職能代表を認むること	同上	労資同数の代表による協議会とし別に職能代表を認めざること	職能代表を認めざること
(五) 争議手段としての生産管理と経営協議との関係	経営協議会を活用し生産管理は極力避けること	同上	同上	協議会は平和的なるもの故争議手段としての生産管理とは別個

経済団体聯合委員会軍需補償の処理と企業経理対策に関する意見発表

経済団体聯合会では今回補償打ち切りは企業整理と失業対策を前提とすべきである旨の結論の下に「軍需補償の処理と企業経理対策に関する意見」を発表した。趣旨の通り。

一、同委員会の調査した化学工業十六主要会社を例にとると二十年十一月から二十一年三月に至る六ヶ月間の収支概況を見るに一ヶ月平均六百万円の欠損で、なほその他に債務利子六百万円を負担してをり四月以降の収支も殆ど改善されてゐない。この状況で補償を打切られるならば解散を余儀なくされる会社を生じ資産の処分価格も低く金融機関の蒙る影響は甚大である。

二、之に反し産業復興と併行して徐々に企業を整理した後には補償を打切るならば、化学工業十六社の左表の如き資産内容から見て国家補償を悉く打切られても各種負債の弁済能力は十分に経済界に与へる影響は軽微である。即ち十六社の綜合資産負債表の資産内容を検討し不確実な資産を除いて確実な資産の実価を計算すると三十三億四百万円とほぼ見合つてゐる。

三、鉄鋼部門では日鉄等主要四十一社の資産内容を鉄鋼協議会の調査資料を基礎にして見るに左表の如く確実な資産の総額は百五億七千八百万円強で負債勘定総額百二十七億二千六百万円の八割にしかならないから、化学工業と異り補償打切りの場合には減資、積立金の切崩若くは債務の切捨てが必要となるが、補償打切りの前に適当な企業整理を行ひ製品価格操作に特段の措置をとれば経済界への影響を最小限度に止め得る。

化学工業十六社資産表(単位百万円)

固定資産	
長期投資(簿価の半額)	九八
其    他(簿価の八割五分)	一、一四一
流動資産	
棚卸資産(簿価の八割の四倍)	一、四一一
預金現金(特殊預金を除く)	一一〇
其    他	五一一
合    計	三、二八一
鉄鋼部門四十一社資産表(単位百万円)	
固定資産	
長期投資(簿価の半額)	一七五

其    他(簿価の六割六分)

一、三六四

流動資産

  棚卸資産(簿価の八割の四倍)

六、九〇五

  預金現金(特殊預金を除く推定)

四九一

  其    他(有価証券、売掛金等)

一、六四二

合    計

一〇、五七八

なほ経団聯では、補償打切りに先立つて企業整理を行ふためには公共性の強い整理機関を設置すべきであると次の三点を指摘して提唱してゐる。

一、各工業会社とも現在の操業率としては過剰人員を擁してゐるが、この整理を個々の企業に委ねたのでは不徹底となる惧れがある。

二、遊休設備などの資産を処分するには相当の長期間を要する。従つて売却されるまでの間、これを保有し最も能率的用途にこれを振向けるため一応一手に引受ける機関が必要である。

三、新会社を設立し、これを旧会社から完全に分離独立させるには強力な企業整理機関を設けてこれに旧会社の整理を引受けさせる必要がある。

商工省硫酸生産不振の原因発表

商工省では二月から六月中旬迄の硫酸工場生産不振の原因調査表を作成発表した。之に依ると原因の第一位は電気関係事故で、懸念してゐた原料関係による影響は意外に少なかった。

電気関係事故は二十八件で四月、六月に多く、六月は月初来漸増してゐる。其の原因が工場内の電気機器にあるのか、又外部の配電関係にあるのか未だ明確でないが、内訳の筆頭は停電十一件、電圧降下八件であつた。

又第二位は合成機関係事故で十五件、其の内合成塔事故は九件、之に対し原料関係の原因は十件、それも散発的であつた。要するに硫酸工場の主たる生産不振の原因は設備の不備にあることを示してゐる。

肥料配給方法変更

農林省では肥料の公平配給と必需方面への適期確保を図る為め、八月の新肥料年度から従来の反当割当に依る肥料配給方法を変更し、供出にリンク配給するも

のと農家の保有食糧(供出対象とならないもの)の生産に対して配給するものとの二本建配給方法を採る旨六日発表した。即ち

一、各農家の供出量に応じてリンク配給する配給基準は麦一俵、馬鈴薯百貫に就いて窒素肥料一貫(硫安換算)の割である。但し供出割当の七割以下の不成績農家は事情に依り配給を停止することもある。

二、農家の保有食糧(供出対象とならないもの)の生産に必要な肥料の割当は先づ中央から各都道府県に作物反当基準施肥料(麦、馬鈴薯、二貫四百匁)作付反別及び総生産量に対する自家保有量の比率により算出して割当てる。

#### 工場汽罐の電化推進

商工省では主要産業の工場汽罐を既に約四百罐電化してきたが、今回之を計画的に推進することに決定した。実施方針次の通り。

一、計画目標を一千罐とし二十一、二十二の両年度中に実施する。

二、対象業種は次の通りで、現在石炭を使用して居る工場を優先とする。

繊維工業(蚕糸、染色、化学繊維、パルプ、製紙、紡績)機械器具工業(電気絶縁材料)食料品工業(精麦、煉粉乳、味噌、醬油)化学工業(薬品、ソーダ)

三、実施地域は九州及び山口県地区を除く全地域とする。

四、電化方式は石炭汽罐の改造又は併置による電気石炭併用方式を原則とする。鑄物用地金等の配給改正

商工省鉱山局では機械用軽金属鑄物需給の円滑化を図る為、今回鑄物用地金並に所要資材類配給の方法及び系統を改正、第二四半期から実施する旨六日関係方面に通告した。

従来の配給系統は軽金属統制会を通じ、地金類の割当量を需要者団体に配給してゐたが、近く軽金属統制会は解散するので、之に代つて軽金属鑄造工業会が軽金属需給調整組合から現物割当を受け、関係官庁の指示に基づいて需要者団体に割当切符を交付、現物は鑄造業者組合に配給する。

従つて需要者は前以て申請した鑄造工場から製品を取得出来ることになり、万一鑄造工場の受注が不可能な場合は鑄造工業会が他の工場を斡旋することになつて居るが、鑄造品生産に必要な資材、燃料等の配給促進にも工業会が当る。

#### 化学肥料増産暫定金融措置決定

政府は今回化学肥料増産暫定金融措置として二十一億四千万円(硫安十七億円、石灰窒素三億二千万円、過燐酸石灰一億二千万円)の生産設備資金に対して、一部の新円融資を七月一日より実施九月三十日迄の暫定措置として認めることに決定した。適用工場は商工省の指定する化学肥料工場五十工場

一、既に操業してゐる東洋高圧砂川工場外三十二工場は補修又は拡充に要する資材購入代金の二割以内

二、未だ操業せず設備の補修拡充のみを行つてゐる日本水素小浜工場外十六の転換工場は資材購入代金の二割以内の外に資材運搬費の二割以内

と規定し、右何れの場合でも自由支払ひ出来る金額の合計額は設備資金総額の一割を超えることが出来るものとした。

#### 八月配炭計画

配炭総量は百六十二万三千九百噸その内訳は生産百五十七万六千噸(北海道四十三万噸、東部十七万八千噸、西部十四万八千噸、九州八十二万噸)、貯炭払出し四万七千九百噸である。産業別配炭は(括弧内七月)

山元消費十七万七千六百噸(十八万二千噸)その他十万四千噸(八万七千噸)国鉄五十四万五千噸(三万七千噸)鉄鋼九万七千噸(九万噸)ガスコークス十万八千噸(十万噸)硫安九万八千噸(十一万五千噸)燐房八万噸(十一万五千噸)無煙燐石微粉五万五千噸(八月から配炭計画に加へた)その他十五万七千七百噸

となつてゐる。日炭では八、九月が配炭上の最大危機とみてをり、重点的に扱はれてゐる硫安でさへ七月から配炭量が減じ、電力への日発の要求量の半分、その他一般の産業は七月二十七万九千七百噸(実配炭は二十一万七千二百噸程度と見込まれてゐる)に対して十五万余噸では当然生産再開に大きく響くものとみられてゐる。

#### 秋肥割当決定

農林省では本年秋季肥(八—十二月)の割当を生産予定の八割と抑へ、主食その他一般作物に対する分を含め次の通り決定、三十日次官名で各地方長官宛通牒を發した。(単位噸)

經濟情勢調査(その一)

	本年	前年	増
窒素質肥料(硫酸換算)	一三三、三五〇	九〇、八九四	四一、四五六
磷酸質肥料(過磷酸換算)	三〇、〇〇〇	一一、五六〇	一八、四四〇
加里質肥料(苦汁加里換算)	七、〇〇〇	四、〇〇〇	三、〇〇〇

窒素質肥料はこの外供出にリンクして一俵当り一貫の基準で配給する。約六万一千噸と麦栽培面積の未決定分三万噸、一―七月の未出荷分約五万噸、その他保有分三万噸を加へると結局三十万噸と前年の三倍強となる。磷酸質肥料は現在迄に入荷済の磷礫石による供給量から割当てたので、今後の入港分は更に追加割当する。府県別割当中東京都、埼玉、千葉、神奈川三県分左の通り。(単位千噸)

▽都府県別割当内容

	窒素質	磷酸質	加里質
埼玉	四・五一	一・一九	〇・二〇
千葉	四・〇五	〇・九七	〇・二〇
東京	一・八四	〇・二〇	〇・二〇
神奈川	一一・三二	〇・五〇	〇・一〇

八月分配炭計画発表

商工省では二十六日八月分の配炭計画を発表したが、これによると一年を通じて最悪の出炭条件下にある点を反映し、特殊建設資材、化学肥料用炭及び石炭増産のため炭礦所要資材用炭等已むを得ぬものを除き鉄道、船舶、鉄鋼以下一般産業分野は何れも七月分に比し軒並み減炭を余儀なくされ、結局百七十二万六千噸と七月分配炭量に比し計九万二千八百噸の配炭減となり、鉄道輸送力の低下をはじめ民需生産への悪影響は免れない。なほこの八月分配炭計画は北海道と九州の一日当り出炭量を稼働日数二十五日間として北海道一万九千噸、九州三万五千噸と強行増産を見込んでの計画であつて幾分危険があるので約三万噸の保留炭を考慮してある。各産業別配炭計画の内訳は左の通り。(単位千噸△印減)

項目	八月	前月比較
山元消費	一七七・六	△ 七・四
特殊用途	一〇四・〇	一七・〇

輸出入	数量	増減	数量
輸出	五九・〇		二四・〇
国鉄	五三七・〇	△	四〇・〇
私鉄	五・〇	△	〇・八
船舶燃料	六五・〇	△	五・〇
電力	三七・〇		―
瓦斯	一一八・七	△	一〇・五
鉄鋼	一一二・〇	△	三・一
鉄山精錬	一〇・〇		一・〇
金属	八・三		〇・九
造船機械	一五・五	△	二・二
窯業	七二・四	△	三・七
肥料	一〇一・五	△	二四・〇
化学	三三三・三	△	五・三
石油精製	〇・六	△	〇・三
織維	四三・二	△	七・七
塩	四〇・〇	△	八・〇
食品加工	一七・五		〇・五
煉炭及豆炭	三四・〇		―
官公衙	一七・〇	△	三・〇
北海道庁房其他	九〇・〇	△	二・三
地方調整用	二七・〇		九・〇
合計	一、七二六・二	△	九二・八
保留	三〇・〇		九・〇
総計	一、七五六・二	△	七三・五

秋肥生産目標決定  
 商工省では二十七日秋肥(八―十二月)三十六万六千噸の各社別生産計画を発表した。  
 内訳は硫酸二十六万三千三百噸、石灰窒素十万二千七百噸でこの数字は昨年秋



の生産実績に較べると四三倍に当るが、戦前の平年生産量に較べ六割弱にしか当らない。

昭和二十一年秋肥(八月—十二月)生産計画(単位 百吨)

◇硫 安

	八月	九月	十月	十一月	十二月	計
東洋高圧 北海道	二四	二四	二四	一五	三〇	一一七
日東化学 八戸	一六	一四	一六	一八	一九	八三
東北肥料 秋田	一〇	一〇	八	一五	一五	五八
昭和電工 川崎	五五	六五	七〇	七五	七五	三四〇
日東化学 横浜	一三	一五	一三	一七	一六	七四
日産化学 富山	六三	七五	八六	六九	六七	三六〇
東亜合成 名古屋	三〇	三五	三五	四〇	四〇	一八〇
別府化学 別府	七	七	八	九	一六	四八
宇部興産 宇部	四八	四八	五五	五五	六〇	二六六
東洋高圧 彦島	八	八	八	八	八	四〇
日新化学 新居浜	五七	八〇	八八	五七	一〇二	三八四
三菱化成 黒崎	二〇	二〇	八	二三	二四	九五
東洋高圧 大牟田	二五	三〇	三五	四六	五三	一八九
日本窒素 水俣	四〇	四〇	四三	四二	四一	二〇六
旭化成 延岡	一五	一七	一七	一六	一二	七七
日本水素 小名浜	一	一	一	一	四	四
日産化学 和歌山	一	一	五	一〇	一〇	二五
日本肥料 四日市	二	一〇	一二	一五	一五	五四
副産	六	六	六	六	七	三二
計	四四〇	五〇四	五三八	五三六	六一四	二、六三三

◇石灰窒素

国内経済調査(上)昭和二十一年七月—九月

東北電気製 和賀川 八月 九月 十月 十一月 十二月 計

東北電気製 和賀川	二	五	五	五	五	二二
昭和電工 鹿瀬	四六	四五	四六	四〇	四〇	二一七
信越化学工 直江津	二八	三〇	三〇	三〇	二七	一四五
電気化学工 青海	五五	五五	五五	五五	五五	二七五
日本カーバ イド工業 魚津	一〇	一三	一三	一九	二五	八〇
揖斐川電気 業 西大垣	〇	六	四	四	八	二二
信越化学工 武生	一〇	一〇	一〇	一二	一二	五四
電気化学工 大牟田	三〇	三〇	三〇	四〇	四〇	一七〇
昭和電工 秩父	一	一	三	三	三	一〇
鉄興社 大浜田	二	三	三	六	六	二〇
昭和電工 塩尻	一	一	一	三	三	六
中越電気 滑川	一	一	一	二	四	六
計	一八三	一九八	一九九	二一九	二二八	一、〇二七
◇合 計	六二二	七〇二	七三七	七五五	八四二	三、六六一

六月中生糸生産高

農林省の調査によれば六月の生糸生産高は六千八百三十五俵(十四中二割、二十一中八割)で前月に比し七百五俵減、計画数量に対し八割八分の実績であった。減産の原因は春繭乾燥による操糸燃料の逼迫、農繁期のため製糸工場労務者の帰農等によるものである。

本年上半期肥料出荷状況

農林省では一月から七月十五日現在までに配給した春肥窒素及び磷酸肥料の出荷状況を発表したが、これによると窒素肥料は要出荷総量二十八万七千七百吨の

經濟情勢調査(その一)

ところ出荷実績は二十万五千七百匁で出荷率は七割二分となつてゐる。更にこれを地区別に見ると出荷実績の最高地区は東北地方となつてゐる。(肥料は硫酸、石灰窒素、特殊化成、単位匁)

地区	要出荷量	出荷実績	出荷率%
北海道	一八、六九二	一四、四二五	七七
東北	四六、五六一	四〇、五九八	八七
関東	四九、二六六	三三、二九二	六八
北陸	二八、四五四	二三、九二三	八四
東海	三九、〇九九	二五、八〇一	六六
近畿	二四、八五七	一六、四七八	六六
中国	二六、三八八	一八、四五四	七〇
四国	一三、三七四	八、一八六	六一
九州	四一、〇五一	二四、五八三	六〇
計	二八七、七四二	二〇五、七四〇	七二

磷酸肥料の一月から七月十五日までの出荷量は全国配給割当二万一千匁に対し出荷実績は二万五千匁出荷率は九割五分で北海道の七割一分、栃木の九割七分の外は各府県とも全部百パーセント出荷済となつてゐる。

昭和二十一年産麦、馬鈴薯総合割当決定

農林省では二十四日の衆議院内食糧対策委員会で昭和二十一年産麦、馬鈴薯綜合供出中央割当の詳細を発表説明した。

それによると割当総量は四百七十万五千百石で内訳は麦三百七万三千六百石、馬鈴薯七十八万七千百石、米八十四万四千四百石(二十年産米)である。

この中央割当に基づき各県別に県内消費を加へて次の通り割当を決定した。

府県名	割当	中央割当内訳	
		麦	馬鈴薯
北海道	五二二・〇	一一七・〇	三七五・〇
青森	—	—	—

府県名	割当	中央割当内訳	米
岩手	六七・〇	—	—
宮城	五〇・〇	—	—
秋田	—	—	—
福島	七〇・〇	—	—
山形	一一五・〇	—	—
茨城	二〇三・九	—	—
栃木	二〇三・九	—	—
群馬	二一三・〇	—	—
埼玉	二二〇・〇	—	—
千葉	三五四・〇	—	—
東京	一六二・〇	—	—
神奈川	九〇・〇	—	—
新潟	八六・〇	—	—
富山	七九・〇	—	—
石川	—	—	—
福井	二〇・〇	—	—
山梨	二〇・〇	—	—
長野	五四・〇(内訳未決定)	—	—
岐阜	—	—	—
静岡	—	—	—
愛知	八一・〇	—	—
三重	五四・〇	—	—
滋賀	六五・〇	—	—
京都	三七・〇	—	—
大阪	二二・〇	—	—
兵庫	二二・〇	—	—
奈良	—	—	—
和歌山	—	—	—

鳥取	三三・〇	一七・四	五・六	一〇・〇
島根	一〇・〇	四・四	五・六	—
岡山	一九〇・〇	一四六・三	一三・七	三三〇・〇
広島	五〇・〇	二八・三	一六・七	五・〇
山口	四五・〇	四一・三	三・七	—
徳島	九三・〇	九〇・八	二・二	—
香川	一三四・〇	一三四・〇	—	—
愛媛	一〇一・二	九八・四	二・八	—
高知	五七・〇	五〇・九	一・一	五・〇
福岡	三五〇・〇	二九五・八	四・二	五〇・〇
佐賀	一三五・〇	八一・七	三・三	五〇・〇
長崎	五五・〇	四九・八	五・二	—
熊本	三〇〇・〇	一九七・三	二・七	一〇〇・〇
大分	一二〇・〇	九七・八	二・二	三〇・〇
宮崎	七四・〇	七三・三	〇・七	—
鹿児島	五六・〇	五三・七	二・三	—
計	四、七〇五・一	三、〇七三・六	七八七・一	八四四・四

在庫生ゴム調査高発表

商工省では上級生ゴム二万廻の対米輸出を完遂するため一日から一週間、生ゴムの使用を禁止して国内在庫量を調査中であるが、これに協力したゴム統制組合の在庫集計は次の通り。(単位廻)

団体別	輸出適格品	不適格品	合計
ゴム統制組合	三、三三七	五、一九四	八、五二一
交易管団	二、三三四	一、〇七七	三、四五一
ゴム統制組合員	一、〇九四	三、八二四	四、九二二
日本電線協会工場	二〇一	四五二	六五三
ゴム利用工業会	六三	四二	一〇五
その他一般	八九	七〇	一五九

国内経済調査(上) 昭和二十一年七月—九月

合計 七、二四八 一〇、六六三 一七、八一

なほこの輸出適格品とは別に既に四千廻程度をアメリカに輸出済みである。  
 ゴム製品配給円滑化

商工省では今回自動車及び自転車のタイヤ、チューブ、ベルト、ホース、地下足袋等、産業復興及国民生活に必要なゴム製品が次の如き原因で末端配給機関へ到着後一ヶ月を経ても最終消費者の手に渡らない場合には各都道府県のゴム製品配給統制機関が自主的に配給計画を樹て、これが実施後商工省へ事後報告することとした。

- (イ) 主務官吏更迭等による手続の遅延。
- (ロ) 割当品の全部が到着しないためその到着を待つて配給手続をする。
- (ハ) 割当量が僅少であるため配給の方法がつかない。
- (ニ) 地方事務所等の中間機関を経由するため末端手続が遅延する。

第二四半期(七月—九月)洋紙供給計画

商工省では本年度第二四半期(七月—九月)の洋紙需給計画を決定、二十二日発表した。割当総量は一千五百二十万封度(約一割)の増配で用途別割当は大体前期と同様であるが、特に前期より増加したのは次表の通り。(単位二万封度)

教科書	当期	前期	当期	前期
民需出版	一七〇	一〇〇	加工紙	六五
同印刷	一〇〇	九四	紙器	四
教科書	三〇二	二三四	紙製品	四〇
				三七・四

鉱物生産目標決定

鉱山局及び全国鉱山会では二十一年度の各種鉱物生産計画を樹てるため予て二百六十余の指定基本鉱山を中心に調査の上、今回生産諸条件を考慮した最高の生産目標量を次の通り決定した。

	鉱量(廻)	品位(%)	含有量(廻)
銅	四六〇、五五五	六・三一	三〇、二三二
鉛	三一、九四二	三〇・三	九、六七八
亜鉛	七九、二一〇	四七・五	三七、六四三

経済情勢調査(その一)

錫	五七八	二五・五	一四七
水銀	四、〇五四	一・五五	六三
アンチモニー	八一五	三・四四	二八
コバルト	二一五	一・五	三
硫黄	七一、七八五	九九・五(製品)	
硫化鉄	九四六、四二五	四四・八(精鉄)	
鉄鉱石	一、三三五、七五七	四九・一	
砂鉄	七〇、六〇〇	五三・四	
満鉄	七三、三二一	三八・〇	
クロム	四一、七八七	三七・三	
重晶石	二九〇	六〇・〇	
水鉛	二九一	七六・〇	
石膏	一一七、八〇〇	三八・〇	
石綿	九、九四七		
螢石	八、〇三五	六〇・〇	
重晶石	七、五〇〇	九四・三	
鉍石	一一五、一四〇		
粘土	五四、〇〇〇		
黒鉛	一一、七四七		
金	四二六、六六四	六・九九瓦一匁	二、九八〇
銀	一	一三九・一一一瓦一匁	五九、三五五匁

六月末石灰窒素生産実績

石灰窒素肥料製造業組合調査によれば、六月の石灰窒素生産高は一万八千三十三匁で(前月比、⊕二六%)、商工省の生産指示量に対しては尚二割の不足となつた。指示量を達成出来なかつた大きな原因はコークスの不足である。工場別生産高は次の通り。(単位匁、括弧内は指示量)

揖斐川大垣	四五(一)	四〇〇( )
日本カーバイド魚津	一、〇六六(一)	一、五〇〇( )
東北和賀川	五〇六( )	三〇〇( )
電化青海	六、七七三(七)	九〇〇( )
同 大牟田	一、四二二(四)	一、〇〇〇( )
信越武生	四〇一( )	三七〇( )
同 直江津	三、一二二(三)	一、〇〇〇( )
昭和鹿瀬	四、二九二(五)	〇〇〇( )
計	一八、〇三三(二二)	一、六七〇( )

六月末ゴム生産実績

ゴム統制組合では昨年十一月ゴム製品の計画生産を実施して以来生産実績、検査(合格)実績及び出荷実績を六月末現在で調査したが、これによると生産実績は生産割当の七割二厘、検査実績は生産実績の八割八分九厘、出荷実績は検査実績の四割九分であつた。(単位匁)

(A) 生産割当量	一六、七〇六
(B) 生産実績	一一、七三五
(C) 検査実績	一〇、五六八
(D) 出荷実績	五、一九〇

六月末硫酸銅生産実績

食糧増産に不可欠な農薬(防殺虫剤)である硫酸銅の生産は一月以降漸減傾向を辿り、年間需要量六千乃至八千匁の供給は困難と見られ、米麦その他の虫害予防に暗影を投じてゐたが、その後製錬所の生産意欲が急速にたかまり、其の結果六月末の生産実績は左表の如く非常に好転した。

なほ七月―九月期の生産計画は農薬関係二千百匁、通信関係三百匁、その他百匁、合計二千五百匁である。

社名	製錬所	一月	二月	三月	四月	五月	六月	合計
石原産業	四日市						四八	四八
日本鋳業	日立							
三井鋳山	佐賀関			一〇〇	一〇〇	五〇	一〇〇	三五〇
三井鋳業	竹原				一五	二	七	二四
三井鋳業	日比					四〇	五〇	九〇
三井鋳業	三池	二八	一五	五六	五五	五七	一〇三	三一四
三井鋳業	細倉						四一	四一
三井鋳業	大阪		二		一五	三一	三四	八二
三井鋳業	直島				二五	五〇	五三	一二八
三井鋳業	小坂	一〇			一〇		一〇	三〇
三井鋳業	安中		一	二〇	三八	五〇	五〇	一五九
三井鋳業	新居浜	二〇	六三	一三〇	三九	四一〇	三四〇	一、三一二
三井鋳業	日光	一一		三七	一二	〇	五	六五
三井鋳業	宮古	一五	一二	一三	八	八	〇	五六
三井鋳業	城東				五	三	五	一三
三井鋳業	堀						二	二
三井鋳業	王子					一九	〇	一九
合計		八四	九三	三五六	六三二	七二〇	八四八	二、七三三

農林省都市災害地の耕作面積発表

農林省は今般都市災害地の耕作面積を発表したが、右によると都市災害総面積一億六千万坪(五万町歩)のうち耕作可能面積は約四千五百万坪(一万五千町歩)で、このうち実際に耕作したものは六割前後の二千七百万坪(九千町歩)と推定され、残りの千八百万坪(六千町歩)は未耕地となつてゐる。

輸入燐肥配給実績

マ司令部の好意により燐鉱石の輸入を見てから燐酸肥料の生産は急調子に進んでゐるが、日本肥料では既に一月―七月の割当量二万一千噸(過燐酸換算)の八割三分五厘を六月末までに末端機関へ配給した。本月中旬は割当量の全部を配給出

来る見込である。各種燐酸肥料の割当及び配給に関する数字は次の通り。(六月末まで、単位噸)

普通過燐酸(トマス燐肥を含む)	割当	配給	%
五、九七八	五、九七八	五、二三一	八七・五
六、八二五	六、八二五	四、三一八	六三・三
下級過燐酸	二〇、八九八	一八、八二三	九〇・一
特殊合成肥料	二一、〇〇〇	一七、五四三	八三・五
合計(過燐酸換算)			
本年春蘭予想取爾高			
農林省調査による六月十日現在本年春蘭予想取爾高は九百二十二万一千百三十			

貫(釜種掃立量は千五百四十二万二千吨)生糸年間計画生産高十五万五千四百俵に對し、その差額八万六千九百俵は在庫量及び秋繭によつて補ふことになるわけだが、前年春繭収繭高に比し六百二十九万六千二百八十一貫と四割六厘の減少となつて居る。減少の原因は桑園の減少及び肥料の不足にある。

鉄鋼協議会七月分鉄鋼の生産計画の修正並に二十一年度上期鉄鋼價格調整資金問題決定

鉄鋼協議会では十五日常任理事会を開催、鉄鋼部門に対する七月の配炭が当初の計画十万三千百吨から九万吨に減じ、更に九万二千二百吨に変更されたの對し、鉄鋼生産計画を銑鉄九千三百吨(当初の計画一万二千四百吨)鋼材一万八千吨(当初の計画二万三千吨)と変更することに決定した。

尚價格調整資金に關しては鉄鋼の現行價格(銑鉄吨当り千三百円鋼材二千六百円)の原価割れに對し特殊物件払下げ処理による價格差益金から調整資金として銑鉄吨当り九百円、鋼材吨当り千四百五十円を補給することに決定せる政府方針を報告した。

マ司令部本年一月―五月間輸出入統計発表

マ元帥日本占領報告五月分によれば、本年一月一日より五月二十五日迄の日本の輸出入統計は次の通りである。

輸 出	單位	數量	輸 出 先
▽織 維			
生 糸(俵)		三、九六〇	米 国
▽農産物及海産物			
桑 苗 木(本)		二、九一〇、〇〇〇	中国及朝鮮
桑 種(封度)		三、〇〇〇	朝 鮮
落葉の松種(封度)		一〇〇	英 国
蚕 卵 紙(枚)		三五〇、〇〇〇	中国及蘇聯
同 (瓦)		三五、〇〇四、〇〇〇	【 欠 】
野菜 種(吨)		一二、五〇〇	朝 鮮

▽木材及紙			
鋸山用材(本)		八三、五五九	中 国
鐵道材木(本)		一三八、九四五	朝 鮮
竹 (メソ)(本)		三、五〇〇	朝 鮮
同(メダケ)(束)		九、〇〇〇	朝 鮮
煙 草 紙(米噸)		一二二	朝 鮮
▽非鉄鋸物(この項單位吨)			
石 炭		四一、六一九	朝鮮及香港
塩		七、〇〇〇	朝 鮮
ピ ッ チ		八、四二六	朝 鮮
硫化アルミ塩		二二六	朝 鮮
塩素、液体		一一	朝 鮮
ソーダ灰		一〇	朝 鮮
重炭酸ソーダ		五	朝 鮮
ダイナマイト		一八	中 国
▽金屬及同製品			
機 関 車(台)		一一	朝 鮮
機関車主動輪(シ)		一五	朝 鮮
車輛用輪及軸(シ)		八〇	朝 鮮
ボイラー・チューブ(吨)		二	朝 鮮
自動式スイッチ部分品(箱)		三四	朝 鮮
針 (箱)		五〇〇	朝 鮮
電氣器具(個)		九	朝 鮮
電氣雷管(本)		一五〇、〇〇〇	中 国
輸 入			
▽農産物及び海産物			
小 麦(長噸)		四一、八二八	米 国
米 (シ)		一五、七三二	米 国

玉蜀黍(長噸)	一九八	米	国
砂糖(噸)	三〇三	シ	
白豆(短噸)	四六	シ	
肉(罐詰)(シ)	一〇、六六八	シ	
雜(罐詰)(シ)	二六	シ	
Bレーシヨン(長噸)	三、五五七	シ	
魚罐詰(シ)	一、四八一	シ	
生鮮魚類(噸)	三〇〇	朝	鮮
乾焼魚類(シ)	六〇	シ	
蛎(シ)	一〇	シ	
▽非鉄鉱物			
燐(シ)	一五、六四〇	中	国及米国
塩(シ)	一一五、〇二七	中	国

二十一年度上半期亜硫酸生産実績

金属配給会社の調査によると一月以降の亜硫酸の生産実績は逐月増進してゐるが、農林省の要求量(年間二千噸)及び二十一年度生産見込(年間千二百噸)に対しては遙かに下廻つてゐる。併し鉱山局及び全国鉱山会では七月以降は銅製錬の副産物として積極的に採集する方策を講ずる一方、比較的高品位の尾平、遠ヶ根、新木浦、鹿折の諸鉱山の鉱石輸送に努力することになつたので、七月九十二噸、八月九十六噸、九月百十二噸(計三百噸)の予定生産量は確保出来るものと見られる。

一月以降の生産量は次の通り。(単位噸)

一月三六・〇▽二月三六・〇▽三月七四・二▽四月六六・八▽五月八一・一▽六月七〇・〇

商工省凍結生糸による輸出絹製品製造に関する省令公布

商工省では昨年末聯合軍当局の指令に基き生糸、絹製品の総てを凍結してゐたがその後米国向け生糸の積出し開始等輸出の進展に伴ひ凍結中の生糸、絹製品等生糸換算約五万五千捆を解除し適宜輸出用に振向けることとなり、十五日右に關

する商工省令(第三十三号)を公布し即日実施した。

今回の省令は生糸の内まだ凍結の儘になつてゐるすべての開俵生糸や生糸としては輸出に不適格な(四十二デニールを超えるもの又はF格以下のもの)未開俵生糸及び絹紡糸を所有してゐる絹織物製造業者はこれ等の糸を使つて織物を織り、検査を受け、輸出に向けるため政府に売渡さねばならないことや、生糸を使用する場合は各機織業者は日本纖維協会の割当てを受けることを規定してゐるが、製品は聯合軍当局の指令にある羽二重、富士絹等十二品種となつてゐる。

右の解除措置により凍結生糸の内輸出に適格な高級生糸四十二デニール以下でE格以上のもの約五百封度は蚕糸業会が買上げて再検査の上輸出に振向けることとなり、又織物のうち小売店の店頭にあるものは国内販売を認めその他のものは絹メリヤス生地と共に国営検査を受けた上、夫々日本織物統制会社(所謂織統)及び日本莫大小統制会社に売渡し生糸と同様輸出に振向けるがこれは約一億三千三百万碼である。

硫酸肥料製造組合六月分生産実績発表

硫酸肥料製造組合は六月分生産実績を発表したが、一部調査未了分を除いた六月分硫酸生産高は四万二千六百八十一噸で、商工省の指示数量五万一千七百九十噸に対し二割の不足となり、調査未了分を合せても到底九割に達しない。減産の原因は

- 一、停電並に電圧降下による休止
  - 二、気温上昇による不調
  - 三、合成塔を始めコンプレッサー各種ポンプの故障
- 等によるもので、一般的に設備老朽による故障の続出である。

六月中小型自動車生産実績

六月の小型自動車生産実績は各車合計百六十一輛で毎月漸増の傾向にあるが未だ生産目標の五割に達しない。各車別生産数量は次の通り。

ダイハツ号	一一八輛	アサヒ号(オートバイ)	九輛
マツダ号	六輛	陸王(側車)	二〇輛
オオダ号	七輛		

聯合軍司令部七分分第二回輸入食糧放出許可

總司令部は十三日七分分第二回として大量の輸入食糧放出を許可した。配給範圍は十九地方に亘るものである。都道府県別食糧放出量次の通りである。

府県別	小麦粉	罐詰	維持日數
北海道	八、〇〇〇 <small>噸</small>	—	八・九
青森	二、三〇〇	一、一二五	八・七
岩手	五二〇	三〇〇	—
宮城	三四七	二〇〇	五・一
福島	六〇〇	—	—
東京	九、七八二	一、一三〇	一三・〇
神奈川	四、一四二	三、二一八	九・六
山梨	一、三八七	八〇〇	六・九
岐阜	五〇〇	—	—
静岡	八〇〇	—	—
福井	一五〇	—	七・一
長野	八七七	五〇〇	—
京都	三、〇〇〇	—	一〇・〇
大阪	八、六七〇	—	九・九
兵庫	五、〇〇〇	—	五・五
和歌山	九〇〇	—	三・九
広島	二一〇	—	一〇・〇
山口	一〇〇	—	一〇・〇
福岡	三、〇〇〇	—	—
總計	五〇、二八五	一七、二七三	—

農林省生糸生産実績発表

農林省発表による六月一日現在の製糸工場數二万三千三百七十八台、これによる生糸生産數量は月十二万三千八百三十一貫(七千七百九十三俵)年間九万三千五

百十六俵であるが、見返り物資としての生産予定十五万五千俵に比し資材關係のみで六万一千四百八十四俵(四割弱)の不足である。  
六月末現在供米実績並に全国主食遅配状況  
六月末現在供米実績並に全国主食遅配状況左の如し。

○六月末日現在買入状況

府県	割当	買入	進捗率
北海道	八一二 <small>千石</small>	二七六、四三九 <small>石</small>	三四・〇%
青森	三九八	三一〇、九八一	七八・一
岩手	四八六	三四七、五四八	七一・五
宮城	九九四	六七七、九五五	六八・二
秋田	一、〇二三	八六七、六七二	八四・八
山形	一、一二五	一、〇二七、三三二	九一・三
福島	九〇八	七六二、三七二	八三・九
茨城	六八〇	六二五、〇七三	九一・九
栃木	七六三	五四六、六八四	七一・六
群馬	三一五	三五〇、九二三	一一・四
埼玉	六七三	五九六、一八八	八八・五
千葉	八〇六	五九五、四六一	七三・八
東京	二〇	二五、二八一	一二六・四
神奈川	一四一	一三一、八九七	九三・五
新潟	一、八三二	一、四四九、一二二	七九・一
富山	八六五	五三七、四〇五	六二・一
石川	五四四	四九二、七八二	九〇・五
福井	四五四	三六三、五五二	八〇・〇
山梨	一七八	一一三、二五八	六三・六
長野	六一四	五〇一、九五一	八一・七
岐阜	四八七	四八二、八六七	九九・一



静岡	五三一	五三一、六六五	一〇〇・一
愛知	七七四	七二四、四三九	九三・五
三重	五二〇	四七一、七九〇	九〇・七
滋賀	八四四	七四六、二六〇	八八・四
京都	三八一	三六二、九八五	九五・二
大阪	二九三	三〇一、七二五	一〇二・九
兵庫	五〇一	五一六、六〇三	一〇三・一
奈良	二九六	二九五、七二一	九九・九
和歌山	一八四	一六八、九六六	九一・八
鳥取	二六八	二五七、九三四	九六・二
高松	二五六	二六二、九七〇	一〇二・七
岡山	六一八	五七一、五七〇	九二・四
広島	五四五	四八八、六一九	八九・六
山口	四二八	三五九、四一〇	八三・九
徳島	七七	九八、九七〇	一二・八・五
香川	二七八	二五二、二〇六	九〇・七
愛媛	三二六	二三五、六九六	七二・二
高知	九一	七三、七四四	八一・〇
福岡	一、〇五九	七四四、一八三	七〇・二
佐賀	六四二	四一〇、八六〇	六三・九
長崎	一〇〇	七八、六八一	七八・六
熊本	九〇〇	三九四、八八九	四三・八
大分	四八四	二六〇、四五〇	五三・八
宮崎	一六七	一二六、八八一	七五・九
鹿児島	三六三	二〇四、一六三	五六・二
計	一五、〇四四	二、〇二四、一四七	七七九・九

全国主食遅配状況(単位日、計は県内平均、六月三十日現在)

○北海道 札幌市五五、小樽市六一、函館市五六・五、室蘭市六一・五

国内経済調査(上) 昭和二十一年七月—九月

- 青森県 青森市三二、大湊地区四三・七、其他二二・四
- 岩手県 盛岡市〇、其他〇・三
- 宮城県 仙台市一・五、其他六・二、計四・二
- 秋田県 秋田市二・六、其他一・八、計一・九
- 福島県 福島市〇・一、其他一・五、計一・四
- 東京都 一〇・二
- 神奈川県 横浜市一四・七、川崎市一五・五、鎌倉市一九・五、横須賀市一  
九・七、其他一八・九、計一五・七
- 新潟県 新潟市二、其他〇・二、計〇・三
- 富山県 富山市三・八、高岡市九・七、其他〇・三
- 山梨県 甲府市一三・八、其他一七・二、計一六・八
- 長野県 長野市〇、其他一、計〇・九
- 静岡県 静岡市〇、其他〇・一
- 京都府 京都市一〇・三、其他〇・九、計一五・六
- 大阪府 大阪市一四・二、堺市一九・四、其他一五・三、計一五・一
- 和歌山県 和歌山市四、其他二・五、計六・五
- 広島県 広島市二・二、其他二・六、計一・八
- 福岡県 福岡市三、八幡市四、其他一・四
- 長崎県 長崎市〇、其他二・八、計一・九
- 千葉県 調査未着

第二四半期電動機配給計画決定

商工省では九日標準電動機配給協議会を開き第二四半期電動機配給計画を決定した。夫に依れば需要四万九千台に対し配給量は一万六千台(此の外緊急用として八千台を電配が保有する)となつてゐる。主な産業界内への割当は次の通り。

(括弧内需要台数)

織	三、〇〇〇台(二、〇〇〇)
硫	六〇〇台(七〇〇)
農林土建	一、〇〇〇台(二、〇〇〇)

経済情勢調査(その一)

石炭 九〇〇台(一、二〇〇)

六月中貨物自動車生産実績

六月中の貨物自動車生産実績は一千四百八十三台にして五月中実績一千二百七十二台に比し二百一十台の増加となり終戦以来の最高記録を示した。右は生産予定の一千七百八十台に比し二百九十七台の低下になるが、此の原因はヘッドライト、タイヤ等完材品の不足並に石炭、コークス等副資材の不円滑に依るものである。尚各社別生産実績は次の通り。

トヨダ	予定	実績
ニッサン	七〇〇台	七三〇
いすゞ	七〇〇台	三八〇
第一四半期地下足袋配給計画決定	三八〇台	三五一

第一四半期地下足袋配給計画決定

商工省では今回地下足袋の本年度第一回分の配給計画を決定左の通り発表した。

農村用(薪炭、木材を含む)	一、五〇〇、〇〇〇足
石炭関係	四一五、〇〇〇
肥料関係	一五、〇〇〇
官庁用	五〇〇、〇〇〇
各府県からの配給分	六一八、五〇〇
合計	三、〇四八、五〇〇
内前記配給の残り分	五四八、五〇〇

六月中九州化学肥料生産高

九州地方商工局管内化学肥料の六月生産高は硫酸は目標に対して五割九分の八千二百五十四噸、石灰窒素は五割の千五百噸といふ低調さであつた。各工場別成績は次の通り。(単位噸)

○硫安	目標	実績
三菱化成黒崎	二、五〇〇	一、六五四
東洋高圧大牟田	五、五〇〇	一、五〇〇

日窒水保	四、三五〇	四、〇〇〇
旭化成延岡	一、三四〇	一、一〇〇
計	一三、六九〇	八、二五四

○石灰窒素

電気化学大牟田	三、〇〇〇	一、五〇〇
---------	-------	-------

第一四半期石鹼配給決定

油脂製品統制会社では本年度第一回分(第一四半期)の配給計画を決定した。家庭用配給は配給増加が期待されてゐたに拘らず、原料油脂、石炭不足の関係上期とほぼ同量で五十瓦石鹼が一人一個の割合である。配給内訳次の通り。

○普通石鹼(単位瓦、括弧内個数)	三、三三三、二七七(七三、一一〇、九九五)
家庭用	八四、一四九(一、八五一、二八一)
業務用	一三八、八四六(四、〇四四、六一一)
各地方保留分	六三〇、九九四(一三、八八一、八六五)
中央保留分	四、二二二、二一六(九二、八八八、七五二)

合計	九四、〇八六
○粉末並に工業用石鹼	六五、〇〇〇
伸線用	二〇、〇〇〇
ゴム用	六、〇〇〇
皮革用	三〇、〇〇〇
塗料用	二、七〇〇
白鉛華用	一九一、二二四
其他	四〇九、〇二〇
中央保留分	二〇〇、〇〇〇
合計	四、八二八
農業用石鹼	二〇四、八二八

○農業用石鹼

農薬用	二〇〇、〇〇〇
中央保留分	四、八二八
合計	二〇四、八二八

総計 四、八三六〇六四

六月分石炭生産実績

六月分石炭生産実績左の如し。

◎六月分総出炭高(単位千吨)

地域	計	画	実績	遂行率%
北海道	四六五	四二八	九二・二	
東 北	一四七	一三四	九一・六	
東 部	四三	五二	一二〇・六	
西 部	五	四	九四・〇	
山 口	一一〇	一三四	一一一・八	
九 州	九二〇	八五〇	九二・四	
全 国	一、七〇〇	一、六〇四	九四・四	

  

地域	四 月	五 月	六 月
北海道	五六九	三九九	四二八
九州	九二七	九七一	八五〇
全 国	一、六二〇	一、六九五	一、六〇四

  

地域	労働者数	出 炭 高
四 月	三〇五、七五四	五・三〇
五 月	三一四、八七二	五・三八
六 月	三二〇、七〇九	五・〇〇

  

◎地域別一人一ヶ月当り出炭高(単位吨)

地域	五 月	六 月
北海道	五・六九	六・二五
東 北	五・六八	五・二一
東 部	六・四九	六・二三
西 部	二・四七	二・二九

国内経済調査(上) 昭和二十一年七月—九月

◎地域別の月末在籍一人一日当り出炭高(単位吨)

地域	上 旬	中 旬	下 旬
山 口	六・八五		六・一四
九 州	五・〇六		四・三八
全 国	五・三八		五・〇〇

  

地域	四 月	五 月	六 月
北海道	〇・二三	〇・二二	〇・二二
九州	〇・二四	〇・二五	〇・二七
全 国	〇・一九	〇・一九	〇・一八

農林省春肥出荷発表

農林省では一—七月春肥出荷量を二十八万九千吨計画したが、六月二十日現在の実績は僅に十五万八千吨に止り、此の儘推移すると主食其他農産物の生産確保に支障を来すので、期間内で予定の入割迄に漕ぎつける様努力してゐる。

六月二十日現在の肥料別出荷量次の通り。(単位吨)

肥料	予 定	出 荷
硫 安	一〇三、〇六〇	一〇二、三九八
石 灰 窒 素	八三、七八二	四九、五六二
有 機	二、七〇六	一、一一七
特殊化成	—	四、九五二
計	一八九、五四八	一五八、〇二九

第二四半期硫酸需給計画

日本硫酸統制会社では此の程、第二四半期の硫酸需給計画を決定、硫安並に過磷酸向供給に重点を置くが、化学肥料用の供給予定量は七割六分の見込である。需給計画次の通り。(単位噸、何れもボーム、五十度換算)

生産予定	三三九、〇二六
薄硫酸	一九、六九三
濃硫酸	二一、一四〇
計	三七九、八五九
硫安用	二〇七、〇八五
過磷酸用	六二、二四〇
自家工業薬品用(人絹スフ用を含む)	一九、八三二
市販	五五、四九二
計	三四四、六四九

東海北陸の七月分配炭割当

東海北陸地方の七月分配炭割当は六月分五万七千噸に對し、三千六百噸増の六万七千噸と決定したので、東海北陸地方商工局では石炭庁割当以外に九州方面の炭礦資材とのリンクによる一万三千噸を加へ、七万二千噸のうち七千三百噸の入荷不足を見越し、六万二千九百噸(無煙炭一万六千噸を含む)の配炭割当を次の如く決定した。

○有煙炭割当(単位噸)

特殊鋼	一、八四五	礦山精鍊	二八〇
造船部品	一〇〇	鐵道車輛	六六〇
産業車輛	二七〇	自動車	一、一二五
一般機械	二、〇三一	電線伸銅	四一五
電極	三〇〇	日用金物	一五〇
セメント	一、六〇〇	耐火煉瓦	七〇〇
煉瓦	三三〇	土管	二、九八〇
硝子	三、一〇〇	陶磁器	六、一五九

窯業其他	四六七	曹達	一〇〇
有機合成	一五〇	油料	四三〇
硫酸安	六、六〇〇	磷酸加里	四六〇
火薬	三〇〇	ゴム	三二三
無機薬品	五〇	医薬品	二五〇
農業薬品	五〇	化学工業	四二五
アルコール	四〇〇	瓦	五、四〇〇
蚕糸	一、〇〇〇	織維	二、三五〇
紙及びパルプ	一、三〇〇	味噌醬油	二〇〇
牛乳及び乳製品	二〇〇	塩	二、五〇〇
主要食糧	二〇〇	食料品其他	二、〇〇〇
電力	五四〇	船舶燃料	三、〇〇〇
官公需	七〇〇	煖房、浴場	二五〇
其他	六一〇		

第二四半期纖維産業勞務需給計画

厚生省では三日纖維勞務処理中央委員会を開催纖維産業勞務需給計画に就て協議した結果、蚕糸二万一千、綿紡二万八千(女二万七千、男一千)其他化学纖維八千五百、絹四千、羊毛五千、麻二千、其他纖維産業合計六万九千九百人の勞務者の充足を決定した。

六月中油脂製品生産概況発表

油脂加工統制組合では此の程六月中の油脂製品生産概況を発表した。それに依ると六月の生産計画は原料油脂二千三百噸を使用し、硬化油千四百五十五噸、脂肪酸千七百八十九噸、グリセリン百四十一噸、石鹼千六百九十八噸であつたが、配炭が五百噸で工場在庫の千噸を合せても所要量(三千三十七噸)の半分を割る關係上生産実績は計画の半分に止つた。

革靴配給計画決定

商工省では五月中に生産した革靴の配給計画を次の如く決定した。(単位足)  
○全国靴統組を通じ各都道府県への配給分 一一二、四九二

○日本原皮鞣剂会社大阪支店からの直配分

1	皮革統組からの直配分	三、〇〇〇
2	運輸省海運総局、船員局	三、五〇〇
3	復員庁第二復員局	三、〇〇〇
4	厚生省引揚援護院	一、五〇〇
5	中華民国慈善服務団	一、三〇〇
合計		一、五〇〇
七月中硫安生産向配炭計画		一二六、二九二

硫安肥料製造業組合では、此の程七月中の配炭合計十二万噸を石炭庁より許可された。

工場別割当量左の通り。(単位噸)

高圧砂川	七、〇〇〇	宇部興産	三八、〇〇〇
日東八戸	二、五〇〇	高圧彦島	三、三〇〇
東北秋田	二、〇〇〇	日新新居浜	三四、〇〇〇
昭和川崎	一、一〇〇	三菱黒崎	一〇、五〇〇
日東横浜	一、六〇〇	高圧大牟田	四、七〇〇
日産富山	六、〇〇〇	日窒水俣	六〇〇
東亜名古屋	三、〇〇〇	旭延岡	三、七〇〇
日肥四日市	五〇〇	計	一二〇、〇〇〇
別府化学	一、五〇〇		

七月分石炭需給計画

商工省では「七月分石炭需給計画」を二日発表した。之に依ると七月の総供給量は百八十二万九千七百噸と六月よりも八万二千噸増となり、配当計画も全産業を通じて六月より若干増加した。(単位千噸)

供給量

北海道	九	九州	九三〇・〇	其他総計	一、七五四・〇
生産	四七五・〇				
貯炭払出	三八・三		三三〇・四		七五・七

国内経済調査(上) 昭和二十一年七月—九月

計合見込 五〇四・七 九四二・〇 一、八〇二・七

増炭分 八・六 一八・四 二七・〇

計 五一三・三 九六〇・四 一、八二九・七

(註) (一) 九州生産中に運輸省々營の志免炭礦の出炭を含む。  
 (二) 貯炭払出増炭分は鉄道及び製鉄部門が取得困難な坑所貯炭を自力で取得するものをいふ。  
 (三) 前月同様常警炭及び宇部炭を北海道及び九州に転送し北海道炭及び九州炭と交換を実施する。

配当量

山元消費	一八五・〇	前月比増(△減)	△ 一一・三
進駐軍	八七・〇		三四・五
輸出貨	三五・〇		△ 五三・〇
国鉄	五七五・〇		
私鉄	五・八		〇・八
船舶燃料	七〇・〇		一〇・〇
電力	三七・〇		一一・四
ガス、コークス	一二六・五		一八・〇
鉄鋼	一一五・一		二・一
鉄山精錬	九・〇		
鋳山精錬	九・二		〇・一
金属	九・二		
造船機	一七・七		二・三
窯業	七六・一		四・〇
肥料	一二五・五		四・五
化学	三七・六		九・一
液体燃料	一・三		〇・二
織維	四五・九		一・七
塩	四八・〇		△ 一一・〇
食品加工	一七・〇		四・〇

煉炭及豆炭	三四・〇	—
官公衙	二〇・〇	七・六
北海道煖房其他	一一三・〇	六〇・〇
地方調整用	一八・〇	△ 二・〇
合計	一、七七一・七	八二・〇
保留	二二・〇	

(註) (一) 国鉄炭量中の三万噸は北海道、九州の坑所貯炭を自力で確保するもの

(二) 二万噸、常磐炭増炭を条件とするもの一萬噸。

(三) 鉄鋼配当量中七千噸は製鉄会社が自力で確保するもの。

(四) 北海道煖房其他用の中十萬噸は北海道煖房用。

(四) 地方調整用は地方商工局に於て炭礦向資材緊急確保の為必要な保留分。

(四) 保留二万一千噸は主として宇部の払出困難な下級粉炭。

第二四半期鉄鋼の生産計画

鉄鋼協議会では二十一年度第二四半期鉄鋼需給計画案を左の如く決定一日発表した。右は鉄鋼部門に対する配炭量三十三萬噸重油一萬一千噸を基礎に算定したもので、生産計画は左の通りである。

銑鉄三万六千八百噸、普通鋼々材七万四百噸、鍛鋼四千噸、鋳鋼八千噸、特殊鋼七千噸

△供給力は此の外に協議会所属の在庫普通鋼々材五千噸、特殊物件四萬噸とがある。

△需要総量は約六十萬噸で供給量は大体二割程度である。

需要部門別割当左の通りである。(単位噸)

進駐軍関係	一七、〇〇〇	海	運	五、〇〇〇
石炭	二〇、〇〇〇	通	信	一、〇〇〇
化学肥料	一八、五〇〇	食	料	二、〇〇〇
鉄道	一五、〇〇〇	土	建	一、〇〇〇
小運送	三、〇〇〇	産	業	五、五〇〇

特定機関	四、〇〇〇	其	他	五〇〇
医薬	二〇〇	中央	保留	一、〇〇〇
生活用品	三〇〇	地方	保留	一、五〇〇
輸出品	一、九〇〇			

此の外第二次製品に対する配炭は一萬七千噸で、生産計画は普通線材一萬二千五百噸、特殊線材五千噸、薄板三千五百噸である。

燐礦石北阿から本格的輸入開始

現下の食糧危機に際し農民待望の燐酸肥料の原料たる燐礦石に就ては聯合軍総司令部でも早くから特別の考慮を払ひ、二月以来沖繩の北大東島及び中国、満洲から二万余噸の入荷を見たが、今回本格的に北アフリカの優秀燐礦石八千五百噸の輸入開始を見た。其の工場割当は左の通りである。

△神戸揚四、二五〇噸 日産化学木津川工場一、二五〇、帝國化学大阪工場五〇〇、多木製肥別府工場一、五〇〇、神島化学神島工場一、〇〇〇

△横浜揚四、二五〇噸 日産化学王子工場三、七五〇、日東化学横浜工場五〇〇

△六月中旬硫安生産量 硫安肥料製造業組合では此の程六月中旬の生産実績を発表した。工場別生産量は左の通りである。(単位噸、括弧内は予定量)

東庄北海道	六〇二	六六七
日東八戸	四五五	六〇〇
東北秋田	二八〇	二九三
昭和川崎	一、一三三	一、六四〇
日東横浜	四四七	六五三
日産富山	二、七四三	二、九〇〇
東亜名古屋	九〇二	一、〇〇〇
別府化学	三〇〇	二四七
宇部興産	一、〇八一	一、八三三
東庄彦島	四一七	二六七
日新居浜	二、〇四三	二、六〇〇

三菱黒崎	六四二	八三三
日窒水俣(推定)	一、三五八	一、四五〇
旭延岡	二四六	四四六
日鉄八幡(推定)	六六	
同輪西	八	
計	一一、七五二	二二、二六二

石炭補給金を増額決定

商工省では石炭に対する現行の政府補給金額の増額を実施することとなり、現行應当り補給金百円(年間平均)を百六十円増額して二百六十円とし、これに機帆船運賃値上り分應当り六円五十銭を加算した二百六十六円五十銭と決定これを七月一日に遡及、十月末の上期まで実施す。

これにより現在の生産者価格一應当り二百二十円は三百八十円と百六十円の値上りを見、これと併行的に実施する應当り八十円の新円払ひ措置と相俟つて金融は若干円滑化される。本措置は現行補給金制度には何等変更なく補給金制度の撤廃、或は石炭消費部門別補助金制等による本格的な石炭価格の決定は経済安定本部で決定する予定である。今回の補助金増額による石炭価格及び現行価格の内訳は次の通りである。

○現行価格(単位應当り円)

生産者価格	二二〇	●改訂価格	三六〇
内補給金	一〇〇		二六〇
機帆船運賃	五〇		五六・五〇
消費者価格	一五〇		一五〇

右の内機帆船運賃六円五〇銭は政府負担として補給金に加算する。

農林省蚕糸業会購買入価格決定

農林省では繭価七百掛引上並に生糸加工費の値上に伴ふ生糸新価格輸出標準物白十四中D格の蚕糸業会買入価格を一万五千百円(一俵)と決定、新繭生糸より実施することとなつた。決定価格左の如し。  
生糸検査規則による生糸(単位百斤)

国内経済調査(上) 昭和二十一年七月—九月

日本蚕糸業会の買入価格の統制額

糸格	綜合点	白十四中	白二十一中	白四十二中
AAA	八九点	一七、五五〇	一五、八〇〇	一五、五〇〇
AAA	八九点	一七、二五〇	一五、四〇〇	一五、一〇〇
AAA	未入九点	一六、六〇〇	一五、一〇〇	一四、八〇〇
SAAA	九二点	一八、四四五	一五、一〇〇	一四、八〇〇
SAAA	九二点	一八、三五〇	一五、一〇〇	一四、八〇〇
SAAA	九〇点	一七、九五〇	一五、一〇〇	一四、八〇〇
A		一六、〇五〇	一五、一〇〇	一四、八〇〇
B		一五、六〇〇	一四、八五〇	一四、五五〇
C		一五、三〇〇	一四、六五〇	一四、三五〇
D		一五、一〇〇	一四、五〇〇	一四、二〇〇
E		一四、九〇〇	一四、四〇〇	一四、一〇〇
F		一四、六五〇	一四、三〇〇	一四、〇〇〇
G <sub>1</sub>		一四、三五〇	一四、二五〇	一三、九五〇
G <sub>2</sub>		一四、二五〇	一四、二〇〇	一三、九〇〇
G <sub>3</sub>		一四、二五〇	一四、一五〇	一三、八五〇

二十年産の繭で製造した生糸の蚕糸業会買入価格は輸出生糸標準物白十四中D格六千八百五十円(一俵)と決定四月十五日に遡及して実施する。  
(一) 生糸検査規則による輸出生糸検査を受けた生糸(単位俵)

AAA	八、三〇〇	六、九七〇	六、六七〇
SAAA	八、九〇〇円	七、三三〇円	七、〇二〇円
糸格	白十四中	白二十一中	白四十二中

AA	七、八五〇	六、七二〇	六、四二〇
A	七、五〇〇	六、三一〇	六、二七〇
B	七、二〇〇	六、四五〇	六、一五〇
C	七、〇〇〇	六、三五〇	六、〇五〇
D	六、八五〇	六、二五〇	五、九五〇
E	六、七五〇	六、一五〇	五、八五〇
F	六、六〇〇	六、〇五〇	五、七五〇
G-1	六、四五〇	五、九五〇	五、六五〇
G-2	六、三五〇	五、九二〇	五、六二〇
G-3	六、二五〇	五、八九〇	五、五九〇

(二) 生糸検査規則による玉糸級生糸検査を受けた生糸  
改訂統制額から十貫につき四千五百円を引いた額とする。

(三) (一)及び(二)に掲げた価格は目的織度と平均織度との差を、目的織度で除したものが、別級(イ)の限度内にあるものゝ統制額であつて、この限度を超えるものゝ統制額はそれより左に掲げる額を引いた額とする。

検査の種類	(イ)の限度を超え(ロ)の限度内にあるもの	(ロ)の限度を超え(ハ)の限度内にあるもの	(ハ)の限度を超えるもの
-------	-----------------------	-----------------------	--------------

輸出生糸検査 (単位百斤)	二〇〇円	四〇〇円	一〇〇〇円
玉糸級生糸検査 (単位十貫)	三	一〇	
(別表) 織度許容限度(%)			
検査の種類	(イ)	(ロ)	(ハ)
輸出生糸検査	三・三	四・三	七・一
玉糸級生糸検査	七・一	九・二	

商工省炭代現金払増額決定

商工省では炭礦に対する運転資金を緩和するため五月上旬支払炭代のうち應当り四十三円の現金払を実施したが、今回商工、大蔵両当局で協議し更に三十七円引上げて應当り八十円の現金払を認めることに決定、七月一日に遡及して実施することゝなつた。

アルミニウム改訂価格発表

商工省ではアルミニウムの不当な値上りを抑制する為め、現行の需要者価格(標準品九割九分もの)一應二万二千円を一應一万四千円と大幅に引下げ、六月二十九日に遡及実施することになり、八日改訂価格を次の如く発表した。

なほ生産者価格は据置かれるが之に依つて生産者が蒙る損失は価格差益より生ずる安定資金(約四千万円)を以て補填する。

- 一、高純度アルミニウム地金、アルミニウム純分(九九・九〇%以上七二〇、〇〇〇円)
- 二、普通アルミニウム地金、アルミニウム純分(九九・七%以上九九・九%未満)
  - 一八、〇〇〇円、(九九・五%以上九九・七%未満) 一七、〇〇〇円、(九九・三%以上九九・五%未満) 一五、五〇〇円、(九九・〇%以上九九・三%未満) 一四、〇〇〇円、(九八・〇%以上九九・〇%未満) 一三、二〇〇円、(九七・〇%以上九八・〇%未満) 一一、〇〇〇円、(九六・〇%以上九七・〇%未満) 九、七〇〇円、(九四・〇%以上九六・〇%未満、鉄分二・五%以下) 七、七〇〇円、(九二・〇%以上九四・〇%未満、鉄分三・〇%以下) 五、七〇〇円、(九〇・〇%以上九二・〇%未満、鉄分三・〇%以下) 三、七〇〇円、(九〇・〇%以下) 三、〇〇〇円
- 三、電解再生地金、アルミニウム純分(九六・〇%以上、鉄分一・二%以下) 一〇、七〇〇円、(九四・〇%以上九六・〇%未満、鉄分一・三%以下) 九、〇〇〇円、(九二・〇%以上九四・〇%未満、鉄分二・〇%以下) 八、〇〇〇円、(九〇・〇%以上九二・〇%未満、鉄分二・五%以下) 七、〇〇〇円、(九〇・〇%以下) 五、〇〇〇円
- 四、アルミニウム及軽合金再生塊、再生塊一号一三、三〇〇円、二号一二、五〇〇円、三号一一、七〇〇円、四号一〇、七〇〇円、五号九、〇〇〇円、六号



八、〇〇〇円、七号七、〇〇〇円、八号五、〇〇〇円、九号八、五〇〇円、一〇号八、五〇〇円

聯合軍関係労務充実方針決定

政府は三十日の閣議で聯合軍関係労務は、従来の労務請負業者による供給を排して全国的に日傭勤労署を通じて供給する方針を決定近く実現することになったが、その要点は次の通り。

- 一、日傭勤労署の機構を拡充して寄場、箱番等の設備を充実すると共に事務職員、通訳、フオアマン(監督)等約二千五百人の職員を増員する。また日傭勤労署長に対しては資金前渡官吏として賃金手当、災害扶助料等を支払はせる。
- 一、トラック、荷車、シャベル、ツルハシ等作業上必要な器具類を充実する。
- 一、日傭勤労署で労務加配米、特配物資その他宿泊所、食堂、医療等の施設を管理して労務者の厚生施設を整備する。

荷役二十四時間制を実施  
輸入食糧積載や外国船の荷役は労務者の食糧不足、大岸壁の使用不能、一般荷役施設の戦災などのため最近著しく能率が低下してゐるので、運輸省ではこの急

速な増強を図るため次の措置を講ずることとなり二十五日の定例次官会議で正式決定した。

- 一、海陸を通ずる二十四時間荷役を実施すると共に艀本船修理の促進を図る、これに必要な加配米を確保する。
- 二、荷役機械化の徹底、物揚場及び上屋を応急補修する。
- 三、物揚場前面の緊急浚渫を行ひ、その必要費用は予算に計上する。
- 四、大岸壁の一部開放を要請する。
- 五、近接港から艀、曳船労務者の集中的移動を行ふ。
- 六、労務者休息設備を完備する。

我が在外同胞の六月末残留数発表  
終戦連絡中央事務局管理部の発表によれば、在外同胞の六月末における残留数は次表の通りである。なほ満洲、千島、樺太からの引揚完了時期は不明であり、満洲からの引揚総数は軍関係一万五千八百十九名、一般邦人十六万七千二百七十七名、合計十八万三千八百十九名である。

左記の内

地域	陸軍			海軍			居留民			計			戦犯関係			徴用関係			計			引揚完了 予定 備考	
	陸軍	海軍	居留民	陸軍	海軍	居留民	陸軍	海軍	居留民	陸軍	海軍	居留民	戦犯関係	徴用関係	計	戦犯関係	徴用関係	計					
千島	四三、〇〇〇	一、八〇四	一四、一一二																			不明	陸海軍の大部分はシベリアに移送された模様
樺太	一九、〇〇〇	一一八	三〇〇、〇〇〇																			不明	同右
朝鮮	六〇、七九五	八、九六九	八〇、六八〇																			不明	同右
沖繩	一〇、七九六	五八五																				完了	一応完了
小笠原																						完了	一応完了
中部太平洋	二、九三〇	五、三二〇	四、一七九																			完了	一〇〇
満洲	六八七、二八四		一、〇六二、七三〇																			不明	錦州方面は引揚完了陸軍の大部分はシベリアに移送された模様
台湾	四七		二七、一一八																			完了	五八
			二七、一六五																			完了	二七、一〇七
			二七、一六五																			完了	二七、一六五

経済情勢調査(その一)

一六八

華北	九二〇		六、九七二	七、八九二	三一〇	七、五八二	七、八九二	完了	陸軍一、四九〇
華中	二〇、〇〇〇		一、五〇〇	二一、五〇〇	八七四	四九一	一、三六五	七月中旬	名中には陸海不明の戦犯関係を 含む八月一日 より引揚配船
華南	一、四九〇	一三三〇	四一一	二、一三一	九三六	二四〇	一、一七六	完了	
比島	一五、九七九	三八、九五七	三六九	五五、三〇五	二、〇〇〇	五〇、〇〇〇	五二、〇〇〇	八月中旬	
仏印			一、二八九	一、二八九	六〇〇		六〇〇	完了	
泰					一、一二四	一〇、〇〇〇	一一、一二四	八月	
ビルマ	一〇五、六一九	一、三五九	五、一五四	一一二、一三二	三六七	三五、〇〇〇	三五、三六七	月上旬	
馬來					一、五〇〇	五〇、〇〇〇	五一、五〇〇	八月上旬	
スマトラ	六一、三八三	四、七八六		六六、一六九		二七、〇〇〇	二七、〇〇〇		スマトラの徴用 関係は不正確
ジャワ	三五、五三〇	一六、一八一	八、三〇一	六〇、〇二二	二四四	一〇、〇〇〇	一〇、二四四	八月上旬	陸軍一、二〇〇 名中には陸海不 明の戦犯者
ボルネオ	一、〇〇〇			一、〇〇〇	一、二〇〇		一、二〇〇	完了	
セレベス			三九〇	三九〇	二〇〇		二〇〇	完了	
小スンダ	一、二五七	二、四一八	二五一	三、九二六	二〇〇		二〇〇	七月中	スンバワ島引揚 完了
濠北地区 ニューギニ ヤ	一六、二八五		八四〇	一七、一二五	四八七		四八七	七月中	ニューギニヤ・ サルミ・サロン・ ホウランジャ・ モロタイは引揚 完了
ラポール	一、六八六	一、三二四		三、〇〇〇	一、五〇〇		一、五〇〇	完了	
ブーゲンビル								完了	
合計	一、〇八五、〇〇一	八二、〇四一	一、五一四、二九六	二、六八一、三三八	一一、七〇〇	二二、三六、三〇一	二二、四八、〇〇一		

石炭庁炭礦争議件数発表表

石炭庁ではこの程二十年九月から二十一年六月末までの炭礦争議件数を発表し  
た。それによれば争議件数は北海道四十八、常磐二十五、九州四十五、計百十八

件である。罷業中に出炭に及ぼした影響は全国平均一人当り一日出炭量は〇・二  
噸で十万九千五百十三噸の減産である。

### マ司令部職業紹介制度改革に助言

聯合軍司令部労働諮問委員会は先般来日本の職業紹介制度に関し広汎な調査を行つてゐたが、九日其の報告書を厚生省に交付して本制度の改善に資せしめるところとなつた。スタンチフィールド委員長報告書要旨は次の通りである。

人的資源は日本の最大の資産であり、生産と分配問題の解決は此の労働力の適正な動員に俟つ所が多い。現在運営中の公共職業紹介機関は六百に達し、其の運営状況は現下極度に困難な条件下としては非常に良好であるが、組織、運営、慣行等は正すべき欠陥もあり、特に根本方針を新情勢に即してはつきりさせることが必要である。

委員会は此の見地から種々の改正案を呈示すると共に堅実な恒久対策を作成し、職業紹介制度が行ふべき事業は次の七つである。

- 一、求就職の斡旋
  - 二、商工業其他事業の維持再建に必要な労務の確保配分
  - 三、失業者の公共事業への適正配分
  - 四、労務需給に関する情報整備
  - 五、労働市場の必要に基く職業教育計画の実施
  - 六、学校卒業生、不具者等特殊労働者に対する職業相談斡旋
  - 七、親方制度其他遅れた非経済的慣習の廃止を目ざす諸事業
- 尚將來失業保険制度を実施する場合職業紹介機関は、その中心的役割を演ずるものであり、職業紹介行政は労働省ともいふべきものゝ専管とし、人員機構にまつはる戦時色を払拭して、平時体制に切替へねばならない。
- 外人労働者の給与規定決定

厚生省では朝鮮人、台湾省民及び中国人労働者の賃金労働時間其の他の労働条件が日本人の水準に比較して、著しく高低があるので、今回之を是正する為め、八日の次官會議にはかり給与規定を決定した。要旨次の通り。

労働組合法第二条の規定に該当する労働組合でない朝鮮人聯盟其の他の類似団体は現に日本に居るか又は既に帰国した朝鮮人、台湾省民及び中国人の爲めに賃金に関して事業主と交渉する権限を有しないし又金を集める権限も有しない

こと。但し民法に依る委任を受けた場合は此の限りではない。又賃金は一月十日施行の省令に依るが、それ以前の者に対しては、二十年十一月二十八日迄遡つて支給する。其の期日以降の退職の場合に実施する前二項以外の要求は不当とし、現在事業主と之等の労働者の問題として個々に処理すべきではない。

### 五月中労働争議状況

厚生省では八日五月中の労働争議状況を発表した。概要次の通り。

◎争議手段の主なもの——同盟怠業五件、同盟罷業三十四件、工場閉鎖一件、事業管理十九件

◎争議参加人員——百六十五件に対し十二万十五人で、一件当り平均参加人員は七百三十六人

◎争議の要求事項——前述の外労働協約の締結要求、経営参加、人事参加等のうち賃金増額が圧倒的で百七十七件に及んでゐる。要求事項の種類は三十三種で其の件数は五百六件

◎争議の解決——一般に長期化の傾向に在るが、同日解決したもの九十三件、五日以内解決三十七件、十日以内解決三十一件、二十日以内解決二十件、三十日以内解決四件、三十一日解決一件である。又争議の発生時期如何を問わず、五月中に解決した争議件数は合計百三十四件、延争議日数千九百一日で、一件当り平均争議期間は十四日である。又五月中の争議解決件数九十三件中労働委員会の関与したもの二十件、他組合員の調停二件、労政官吏の調停二件、其他の多くは当事者間の直接交渉で解決してゐる。

◎争議の結果——九十三件が解決、其の中要求の貫徹したもの三十四件、妥協四十九件、不貫徹二件、不詳八件である。又主な要求事項の貫徹、不貫徹の状況を見ると労働協約の締結は貫徹が二十三件、不貫徹が一件、賃金増額は貫徹が二十九件、不貫徹が二件等で其の殆んどが貫徹してゐる。

◎産業別、地方別に見た争議の状況——機械器具工業が四十二件で最高、一般工業が二十二件、石炭鉱業十六件、化学工業、瓦斯、電気、水道業各十五件宛となつてゐる。地方別では群馬県十三件、宮城県十二件、栃木県十一件の順となつてゐるが全国的に発生してゐる。

マツカーサー元帥五月分占領報告表

マツカーサー元帥七月十五日五月分占領報告書要旨は次の通り。

一、終戦後最初の総選挙の結果として吉田内閣が成立したが、これは日本民主化の過程における重大な段階であつた。吉田内閣が成立に至るまでの経過が逐一報告されたといふことは新内閣首班が元老と天皇側近者との秘密会議において決定された従来の組閣手続と比較して顕著な相違点をなしてゐる。

一、鳩山前自由党総裁の失格については、マツカーサー元帥は日本政府に自発的に処理をとる機会を与へるため、最後まで指令を出すことを控へたが日本政府が行動をとらなかつたため遂に総司令部から命令を出すの余儀なきに至つた。

なほこの処置は総司令部がその肅正命令の厳格な励行を予期してゐることに日本政府の注意を喚起した意味で有益であつた。

一、マツカーサー元帥は無責任な少数者が大衆示威運動に便乗して暴力行為に出ることに対し警告を發した。日本国民の精神状態は全般的に平静で、右警告の結果として大衆示威運動の数が著しく減少した。

一、食糧情勢は都会地における著しい不足が最も顕著な点であつた。これは地方からの米の流入が激減したためで、東京では規定の千四十二カロリーの配給量の八割しか配給されなかつた。全体的な食糧不足の原因としては、従前は一割五分乃至二割の輸入食糧に依存してゐたにもかゝらず、食糧輸入量が少かつたこと、在外日本人の引揚進捗により人口が増大したこと、一九四五年度の米穀収穫が前年度よりも二割七分少かつたことなどがあげられる。

一、労働情勢はマツカーサー元帥が共産党分子の指導による無統制な示威運動に対する警告を發したが、その後健全な組合運動は活潑化し、日本の民主的再建に有力な原動力となり得る可能性を示した。

一、五月二十六日に終る四週間に五万余名の日本人が海外から帰還し、引揚者の総数は三百万を突破した。同期間に二万一千余名の外国人が日本を去つた。

一、日本の新聞検閲制を緩和するのは未だ時機尚早である。之は日本の新聞が未だに日本の戦争における立場を正義づけまた日本から多額の賠償を取立てるとは不当である旨暗示せんとする傾向を持つてゐるからである。

一、石炭生産量は三月に較べて四月は三万噸低下した。これは引続き食糧が不足し、利潤が低くて生産慾が刺戟されなかつたためである。

一、石炭不足は各種重工業に対する最大の障碍となつた。

一、日本政府の調査によれば、男子失業者の半数以上は現在の食糧水準では継続的に勤勞することが不可能であるとの理由から職業を求めないであるとのことである。

一、進駐軍に対する犯罪は少なかつた。

第十回対日理事会

第十回定例対日理事會は二十四日午前十時から丸ノ内明治生命ビルで開催、次の四議題を討議した。

一、海上検査問題(総司令部提出)

二、日本を戦争に導き、且つ敗北せしめた原因を調査すべき日本側委員會(戦争

調査団)問題(ソレン提出)

三、戦時中の軍需工業諸会社に対する補償問題(ソレン提出)

四、すべてのファシスト的、軍国主義的、反聯合国的出版物没収問題(ソレン提出)

出)

対日理事会英代表は軍需補償全面打切りに次の三ヶ条を提案した。

一、軍需工業会社に対する補償は全面的に打切ること。

二、これに伴ひ金融機構に与へる影響が極めて大なるに鑑み、特に銀行、保険会社等に対する補償は考慮し、一般多数の預金者、保険契約者等を保護するやうな手続をとること。これがためには高率の戦時利得税を取立て、これによつて賄へばいゝ。この方法を行へば戦時利得の公平な再分配が行はれることにもなる。

三、軍事費の残額及び余剰の軍需資材を有効な平和産業に転換するやう日本政府は企画すること。右に対し議題提出者の蘇聯代表をはじめ米代表、中国代表から何等の意見の發表なく本問題の討議は一応終了した。

聯合軍總司令部在日仏、独、英、華、米人に課税方許可

日本政府は予て占領軍將兵及び総司令部により特に認定されたもの以外の日本

在留外国人に課税する法令案の許可を申請中であったが、総司令部は二十九日これを許可する旨日本政府に通過した。

この法令の適用を受ける外国人は、戦前から日本で商売を営んでゐたフランス、ドイツ、英国、中国、米国の国籍所有者で、これ等の人々は財産税その他の特殊税を除くすべての一般税を納めることになつた。

**聯合軍總司令部恩給支払制限等一部緩和**

総司令部は十三日解散または活動停止中の諸団体にして国家主義的、暴力的または秘密団体でないものの職員に対する恩給金又は諸手当支払の制限を緩和した。

**聯合軍總司令部国内手工業向として生糸一千俵使用許可**

総司令部は二十九日一千俵の生糸を使用することを許可し、これによつて日本の手工業は向ふ一ヶ年間操業を継続し得ることを明かにした。これに關し総司令部織維課長H・Sテート少佐は次の通り語つた。

これ等生糸の使用許可は日本固有の手工業を保持する一般政策に基いたもので、この量は日本の手工業をして最小限一ヶ年間操業せしめるに十分である。完成品の一部は輸出に向けられるが、大部分は恐らく国内消費に充てられるものと見られる。

尚日本政府は業者に対する割当引渡、生産計画及び完成品の処分に関する月報を織維課に提出するやう指令を受けた。

**聯合軍總司令部輸入穀類保管方指令**

総司令部渉外局発表に日本政府は二十六日米國から輸入されつゝある八万七千八百二十三英噸の穀類を將來の消費時期まで完全に責任保管するやう指令された。この穀類は七月中に十一船に分れて到着するもので、その輸入計画は次の通り。(単位 英噸)

船名	品名	着港	數量
アトランテイクシテイ・ヴィクトリー号	小麦粉	名古屋	八、〇〇〇
アイザック・アイ・ステイヴンス号	バラ小麦	名古屋	八、四〇二
テルフェアー・スタセクトン号	バラ小麦	横浜	八、〇〇〇

国内經濟調査(上) 昭和二十一年七月—九月

ジョセフ・アルストン号	玉蜀黍	神戸	八、〇五〇
K・S・ウルジイ号	玉蜀黍	名古屋	七、八七五
リマン・アパット号	玉蜀黍	横浜	七、八五〇
サン・イツトセン号	玉蜀黍	清水	八、四三八
エナツク・トレイン号	玉蜀黍	四日市	七、二〇八
ジェームス・H・キムボール号	バラ小麦	横浜	八、〇〇〇
エドワード・E・ペイン号	バラ小麦	小樽	八、〇〇〇
オウグステイン・ダリイ号	バラ小麦	神戸	八、〇〇〇
合計			八七、八二三

**聯合軍總司令部在日G M社資産記録提出を指令**

民間財産管理部聯合國財産課長ドーデンホッフ大佐言明、日本政府は二十六日、日本にある全ジェネラル・モーターズ社資産の完全な報告を總司令部に提出するやう指令された。さらに政府は同社の資産を維持、保存するため同社の封鎖勘定から九千円を解除するやう指令されてゐる。

**聯合軍總司令部絹、絹製品の再検査方指令**

総司令部は二十六日日本政府に対し現在日本が保有する総ての絹の再検査を命じ、輸出品としての適否を調査させることになつた。

**聯合軍總司令部持株会社整理委員会に権限付与方許可**

総司令部は二十五日財閥解体の事務開始に必要な組織及び権限を持株会社整理委員会に付与する日本政府の法令案を許可した。総司令部經濟科学部反トラスト及びカルテル課長ヘンダーソン氏は申請許可の理由として

勅令によつて出来た持株会社整理委員会は現在まで内部の組織化及び運営機能を發揮する実力に欠けてゐると言明してゐる。総司令部今回の措置は日本政府から申請した次の三省令に対する許可である。

- 一、大藏省申請の省令(将来同委員会の委員を任命する衆議院各派委員によつて構成される監査委員会を設置するもの)
- 二、大藏省並に司法省の共同申請による省令案(持株会社整理委員会決定執行権)

に關するもの)

三、大蔵省申請の省令案(委員會を法人組織にするもの)

聯合軍總司令部經濟力分散方指令

總司令部は持株会社整理委員會に財閥解体に必要な権限を付与すべき三法案を承認したがこれと同時に日本政府に対し日本の經濟力の分散計画を執行するやう命令した。反トラスト及びカルテル課整理係長クーバー大尉は右分散計画には次の諸点が含まれる旨言明した。

一、日本政府に対し財閥一家の支配力を排除するため財閥家族員に有価証券の所有を禁止し又如何なる会社に於いても業務上の責任ある地位に就くことを禁止する旨指令する。但し已むを得ざる必要あるときは政府は財閥一族又は場合に於いて總司令部の事前承認のある個人に例外的取扱ひをなし得る。こゝにいふ財閥とは次の各家を指す。

岩崎、安田、三井、住友の所謂四大財閥並に鮎川、浅野、古河、川崎、松下、中島、野村、大河内、大倉、渋沢の各財閥

二、財閥制限会社の証券相互保有を禁止する。

三、適當なる統制を必要とする金融会社の如きものを除き總ての制限会社の重役兼任を禁止する。これによつて日本の持株会社及び事業会社との間に入り混んだ重役關係は排除される。

四、競争を制限し商取引を制限する。

五、契約代理事業又は特許仲介業務を制限会社に対し禁止する。

尚クーバー大尉は次の如く附言した。

持株会社整理委員會の権限強化に關する今回の省令に加へて日本政府は念のため財閥家族に対し一つの要求を行つてゐる。即ちこれ等家族員がその多額の持株を処分した場合その引当に交付される公債の市価が昂騰してもかゝる不勞所得を許さないといふのである。不勞所得の防止の方法は日本政府の手で講ぜられる訳だが何れにせよ財閥家族は持株処分と引当に期限十ヶ年の流通不能政府公債を受取る訳で、これ等公債は現在相場不動の状態にあり將來そのため利益を生ずるか

も知れないのであるからこの不勞所得を防止する手段を執らなくてはならない。

聯合軍總司令部元日本軍用皮革の使用を許可

總司令部は二十三日日本政府に対し進駐当初接收した元日本軍用皮革五千噸の使用を許可した。五千噸中二千噸は製靴用、三千噸は纖維工業の調革其他用に充てられる。

聯合軍總司令部交易營団存続許可

總司令部は二十三日占領軍の建設作業に必要な資材の入手と輸出商品を確保する為新しい会社が出来るまで交易營団を存続させることを許可した。なほ交易營団の暫定的存続期間中に行ふ事業項目は次の通り。

一、占領軍の建設作業に必要な資材の入手  
 一、占領軍關係の住宅、兵舎用家具、電気器具その他の入手  
 一、總司令部の命令による生ゴム、錫、アンチモニー、鉛、硫黄の輸出に關する業務  
 聯合軍總司令部連絡船曳船建造許可

總司令部は十六日日本内港灣島嶼連絡船十一隻、曳船六隻の建造を許可した。右につき經濟科学局産業賠償課長は次のやうに語つた。

日本諸島嶼間の水運の不足は交通の正常化を非常に脅威してゐる。現在の連絡船の總計は三万八百噸しかない、新建造中連絡船四隻は純貨物船曳船用として残りの七隻は客貨両用船として建造される。函館―青森、宇野―高松にこの新造連絡船を使用する筈で、曳船は青森、小湊、函館等諸港で使用される。

聯合軍總司令部貿易基金借入許可

總司令部は外国貿易基金設定のため日本銀行からの五億円の借入に關する大蔵省の要求を許可した。外国貿易基金は貿易庁より輸出向の日本製品の買上げに使用される。

聯合軍總司令部A号軍票使用発表

聯合軍總司令部米太平洋軍會計局長十七日、日本朝鮮及び琉球所在米軍その他職員の通貨交換日(Cデー)を七月十九日金曜日と発表した。十九日以後は米軍施設で使用または米國向弗送金用には今度米軍會計吏が發行する「A」号通貨のみとなる。「A」号円表示軍票の取締等に關する件は次の如くである。

第一条 联合国占領軍の発行する「A」号円表示軍票(以下「A」号表示軍票と称する)は、联合国占領軍に属する軍人又は聯合國人たる軍属以外のものが、これを收受又は所持してはならない。

第二条 大蔵大臣の指定する者は、大蔵大臣の指定する給付の支払に限り、前条に規定する軍人軍属から「A」号円表示軍票の提供を受けた場合には日本銀行券、貨幣、政府の発行する小額紙幣及び臨時補助貨幣と等価で、これを收受しなければならぬ。

第三条 前二条の規定に違反したものは、これを三年以下の懲役若しくは禁錮又は五千元以下の罰金に処する。

第一条の規定に違反して收受、又は所持された「A」号円表示軍票はこれを没収する。

#### 聯合軍總司令部外人名義の特許権報告方指令

總司令部は十八日日本政府に対し昭和十六年十二月七日現在在外國人名義で登録されてゐた一切の特許、実用新案、意匠、商標の一覽表を提出するやう指令した。報告事項は登録番号、所有者の氏名、国籍、住所、権利の与へられた時日、発明品の名称乃至商標の種類、権利が抹殺された場合はその時日と理由等であるが總司令部では総ての特許協定に関する詳細事項乃至既存協定中十二月七日以後に加へられた改正に関する報告を特に要求してゐる。この一覽表の提出指令は日本政府が戦争中外國特許権を抹殺したり、日本国民に外國の特許権を無償で使用する許可を与へた外、場合によつては外國人の特許権を日本人に与へたこともあつたため行はれたものである。

#### 極東委員会日本に対する經濟關係政策案可決

十七日の極東委員会は日本に対する左の如き經濟關係政策案を審議決定した。

#### ▼掠奪資産及び拿捕品返還

第一日本が戦時中詐欺又は脅迫により得た「掠奪資産」を所有主たる諸國へ返還させる。また戦時中日本が拿捕した聯合國籍船舶一切を一九四六年十二月三十一日までに返還させることを規定してゐる。「掠奪資産」は次の四種類に分けられてゐる。

一、工業機械及び交通施設

二、金その他貴金屬、寶石、外國証券、外國通貨その他外國為替、手形類

三、文化、美術品

四、農産物及び工業原料品

掠奪資産中の指令から除外されるものは占領軍の安全のために必要とされるものとみである。而してたとへ代金を支払つたものでも取引に何等かの圧迫があつた場合には右資産は返還すべきものとされてゐる。又日本側が掠奪資産を放置して行つた國々の政府に対しては原状回復のために相互協定を行ふことを勧告してゐる。

#### ▼差別課税と資本課税禁止

外國人課税問題に関する政策案は次の二つの点を規定してゐる。

一、外國人に対し日本は差別課税を為すべからず。

二、聯合國民が日本の国内国外で有する資産に対し日本政府は資本税を課すべからず。

法人又は法人格を持たない団体に対して資本課税を為す場合、聯合國民の有する株或は持分は除外するやう取計はねばならない。

#### 總司令部輸出入課長最近の貿易狀況並に今後の計画に付発表

「日本は五、六、七の三箇月間に一億弗以上の商品を輸出することゝならうが、これは二、三、四の三箇月間の輸出額と比較すれば五割以上の増加である。更に日本は一九四六年下半期には総額四億弗に上る輸出を計画中であるが、戦敗國でこれ程大がかりな輸出計画を樹てゝある國は他にはない。現在日本にとつて最良の取引先は米國であり將來もさうであらう。米國は日本製品と引換へに食糧その他の必需物資を日本に輸出してゐる。日本は中國以外の各國との貿易では輸出超過になつてゐるが、中國に対してだけは輸入超過になつて居り同國から日本商品と引換へに塩を輸入してゐる。終戦当時米國以外の各國は日本との間に正常な貿易關係を開始することを躊躇してゐたが、その後貿易使節を日本に派遣するにつれ正常なる貿易關係が再開され始めてゐる。

蘇濠とは既に取引

特に濠洲と蘇聯は總司令部經濟科學部輸出入課と最初の予備交渉を行つた後總司令部を通じて最近日本との間に取引を開始した。即ち濠洲は羊毛を見返り品として日本から生糸、絹織物、雜貨を輸入し、また蘇聯は日本から茶を輸入し、その代り日本の工業に必要なコークスを輸出してゐる。またインドも黃麻纖維と交換に日本の紡績機械を輸入することを希望してゐる。總司令部輸出入課として日本の得意先に対し取引開始を通知する仕事はほぼ完了した。後は注文が殺到するのを待つばかりである。」

各復興金融会社輸入生糸入札値段発表

米國復興金融会社の発表に依る生糸入札値段は次の通りである。今回入札の決定したのは五千三百七十俵の内五千三百三十俵で、決定価格は總額六百七十万弗である。一封度当り平均入札値は十三〇十五中三Aで六弗五十仙、十三〇十五中E格六弗七十八仙と区々であつた。尚規格別入札値左記の通りである。

白一―一四中B格八弗二十仙、一三一―一五中A十六弗五十仙、二A十三弗七十一仙、A格十弗八十六仙、B格八弗五十五仙、C格七弗六十九仙、D格七弗四十六仙、E格六弗七十八仙、一四―一六中二A十二弗六十六仙、A格十一弗十六仙、B格八弗八十四仙、C格七弗八十七仙、D格七弗七十一仙、白二〇―二二中九十六点十五弗五十仙、白九十五点十三弗三十七仙、白九十四点十二弗四十八仙、白九十三点十二弗四仙、白九十二点十一弗六十四仙、白三A十一弗六十一仙、白二A十弗七十九仙、白A九弗五十九仙、黄二〇―二二中C八弗七十五仙、白D八弗十八仙、黄D七弗八十四仙、E七弗五十仙

聯合軍總司令部緊急産業用として生糸放出許可

總司令部は十三日總計十八万八千封度の生糸を日本の緊急産業用として放出を許可した。今回放出の生糸は食糧生産用の絹布、漁業用テグス、電気絶縁体その他に使用される。

米國よりガソリン輸入

日本政府懇請による米國からのガソリン船は七月二日七千九百キロリットルを積んで鶴見に入港したが、更に日本のガソリン逼迫事情を緩和するため引き続き輸

入される予定で、既に進駐軍から許可されてゐる数量は左の如くである。

ガソリン (七月) 九千九百キロリットル (八月) 一万二千九百キロリットル (九月) 一万九百キロリットル、軽油 二万五千キロリットル

A号軍票禁止令公布

大藏省ではA号軍票の取締に関する省令を制定し、九日公布した。

即ち聯合軍が発行するA号円表示軍票は聯合軍に属する軍人又は聯合國人たる軍人軍属相互間に流通するもので、右以外には本邦の通信官署が前記の軍人、軍属から本國若くは其の属領宛又は之等の地域を経由する第三國宛の電信、電話料の支払として提供された場合に限り受入れをするもので一般には其の收受も所持も許されない。此の規定に違反したものは三年以下の懲役若くは禁錮又は五千元以下の罰金に処せられる。

聯合軍司令部石綿の放出許可

聯合軍總司令部では神戸税関倉庫に保管中の石綿を硫安、石綿、セメント及びスレートの製造に放出することを許可した。

聯合軍司令部制限会社の名称変更許可制実施方指令

聯合軍司令部は五日の指令で制限会社の指定を受けた日本の各会社は今後名称変更の際は予め許可を要する旨命令を發した。

三特別予算四百十億

總司令部は三十一日日本政府に対し、本年度の政府の事業関係予算行政費予算及び大学学校基金の三予算を議會に提出することを許可した。

右三予算總額は四百十億円に達するが、總司令部では今回の許可に当り更に改訂の上特定項目に改訂を命ずる権限を留保した。

指令の要項は次の通り。

一、三予算に計上された一切の建築業費は經濟安定本部の資材割当制で統制すること(これにより實際問題として政府は建築資材を閉市場で取引出来なくなる)。

一、政府独占事業予算の中には鉄道運賃の変更が加へられてゐるが、これは議會の協賛を経なければならぬ。



一、政府事業予算中の塩の補助金支払は政府の認可、生産者又は総司令部の認可したものに限ること。

一、行政費中公益営団に対する支払は総司令部の許可なくしては行はないこと。

一、貿易庁に対する支出は行政費には計上されてゐない。

尚総司令部は大蔵省に対し予算の簡素化のため四措置を命令した。

一、不必要な費目を除き、一般予算に繰入れるものは適宜繰入れること。

二、予算及び経理手続を改訂し内容を正確に示すやうにすること。

三、予算用語を統一すること。

四、特別予算の作成に当つては前年度の実行予算を基準とすること。

## 八 月

### 食糧証券発行

八月中発行食糧証券左の如し。

八月二十六日期日食糧証券(第五十二回)額面十二億八千万円の内二億円を償還し、残額十億八千万円を左記条件を以て借換ふることとせり。

食糧証券(第五十四回)額面十億八千万円

支払期日 昭和二十一年十月二十五日

割引歩合 日歩六厘五毛

発行方法 本行引受

八月中発行大蔵省証券左の如し。

名 称 大蔵省証券(第三十六回)

発行 額 額面二十億円

割引歩合 日歩六厘五毛

発行 日 昭和二十一年七月三十一日

支払期日 昭和二十一年九月三十日

発行方法 預金部引受

昭和二十一年度四―八月暫定予算純計昭和二十一年度改定予算純計発表

大蔵省では五日昭和二十一年度四―八月暫定予算純計と昭和二十一年度改定予

算純計を次の通り発表した。(単位 千円)  
 ▽昭和二十一年度暫定予算純計

一般会計歳出予算総額

特別会計歳出予算総額

計

内 重 複 額

差引予算純計額

▽昭和二十一年度改定予算純計

歳 入

一般会計歳入総額

特別会計歳入総額

計

内 重 複 額

差 引 残 額

内控除額(国債整理基金並特別会計に於る食糧証券借換償還額)

予算純計額

歳 出

一般会計歳出総額

特別会計歳出総額

計

内 重 複 額

差 引 残 額

内控除額(国債整理基金特別会計における食糧証券借換償還額)

予算純計額

予 算 純 計 額

なほ改定予算純計中重複分の主なものは一般会計歳入総額では国債整理基金の約二百億円、専売局益金の六十八億円、分与税の二十五億円、特別会計歳入総額

経済情勢調査(その一)

では通信の用品関係勘定六億円、資本勘定十億円、鉄道の用品関係三十億円、資本勘定の二十七億円、一般会計歳出総額中では国債費約五十億円のほか特殊住宅用の電話架設、食糧管理特別会計繰入れ等である。

昭和二十一年度改定歳入歳出予算案提出

政府は二十一年特別会計の本年度改定歳入歳出予算案を三日衆議院に提出、五日の予算総会で審議する事となつた。従来の四十特別会計中今議会で十八特別会計を廃止、二十一の特別会計が残つたが、今回の提出予算案は特殊財産資金特別会計を除いて帝國鉄道以下二十一特別会計である。歳出総計八百四十五億九千二百五十二万四千円に上るが、此の内他会計の繰入百九十六億一千二百万円等の重複勘定、他会計よりの繰入等を控除した純計は八百億円見当となる。而して本特別会計を通じて公債発行額は鉄道事業債二十七億一千六百万円、通信事業債八億六千七百万円、計三十五億八千三百万円であるが、此の外食糧管理特別会計で食糧証券を発行限度五十二億円の範囲内で発行する。会計内容次の通り。

○各特別会計改定歳出予算

地方分与税分与金	他會計	歳出	歳入
造幣局	千円	千円	千円
造幣局	1	2,520,000	2,640,970
造幣局資金部	1	65,200	100,300
印刷局	1	110,800	2,280
印刷局	1	580,670	650,670
大蔵省預金部	1	2,943,697	8,870,880
大蔵省預金部	1	1,784,983	1,821,066
国債整理基金	1	30,799,170	30,799,170
公債	1	3,583,000	3,583,000
公債	1	3,583,000	3,583,000
金	1	9,040	19,680
為替交易調整	1	31,705	31,705
学校資金部	1	397,150	397,150
学校資金部	1	3,150	3,150
厚生保険	1	570,407	1,121,431

労働者災害扶助責任保険	1	35,390	35,390
食糧管理	1	14,852,345	15,657,197
薪炭需給調節	1	6,433	3,940,865
農業家畜再保険	1	3,933	5,270
森林火災保険	1	926	926
漁船再保険	1	3,347	3,347
燃料	1	300	681,881
帝國鉄道	1	390,070	15,833,470
通信事業	1	69,290	4,048,030
簡易生命保険及郵便年金	1	264,730	97,070
合計	1	19,632,400	64,593,550
帝國鉄道特別会計	1	7,809,000	7,809,000
鉄道建設費	1	2,287,282	2,287,282
鉄道改良費	1	83,735	83,735
自動車線設備費	1	12,685	12,685
国債整理基金特別会計へ繰入	1	9,125	9,125
日本通運株式会社出資払込金	1	300,000	300,000
用品資金補足	1	30,000	30,000
第二予備金	1	23,227	23,227
地方鉄道及軌道特別資金支出	1	2,753,963	2,753,963
右に対する財源	1	2,716,000	2,716,000
公債	1	12,685	12,685
鉄道益金	1	2,051	2,051
雑収入	1	28,564	28,564
地方鉄道及軌道特別資金収入	1	2,759,300	2,759,300
通信事業特別会計	1		

電信、電話事業設備費 九六〇、〇〇〇千円

郵便局舎其他新営費 六八、六六〇

諸新営費 一一、六二九

補充費 三、一六一

一般会計へ繰入 一、三五〇

国債整理基金特別会計へ繰入 一、六九三

予備金 五、五〇〇

計 一、〇五二、九九四

右に対する財源

業務勘定過剰金受入 四三、五〇七千円

電信、電話設備補充費受入 二四、六六〇

電信、電話設備負担金 一一八、五八三

雑収入 八四

公債金 八六七、〇〇〇

計 一、〇五三、八三五

### 蔵相本年度末公債発行予想額発表

十七日の衆議院予算総会で石橋蔵相は本年度末の公債発行予想額は二千億円で達すると言明した。公債発行の誘因となる財政の赤字と睨合せて今後の発行予定額を挙げると

今国会提出の一般会計歳入不足二百五十五億円追加予算九十億円余（政府議員

待遇改善費二十四億七千万円、石炭補給金十二億円、復興金融庫三十八億

円、その他十五億円）特別会計約五十億円（鉄道、通信事業その他）補償関係で

打切に伴ふ政府の預金保証百億円、保険の支払百八十億円、その他二十億円、

計三百億円、復興金庫の未払込六十億円、農地証券百三十億円、総合計八百八

十五億円

で七月末現在既に発行済の内外債千四百五十億円余と合計すれば二千三百三十五億円で達する。このほかにも本年度中に賠償関係等の支出がかなりあるものと予想され、財産税収入四百億円を全額赤字補填に充て、も年度末には公債は二千百

国内経済調査（上）昭和二十一年七月—九月

億円程度に達するものと見られてゐる。また明年度は賠償関係の支出が本格化し、在外資産喪失に伴ふ個人の生活補助費等本年度から引続く経費及び新しい経費もかなり計上を予想され、税制改革、新税制創設等で増収を圖つても年度末の公債発行額は二千五百億円を下らないものと見られてゐる。

### 所得税並租税措置法の改正

二十七日貴族院を通過成立した所得税の一部を改正する等の法律、臨時租税措置法を改正する法律の両法案は三十日ごろ公布、施行令等を九月一日の官報号外で公布即日施行の予定で準備が進められてゐるが、主なる改正点はつぎのごとくである。

一、九月一日以後に支払ふ公債、社債、預金の利子については源泉課税する配当利子所得に対する分類所得税の税率が百分の三十となり、また源泉選択した場合の総合所得税の税率が百分の四十五となる。九月一日以後株主総会等で決定した配当金に対する分類所得税の税率は百分の三十（現行百分の二十二）となる。

一、源泉課税の勤労所得にたいする分類所得税は九月一日以後支払はれる給料、手当、賞与などの給与について税率が百分の二十（現行百分の十八）となる。扶養家族一人当り月六円の控除は戦時中々家族数の変動に応じて控除金額を変へたのを以前の規定に復帰し、今回は八月一日現在の家族数によつて計算することになつた（明年以後は一月一日現在の家族数による）。日傭労働者等の丙種事業所得に対する分類所得税も九月一日以降の支払分から百分の二十（現行百分の十八）となる。

一、九月一日以後に受付けられる各種の登記または登録についてはそれぞれ登録税が増徴される。例へば不動産の所有権取得の登記については税率が百分の五十（現行百分の四十）となり、また会社の支店設置の登記については税額が百五十円（現行五十円）となる。

一、印紙税は九月一日から復活課税される。帳簿等で引き続き使用するものは印紙税が施行停止になつた昨年八月一日からきたる九月一日まで一年一ヶ月間を抜き前後に跨つて一ヶ年の付込期間の計算をする。税率は大體三倍程度となつ

た。(括弧内は現行)

- (イ) 不動産等の所有権移転に関する証書、消費貸借に関する証書等 記載金 高百円以下十銭、五百円以下五十銭、千円以下一円、一万円以下五円、十万円以下十円、百万円以下五十円、百万円超百円、記載金高のないもの十銭
- (ロ) 委任状 一通十銭(三銭)
- (ハ) 株券、保険証券、手形、受取書等 一通十銭(五銭)
- (ニ) 預金通帳 一冊十銭(五銭)
- (ホ) 預金通帳以外の通帳 一冊二十銭(十銭)
- (ヘ) 判取帳 一冊二円(一円)なほ受取書等の印紙税の免税点は従来十円であつたが、今回これを五十円に引上げられる。

一、特別行為税は廃止されるから九月一日以後は写真(免税点十五円、税率百分の五十) 理髪(免税点三円五十銭、税率百分の五十)印刷(百分の四十)などは課税額以上の料金は税額だけ値上げされるわけであり、同日以後印刷発行される書籍には税金はかからなくなる。

一、遊興飲食税は免税点が引上げられる。普通飲食料金は三十円未満(現行十円)和式旅館の宿泊料金は四十円未満(同二十円)洋式旅館の宿泊料金は十五円未満(同十二円)のものには税金がかからない。従つて普通飲食料金の限界価格三十円が改正されるまでは二十九円九十九銭までの普通飲食料金は免税となり實際上税収があらぬことになる。

勤労所得税負担額(年額)調(妻および十八歳未満の子三人あるもの)

所得金額	昭和二十年		改正		比較増減*
	総合所得税	分額所得税	分額所得税	総合所得税	
1,000	0円	0円	0円	0円	0円
5,000	66	20	33	33	* 54
10,000	156	150	133	133	* 144
15,000	246	230	233	233	* 84
20,000	336	310	333	333	* 144
25,000	426	390	433	433	* 204
30,000	516	470	533	533	* 264
35,000	606	550	633	633	* 324
40,000	696	630	733	733	* 384
45,000	786	710	833	833	* 444
50,000	876	790	933	933	* 504
55,000	966	870	1,033	1,033	* 564
60,000	1,056	950	1,133	1,133	* 624
65,000	1,146	1,030	1,233	1,233	* 684
70,000	1,236	1,110	1,333	1,333	* 744
75,000	1,326	1,190	1,433	1,433	* 804
80,000	1,416	1,270	1,533	1,533	* 864
85,000	1,506	1,350	1,633	1,633	* 924
90,000	1,596	1,430	1,733	1,733	* 984
95,000	1,686	1,510	1,833	1,833	* 1,044
100,000	1,776	1,590	1,933	1,933	* 1,104

分類所得税	基礎控除額	扶養家族控除額	総合所得税	課税最低限
月	50円	月一人に付 二円	3,300円	1,000円
月	200円	月一人に付 一円		

経済安定本部及物価庁発足

経済安定本部と物価庁は十二日から発足するが、政府はこれに要する

税率	分類
1.8%	1,000円超
2.9%	1,000円超 乃至 10,000円超
5.0%	10,000円超 乃至 30,000円超
7.5%	30,000円超 乃至 50,000円超
10.0%	50,000円超 乃至 100,000円超
12.5%	100,000円超 乃至 200,000円超
15.0%	200,000円超 乃至 300,000円超
17.5%	300,000円超 乃至 500,000円超
20.0%	500,000円超 乃至 1,000,000円超
22.5%	1,000,000円超 乃至 2,000,000円超
25.0%	2,000,000円超 乃至 5,000,000円超
27.5%	5,000,000円超 乃至 10,000,000円超
30.0%	10,000,000円超 乃至 50,000,000円超
32.5%	50,000,000円超 乃至 100,000,000円超
35.0%	100,000,000円超 乃至 500,000,000円超
37.5%	500,000,000円超 乃至 1,000,000,000円超
40.0%	1,000,000,000円超 乃至 5,000,000,000円超
42.5%	5,000,000,000円超 乃至 10,000,000,000円超
45.0%	10,000,000,000円超 乃至 50,000,000,000円超
47.5%	50,000,000,000円超 乃至 100,000,000,000円超
50.0%	100,000,000,000円超 乃至 5,000,000,000,000円超
52.5%	5,000,000,000,000円超 乃至 10,000,000,000,000円超
55.0%	10,000,000,000,000円超 乃至 50,000,000,000,000円超
57.5%	50,000,000,000,000円超 乃至 100,000,000,000,000円超
60.0%	100,000,000,000,000円超 乃至 5,000,000,000,000,000円超
62.5%	5,000,000,000,000,000円超 乃至 10,000,000,000,000,000円超
65.0%	10,000,000,000,000,000円超 乃至 50,000,000,000,000,000円超
67.5%	50,000,000,000,000,000円超 乃至 100,000,000,000,000,000円超
70.0%	100,000,000,000,000,000円超 乃至 5,000,000,000,000,000,000円超
72.5%	5,000,000,000,000,000,000円超 乃至 10,000,000,000,000,000,000円超
75.0%	10,000,000,000,000,000,000円超 乃至 50,000,000,000,000,000,000円超
77.5%	50,000,000,000,000,000,000円超 乃至 100,000,000,000,000,000,000円超
80.0%	100,000,000,000,000,000,000円超 乃至 5,000,000,000,000,000,000,000円超
82.5%	5,000,000,000,000,000,000,000円超 乃至 10,000,000,000,000,000,000,000円超
85.0%	10,000,000,000,000,000,000,000円超 乃至 50,000,000,000,000,000,000,000円超
87.5%	50,000,000,000,000,000,000,000円超 乃至 100,000,000,000,000,000,000,000円超
90.0%	100,000,000,000,000,000,000,000円超 乃至 5,000,000,000,000,000,000,000,000円超
92.5%	5,000,000,000,000,000,000,000,000円超 乃至 10,000,000,000,000,000,000,000,000円超
95.0%	10,000,000,000,000,000,000,000,000円超 乃至 50,000,000,000,000,000,000,000,000円超
97.5%	50,000,000,000,000,000,000,000,000円超 乃至 100,000,000,000,000,000,000,000,000円超
100.0%	100,000,000,000,000,000,000,000,000円超 乃至 5,000,000,000,000,000,000,000,000,000円超

一、経済安定本部令(勅令)

一、物価庁事務分掌規程

一、物価庁管制(勅令)

一、物価安定委員会官制(勅令)

一、物価統制令改正(勅令)

一、内閣職員制改正

の諸規則を同日附で公布即日実施した。経済安定本部と物価庁は八月十二日から一ケ年の期間で物資の生産配給及び消費、労務、物価、金融、輸送等の緊急施策を立案実施するにある。緊急施策については関係閣僚が構成する経済安定会議で審議することゝなつてをり、職員も各省から集め参与には学識経験者を任命する等官民一体を期してある。尚経済安定本部と物価庁との関係は経済安定本部が企画官庁であり、物価庁長官は「経済安定会議」の構成員であると共に、経済安定本部の幹部は物価庁を兼任する等人事も一元化を図つてある。

会社経理応急措置法案並に金融機関経理応急措置法案

政府は戦時補償全面打切に伴ふ経済再建整備対策の第二石として十日の閣議に会社経理応急措置、金融機関経理応急措置の両法案を付議決定、十二日衆議院に提出した。両法案は補償打切りの結果当然会社及び金融機関の経理の上起る債権取立差押等の混乱を防止するため八月十一日現在で打切決算を行ひ、その資産

負債を新旧両勘定に分離し、整理を要する債権債務は旧勘定中に入れて棚上し、新勘定を中心とする經理の建直しにより会社としては民需生産の再建を促進、金融機関は業務の続行を図るもので第二会社又は第二銀行設立に至るまでの応急的措置となるものである。二法案の骨子は次の通りである。

一、会社經理応急措置法案

▽特別經理会社(会社經理応急措置法の適用を受ける会社)の範囲

(イ) 資本金二十万円以上の会社で戦時補償金、戦争保険金等の交付を受け、或は受ける権利を有するもの又は在外資産を有するものは全部適用する。ただし主務大臣の指定する会社及び積立金や商法の一般原則によつて生じた評価益等で戦時補償金、戦争保険金又は在外資産等の合計額を補填できる会社には申請に基づいて適用しない。

(ロ) 資本金二十万円未満でも(イ)の条件があつて特別經理会社を作りたいものは主務大臣(大蔵大臣、商工大臣)に申請して指定を受ければ適用する。

(ハ) 資本金の大小に拘らず又(イ)(ロ)の条件がなくとも今後債権の取立が困難になつたり所有株式や社債の値下り又は処分困難によつて会社の資産が減少し債務超過又は支払不能に陥る恐れある会社は主務大臣に申請して認可を受けたものに適用する。

なほ(イ)(ロ)(ハ)の申請は会社自体が行へるだけでなく、会社の一定の利害関係人も会社を通じて申請することが出来る。

▽新旧勘定の分離 特別經理会社は指定時(八月十一日)に新勘定と旧勘定とを設け、今後続行する事業に必要な会社財産は特別管理人の決定に基いて新勘定に所属せしめ其他の会社財産は旧勘定に所属させると共に、会社の爾後の収支計算も新勘定と旧勘定とに区分經理する。但し新勘定に所属すべき会社財産を有しない会社及び清算又は破算手続中の会社は旧勘定だけを設ける。

会社の収支に関しては原則として指定時以後の原因に基いて生じた収支は新勘定の収支とし、指定時以前の原因に基いて生じた収支は旧勘定の収支として經理する。たゞ例外として指定時以後の退職者の退職金の一部、旧勘定に所属する会社財産の管理費用並にその果実及び処分対価は指定時以後の原因に基く

ものではあるが旧勘定で經理する。

新旧勘定に区分經理した場合、旧勘定の貸借対照表の資産部に新勘定に対する未整理受取勘定を設けてこれに新勘定に移した会社財産の価額を計上、新勘定の貸借対照表負債部に旧勘定に対する未整理支払勘定を設けて同一金額を計上する。従つて新勘定は旧勘定からの借となり、新勘定は旧勘定に対し年四分八厘(月四厘)の利子を支払ひ、これを旧勘定管理の財源に充てる。なほ新勘定に移した会社財産のうち指定時以前の原因に基いて生じた債権の先取特権、質権又は抵当権が設定してある時それらの担保権は会社財産が新勘定に移つた日に一応消滅する。又指定時以前の原因に基いて生じた会社に対する債権(旧債権)は新勘定に移した会社財産に対して強制執行、仮差押、仮処分等を行ふことは出来ぬ。

▽旧債権の棚上 指定時以前の原因によつて生じた旧債権については弁済することも弁済を受けることも出来ない。従つて旧債権を消滅させる強制執行、仮差押、仮処分等の行為は一切出来ない。但しこれについては次の例外がある。

① 物の引渡を目的とする債権で特別經理会社が現に行つてゐる通常の業務として新勘定の計算により履行出来るもの、

② 国又は都道府県その他の地方公共団体に対する公租公課その他命令で定める債権、指定時以前に確定した給料その他定期的給与の債権、従業員の預り金、退職金その他命令で定める臨時的給与、会社の通常の業務の運営に伴ふ千円未満の債権

なほ右の①②の債権につき特別經理会社は支払の総額が新勘定に移した金額の範囲を超過せぬ限度内ならば旧勘定で立替払が出来る。

▽特別管理人の設置 特別經理会社は商法による会社の業務執行機関のほかに特別管理人を置かなければならない。特別管理人は原則として当該会社の業務を執行する役員中から二名、債権者から二名を選任する。其監督には主務大臣が当り不相当と認めるときは解任することが出来る。特別管理人の職務は勘定分離に當つて新勘定に移すべき会社財産の範囲の決定、旧勘定に属する会社財産の処分保全、管理方針の決定、指定時以前の原因に基く債権を新勘定より弁済

する場合の承認、旧勘定に属する全会社財産の処分の承認及び会社財産の保全処分を担当する会社役員等の監督等である。

△その他 ①特別経理会社に対する破産又は和議の申立はなすことができない。

又其財産に対し既になされた強制執行、仮差押、仮処分は中止する。その他解散合併、組織変更、資本の増減等について商法等の特例がある。②新勘定で生じた各事業年度の損益は新勘定の次の事業年度に繰越さなければならぬ。従つて新勘定で配当その他の利益処分はできない。③新勘定は旧勘定に対し旧勘定から借りとなつた勘定に一定の率を乗じて得た金額を毎月繰入れなければならない。④特別経理会社の株式の譲渡は当該会社の承認を受けなければならない。⑤承認を受けずに行つた株式の譲渡は会社に対して効力を生じない。⑥必要な規定は特別経理会社以外の営団等にも適用できる。⑦必要な申請書は日銀本支店、出張所に提出する。

## 二、金融機関経理応急措置法案

第一、新旧勘定の分離 金融機関は八月十一日午前零時(指定時)に新勘定と旧勘定を設ける。

第二、指定時に新勘定又は旧勘定に属する資産と負債の区分基準は次の通り。

### 一、一般原則

(甲) 新勘定 金融機関の指定時の資産と負債のうち次のものは新勘定に属する。

(一) 資産 現金、国債、地方債その他を法二条に規定してあるが、その他主務大臣の指定する資産とは例へば復興金融金庫設立までの暫定的措置として行ふ興銀の特別融資とかビルブローカーへの貸付をいふ。

(二) 負債 自由預金、第一封鎖預金その他(法二条)であるが、その他主務大臣の指定する負債とは次の通り。

(イ) 国に対する金銭債務、例へば金融機関の発行する債券で額面三十円以下のもの (ロ) 富籤 (ハ) 一口千円未満の一般の金銭債務 (ニ) 罰金、料、過料 (ホ) ビルブローカーからの借入金 (ヘ) 指定時まで確定してゐる役員その他の職員に対する定期的給与(ボーナスを含む)

(乙) 旧勘定 新勘定に属するもの以外の資産又は負債及び右に規定する資産と負債のうち特に主務大臣の指定するものは旧勘定に属する。

### 二、信託会社の特例

信託会社(信託業務を兼営する銀行を含む)の指定時における資産と負債のうち金銭信託以外の信託(不動産信託、証券信託等)の引受に基くものは新勘定に属する。

### 三、保険会社の特例

保険会社、生命保険中央会又は損害保険中央会の指定時における負債のうち次の責任準備金、支払備金は新勘定に属する。之は預金の第一封鎖、第二封鎖の分離に相当する規定である。

①保険料の全額を自由支払で払込んだ保険契約(再保険契約、主務大臣の指定する損害保険契約を除く、以下同じ)についてはその責任準備金又は支払備金②保険料の全額を自由支払以外の方法で払込んだ保険契約についてはその責任準備金、支払備金のうち一保険契約につき一万円以下の保険金額(年金契約については一契約につき千円以下の年金額)に対応する部分③保険料のうち自由支払で払込んだ保険契約については其責任準備金、支払備金のうち自由支払で払込んだ保険料の額の払込済保険料総額に対する割合で算出した保険金額に対応する部分と其他の部分のうち一保険契約につき一万円以下の保険金額(年金契約については一契約につき千円以下の年金額)に対応する部分④前三号に該当する場合を除くほか指定時までの払込済保険料(指定時まで)に払込むべき保険料で未払込のものを含む)の総額が千二百円以下の生命保険契約についてはその責任準備金又は支払備金⑤再保険契約の責任準備金と支払備金のうち元受保険会社(保険契約者として再保険契約をした場合の損害保険中央会を含む)が新勘定から保険金額を支払ふべき責任に関する部分

### 四、農業会、漁業会等の特例

農業会、漁業会等の事業中経済事業に関するものはすべて新勘定に入れ、金融事業を新、旧両勘定に分けることとした。即ち農業会、漁業会等の指定時に

における資産と負債のうち次のものは旧勘定に属する。

(一) 資産 ①貸出金(金融機関、保険事業を営む組合に対するものを除く)②有価証券(国債証券、地方債証券と第三条規定の金融債券及び第四条規定の手形等の資産で第三条、第四条の規定による措置をしたものを除く)③農林中央金庫その他の法人に対する出資④未払込出資金⑤その他主務大臣の指定する資産

(二) 負債 ①法に規定する預金等で主務大臣の定めるもの(特殊預金、第二封鎖預金等)②農林中央金庫その他の法人に対する未払込出資③出資金、準備金、積立金④その他主務大臣の指定する負債

農業会の指定時における資産、負債のうち前項により旧勘定に属するもの以外のものは新勘定に属する。

第三、金融債券についての特別措置 金融機関手持の金融債券は額面保証するが、金融債券個人金融機関の所有区分が判明しないので、金融機関に登録させ登録済の分は流通する。又例へば興銀は七十八億円の興銀債券を発行してあるが、興銀では金融機関、個人の手持区分が分らないので各金融機関に手持高を通知させる。個人手持の分は旧勘定に入れて整理する。

第四、指定時における新勘定の資産の認証 金融機関は指定時における新勘定に属する資産について目録を作成し、一般の金融機関は本年九月十日まで農業会、漁業会等は九月三十日までに公証人の認証を受けなければならない。

第五、指定時後生ずる権利義務の新旧勘定の区分(第九条) これは指定時後の新旧勘定の権利義務関係を規定するのである。

一、金融機関の旧勘定に属する資産又は負債に関し指定時後生ずる不動産、動産、有価証券、国債以外の財産上の権利、義務は旧勘定に属する。

二、前項の規定で旧勘定に属するもの以外例へば旧勘定の整理と新勘定の整理とに使用される物件費は新勘定に行くべきか、旧勘定に行くべきかその区別の判らぬ場合があるが、かういふ場合はこの物件費は新勘定に入る。

三、金融機関の指定時後生ずる役員その他使用人に対する給与の債務の新勘定又は旧勘定への所属は原則として次の規定による。

(一) 給料、賃金その他の定期的給与の債務は新勘定に属する。

(二) 慰労金、退職金その他の臨時給与の債務で

①指定時後三ヶ月間内(十一月十日まで)に生ずるものは旧勘定に属する。

②指定時後右期間経過後に生ずるものはその役員等の指定時までの在職期間に対する割合をその臨時的給与の債務の金額に乗じて得た金額は旧勘定に属し、残余の金額は新勘定に属する。

つまり指定時まで過去十五年間勤務し、指定時以後来年三月末まで勤務し退職したと仮定すると十五年七ヶ月半分の退職金を按分して十五年分を旧勘定に負担させる。

四、指定時後に於ける新旧勘定の貸借については日歩一銭三厘年四分七厘四毛五糸の利息を附す。

第六、民事手続等に関する特例(十五条—二十三条)

一、金融機関は左の場合を除き旧勘定に属する債務の弁済又は旧勘定に属する資産を処分することができない。

(一) 金融緊急措置令施行規則により第二封鎖預金等の支払が認められる場合

(二) 慰労金、退職金その他の臨時的給与の債務で旧勘定に属するものゝ支払が認められてその支払をする場合

(三) 旧勘定に属する資産の管理又は保全のため必要な費用の支払をする場合

(四) その他主務大臣の指定する場合、なほ第十九条第二十三条は一般債権者の

利益を擁護する規定である。

第七、第二十九条の預金等とは 預金(利息を含む)貯金(利息を含む)定期積金給付金、金銭信託(受益者配当金を含む)恩給金庫における寄託金(利息を含む)無尽給付金、年金、債務者特殊借入金、戦時金融金庫特殊借入金、その他右に準ずる債務

商工協同組合法案決定

政府は二日の閣議で全文八十二条に上る商工協同組合法案を決定近く議会へ提出することゝなつた。此の法案は現行の商工組合法(昭和十八年施行)に代るもので商工組合法が国家統制の下請けとして業者団体を組織化したのに対し、本法は

純然たる協同組合理念に立つて民主的業者団体を組織し、統制事務を全廃して共同利益のための業務だけを遂行せんとしたものである。

従つて現在組織されてある統制組合七千七百は新法律公布後三ヶ月以内に解散して新組合を組織するが、同じ法律に基く施設組合六千五百は其の性格が其の儘協同組合であるとの理由で新法律が実施されば直ちに其の組合に乗替ることゝなつてゐる。

現行法と新法案の相違してゐる主な部分は次の通りである。

◎現行法Ⅱ統制組合と施設組合の創設を規定してゐるが、主な狙ひは統制組合で此の組合は所謂指導者原理に依つて運営され總會の権限が狭くなり、又會員の強制加入制をとり役員は官庁の認可によつてゐた。

◎新法案Ⅱ統制事務を全廃して組合員相互の爲の共同利益を図る爲め共同仕入、共同販売、共同保管等を行ひ、加入も任意とした。運営は總會を中心とし官庁の監督権限も大幅に縮減してゐる。

逓信省軍需補償打切に伴ふ郵便貯金、簡易保険、郵便年金等の善後措置発表

七月の郵便貯金法等改正委員会席上軍需補償打切に伴ふ郵貯、簡保、郵便年金等の善後措置に就いての質問があつたのに対し逓信当局は次の通り弁明した。

軍需補償打切に伴ひ大蔵省預金部の蒙つた損失は四十二億円、内訳は在外投資二十億、銀行会社への投資二十二億である。其の中に郵便貯金の損失も含まれてゐるが、此の損失補償に就ては大蔵当局が考慮中である。簡易保険、郵便年金の総額は七十五億円で、中在外投資五億三千万円、会社銀行への投資三億二千万円、計八億五千万円が非常措置で打切りとなる。之に対しては現在審議中の簡保法、年金法の改正で長期還付金、満期返還金が廃止となるので、之に依つて浮く約八億円を損失の穴埋めに用ひるので、簡保年金の基本金には何等影響を与へない。利用者への影響は制限額以上の郵貯が非常措置の対象となる。一人数口の口座があつて合計が一定額に達すると過超額が封鎖される。簡保に就ては直接影響はない。年金は一千万円を超えるものが第二封鎖に入れられる。

#### 電気事業改正法案決定

電気事業改正法案は六日の閣議で正式に決定を見た。

今回の改正法案で最も重要な点は第三十二条で関係官民、貴衆両院、学識経験者約三十名からなる「中央電気委員会」を設置し、主務大臣の諮問に応じ電気事業に関する重要事項を調査、審議し又は諮問を俟たずして関係事項について関係大臣に建議させることゝしその審議事項、運営等を明確に規定してゐる。

これは今後の電気行政上の重要施策を決定する中枢機関となり、電力局はこの事務局的存在として民主的行政運営に重点を置いて行くものと見られ今後の独自の公益事業運営の方向を示唆してゐる。

その構成委員、主なる審議事項は  
一、委員は電気事業者、電気使用者(以上法人ではその代表者)電気事業従業者(労組代表)貴衆両院議員、学識経験者、関係官吏等約三十名で構成するが、委員長は委員の互選による。

二、中央電気委員会は問題に応じ専門委員会を設け又地方の需給調節、電気の普及、施設やサービスの改善等行政官庁の諮問に応ずるため九配電会社地区毎に地方委員会を設置する。

三、中央、地方各委員会とも電気事業者に対し必要な資料の提供又は閲覧を求めることが出来る。

四、主なる審議事項Ⅱ(一)発電及び送電予定計画(二)電気料金の決定(三)電力消費規正(四)サイクル統一関係事項(五)電気事業の組織、運営(六)電気関係法令の改廃其他  
なほ電気委員会の設置と共に従来の電力國家管理法による電力審議會は廃止する。

#### 第二次農地改革案決定

政府は多数農民を隷属的存在から解放し經濟民主化を以て農村の封建性を払拭すると共に、農業生産力發展の基礎を確立するため農地の公平配分を一段と強化徹底する必要あるを認め、現行農地制度を根本的に改正することになり、自作農創設特別措置法案、農地調整法改正案の二法案を成案議會に提案することになつた。即ち二法案は前議會で通過した改正農地調整法に対し第二次農地改革案といはるべきもので、さきに英國案を中心に審議した対日理事会の意向、その他諸般



の情勢の推移に鑑み従来の方式を一擲し徹底的に改正することになったもので、特に農地調整法改正案と別個に自作農創設特別措置法案を成案したのは地主の農地買収は農地証券を発行して国家が直接これを行ふことになったためである。

右改正の骨子は次の通りである。

- 一、不耕地主の面積を一町に制限したこと。
- 一、自作地でも業務の成績如何によつて自作面積に融通性を持たせたこと。
- 一、公私有及び国有未開墾地も自作農創設対象地としたこと。
- 一、地主への報奨金交付面積を制限したこと。

等である。これによつて国家が買取せんとする農地は既墾地において約二百万町歩、未墾地百万町歩で買取売渡は二ケ年間に行はんとするものである。既墾地二百万町歩買取に要する農地証券発行額は反当り平均六百円、総額の約三割は譲渡農家の封鎖支払あるものと見て八十四億円、これに報奨金も加へて大体百億円見当であらうと見られる。なほ農地委員会の構成を小作人側の委員を増加せしめりやう改正した。

#### 会社、金融機関両經理応急措置法施行

政府は会社經理応急措置法と金融機関經理応急措置法が十四日兩院を通過成立したので十五日公布施行した。(法律第六七号)官報八・一五

#### 賠償協議会委員及び幹事を發給

終戦連絡中央事務局では昨年十二月二十一日官制々定をみた賠償協議会の民間側委員並に幹事として次の十一氏を發給、十五日発令した。

賠償協議会委員 日本工作機械協会々長 石原勳、日本精工社長 安松俊雄、日  
発總裁 新井章治、神戸製鋼社長 浅田長平

賠償協議会幹事 池貝鉄工取締役 早坂力、日本化学工業製品統制理事 長島敏  
弘、車輛統制会理事 中庸雄、軽金属屈延工業会、商工省鉱山局囑託 石井良

- 一、日本鉄鋼協議会事務局長、金属回収統制会社理事 藤井丙午、有元憲、建設工事整理調査会委員長 宮原信英

#### 失業保険法案骨子成立

政府は失業対策として六十億円の公共事業をはじめとして各般の就業対策を練

つてゐるが、なほ万全を期し得ないので厚生省では失業保険の創設を考慮し、失業保険制度調査会に対して諮問中のところ、同会小委員会では一応結論に達したので、今月中に總會に付議決定し厚相に答申することになった。

社会保険制度調査会で成案を得た失業保険制度の骨子左の通り

- (一) 一般被傭者に対して国営強制失業保険制度を創設して被傭者、雇傭者及び政府の三者間の均等の負担で特殊法人失業保険金庫を設置、失業手当として一日十円(扶養家族手当二日一人二円五十銭最高十五円を限度とする)とし半年間継続して支給する
- (二) 日傭労働者に対してはその性質上都市単位に任意或は強制的に失業保険組合を創設し、連続三日以上の失業者に対して一人一日十五円(家族手当なし)の失業手当を給付する

もので、本制度実施に伴ふ国庫負担は一般保険にあつては被保険者を五百万人とし、失業率を一割とすれば保険料負担は一日一人当り国、事業主、被傭者とも二十銭となり(国庫負担総額は二億九千万円)又日傭労働者保険にあつては被保険者を百万人とし、失業率を二割五分とすれば保険料の負担は一人一日につき国七十二銭、自治体二十四銭、事業主、労働者共七十二銭となる(国庫負担総額一億四千二百万円)。従つて国庫の負担は兩者併せて四億三千三百万円となる。政府としては失業保険法案を今秋の臨時議會に提案したい意向であり、従つてその実施は明春四月以降になるものと見られる。失業保険制度全貌は次の通り。

- 一、一般被傭者を対象とする国営強制失業保険制度の被保険者の資格は十六歳以上六十歳未満の男子で報酬一定額以上(官吏ならば一級以上)の職員と農業労働者、日傭労働者、季節的労働者、家事使用人等を除きその他の賃金収入者は職種の如何を問はず被保険者として加入させる。保険給付資格は失業前一年間に於いて合計六ヶ月以上の保険料を納付したもの。

一、支給条件は失業後①定期的に勤務に出頭し失業の認定をうけること②勤務署による就職斡旋を正当な理由で拒否したものでないこと③その他自己の不行跡により解雇されたもの④自己の便宜で離職したもの⑤争議による就業休止は失業と認められない等が支給条件となつてゐる。又手当の支給は失職後十五日

目からはじまる。

一、支給額は前収入に応じて差等をつけることは実際問題として困難なので本人については一日に十円を基本給付とし、扶養家族は一人につき一日二円五十銭最高六人の十五円を限度として支給する。

一、支給期間は一年に百八十日を限度とする。

一、保険料の掛金は一切返還されない。又本制度実施に要する財源は保険料として被傭者、雇傭主及び国が等分に負担する。但し労務費は全額国が負担する。

一、本制度の機関として特殊法人失業保険金庫を設け、資、中、立の三者で運営する。

一、日傭労務者を対象とする失業保険組合は都市単位に設立し被保険の資格は日傭労務者の斡旋によつて日傭労務に従事する者であるが、この組合は任意設立を原則とし特に必要のある場合に限つて強制設立も出来る。

一、保険給付条件は①失業の日より前十日間に一日以上就業し、保険料を納付したと②定刻迄に日傭労務者の定める場所に出頭し就業出来ないこと③連続三日以上の失業であること④日傭労務者の斡旋した仕事を正当な理由なしに拒否したのでないこと、を条件として支給するが、支給額は本人に就いて一日十五円とする。日傭労務者には家族調査が困難な関係で一律に十五円と決定したものである。

一、本組合実施に要する財源は国及び地方自治体の両者が被保険者一人につき一定の額を補助し、被傭者及び雇傭主は各等額の保険料を負担する。

今回成案を得た失業保険制度は一般被傭者を対象とする失業金庫の創設と日傭労務者に対する失業保険組合の創設と二本建となるが、この場合、労働年数の短い女子傭務者を如何に扱ふかは今後検討を要する問題として残り、又六大都市以外の都市で日傭労務者の失業保険組合を作ることはその規模が小さく従つて保険として成立し難いので六大都市を除いた中小都市を一本とする組合を創設するかどうかは小委員会でも尚研究中。

商工省会社所有物品の譲渡、引渡制限等に関する件制定

政府は戦時補償打切の措置と関聯して産業再建上有用な物品の散逸分散を防止

すると共に故意に会社の資産内容を減少悪化して債権者を不当に害することを防ぐため、今回物資統制令に基く商工省はか五省共同省令として「会社の物品の譲渡制限等に関する件」を制定し、二十四日から施行することゝなつた。

本令の実施によつて会社は通常の業務以外その所有し占有する物品を譲渡し又は隠匿、退蔵の目的で、債権者を害することを知らながらその形質を変更したり移動することが出来なくなるが、爰で通常の業務といふのは仮令会社の定款に規定してある業務でも現在遂行してゐない業務はこれを除くことゝなつてゐる。今春以来補償打切が問題となり、論議の対象となつてから会社所有の物品が各種の名目で散逸し、又散逸するであらうことは目に見えたことで、このため商工省でも早くから分散防止の方法を講じてゐたわけだが、結局補償打切の諸法案を待たず、これとは別に旧物資統制令を基に今回の措置となつたものである。

なほ本令の規定は強行規定で、違反行為は私法的効果を生じないと共に國家總動員法により十年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処せられるが、特別の事情で譲渡引渡しする場合は行政官庁の承認を要し、其他本令適用の除外を次の通り規定してゐる。

一、法令、法令に基く処分又は組合その他統制を行ふ団体の指図指示その他の措置に従ひ物品を譲渡し又は引渡す場合

二、行政官庁(行政官衙の長を含む、以下同じ)の指示する配給経路に従ひ物品を譲渡し又は引渡す場合

三、統制会社令による統制会社その他行政官庁の指定する会社(以下統制会社等と称する)が物品を譲渡し又は引渡す場合

四、統制会社等その他統制のためにする経営を行ふ団体に対して物品を譲渡し又は引渡す場合

五、前各号の外当該会社の現に行つてゐる通常の業務を遂行するために物品を譲渡し又は引渡す場合

六、その他行政官庁が別段の定をなした場合は行政官庁の承認を受けて物品を譲渡し又は引渡す場合

前項の規定により物品の譲渡又は引渡を禁止された場合には当該物品はこれを

譲受け又は引渡しを受けることができない。

#### 厚生省労働基準法案内容発表

労働組合法の制定に基き、終戦後の労働組合運動は著しい進展を遂げたが、反面労働者全般が人間として最低限の生活を営み得るに必要な労働条件を基礎づける保護立法の制定が強く要望され、政府も次の議会に「労働基準法(仮称)」案の提出を言明したが、厚生省ではこの趣旨に基き、現行の労働関係諸法規の廃止又は全面的に改正し、之等を一元化した我国労働法制史上劃期的な労働基準法案を制定することとなり、その民主的立案に着手、先づ七月十五日に労働保護に関する質問書を産業別、地域別、規模別にして各労働組合並に使用者団体に呈示し、広く民間人からの基礎的資料を蒐集し、同二十二日河合厚相から労務法制審議会に對し同法案の立案について諮問、同審議会では小委員会を設置し、前後五回に亘り審議の結果、草案を得たので八月七日の総会に草案の中間報告を行つたので、厚生省では二十五日その内容を発表した。

同草案は九月五日から十五日まで中央、地方で公聴会を開き、一般の輿論を反映させた上、関係方面と聯絡し第三回總會で答申案を決定する。なほ草案作成に當つた小委員は各派共四名で氏名は次の通り。

中立側 末弘徹太郎(委員長) 鮎沢殿(外政協会専務理事) 桂泉(化学工業聯盟理事長) 北岡寿逸(現経済安定本部第四部長)

事業主側 篠原三千郎(東京急行電鉄社長) 足立正(王子製紙社長) 植村甲午郎(石炭鉱業会理事) 横田武(日清紡績社長)

労働者側 松岡駒吉(総同盟会長) 荒畑勝三(関東金属労組長) 赤松常子(婦人代表) 志賀義雄(共産党)

今回の法律案名称については労働基準法とするか或は労働保護法、労働法、労働条件基準法、労働条件最低基準法等五名称が挙げられ未確定であるが、大体労働基準法に落付くものと見られる。又本法案は改正憲法第二十五条に準拠しこれと照応するものであるが、改正憲法には何等準則を示してゐないので個別立法の建前を採り、生活保護の限度を明確にし、それ以下の労働条件を認めぬことを法律で規定するものである。又本法案は労働者の読む法律でありその周知徹底を図るため

国内経済調査(上) 昭和二十一年七月—九月

民主的立法形式として各条項毎に見出しを附し、容易に理解し得るやうにした。

内容は第一章総則から始まり第二章労働契約、第三章賃金、第四章労働時間、休憩、休日、年次有給休暇、第五章安全及び衛生、第六章女子及び年少者、第七章徒弟制度、第八章災害補償、第九章就業規則、第十章寄宿舎、第十一章監督機関、第十二章雑則、第十三章罰則(この条項略)から成る全条百三条に及ぶ大きなものである。

#### 賠償対策委員会設置

商工、農林両省並びに民間関係者は接触硫酸工場の賠償撤去に伴ふ影響に對し特に肥料生産に支障なきやう至急国内対策を攻究するため硫酸賠償対策委員会を設置する。二十七日商工省で初会合を開いたが、主要協議事項は次の通り。

#### 一、残存設備の補修増強

#### 二、撤去後の硫酸輸送設備の補強

#### 三、精製硫酸、クロルスホン酸の製造転移

#### 四、硫酸製造技術の向上を図る為の委員会設置

#### 経済安定本部経済安定基本方策樹立に着手

経済安定本部では既報の通り科学的統計数字を基礎として運営することに根本方針を決定し、この線に沿つて施策遂行の基本として人口推計を得たので愈々経済安定に関する具体方策樹立に着手した。これは五ヶ年乃至七ヶ年を目標として

#### 一、物資の需要供給の均衡

#### 二、健全な労働の再生産要素の確保

#### 三、通貨流通面の安定

#### 四、産業経済の民主化を図る

といふので、この統計的資料が整備すれば可能な範囲で国民に公表し一般の批判を請ひ国民総力を結集して経済安定を早急に実現せんとしてゐる。なほ経済安定本部ではこの経済安定根本施策と共に戦時補償打切りに伴ふ措置及び物資の年次、四半期計画などの緊急施策を攻究中であるが、施策内容は次の通り。

#### (一) 緊急対策

戦時請求権、会社経理関係の措置、復興金融金庫(以上一部)休眠資材、不足資

材の供給、賠償関係(以上三部)食糧問題(三部)就業対策、離職者対策(以上四部)物価体系の形成、公定価格の制定、維持、主食、輸送、燃料価格(以上五部)肥料政策の根本(二部)公共事業に関する予算の計算に関する基本(四部)木材統制の再整備(二部)統制会の解散と新統制組織(一、二、三部)中小商工業の対策(一部)経済統計制度の再編成(一部)定期的、季別計画、年別、四半期物資需給計画(一部)

(二) 恒久対策

産業民主化(一部)国民生活必需品の単位所要量、生産力と見合つた物資需要量(以上一、二部)生産力量、輸入、輸出(一、二、三部)安定された需給達成までのプログラム(一部)資金、物資の均衡策定(一部)国民生活費の問題(一、五部)財政の再建方策(一部)

吉田首相講和会議開催時期予想発表

吉田首相は八日の衆議院予算総会で丹野実氏(協民)が講和会議はいつ頃開かれるかと質したのに対し、大要次の通り答弁した。

講和会議開催の時期は明年七八月といふのが常識だが、これより存外早く開かれるといふものもある。これは日本の事情よりも世界一般の事情が戦時状態を脱して経済、通商その他の関係からなるべく早く平常化したいといふ希望の現れで、このことから私も案外早いといふ見通がつけられると思ふ。それなら何時頃かといふと七月とか八月とかいふ期限をつけるのは不可能で、たゞ始めの予想より余程早くなることを希望する空気が各所に起つてゐるといふのが正確な言ひ表し方である。又これを促進するために政府が如何なる手を打つてゐるかといふが、日本政府が具体的に行動することは今日の状態では却つて誤解を生ずる恐れがある。たゞ日本が全く戦時色を払拭して民主主義に徹底して、日本の国情から見て講和会議を開くに適すると認められ、又講和条約によつて規定されたことを日本国の方で実行する力があるといふところまで行つた時に始めて講和会議が開かれるといふことができる。

一万田日銀総裁、補償打切りに伴ふ経済界の整備再建に当り当局の方針発表

一万田日銀総裁は補償打切りに伴ふ経済界の整備再建に当り、日銀当局の方針

を次の通り語つた。

一、生産に必要な資金の供給を順調にし、実際の生産活動に即応した融通の方法で積極的に援助する。特に緊要な生産に関する資金の融通にはスタンブ手形制度を創設し、又見返り物資の輸出に関する資金の融通にも優遇措置を講ずる。

二、当面の応急的資金もそれが復興を促進するものであれば円滑に供給する。

三、今後の預金の安全性は絶対に確保する。日銀も努力するが、各種金融機関も資金吸収に一段努力することが望ましい。

四、金融機関の内容を堅実にすると共に運営の合理化を促進し信用制度を保持するため、日銀は今後金融機関に対する支援を惜まない。

五、通貨安定のため資金の生産面への流入の促進、通貨機能の正常状態への復帰と資金の吸収に具体案を作る方針である。

金融緊急措置令施行規則改正

政府は戦時補償を全面的に打切ることとなり、これに伴ふ各般の措置を実施することとなり、その第一着手として預貯金等に対する措置を講ずるため、金融緊急措置令施行規則(大蔵省令)の改正を十一日公布施行した。今次措置改正の骨子は左の通りである。

一、八月十一日現在の封鎖預金を第一封鎖預金、第二封鎖預金に分離する。

二、一口三千円未満の預貯金は全額第一封鎖預金とし、三千円以上の預貯金では個人は各金融機関毎に一世帯一万五千円か、一人につき四千元(最高三万二千円)の何れが多い方、法人については一口一万五千円以下を第一封鎖預金とし、他は第二封鎖預金とする。

三、八月以前の個人生活費でまだ引出してゐないもの、八月分の教育費、引揚者の持帰金相当額、戦災者引揚者の生活必需品資購入費でまだ払出してない分は第一封鎖預金に加算する。

四、慈善、教育、医療等の公益団体は審査、許可により一定金額以内で第一封鎖預金へ加算する。

金融緊急措置令実施後の封鎖預金引出額発表

一日予算総会に提出された二月十七日から六月二十日迄の全国銀行から引出された封鎖預金額は次の通りである。

○現金支払 総計二百十億一千七百万円(内訳)生計費六十一億二千九百万円、賃金給与八十六億八千四百万円、事業費二十一億五千九百万円、其他四十億四千五百万円

○封鎖支払 総額九百三十六億二千百万円(内訳)旧債返済百八億二千万円、事業費四百八十三億八千四百万円、其他三百四十四億一千七百万円

此のうち事業費として引出された資金で、実際どれだけが生産資金に充当されたかは極めて把握困難であるが、大蔵省では現在の物価と生活資金需要の状況及び生産再開の現状からみて、事業費の名目で生活資金に充当されてゐる部分も若干あり、且夫は封鎖支払分より現金支払分の方に多いことを認めてゐる。

全国預貯金総額発表

大蔵省銀行局調査に依る全国の預貯金総額(郵貯は本年七月末現在、勸銀興銀は本年六月末、其他は本年三月末現在)は特殊預金を除いて二千三百八十二億円である。此の中今回の措置令の改正で新勘定に移る金額は一万五千万円以下が千九百九十六億円、夫以上の旧勘定に移る金額は四百十六億円であり、千九百九十六億円中實際上政府保証の対象となる金額は百億円以内とみられる。尚大蔵省では此の財源を赤字公債の発行に俟つ模様である。又二千三百八十二億円の一萬五千万円の線に依る新旧勘定の分離比率は次の通り。

○郵貯	一万五千万円以下	一万五千万円以上
○勸銀、興銀	九八・七%	一・三%
○普銀	三三・四	六七・六
○貯銀	六三	三七
○信託	九二	八
○農業会	五七	四三
○市街地信用組合	九五	五
	九〇	一〇

国内経済調査(上)昭和二十一年七月—九月

○無尽 一〇〇  
○年 金 九六 四

大蔵省興銀特別融資新代理店追加指定

大蔵省では興銀特別融資の代理店としてさきに勸銀本支店を指定したが、今回北海道に勸銀支店がないのでこれを補ふと共に、中小小工業者に対する資金供給の円滑を図るため、北海道拓殖銀行七店舗と商工組合中央金庫の全店舗を追加指定することとし、二十三日関係機関に通牒を發した。

今回の追加指定により代理店は百六十三となつた。新代理店次の通り。

- ▽北海道拓銀 旭川、帯広、釧路、北見、小樽、室蘭、函館
- ▽商工中金 東京(本所)札幌、仙台、富山、名古屋、大阪、広島、高松、福岡
- (支所)京都、神戸、福島、青森、新潟(出張所)

大蔵省改正金融緊急措置取扱上の注意事項発表

大蔵省では十一日改正実施した金融緊急措置につき金融機関で事務取扱上誤解を生じてゐる点があるので、二十四日取扱上の注意事項を各機関に通牒した。主な内容次の通り。

一、第一封鎖預金となる一口とは一口座のことで、原則として一通帳又は一証書であるが、次の場合は注意を要する。

(イ)割増金附定期預金等は一証書が一口

(ロ)通帳使用の定期預金は預入月日の同じもの毎に一口座

(ハ)郵便定期預金は数口が一証書でも各口毎に一口座

二、金額は八月十一日午前零時現在の残高によるが未記入利子は次のやうに取扱ふ。

(イ)残高は限度内でも支払期限を経過した未払利息を加へると三千円を超える場合は未記入利息は加へないで第一封鎖とし、三千円を超える部分の利息も第一封鎖に入れる。

(ロ)元本現在高だけで限度を超える時は第一封鎖に入れる金額は所定の金額限り、組入金額に対する支払期限経過の未払利息は第二封鎖預金とする。

三、配当金の振込等帳簿上は元本金額の一部として払込まれてゐるが、通帳には

未記入の場合はその分を八月十一日の現在高に加算し第一封鎖預金設定の追加申請をさせる。

四、農、商、漁業者等旧指定事業者は四月一日以降の新封鎖預金を限度として八月份以前の未だ払戻を受けない生活費を第一封鎖預金に加算出来る。但し現金払は八月份以降に限る。

五、公益団体の第一封鎖預金は五万円を超える部分は五割以内であるが、一万五千円を超える部分は審査委員会の指定を受けない限り総て第二封鎖となる。

六、八月十一日以前に給与支払のための小切手を受取つた者が預金口座を持たない時は同一世帯員の預金口座に預入して差支へない。

七、本来同一世帯に属すべきものが疎開、遊学等のため世帯を離れてある場合は戸籍謄本と市区町村長の証明書等で証明すれば一世帯と看做す、この場合は双方の世帯の個人金融通帳を金融機関に呈示する。

八、封鎖預金通帳が手許にない時の第一封鎖預金設定申請は必ず通帳を取寄せるか個人金融通帳を送付して行ふ。

九、八月十一日以前振出の封鎖小切手は八月三十一日までに決済しなければ九月一日以後は第一封鎖預金から支払ふことになる。

十、会社経理応急措置法で旧勘定から弁済出来る債務として公租公課、指定時以前の給料、退職金等を定めてあるが、これは旧勘定から支払へる意味で、第二封鎖預貯金から支払ひ出来る意味ではない。従つて金融緊急措置で第二封鎖からの支払ひを認めてゐるのは公租公課のみ(これに準ずるもの含まない)で、給料、退職金等は旧勘定中の第二封鎖以外から支払はなければならぬ。

金融機関経理措置一部改正  
大蔵省では十五日実施の金融機関経理応急措置法施行規則と告示の一部を二十八日附で改正した。主な改正点次の通り。

一、日銀の再割引手形は金融機関にとつては借入金であるから新勘定に入れることになつてゐるが、これを法文の上に明かにする。

二、旧勘定が新勘定に対して貸がある場合に新しく取得した現金等は日銀預金とすることになつてゐるが、徒らに繁雑を加へるだけなのでこれを廃しすべて新

勘定に入れることとする。

三、告示第六百四十六号の新勘定に入るべき負債中「国に対する金銭債務」とあるのを「国又は地方公共団体に対する金銭債務で公租公課以外のもの」に改め、地方公共団体が持つてゐる金融債も新勘定に入れることとする。

四、応急措置法の適用を受けない銀行として香港上海銀行、チャータードバンク、和蘭銀行、蘭印商業銀行を追加する。

五、農業会の旧勘定に移すべき財産項目とし一般金融機関並に扱ふことにしたのでそれに伴つて旧勘定に属する負債に対応する資産、不動産、未収入金、仮払金、立替金(金融機関に対するものを除く)を旧勘定に移すべきものとして追加規定する。

六、金融機関相互の貸借関係中旧勘定に属すべきものとして閉鎖機関への貸付を挙げて預金は除外してゐるが、実質上預金と貸付金を区別する必要がないので閉鎖機関に対する預金も旧勘定に属すべきものの中に入れることとする。

七、新勘定に属すべき債務の弁済でも主務大臣の指定した時は旧勘定から支払出来ることになつてゐるが、その指定事項に次の二項を入れる。

(イ)手形の支払人が特別経理会社でない場合の旧勘定に属する手形は書替をしなると無効となるのでこの書替をした場合は旧勘定から支払ふことが出来る。

(ロ)利息前取の貸付(手形割引を含む)で期限前に弁済を受ける場合に払戻す利息の分は旧勘定から支払ふことが出来る。

封鎖預金等審査委員決定

政府では金融緊急措置令施行規則第一條ノ四の規定に基き公益団体の第一封鎖預金額決定機関となる封鎖預金等審査委員会の会長石橋蔵相以下委員十八名、幹事十一名を二十八日附で発令した。第一回委員会は三十日午前十時から貴族院で開き具体的運営方針並に金額の算定基準について討議する。委員氏名は次の通り。

〔会長〕 石橋蔵相

〔委員〕 上塚大蔵政務次官、柴田大蔵参与官、貴族院議員高橋是賢、周布兼道、

三浦新七、衆議院議員中島守利、竹田儀一(以上自由)寺尾豊、北村徳太郎、橋

直治(以上進歩)鈴木茂三郎、野溝勝(以上社会)木下米(協同)小汀利得、安倍能成、東畑精一、原泰一、館哲二  
スタンプ手形制度並貿易手形制度制定

日本銀行では戦時補償打切に伴ひ積極的に生産資金の融通を図ることとなり、三十日スタンプ手形制度並に貿易金融に関し発表、九月より実施することとなつた。

### 一、スタンプ手形

日本銀行では従来商業手形の外生産に必要な原材料調達のため振出した手形等は割引適格手形として最低歩合(九厘)で之が再割引に応じて来たが、今回緊要な生産部門については右以外の必要運転資金の調達のために振出した手形に対しても優遇の途を講ずることとしたもので、即ち

①日本銀行で緊要と認めた生産資金(例へば労賃運賃其他諸掛及び経費に充てる資金又はこれらのものと原材料代金と一体をなしてゐる資金)で適正な所要額を調達する場合

②会社、組合等が生産者若しくは集荷機関に対し已むを得ない事情で代金の前払をなすのに要する資金を調達する場合

③六ヶ月以内に決済の確実なるもの

以上の場合振出される手形について銀行からの請求に対して日銀の本支店が調査し適当と認められたものには何時でもこの手形を担保として貸付に応ずる旨の所定スタンプを捺す。このスタンプのある手形を担保とする貸付利率は常に日銀の国債以外のものを担保とする貸付最低利子歩合(一銭一厘)を適用し日銀本支店で融通に應ずる。而してこの制度の狙ひは、

(イ)何時でも之を担保として融通に応じ生産資金の供給を円滑にする。

(ロ)スタンプ手形は日銀で貸付の担保となす旨を認証するから市場性を賦与される。

(ハ)これによつて市場資金の効率的活用を図ると共に割引市場の育成に資するところが出来る。

といふ点にある。

国内経済調査(上) 昭和二十一年七月—九月

### 二、貿易手形

食糧等の緊急物資輸入のための見返り輸出の円滑な遂行に資する目的から貿易手形についても優遇策を実施する。即ち輸出貨資製造業者並に貿易庁の代行機関等が自ら所要資金を調達し得ない場合に

①輸出前貸資金

②輸出貨資買上資金

③輸出取扱機関及び輸入代行機関の諸掛り支払資金

等は何れも貿易庁の認証を受けた手形により市中銀行で融通を受けることとし、市中銀行が手許の都合でこの手形を担保として日本銀行から資金の融通を受ける場合はスタンプ手形同様国債以外のものを担保とする貸付最低利子(一銭一厘)で優遇する(市中銀行の貸付利子歩合は一銭四厘)。

スタンプ手形発表に際し一万田日銀総裁談話

一万田日銀総裁は三十日スタンプ手形発表に際し金融記者団との会見で次の談話を行つた。

一、スタンプ手形の差当つての適用範囲は石炭、肥料、繊維工業その他地方的に見て緊要な部門を対象とする。しかし情勢に応じて適時適用範囲は追加して行く方針である。

一、以上のやうに基礎産業を先づ対象とする結果中小工業はこの線から一応除外されるが、中小工業については別途に攻究中で近く成案して発表する。

一、現在のところスタンプ手形制度創設によつて生ずる資金の限度は考へてゐないが、基本産業と限定することによつて大体の枠は出来るのでインフレの助長となるとは考へられない。又査定は嚴重にして適正にチェックして行く方針である。

硫安工場十億円融資申込み決定

硫安肥料製造業組合では当面の硫安工場金融打開の爲め一日から開始した興銀の特別融資を利用することになり、一日硫安各社金融担当者会議を開いた結果、八月から十月迄に必要な運転資金四億円、建設資金六億円、合計十億円の貸出を興銀に申込むことに決定した。

大蔵省絹在庫買上げに融資決定

商工省ではさきに日本織物統制会社に対し全国の生産者(機尾)、中配、地配、消費者団体及び小売業者に在庫する絹製品並に生地約一億方碼(十六億円)を買上げ輸出向け適否を検査するやうに命じたが、買上げには相当の資金を必要とするので大蔵省と協議中のところ織物統制会社に対し買上資金として約八億六千万円の融資を認めることに内定した。融資方法は七月から来年三月までを次の三期に分け織物統制会社の取引銀行から枠外貸出を認める。

七月—九月 三億円

十月—十二月 四億三千万円

一月—三月 一億三千万円

化学肥料の融資方法決定

補償打切と金融緊急措置令改正に伴ひ化学肥料部門の本年度設備資金二十二億九千万円の融資については従来通りシンヂケートが行ふか、今回新たに設置される金融復興金庫が行ふか、その成行きは注目されてゐたが、七日過燐酸石灰を除く硫酸十八億石灰窒素四億計二十二億円は従来通りシンヂケートで行ふことに商工省と興銀の話し合ひが決定した。

この内、九割三分は農林中央金庫が引受けることに決定、残余の七分については興銀、勸銀及び五市中銀行がそれと一分づつ引受ける案を未だ金融機関側の確答がないが、不承諾の場合は金融復興金庫が引受けることになつてゐる。

差当りの繋ぎ資金は農中から日本肥料を通じ従来約四億の枠に関係なく融資するが、八月の融資申込みは硫酸二億四千万円、石灰窒素四千三百万円である。

なほ過燐酸石灰の保留は生産計画に未だ検討の余地があるためである。

大蔵省肥料代金の新円支払限度引上方向通達

農林省ではかねて肥料代金の新円支払限度引上げ方を大蔵省に折衝してゐたが、大蔵当局ではこの程地方農業会に対し肥料代金として二割の新円を支払ふやう通牒した。

繭代金(夏秋蚕)全額現金払

農林省では繭の緊急増産並に供出確保のため本年夏秋蚕の繭代金を全額新円払

とするやう大蔵当局と折衝中であつたが、二十九日決定した。これで市町村農業会は養蚕農家に支払ふべき夏秋蚕繭の代金は全額新円で支払ひ、直接玉屑繭を集荷する取扱業者も新円で支払ふことになる。

なほ春繭の代金は一養蚕者当り三千元以下は新円払ひで三千元を超過する場合は超過分は封鎖支払となつてゐた。

石炭庁亜炭價格府県別建値決定

石炭庁では亜炭價格の統一調整を図るため過般來關係各方面と協議してゐたが、今回全国各府県別建値を改正、近く全国的に統一する亜炭規格基準の施行と同時に新價格を実施するやう三十一日石炭庁長官名で各地方長官及び關係団体に通牒した。一級炭(四千カロリー以上)の坑口渡し新價格は次の通り。(単位越)

東北 〓 六県とも二百十円

関東信越 〓 長野二百七十円、群馬二百五十円、埼玉、新潟二百二十円、他の四県は二百円

東海北陸 〓 三重二百五十円、愛知二百四十円、富山二百三十円、石川二百二十

円、岐阜二百十円

近畿 〓 七県とも二百三十円

中国 〓 島根二百三十円、他は二百四十円

四国 〓 高知二百二十円、他は二百十円

九州 〓 未定

亜炭の規格統一

商工省では亜炭を石炭配給部面に繰入れる前提として亜炭の規格統一並に向上を期することになり、今回規格基準を決定すると共に検炭、検査監査機関として各府県に「亜炭規格審査委員会」を設けるやう三十一日商工次官名を以て各地方長官及び關係団体に通牒した。

今回決定した亜炭の規格は一級炭四千カロリー以上、二級炭三千五百カロリー以上、三級炭三千カロリー以上、級外三千カロリー以下で水分は褐質亜炭二割、木質亜炭三割以下となつてゐる。

なほ「亜炭規格審査委員会」は地方商工局、地方鉄道局、府県庁、亜炭鉱業会、



需要者代表及び学識経験者を以て構成、炭礦別の格付を決定して地方商工局長の承認を受け、発送の場合には審査委員が検炭検量を随時監査して規格を明示し、悪質炭の一扫を期する。

### 二十二米穀年度主要食糧の買入対策要綱

農林省では二十二米穀年度に於ける米穀と甘藷の買入対策要綱を決定したので三十一日発表した。新しい供出割当方針は食糧の需給事情と農村の実情とに鑑み農家に対して平均一人当り四合(年間一石四斗六升)の保有を認め消費者向け等を供出対象とし、生産意欲の昂揚を図ると共に供出割当数量を確保せんとするにあり、大体三千万石を供出目標としてある。これと共に本年産麦類と馬鈴薯の割当について行つた中央、地方割当の区分は撤廃するが新供出割当方法の主な点は次の通り。

- 一、本年産米穀、甘藷等及び明年産麦類、馬鈴薯を通じその中から飯用(味噌醬油用を含む)種子用等の農家固有の用途向として必要な一定量を農家に確保する。
- 一、農家の飯用保有量の品目別の割当は従来の実績の比率を参酌して、地方長官と折衝して決定するが、大体米を八割程度とする。
- 一、供出は生産見込量から農家の保有量と種子用等の固有用途向数量との合計を差引いた数量について割当てる。
- 一、一部保有農家に対しては供出割当を行はない、不足分は一般消費者の基準によつて配給するから現在の還元配給は解消する。
- 一、米穀と甘藷の総合供出を認め一割程度の代替を認める。
- 一、地方長官は政府からの割当数量に基いて都道府県食糧委員会にかけて各市町村へ割当、市町村長はその数量に基いて市区町村食糧調整委員会にかけ、部落を通じ各農家に割当てることとし委員会の活用による民主化を図つた。
- 一、政府の割当は九月中に決定、末端への割当は大体十月中旬となるが、割当の数量はすべてこれを公表し、とかく横流し等の材料となつた水増し割当を防止何処迄も明朗なものとする。
- 一、買入割当の基礎となる生産見込量又は保有量の算定について地方長官と市町

村長との間に意見が一致しない場合は、地方長官は農事試験場長や検査所長、篤農家等の技術者を以て構成する都道府県食糧委員会の意見を徴してこれを裁定する。

一、部落で供出を完了してから割当以上に供出した農家には大体石当り百円位を加算した特別価格を支払ふ。

一、実収の結果が市町村を通じ当初の生産見込量より減少した場合は市区町村食糧委員会にかけて村内農家の消費計画を再検討し厩米等の利用等により割当数量の確保を図ることとしたので現在の管理米制度がなくなる。

### 農家保有基準量(単位合)

年齢別	一日当り	年間
一七歳	一一・〇	七三〇
八―十五歳	三・三	一二七七
十六歳以上	四・六	一六七九
平均	四・〇	一四六〇

(備考)①玄米換算石とす②保有量は米麦藷類雜穀の総合保有とす③総合保有率は過去の消費実績によりこれを定む④一日当り平均主食用は三合六勺、残り四勺は加工用その他とする。

### 酒類の改訂価格と物品税法の改訂内容を発表

政府は今議会通過の所得税改正以下の改正税法を八月三十日公布、施行規則を九月一日公布即日施行するが、酒税の増徴に伴ふお酒の改訂価格と物品税法の改訂内容を三十一日大蔵省から発表した。

清 酒 小売値は一級清酒一升二十三円が九月一日から四十円に、二級清酒一升十五円が三十円、麦酒大壘三円が六円と夫々二倍に跳上り左党には大きく響く。

物品税 書画骨董の外は製造課税に改めた。必需品の靴の免税点を百円から百五十一円に引上げ、子供玩具は製造価格十円未満、電球は四十ワット以下、復興資材の板硝子は厚さ二・五耗以下は夫々税金を免じ、中等学校以下で使ふ運動具、ヨイ子達の硯、ペン先、味噌、醬油等は無税とした。

経済情勢調査(その一)

◇主要酒類販売価格

区分	単位	小売販売価格	
		現行	改訂
清酒 {第一級 第二級}	一升罎	二五〇〇〇 一五〇〇〇	四〇〇〇〇 三〇〇〇〇
合成清酒	〃	一五〇〇〇	三〇〇〇〇
焼酎	〃	一六〇〇〇	三〇〇〇〇
味醂 {本味醂 本直し}	〃	一八〇〇〇 一八〇〇〇	三五〇〇〇 三五〇〇〇
麦酒	大罎	三〇〇〇	六〇〇〇
果実酒 {第一級 第二級 第三級}	七二〇CC罎 六四〇CC罎	二〇〇〇 一六〇〇	三〇〇〇 一八〇〇
雑酒	〃	〃	〃
第一級ウイスキー	〃	一〇〇〇	一五〇〇
サントリー十二年	七二〇CC罎	九〇〇〇	一三〇〇
同七年	〃	四四〇〇	七三〇〇
第二級ウイスキー	〃	一六〇〇	三〇〇〇
第三級ウイスキー	〃	二二〇〇	三六〇〇
第二級甘味葡萄酒(皇国)	〃	八・二〇	一三・四〇
第三級甘味葡萄酒(赤玉)	五五〇CC	五・七〇	一〇・二〇
第四級甘味葡萄酒	〃	〃	〃
◇料理店販売価格			
区分	単位	現行	改訂
清酒 {第一級 第二級}	一合当	三三〇 二二〇	六〇〇 四・五〇
合成清酒	〃	二・二〇	四・五〇
焼酎	〃	二・三〇	四・五〇
味醂(本直し)	〃	二・五〇	五・〇〇
▽麦酒	〃	〃	〃

壘 詰 大罎

生麦酒	一本当	三・八〇	八・〇〇
〃	一立当	五・七〇	一二・五〇
〃	五〇〇CC当	二・八五	六・二五
〃	四〇〇CC当	二・二八	五・〇〇
▽果実酒	〃	〃	〃
第一級	一合当	五・七〇	一〇・〇〇
第二級乙	〃	二・一〇	四・〇〇
第三級	〃	一・七〇	三・〇〇
▽雑酒	〃	〃	〃
第一級	三〇〇CC当	五・〇〇	八・〇〇
第二級ウイスキー	〃	二・四〇	四・五〇
第二級その他	四〇〇CC当	二・〇〇	四・〇〇
第三級ウイスキー	三〇〇CC当	一・〇〇	一・八〇
第三級その他	一〇〇CC当	二・二〇	三・五〇
第四級	一合当	二・五〇	四・五〇

◇物品税関係

(一) 改正税率(括弧内は現行)

- ▽第一種
  - 甲類 写真機、蓄音器、化粧品貴石類等の贅沢品 物品の価格百分の百(百分の二十)
  - 乙類 扇風機、金庫、時計、靴等 物品の価格百分の六十(据置)
  - 丙類 ラジオ、電球、家具等 物品の価格百分の四十(据置)
  - 丁類 事務用品、電話機、板硝子等 物品の価格百分の二十(据置)
- ▽第二種
  - 燐寸 千本に付二十五銭(据置)
  - 飴、葡萄糖、麦芽糖 百斤に付二百円(十二円)
  - サツカリン、ヅルチン 一疋に付八百円(五十円)
  - 蜂蜜 百斤に付三百円(十二円)

但し第一種内類物品中綿又はスフのみを原料とするメリヤス、メリヤス製品は価格の百分の十(百分の四十)の税率による。

(二) 書画、骨董以外の物品はすべて製造課税に改正されたので従来小売課税をしてゐた物品と新しく課税されることになつたツルチンの製造業者は九月中旬に製造場と製造する物品等を所轄税務署に申告を要する。

(三) 乙類又は丙類物品中書画、骨董、家具、織物、織物製品等で一定額以上のものに対して適用してゐた高率課税(百分の八十)の制度を廃止する。

(四) 次の物品は今度から免税する。

(イ) 中等学校、青年学校、国民学校で使用する運動具

(ロ) 国民学校の児童用に供する硯、パレット、定規、算盤、計算尺、ペン先、ペン軸、筆、墨、絵具、インキ

(ハ) 味噌、醤油等、配給統制規則の適用を受ける魚介藻類又は植物類の煮出液を主原料とする液体調味料(代用醤油)

#### 市街地価格調査

勸業銀行調査による全国市街地価格の推移状況は次の指数に現れてゐるが、これによれば市街地価格は支那事変以来漸騰の傾向を辿り、特に終戦後は戦災地の復興も未だ完了せず土地の利用は著しく低下してゐるにも拘らず、インフレの影響のため終戦時より却つて上昇傾向にある。次に最高価格地及び商業地についてみると総平均指数に較べて比較的上昇率が低いのはこれらの土地が都心部に位置すること並に熟成地帯にあることによるものと見られ、就中商業地の騰貴が十九年迄至つて緩慢なのは企業整備令による商店街の衰微に原因するものと見られる。工業地は終戦迄は著しく騰貴し、当時の産業界の発展を如実に示したが、之に反し終戦後住宅地が急激な騰貴を示してゐるのは先づ住居の安定復興が切望されてゐる反映であらう。

尚調査は各都市に標準地として最高価格地一ヶ所、商業地、住宅地及び工業地の各々につき上、中、下の三ヶ所宛十ヶ所を選定したものである。市街地価格推移指数表次の通り。

年次	最高価格	商業地	住宅地	工業地	平均
十一年	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
十二年	一〇三	一〇二	一〇一	一〇四	一〇二
十三年	一〇七	一〇六	一〇七	一〇六	一〇九
十四年	一一〇	一一〇	一一四	一二七	一一四
十五年	一一四	一一七	一一七	一三七	一二三
十六年	一一六	一二〇	一三三	一四七	一二九
十七年	一一六	一二〇	一四二	一五二	一三五
十八年	一一六	一二八	一七〇	一八七	一五五
十九年	一一六	一二九	一八六	二〇〇	一六三
二〇年	一三〇	一六三	二四六	二六二	二一〇
二十一年	一五九	二一四	三二二	三〇三	二六二

#### 経済団体聯合会資産評価基準試案を作成

整備会社の資産の再評価問題に關し商工省で資産評価基準案を作成したが、これに呼応して経団聯と日産協では共同専門委員会を設けて攻究中のところ十七日考慮すべき三点と之に基く試案を決定した。要旨は次の通りである。

#### ▽考慮すべき点

一、評価替が物価昂騰の原因とならない程度を限界として新会社に経理上過大の重荷を背負はせないやう、一方債権者にも不当の損害を蒙らせないやうにする。

二、評価替の方法基準を簡明直截にする。

三、評価基準の適用についての裁定を行ひまた査定の上、修正を勧奨し得る機関を設ける。

#### ▽評価基準試案

一、工場建物設備等の固定資産並に原料材料等の流動資産は次の如く新勘定に移し得るものと旧勘定に残すべきものを区分し、新旧勘定に評価基準を定める。

(イ) 固定資産の新旧勘定振り分けは工場若くは作業場を単位として行ふ外ない。従つて業種別統制団体等で、当該業種の操業予定計画を作成し、これに基

いて各会社は工場作業場を単位として来年度末の実際の操業率が少くも三〇%以上となる如くし、これを全部新勘定に移すことを原則とする。但し操業率が三〇%以上となる場合でも、利用の見込なき設備で分割可能なるものは、これを切離して旧勘定に残すこととし、分割不可能なる場合、その部分については処分価格とする。(ロ)新勘定に移し得る原材料の手持の範囲は、石炭その他の消耗原料と素材との間に加減を要するも、大体一ヶ年分を最高限として統制団体等で各業種別にこれを決定する。

二、前項により新勘定に移される固定資産の評価は工場若くは作業場を単位とせる建物設備の取得価格を基準とし、主要設備取得の時期によつてこれを三期に区分し次の倍率を乗ずる。

(イ)昭和十一年以前に取得せるものは三倍(ロ)昭和十二年以降同十八年迄に取得せるものは二倍半(ハ)昭和十九年及び同二十一年中に取得せるものは二倍(ニ)終戦後に取得せるものは帳簿価格 $\parallel$ 但し左記の如き特定の業種又は会社についての右基準を採用するを適当としない場合は特例を設け又は特定の評価法を採用する①昭和二十二年度末の操業率が三〇%以下となる場合には原則として操業率の三倍に相当する部分のみについて前記の倍率による評価増をなしその他の部分は帳簿価格による②国家的に緊要な事業に属するも当分の間操業の見込の立たないもの又は著しく低操業を余儀なくされるものは、その程度に応じて前記の倍率による評価額に収益還元法を加味し得る③資産内容が優良であるか又は損失金僅少なる会社で債権者に迷惑を及ぼす惧れないものは右の一般的基準以下に評価するを妨げない④特別の事情あるもの例へば転換工場で転換のために多額の費用を要したもの、或は今後修繕費等に多額の費用を予定せられるものについては転換のための費用若くは修繕費に応じて評価増分を減ずる⑤現に設備の新增設を行ひ将来引続き拡張を要する事業については前記の倍率による評価額に複成式評価法を加味し得る⑥賠償の対象として予定せられる設備は特別決算の指定期日の帳簿価格による。

三、設備建物のうち旧勘定に残すものは其の利用価値又は処分価値(不明確なる場合は記帳価格)を標準として一応整理計画を樹てる。

四、棚卸資産のうち新勘定に移される原材料の評価は原則として公定価格又はこれに準ずる価格とし旧勘定に残るものは処分価格によるものとする。尚本年三月の価格差益処理規則による差額課税は今回の整理会社に対しては之を免除する。

五、新勘定に移される仕掛品は完成品の評価額を基準とし主要工程別に之を決定すること。

六、手持完成品は製造業者販売価格の一割五分引を基準とし特に変更を要するものには特例を設ける。但し販売業者等の手持製品の評価は公定販売価格の二割乃至二割五分引を基準とすること。

七、土地並に工場以外の構築物の評価は地租法又は家屋税法に基く賃貸価格を一定の利率を以て還元したものを基準とし、隣接地の環境その他を斟酌して決定すること。

八、無体財産のうち地上権は土地の評価に準じ、その他は帳簿価格を原則とするも、時価の明かなるものは時価を以て評価すること。

九、有価証券評価の基準は時価とするも、時価の算定困難なるものは当分記帳価格のまま旧勘定に残し、価格の決定は適当な時期まで延期すること。

**鉱産物非鉄金属輸出協会創設**

非鉄金属鉱物と其の加工品の輸出に関する機関設立に関し、金属配給会社、電線協会、伸銅工業会の代表者が先般来貿易庁と折衝してゐたが、今回同庁の諒解を得たので右三団体の外、三井、三菱、安宅、大建、古河の五社が発起人となり、十二日「鉱産物非鉄金属輸出協会」の創立総会を開催した。同協会の業務は①非鉄金属鉱物一切及び其の加工品(電線、伸銅品)の輸出計画の立案と遂行②輸出品の買取集荷、加工、保管、輸送③輸送促進に関する調査、其他輸出品目の価格に関する諸事項となつて居り、資金は協会加盟三団体、交易者十社、電線業者七社、伸銅業者七社で百万円を醸出する。

**持株会社整理委員会令施行規則制定並に委員任命**

政府は今回持株会社整理委員会令施行規則を制定八日公布施行した。又同日附

で委員長及び委員に次の六氏を任命した。

▽委員長 笹山忠夫(前興銀理事)

▽委員 野田岩次郎(常務委員) 日棉実業渉外部長 車谷馬太郎(監査委員) 大

和証券会長) 諸井貫一(秩父セメント社長) 脇村義太郎(東大教授) 美

濃部充吉(毎日新聞論説委員)

なほ施行規則中の持株会社整理に関する実体規定は次の通り。

一、持株会社から譲受けた財産から生ずる収益に関する規定は持株会社から譲受けた財産から生じた収益から本委員会の経費並に本委員会が支払つた持株会社の債務及び持株会社の一管理費用を差引いた残額は、半期毎に持株会社に交付する。持株会社はこの交付された収益を債務完済後、残余財産の分配として株主又は社員に分配する。この場合一定額以上は登録国債で分配する。

二、持株会社に現金を交付し得る場合の規定は本委員会は持株会社から譲受けた財産の対価として原則として登録国債を交付するが、持株会社が資金を有しない場合にはその機能を維持するのに必要な資金又はその所有する財産を保全するに必要な資金即ち一般管理費用は現金で交付する。

三、持株会社清算に関する民商法の例外的規定は(イ)株主又は社員に対する残余財産は登録国債で分配する、この場合登録国債の交付を受けた株主又は社員は本委員会の承認を受けなければこれを譲渡し又は債務の担保に供することは出来ない(ロ)本委員会は持株会社に代つてその債務につき当事者の意思に拘らず第三者弁済をすることが出来る。

#### 繊維再建会議開催

原棉の輸入により日本の綿業は再開され、近く第一回の綿製品は南方へ輸出されるが、肝腎の綿紡織部門は労務、食糧、資金等の不足で操業率は僅かに三割弱で六十万錠を運転してゐる状況にある。繊維業界ではこのまゝで進むと輸入棉花の消化も難しいだけでなく、日本の繊維工業を復興して南方及び大陸諸国の繊維難を克服しようとする聯合軍の好意にも副ひ得ないこととなるので、今回マ司令部と繊維関係者が懇談、生産隘路の克服を目的とする繊維会議を十二日から四日間次の日程で東京に開催、十項目の議題を検討、繊維工業の再建に資する。

国内経済調査(上) 昭和二十一年七月—九月

十二日 綿、綿織物関係

十三日 羊毛、毛織物関係

十四日 絹紡、絹人絹織物関係

十五日 製品合同、縫製品、メリヤス関係

議題は食糧、石炭、労務不足の生産に及ぼす影響

価格公定方法に関する要望

生産に必要な資金の獲得

副資材の手当状況

機械修理の進捗状況

生産低下の理由如何

明年六月迄の月産見込

屑糸、きず物、端切れ等の処理状況

#### 蚕糸業復興緊急対策閣議決定

政府は食糧輸入の見返り物資の大宗である輸出生糸の増産をはかる為今回「蚕糸業復興緊急対策」を成案十三日の閣議で決定した。要領次の通り。

一、桑園の確保は昭和二十六年迄に二十七万町歩に拡張するやう次の措置を講ずる。

(一) 桑園登録制の実施は養蚕業者に対する助成、肥料及び食糧の配給並にその他の特典を与ふる基準を明かにするため、養蚕業をして桑園の現在面積、将来の増減その他必要な事項を市町村農業団体に登録させる。

(二) 桑園の整理転換の抑制は関係団体は桑樹を抜取り又は桑園を荒廃せしむることを支援奨励しない。

(三) 桑園の復元の促進は昭和十八年度以降の転換桑園は食糧作物の栽培を有利とするものを除き逐次これを復元させるやう指導奨励する。

(四) 開拓地の養蚕の奨励は新開墾地の農業経営には立地状況に応じ養蚕業を奨励する。

二、桑苗の確保は桑園の復元拡張に伴つて必要となる桑苗の供給を確保するため割当生産を行ふ外次の施設を講ずる。

- (一) 地方蚕業試験場における優良桑品種の育成配付施設
  - (二) 桑苗協同組合の桑苗生産共同施設の拡充
  - (三) 養蚕実行組合の桑苗自給施設
- 三、蚕糸業用資材の確保
- (一) 桑苗圃及び桑園用化学肥料の充足に努むることとし、国内の供給力で不足する分は特に輸入に仰ぐ。
  - (二) 製糸設備の急速なる復旧を促進するため鉄鋼、非鉄金属、セメント、木材等設備資材を確保する。
  - (三) 製糸業の完全操業を保持するため石炭、電力その他の運転資材を確保する。
- 四、食糧に関する措置Ⅱ食糧事情が安定するので蚕糸業者に対し次の措置を講ずる。
- (一) 養蚕農家に対しては食糧生産農家との均衡を得させるやう食糧の保有又は配給を認めることとし、十一月の新米穀年度からこれを実施する。
  - (二) 桑苗生産労働者に対しては繁忙期に於ける農家に準ずる食糧加配も新年度から実施する。
  - (三) 製糸業蚕種製造業(繭検定所、生糸検査所及び蚕業試験場を含む)関係労働者に対し労務加配を行う。
- 五、価格に関する措置Ⅱ繭及び生糸の価格は輸出生糸の生産を確保するため最近における生産事情及び他の農産物の価格との均衡を考慮の上決定する。(繭価格は既報の通り最低千五百掛、大体二千掛見当に決定するものと見られる)
- 六、指導機構の強化Ⅱ蚕糸業指導機構を整備強化して、本対策の完遂を期すると共に、優秀な蚕業技術の普及低位水準技術の向上を図るため、技術指導網を充実する。
- (一) 蚕糸業関係職員の充実
  - (二) 地方蚕業試験場の強化
  - (三) 蚕業技術員の素質向上に関する施設
- 七、財政上の措置Ⅱ政府は本対策の完遂を期するため、財政の許す範囲内におい

て必要な予算的措置を講ずる。

日本石炭鉱業会石炭生産に関し緊急対策作成

二十一年度の石炭生産計画は二千三百万噸であるが、七月末までの出炭実績は四月百六十二万噸(計画百六十五万噸)五月百六十九万五千噸(百七十五万噸)六月百六十一万七千噸(百七十万噸)計六百五十三万六千噸(六百八十二万噸)で、この四ヶ月の出炭実績は計画量に較べ二十八万四千噸減となつてゐる。このまゝ推移すれば年間百万噸前後下廻り経済再建に大きく響くので、日本石炭鉱業会では二千三百万噸目標達成のため石炭生産計画量確保緊急対策を作成、この程の理事会で原則的承認を得、細目は早急に各支部並に各炭礦と連絡の上決定する。骨子は次の通り。

- (一) 石炭確保のため挙国協力体制の樹立要請
  - (二) 炭礦における労資協力体制の強化促進
  - (三) 二千三百万噸達成のための目標策定
  - (四) 生産能率向上策の具体化
  - (五) 下期炭価政策の早期決定と資金確保
  - (六) 食糧と資材の確保
  - (七) 商品炭の品位向上
  - (八) 石炭輸送力の強化拡充
- 生糸格付検査の国際化に着手
- 日本蚕糸調査会格付研究委員会では生糸格付検査の国際化を目指して予算四十万円を計上、横神両検査所の検査格付改善に着手することゝなつた。これは
- 一、国際格付実施の下準備として日米両国の検査方法の比較研究
  - 二、米國織物業界の意向打診
- を行ふもので今後の輸出市場に一分野を拓くものとして注目される。
- 繊維産業再建委員会発足
- 繊維産業の急速な再建を図るため政府は十四日の閣議で繊維産業再建委員会の設置を決定したが十六日その設置要綱を商工省から発表した。同委員会は諮問機関としての性格を持ち会長は商工大臣、副会長商工次官、委員のほか専門委員を

九十名置くことになつてゐる。なほ十六日一回の委員会を開催、聯合軍最高司令部からマガヤグナ織維最高顧問、テイト少佐、政府側から吉田首相、星島商相以下各係官出席、次の諮問について協議を行った。

- 一、織維産業再建の実施を円滑ならしめるため緊急に実施すべき方策如何
- 二、織維産業再建に関する基本方針如何
- 三、織維産業再建の具体的計画

経済安定本部統計研究会を設置

経済安定本部では経済再建計画策定に必要な基本資料として各般の統計類を整備調製する為、今回同本部に統計研究会を設置し各分野にわたり調査研究を行ふことになり、今後益々機構を拡充強化して各種施策の企画立案の上に科学性合理性を与へんとするものでその構成は次の如くである。

○人口分科会 主査 川島孝彦(内閣統計局長) 副主査 岡崎文規(人口問題研究所長)

○勤労生計分科会 主査 中山伊知郎(産大教授) 副主査 美濃口時次郎(産大講師)

○金融物価分科会 主査 森田優三(横浜経済専門教授) 副主査 篠原周一(日銀統計局長)

○生産流通分科会 主査 有沢広巳(東大教授) 副主査 近藤康男(シ) 副主査 正木千冬(国民経済研究協会)

織維工業復興三ヶ年計画

商工省では戦後産業復興の中心を織維工業におき日本経済の再建を推進するためさきに織維産業再建委員会を設置目下本年を初年度とする復興三ヶ年計画を検討中であるが、右計画は二十三年度に綿、人絹、スフ、羊毛、麻及び雑織維の総生産高を約十億封度(糸)とし、うち輸出四割、国内生産用二割、民需四割とするものである。之によると一般民需は初年度二億八千万封度、明年度三億二千万封度、二十三年度四億封度、人口八千万として二十三年度には一人当り二十ヤールに過ぎず、第一次欧州大戦前の消費水準より低下することになる。

○織維三ヶ年計画(綿は紡機数、他は糸量) 単位万封度、括弧内は綿糸生産高)

	二十一年末	二十二年末	二十三年末
綿	二七〇	三四五	三六〇
人絹	二、五〇〇	四、〇〇〇	五、五〇〇
スフ	二、七〇〇	三、〇五〇	三、五〇〇
羊毛	二、四〇〇	三、〇〇〇	三、五〇〇
麻	三、〇〇〇	三、六〇〇	六、六〇〇
雑織維其他	六、六〇〇	一〇、〇〇〇	一六、〇〇〇
総計	一〇、四〇〇	一〇、四〇〇	一〇、四〇〇

(六五、〇〇〇万封度)

本計画は今後の石炭生産高(二十三年度三千五百万噸計画)に対応し綿業の復興を中心として樹立したもので、二十三年度末には紡績設備三百六十万錘、綿糸の生産高六億五千万封度(半分は輸出)に達する。人絹及びスフの年間生産能力は現在人絹一億封度、スフ二億封度であるが、石炭の生産高を考慮して内輪に計画したもので、生糸が屑糸に至るまで輸出を予想される今日、中小工業の機業地を救ふには人絹工業の振興に俟つ外なく、従つて人絹部門への増産は国民衣料増加のためと共にこの意味からも緊要であると業界ではみてゐる。

日本商工経済会問屋制度を復活決定

日本商工経済会では商品流通を円滑にするため、問屋制度を復活しようとして二十六年丸ノ内中央亭で全国問屋協会(仮称)の設立発起人会を開催し規約案などを決定した。

同協会は旧来の有力問屋業者及びその関聯メーカーで構成し、目下簇生してゐる俄ブローカーの加入には慎重を期して協同の信用の昂揚を図る一方戦前の封建性を一掃して代理店式新問屋の形成に努める方針である。

発起人には次の各種の業者が参加してゐる。

- 化粧品、紙、荒物履物、玩具、家具、漆器、金物、薬品、文具、油、眼鏡、木材、電気器具、袋物、出版、時計、医療器械、諸機械その他

亜炭共販会社設立

石炭庁亜炭課では地方商工局亜炭課長會議の意見に基き、石炭事情緩和の一方策として亜炭配給計画を攻究してゐたが、今回「亜炭共販会社」(資本金五百万円)設立の大綱を決定、十月から発足するやう準備を始めた。

同社は亜炭鉱業者の出資で設立し、亜炭の一括買取販売と価格の調整、綜合配給分の亜炭に対する補給金支給を行ひ、石炭と脱み合せた亜炭の綜合配給計画の確保を図るが、業務は差当り法的措置によらず行政指導により十月から第三四半期は各月五万噸第四四半期は各月十萬噸を目標に配給を実施する。而して計画配給の実効を期するため一定高品位の亜炭を生産するやう各主要生産地に選炭場の設置と輸送力(特に小運送力)の確保に当るほか、今後亜炭礦山への投融資、生産資材の斡旋等を行ふ。

六月中主要物資生産実績発表

商工省では一日六分分主要物資生産実績を発表した。之に依ると、六月の生産は全部で七十六品目、中前月より増加したものの四十品目、減少したものの二十三品目、保合十三品目であるが、終戦以来の傾向から見ると石炭、鉄、ソーダ等の生産財は依然此の月も伸縮み、織物、マッチ、石鹼等の消費財は遂に出足を止めてしまつた。之は石炭需給の窮屈化を反映したもので同時に消費財店頭打ち気味を呈したのは局部的にはあつても業者の手持資材が手詰つて来た証左と見られる。

なほ前月に較べて特に増減したものは次の通り。

○殖えたもの

クラフト紙四・五倍、パルプ三倍(肥料、セメント包装用に増産の跡が見える)  
人絹パルプ二・八倍、人絹織物一・七倍、水銀二・三倍(労務問題解決の結果)

○減つたもの

自転車三割(部分品が揃はず)絹織物五割(凍結のため)半固体機械油四割(容器激減のため)電球一割六分(ガスの供給不足)石鹼一割四分(値上げ待ちで出荷手控へ)マッチ一割六分(軸木の不足)

炭酸カルシウム肥料緊急増産実施要綱決定

農林省では綜合的肥料対策の一環として炭酸カルシウム肥料の緊急増産を図るため今回「炭酸カルシウム肥料緊急増産実施要綱」を決定、同肥料生産工場中次の二十九工場を緊急増産推進工場に指定し八月一日から十二月三十一日迄の五ヶ月間を実施期間とし生産十五萬噸を目標として増産を行ふことになつた。増産実施工場左の如し。

○炭酸カルシウム肥料推進工場(括弧内工場名)

北海道興農会社(上興部、東鹿越)浅野セメント(上磯、西多摩、糸崎、香春)磐城セメント(八戸、滝根、四倉、栃木、七尾、刈田)東北タンカル興業、扶桑興業(矢作)小野田セメント(大船渡)陸中石灰、旭礦末資料(大越)片倉化工(大越、小滝)福島肥料、全国農業会(大越)青倉石灰、秩父セメント(秩父)日産化工(名古屋)多木製肥所、東亜産業(木之江)伊藤製粉所(広島)足立石灰鋳業、産業セメント

二十五鋳物第一四半期生産実績発表

全国鋳山会の調査によると二十五鋳物の第一四半期生産実績は二十年度第四四半期に比し微増してゐるが、生産計画に対する実績は最高八割七分、最低二分といふ状況で就中、銅、鉛、亜鉛等の主要鋳物が漸く三割乃至五割に過ぎず石炭の逼迫その他の生産諸条件の悪化を考慮すると第二四半期も期待はかけられないと見られてゐる。これに対し業者は当局が七月初め決定した「二十一年度鋳物生産計画」に基き各地方、鋳山別に指示し生産目標量を達成するに必要な措置を当局がとることを要請、若しその裏付がない場合は計画の改訂を望んでゐる。

商工省肥料機械発注配当方式決定

商工省では今回既発注肥料機械の不足鋼材一万五千噸の配当方式並に第二四半期の肥料機械の発注と配当方式を決定することになり關係方面にそれを通じて通達した。

既発注肥料機械に対する鋼材配当計画は産業機械二萬噸、電気機械二千五百噸で現在支給済のものは産業機械六千噸、電気機械一千五百噸で一万五千噸が未配当となつてゐる。

この未配当鋼材に対し肥料業者所有の特殊物件四萬噸、第二四半期配当量一万



八千趣計五万八千趣の一部を充当して機械業者の不安をなくしてその生産を促進させんとするもので、配当方式は次の通り。

▽既発注肥料機械に対する不足鋼材の配当方式

一、肥料団体は第二四半期肥料部門用鉄鋼を肥料業者に配当する場合自家使用分と機械用分に分けて配当する

二、肥料業者は機械用鉄鋼を切符又は現物で機械業者へ支給する

三、肥料業者が機器用として配当を受けた枠以上のものを機械業者に支給する時は追加支給表を機械団体に提出、現物又は切符で機械業者に支給する

四、鉄鋼中珪素鋼板は所要量を機械団体へ移管する

五、副資材は原則として機械部門に肥料機器の枠を特掲し機械団体の受注量に応じ肥料機器業者へ配当する

▽第二四半期の肥料機械の発注及び配当方式

一、商工省の定めた化学肥料増産計画に基く肥料機械の第二四半期分の発注は従来通り自由とし資材割当は決定しないでも正式契約を結ぶこと

二、肥料団体は八月末日までの発注表を集計しこれを第三四半期肥料機器用の枠として確保する

電力の全面的消費規正を予想

最近の主要電気事業者の一日平均発電々力量は約七千八百万キロワット時で、昭和十九年度に比較し約八割九分に達してゐる。商工当局の調査によれば電燈（電熱を含む）等の家庭需用は六月末現在で全需用約十七億七千万キロワット時の二割五分を占め、戦争中の平均約八分に比しその消費量は著しく増加してゐるが、このうちの半分近くは薪炭代用のため電熱として消費してゐるものと推定されてゐる。家庭用以外の電力需用は比較的小口の需用割合が多く、戦争中には全需用の一割程度であつたものが最近では二割を占めてをり、これに反し大口需用は戦争中約八割を占めてゐたものが、五割程度に低下して中小工業活潑化の傾向を示してゐる。このうち消費量の多いのは肥料、金属工業、鉱山等で、また新興需用としての電気製塩及び電気汽罐用等の消費量増加も著しい。用途別電力需用実績（六月末現在単位千キロワット時）

電燈及び電熱 四五〇、三六一  
小口電力 三八六、四七七

鋁業用 一三六、八三〇

金属工業用 一七〇、八〇八

機械器具工業 六九、〇〇一

化学工業 三八一、九三三

内訳 硫酸 九七、二二〇  
カーバイド及び石灰窒素 七七、〇一六

製塩 九二、七七八

窯業 一五、三五五

紡績工業 二六、二一一

電気鉄道 七七、五〇一

公共事業 三一、〇四八

その他 三二、二五〇

総計 一、七七七、七七五

〔註〕 右のうち電気汽罐用は六二、八九八千キロワット時

以上の趨勢から本年度の電力需給を見通すと年間の総需用電力量は発電々力量で約三百億キロワット時、渇水期に製塩、電気汽罐その他の特殊電力の供給を制限するとしても約二百八十億キロワット時と予想され、不足分の火力発電は平水であれば十一億キロワット時、渇水時十六億キロワット時と所要電力炭にして百万趣乃至百六十万趣を必要とするが、現下の出炭の推移では右所要量の配炭は困難視されてゐる。従つて今冬は電力の全面的消費規正の発動が予想されてゐる。

羊毛工業復興三ヶ年計画樹立

政府は本年度下期の貿易計画で濠洲羊毛の輸入を懇請した。我國の羊毛工業は戦前年間八十万俵を消化してきたが戦時中の設備の供出、移転や戦災等により本年六月現在の生産能力は日本繊維協会の調査によると紡績は梳毛一据付数四十二万鍾、可動二十九万五千鍾、稼働八万七千鍾、紡毛は据付数四百三十台、可動三百七十三台、稼働二百四十五台で約十六万俵の消化能力しか有せず、戦前の二割

經濟情勢調査(その一)

に低落してゐる。日本纖維協會では商工省と連絡して羊毛工業の復興三ヶ年計画をたてゝゐるが、本年度は差当り現在据付設備の修理と新たに梳毛九万二千鍾、紡毛九十五台を設備し本年末までに梳毛五十一万鍾、紡毛五百二十台を運轉して年間三十二万俵の消化を予定してゐる。しかし修理資材、石炭等の關係で本年中にこれを全運轉することは困難で、業界では年間三十二万俵を消化するには羊毛部門への増炭が先決であるとみてゐる。

織協調査による羊毛工業の現況

一、戦前(昭和十一年末)の状況

① 設備その他

工場数	設備	
	梳毛	紡毛
紡績	四九	一三〇万鍾
織布	一、四七九	三二、二〇〇台(織機)
整理	七二	二一六台(乾燥機)
〔註〕	織機中約九百台は手動機、勞務者數約五万(男一萬、女四萬)	
② 生産高及び輸出高	生産高	輸出高
毛糸	一二三百万封度	七百万封度
毛織物	二〇九百万米	三百万碼

二、戦時中の減少設備數

供給	移転		戦災	計
	供給	移転		
梳毛	七千七千鍾	八五千鍾	二八千鍾	八九〇千鍾
紡毛	六一台	六一台	二一四台	三〇一台
織機	一〇、八三九台	四〇五台	一、一九六台	一二、四四〇台
乾燥	六二台	五台	四六台	一一三台

三、現在状況(本年六月)

① 設備その他

二〇〇

工場数	設備	
	梳毛	紡毛
紡績	五八	四二万鍾
織布	四五九	一〇、二二二台
整理	三九	一〇八台
〔註〕	勞務者二万七千(男七千、女二万)	
② 生産高(月)	生産高	封度
紡績	二六七万封度	
織布	五三万碼	

③ 二十一年末迄の復興計画設備

工場数	設備	
	梳毛	紡毛
紡績	九二、四六四鍾	九五台
織布	六六台	
整理	五台	

商工省七月中全国出炭実績発表

商工省では六日七月中の全国出炭状況を発表したが、これによると七月中の出炭実績は百六十一万七千五百噸で六月の実績百六十万四千五百噸に比し一万三千噸の出炭増を示し出炭予定量に対し九割四分の遂行率となつてゐる。これは北海道の食糧事情が好転し、予定量に対し九割九分八厘の好成績をあげたためである。その他東北、東部、西部、山口の各炭礦とも順調な出炭振りを示してゐる。九州の出炭は七月上旬から中旬にかけて食糧事情が悪化し、中旬は殆ど欠配状況で稼行した結果一日当り二万五千噸に低下、二十一日からの小麦粉等の緊急配給の手配を進めたので日産三万噸に盛返したが結局実績は前月比約五万噸減の約八十万九千噸となつた。当局では九州の食糧事情の見通しもついたので九十万噸突破増産運動を展開し、予定出炭量を超過した分に対しては随当り二十円の奨励金を出すことになつた。

◇七月中の各炭礦の出炭実績(単位千噸括弧内予定に対する遂行率%)

北海道

四七四・二(九九・八)

東 北	一四二・一（九六・七）
東 部	四九・六（一一五・三）
西 部	五・四（一〇八・〇）
山 口	一三七・一（一一四・三）
九 州	八〇九・一（八七・〇）
計	一、六一七・五（九四・〇）

〔註〕 七月下旬は速報により一部推定を含む  
 七月中对米生糸積出高

日本生糸輸出組合調査による七月中の対米生糸積出高は横浜四千五百三十四俵、神戸千九百八十九俵、合計六千五百二十三俵で一ヶ月積出目標一万三千俵に對し六千四百余俵の不足である。なお六月中の横神積出高九千五百五十五俵に較べると三千余俵の積出減となつてゐる。その輸出漸減傾向は主として船腹關係に因るものである。

#### 八月中食糧放出申請

和田農相は八日の衆議院本會議の劈頭特に発言を求め、八月中の不足食糧補填のため十九万五千トン約百三十万石の放出許可を申請してゐる旨次のやうに報告した。

食糧危機突破のためには国民が全力を尽すと共になほ不足する絶対量の補填には聯合軍最高司令部に對し輸入食糧の放出を懇請して来たが、幸ひ最高司令部の好意で適時適所に食糧が放出されたことは誠に感謝に堪へぬ次第であり、全国民も深く感激してゐる。既に八月上旬までに放出を許可された総量は小麦、小麦粉、米、罐詰等を合し、米換算三十一万二千トン、即ち約二百六万石でこれ所謂中間端境期の危機は救はれた。

而して今後なほ予想される食糧不足克服のためには現に国内で馬鈴薯と麦の供出に懸命に努力してをり更に目前の甘藷及び新米の供給確保にも各方面の協力を得て適切な措置を講じたい考へであるが、なほ已むを得ない絶対的不足量については引続き最高司令部の援助を懇請したいと考へ、差当り八月分の不足補填のため十九万五千トン、約百三十万石の放出許可を懇請した。

国内経済調査(上) 昭和二十一年七月—九月

そのうち上旬分約四十二万石は既に三日に許可され現に全国二十三都道府県で配給中である。残りのものも中旬、下旬別にその都度許可を得られる見込である。

#### 台湾塩対日輸出決定

日本向け台湾塩の第四次輸出五千トンは近日中に高雄から積出されることとなつた。台湾塩は本年七月より明年三月末迄に二十一万五千トンを対日輸出することとなつたもので第四次迄の積出量総計は約二万トンに達してゐる。

尚管理局の発表に依ると、台湾省本年度の塩生産高は二十六万トン見当で此の他接収在庫量が十八万トンあり、本年度の同省消費高十万トン及び対日輸出二十一万五千トンを差引いても尚十二万五千トンの余剰があるわけである。

#### 二十年産米七月末現在買入状況

農林省発表による二十年産米の七月末現在買入状況によれば下旬買入は米穀その他を合せ四万五千三百一石で累計二十八万三千七百五十四石(割当二千五百四万四千石に對し進捗率八割五厘)に止まり新麦、馬鈴薯の買入期に入り二十年産米の買入は全く停頓状態である。

#### 七月末棉花輸入状況

松田商工省纖維局長衆議院予算第四分科会の質問に對し次の通り答弁した。  
 棉花の輸入状況は八月中に入港予定のもの十七船約三十二万六千俵でこのうち二船程は既に到着してゐる。尚七月末迄に十船約二十万五千俵が入つてゐる。尚之等棉花の輸出入並に国内向の割当量は聯合軍当局と協議の上できめてゐる。解除となつた一乃至五船迄の分約七万二千俵が国内向として割当を行つたが更に目下相当量を国内向割当に向けるやう關係当局に懇請中である。

#### 七月末鉄鋼生産実績

鉄鋼協議会で調査した七月の鉄鋼生産実績は次の通りである。

銑 鉄	一四、一〇九屯	前月比(一)	一、〇三六屯
鋼 材	一九、八九六屯	前月比(一)	一、二七六〇屯

鋼材は四月以降減産の一途を辿つてゐるが、主要原因は配炭減でこの儘では第二四半期の鋼材生産計画七万四百屯の遂行は到底望まれません、需要総量五万四千屯

に対して需給見通しは更に悪化するものと見られる。

なほ四月以降の銑鉄及び鋼材の生産実績は次の通り。(単位屯)

	四月	五月	六月
銑鉄	一〇、五七四	一四、七七七	一五、一四五
鋼材	二七、〇四〇	二四、四〇二	二二、六五六

甘藷収穫見込高発表

本年の甘藷作は挿苗以来好天氣に恵まれて大豊作を予想されてゐるが、この程日本藪類会社で調査した収穫見込高は十四億五千五百萬貫(換算八百萬米石)で農林省の生産目標六千萬貫【原本のまま一十六億六千萬貫の誤りか】にくらべて二億一千万貫少いが前年実収高十億五千万貫より四億貫(二百二十萬米石)の激増となる。地区別収穫見込高は次の通り。(単位百萬貫)

東北二九▽関東信越四九一▽東海東山二四〇▽近畿七一五▽中国一一〇▽四国一四三▽九州三八二で全国中の最高位は千葉県の一億二千二百萬貫、次が茨城の一億七百萬貫、三位が鹿児島の一億二百萬貫である。

總司令部上半期の輸出入状況発表

總司令部はこのほど占領軍の管理下にある日本の貿易状態を明かにし一月以降六月末までの六ヶ月間の總計を次の如く国別に発表した。

- 輸 出
- 一、手工芸品の見本四十四函が六月中に米國へ送られたが、この中には漆器、七宝焼、玩具、クリスマス裝飾品、麦稈真田、陶器硝子製品、寶石、象牙、鼈甲、珊瑚、造花の代表製品を含んでゐる。
  - 二、綿毛製品九十万平方碼が朝鮮に送られたがこれは米その他穀類の集荷用である。右は日本が戦時中に国内用として生産した二百六十三万六千七百七十八平方碼の一部である。
  - 三、日本政府の要請により輸出品としてストックされた皮革一萬トンのうち五千トンが工業用その他として使用許可となつた。
  - 四、左記商品が米軍商事会社を通じて米国内で販売するためオフアアが出てゐる。

リンネル製品、絹製品、魚網、複写用紙、人造パナマ帽子、花卉種子、兔皮	絹テープ、絹ストッキング、竹、百合、球根、緑茶	○中 国
電気雷管	ダイナマイト	五四六、〇〇〇個
蚕卵紙	釜山用機関車	四、三〇〇箱
釜山用枕木	電気モーター	三〇〇、〇〇〇枚
桑 苗	鐵道用枕木	一五台
釜山用木材	○香 港	一八台
石 炭	○英 帝 国	一、〇〇〇、〇〇〇本
落葉松種子	落葉松種子	一四四、三七七個
○蘇 聯	蚕 卵 紙	一八、二二八、八〇〇呎
○米 国	寒 天	八九、九四三トン
モーター付属品	炭水車付機関車	一〇〇ポンド
炭 水 車	給水トラック	五〇、四〇〇枚
ト ラ ッ ク	車輪車軸	二八トン
レコード針	煙草用紙	一函
二六二、六三四ポンド		二台
		三台
		八〇組
		一組
		五〇〇個

ピッチ	八、四二六トン
菊の花	八五トン
塩	四、〇〇〇トン
桑種子	三、〇〇〇封度
蔬菜種子	七二、〇〇〇ポンド
桑苗	九一〇、〇〇〇本
ソーダ灰	六〇トン
ソーダアマイド	一〇〇キログラム
重炭酸ソーダ	五トン
硫黄	五三〇トン
転輸器部品	二八箱
アンチモニー	五四八トン
手芸品見本	四四函
鉛	五、〇〇〇トン
アンゴラ兔毛	七〇函
ゴム	一、九〇〇トン
生糸	二、五一三俵
錫	二、二〇五トン
電熱器	二、〇〇〇セット
○朝鮮	
工業用酒精	一〇罐
硫安	七九二トン
竹	二〇、七八八束
ボイラー管	一〇、八九七ポンド
炭酸カルシウム	一五〇トン
塩酸	三トン
毛、綿製品	九〇〇、〇〇〇碼
自動車	二台

裁断機	三台
X光線用フィルム	八、〇一六枚
石炭	三八九、五五八トン
芒硝	五・六トン
印刷インク	八〇〇ポンド
蒸気機関車	一台
電気機関車	シ
ガソリン機関車	五台
電気モーター	六台
輸入	

一、六月の輸入食糧には米国から小麦その他の穀類及び太平洋洋島嶼における米陸軍の余剰分を含む穀類の六月到着分五万トンは七月初めに米国から到着予定の九万七千トンと合せてフーヴァ特使の経済計画達成へ一歩を進めるものである。六月にはまた中国から小麦フスマが初めて送られてきたが、これは五月に日本から積出された袋を使用した。日本用として保存されてある残りのフスマを輸送するため中国へ袋を追加して送るやう指令されてある。

二、アジア各域からの塩輸入準備ができ六月には台湾から到着、福建省の分は輸送途上にある。

三、合同食糧委員会の一九四六年対日肥料割当は六月初め到着した。天候不良と適当な船便がなかつたので太平洋地域からの割当分が今年の植付に間に合ふかどうか危ぶまれてある。六月中には、北大東島からの一船が到着し、北阿からは輸送途上にある。

▽中国	
小麦フスマ	二、六六三トン
銑鉄	二、〇〇〇トン
燐礦	七、二五〇トン
塩	一一七、六九〇トン
▽朝鮮	

鮮魚	二〇トン
▽米 国	
小麦、小麦粉	一〇八、二二三トン
米	一七、四六八トン
玉蜀黍	二二二トン
砂糖	一一、四八四トン
馬鈴薯	二三二トン
豆 類	七一トン
玉 葱	一七五トン
肉 類	一〇、六八六トン
携帶食糧	八、一四九トン
魚 類	二、二三三トン
罐詰その他	一九、二七五トン
塩	八トン
卵	一、六一〇打
野菜種子	五八、三五三ポンド
雑食糧品	四一トン
棉 花	六五、三一一俵
燐 礦	三、五〇二トン
ダイナマイト	二七トン
医薬品	一、四〇〇、〇〇〇ポンド
デージェル	二、八八九バレル
燃料油	三八五、一二五バレル
潤滑油	三、六六〇バレル
その他油	三一、四二五バレル

農林省一―七月の春肥窒素質肥料出荷状況発表

農林省発表による一―七月の春肥窒素質肥料の総出荷は二十四万二千二百九十七屯と予定量二十八万七千七百四十二屯の八割四分に止つた。都道府県別に見る

と最低は兵庫、大分の七割一分、最高は青森、山梨、静岡の各九割六分である。  
農林省燐肥七万噸増配決定

農林省ではさきに三万噸の燐酸質肥料を本年の秋肥として割当てたが聯合軍側の好意により米国、モロッコ、アンガウル島等から原燐石が入荷する見通しがついたので今回更に七万噸を追加配給することとなり麦の作付面積を基準として府県別に割当てこのほど地方庁に通牒を發した。

これ等燐礦石のうち米國産の九千三百三十一噸は既に二日神戸港に入つてゐる。今回の追加により秋肥の割当は十萬噸と前年の一萬一千五百六十噸に比し約九倍となり、本年麦作用燐酸質肥料は反当り一貫八百匁となる。

商工省第二四半期物資需給計画表

商工省では第二四半期(七月―九月)の物資需給計画を發表した。

發表資料によつて第二四半期の物資需給を概観すると、重要物資の供給量は総じて前期よりも悪く、特殊な設営關係がぐんと殖えて石炭、セメント、第二次鉄製品などに喰込んだため、民需向物資は全く逼塞してゐる。而も今期が夏枯れの悪い季節である上に食糧事情や待遇問題で依然勞務問題がからみ、それに産業界を大手術する補償打切りが重なるといふ悪材料が総出してこのやうな計画の遂行すらあやぶまれてゐる。第二四半期の輸送計画と物資別の需給計画は次の通り。

一、商工物資別輸送計画  
石炭、鉄鉱石、鉄鋼、非鉄、雜鉱石、セメント、コークス、紙パルプその他の物資の第二四半期の船舶総輸送量は汽船百四十萬四千噸、機帆船九十四萬九千噸、この外計画外の腹づもりで、機帆船三十四萬四千噸を予定してをり、これに対する前期の実績は汽船百九十八萬四千噸、機帆船百二十萬八千噸となつてゐる。なほ製鉄原料、鋸山精鍊用物資輸送のために機帆船会社を創設することになつてゐる。

一、石炭配当計画  
石炭生産高は北海道百五十四萬六千四百噸、東部五十五萬二千噸、西部四十七萬二千五百噸、九州二百七十一萬一千九百噸、合計五百二十八萬二千八百噸で、前期実績四百九十一萬八千噸に比し、三十六萬噸方殖えることになつてゐる。配当面で特に殖やしたのは食料品、工業、進駐軍用、電力等となつてゐるが、これもどの程度に達成されるかは疑はしい。

一、塩及びソーダ供給力は前期に比して八割七分、此中工業塩は五万噸で一割一分増、食料塩は十三万八千噸で一割九分減、ソーダ灰は二万三千噸で六分増、苛性ソーダは一万一千噸で二割六分増となつてゐる。

一、鉄鋼普通鋼の供給力は素材十二万一千噸、製品一万六千七百噸、鑄物鉄は素材三万二千噸、製品四千二百噸で来期は本期よりなほ下廻る見込。

一、非鉄電氣銅九千五百噸、電線八千七百噸、銅九千噸、電氣亜鉛二万噸、錫四千八百噸、水銀七万五千斤の供給力で来期は非常に苦しい。

一、紙パルプ人絹パルプ六千五百噸、製紙パルプ四万五千九百噸、一般洋紙四千八百噸封度、クラフト紙三百七十萬封度、新聞紙四千八百万封度の供給力

主要物資配当計画(単位板ガラスは箱、他は全部噸)

進駐軍設管用 輸出及輸出原材	普通鋼		鑄物鉄		銅故銅 電氣銅	電線	鉛	錫	セメン	カーバ イド	板ガラ ス
	素材	二次製品	素材	二次製品							
石炭	10,000	3,295	4,000	450	400	30	35	5	18,000	1,000	6,300
化学肥料	17,550	64	5,000	0	1,100	100	100	5	10,000	700	11,000
陸道	14,750	0	3,200	0	50	1,000	65	5	10,000	700	14,500
鐵道	3,500	0	0	0	150	5	3	50	500	80	1,500
小運送	3,500	17	0	0	150	5	3	50	500	80	1,500
海運	6,200	485	2,700	1	70	100	75	7	2,500	87	1,350
通信	1,140	33	15	1	30	1,100	7	7	1,000	10	3,000
通糧	2,500	75	75	1	15	10	10	10	5,000	100	1,500
食糧	2,500	75	75	1	15	10	10	10	5,000	100	1,500
土建	1,100	69	25	35	0	35	17	1	9,000	20	4,000
産業	5,65	1,53	2,245	35	600	55	11	1	26,000	1,20	14,950
機械	6,40	12	3,970	1,300	500	60	800	1	1,000	1	1,000
医薬	200	85	30	1	40	35	4	1	800	1	1,000
生活用品	30	6	600	1	9	1	5	1	1	1	1
其他	550	25	100	1	300	0	17	0	2,200	10	5,150

で本期は一般洋紙の中教科書に特に重点を置いてゐる。

一、化学製品セメント二十九萬噸で前期より三萬噸増、カーバイド六千八百噸で大分殖えたが設管用、艦船解体用で民需は寥寥、板ガラスも二十万八千箱と殖えるが同様、脂肪酸の三千八百噸は石鹼六千万個に充て、硫酸アンモニアの十三万四千噸は前期より一割四分増、石灰窒素の五万六千噸も同様二割二分増。

一、皮革、ゴム皮革の五千噸は輸入物を除いた数字、生ゴムは四千噸あるが自転車、自動車タイヤ用の上級ゴムが全然ない。以上何れの数字も特殊物件は入るが隠匿物資は入つてゐない。

地方保留	1,100	755	500	—	200	100	150	—	2,000	350	3,500
中央保留	1,000	700	100	0	600	700	670	40	3,000	500	4,500
生産用原材料	10,000	—	4,000	—	—	—	11,000	6	—	—	—
計	131,000	16,700	33,500	4,150	9,000	8,250	10,000	7,800	120,000	6,851	136,851

(備考) 普通鋼及鋳物銑素材の各配当部門中には発注機器用を含まず本数量は機械欄に一括計上せり。

主要食糧需給推算発表

農林省では衆議院予算総会に於ける矢野委員長の八月以降十月迄の主要食糧需給推算につき政府の所信を質したに対し片柳食糧管理局長官より左の如き詳細なる計数を発表した。主要食糧需給推算左の如し。(除早掘甘藷、早場新米(単位米換算千石))

○供給高

米持越高	八月	九月	十月	計
	1,097.7	433.4	87.1	1,618.2
米買入	133.9	33.0	0	156.9

主食(麦類)	1,196.9	1,390.0	1,033.5	3,620.4
代替(諸類)	150.5	9.3	127.3	377.1
高(雑穀未利用)	47.9	55.5	25.7	129.1
計	2,775.3	1,920.2	1,266.5	5,962.0

○需要高

主(消費者用)	2,555.0	2,540.3	2,681.8	7,777.1
食(農家)	1,002.9	944.1	761.1	2,708.1
用(労働加配用)	77.3	26.6	27.7	231.6
政府直配用	108.8	106.8	100.5	316.1
計	3,744.0	3,653.8	3,551.1	10,948.9

○差引高

不足府県計	(-) 1,488.5	(-) 1,837.7	(-) 2,282.5	(-) 5,608.7
持越可能府県計	433.4	87.1	0	520.5

五百万石の供給不足対策として農林当局では早場新米と早掘甘藷に重点を置いて目下之が割当、出荷奨励其他対策を攻究中で近く具体案を作成する筈である

が、大体の目標としては早場新米(新潟県を主とする北陸米、東北、関東其他の早稲米)は百七、八十万石で此のうち少くも百万石程度は産地から搬出して消費地に配給しようと計画してゐる。

早場新米の出廻りは大体九月十日頃から昨年産米は凶作で少なかったが十九年米は七十五万石、十八年米は八十七万石の消費地出廻りを見てゐるので豊作を予想される本年の早場米として地場消費量を見込んでも輸送さへ円滑に行けば百万石見当も可能と見られてゐる。又早掘甘藷は米に換算して大体百万石を見込める。甘藷も豊作模様であるから政府の施策さへよければ目標を完遂出来るものと見られてゐる。

而して右早場新米と甘藷で合計二百七、八十万石を操作し得る見込であるが、五百万石不足に対しては結局尚可成多量の輸入を懇請せねばならないものと見られてゐる。

七月末硫安生産実績

硫安肥料製造業組合ではこの程七月の生産実績を発表したが、合計は三万八千三百九十一吨で商工省指示量より二割四分の不足、前月の実績に対し一割減の不振である。之は資金難による復旧工事の遅延と季節的制約が原因で、業界では金融対策の急速樹立を要望してゐる。工場別実績は次の通り。(単位吨、括弧内は商工省指示量)

高庄砂川	1,122(3,000)
日東八戸	1,607(1,800)
東北秋田	335(1,300)
昭和川崎	5,585(4,950)



日東横浜	一、五〇七	二、〇一〇
日産富山	六、一三六	六、五〇〇
東北名古屋	一、九〇一	三、四〇〇
別府化学	二六二	七七〇
宇部興産	三、二五一	五、五〇〇
高圧彦島	九六三	八八〇
日新新居浜	七、二三九	六、三〇〇
三菱黒崎	一、〇〇二	一、八〇〇
高圧大牟田	一、六四五	五、六〇〇
日窒水俣	四、二三六	四、五〇〇
旭 延岡	一、四五九	一、八〇〇
日鉄八幡	一四五	
同 輪西	八	
計	三八、三一九	五〇、五六〇

本年一月—七日期春肥生産実績

本年一—七日期の春肥生産実績は目下商工、農林両省並に各肥料製造業組合で調査中であるが、一部副産硫酸を除いた非公式調査によれば硫酸並に石灰窒素の生産合計は約三十二万噸で、結局政府の生産計画三十五万噸に対して九割二分の実績を示すに止つた。本年度産米に対し重大な影響を持つ春肥生産が五月に当初計画の二割を削つた内輸な計画に改訂したにも拘らず計画を達成しなかつたことは、工場設備の回復速度を誤算した政府の計画不備が主因とみられてゐる。尚その他の減産理由として関係者は次の点を指摘してゐる。

- 一、鋼材のうち鉄棒等の供給は円滑であつたが、パイプ及び亜鉛、鍍銀の供給が不円滑であつた。之はパイプ工場の発生炉用炭の不足によるものである。
- 二、機械の故障が頻発して著しく生産低下を招いた。例へば六月は計画量五万二千噸に対し実績は四万三千噸で差引九千噸の減産となつたが、この九千噸の減産中、四千噸は機械故障によるものである。
- 三、独逸I・G製合成塔内熱交換器の如き精巧な装置に対し日本の化学機械工業

の技術は貧弱で修理困難であつた。

四、三・三金融措置以後各社は金融困難となり、五月以降出荷分肥料に対する新円支払も運転資金が精一杯で、最近機械業者請負業者に対する支払遅延により建設工事に著しい悪影響を及ぼしてゐる。

五、労使関係には大した波瀾はなく期間中に罷業が起きたものは日産(富山)旭(延岡)並に揖斐川(大垣)の三工場であつたが、何れも短期間で生産に大した影響を与へなかつた。

生産実績次の通り。(単位噸、括弧内は計画量)

▽硫 安	一 月	二〇、九六四	( 一八、五五〇)
	二 月	二二、〇三八	( 二四、三七〇)
	三 月	二八、九一二	( 三五、七五〇)
	四 月	三二、七一七	( 四〇、三七〇)
	五 月	四一、五四九	( 四四、五八〇)
	六 月	四二、七四八	( 四三、六一〇)
	七 月	三八、三九三	( 四五、三七〇)
計		二二六、二二一	( 二五二、五五〇)

▽石灰窒素	一 月	九、五五二	( 一〇、三五〇)
	二 月	九、八一〇	( 九、六〇〇)
	三 月	一一、五二一	( 一二、三〇〇)
	四 月	一二、七一一	( 一七、〇〇〇)
	五 月	一四、七八三	( 一七、〇〇〇)
	六 月	一八、〇三三	( 一七、〇〇〇)
	七 月	一八、〇六〇	( 一七、〇〇〇)
計		七四、三七二	( 一〇六、二五〇)

リンク制重油の割当と鮮魚介の集出荷量状況

今回の聯合軍漁業用燃油の増配により九月分は一万六千五百キロリットルとな

り、五千キロワットの増配で五百五十万貫の増産を期待し得るが、リンク制重油の割当を開始した昨年十二月以降の割当数量及び鮮魚介の集出荷量次の通り。  
(単位は燃油割当キロワット、集出荷量千貫)

月	重油割当	漁獲物集出荷量
十二月	六、六八三	一
一月	六、八四〇	二、六〇〇
二月	六、八四〇	四、二〇〇
三月	九、〇〇〇	一四、二〇〇
四月	一〇、〇〇〇	一五、六〇〇
五月	一〇、〇〇〇	一七、五〇〇
六月	一〇、〇〇〇	二七、六〇〇
七月	一一、〇〇〇	一六、二〇〇
八月	一三、五〇〇	一八、三〇〇
九月	一六、五〇〇	一七、二〇〇

〔註〕 七月以降の集出荷量は計画

七月生糸生産実績

農林省調査による七月の生糸生産高は八千五百四十八俵(二十一中七割十四中三割)で前月に比し七百余俵を増加したが未だ目標量月産一万俵を遙かに下廻つてゐる。

目標量に達しない原因としては製糸機械の製造遅延が挙げられ機械生産材たる鉄鋼、コークス及び非鉄金属等の増配が要請されてゐる。なほ七月末製糸機据付は二万六千六百二十台で稼働率は九割である。

九月分配炭計画

石炭庁で発表した九月の配炭計画によれば配炭総量は百七十五万噸で八月と大体同量である。

産業別配炭では国鉄は前月より二万噸の増量であるが、八月には保留三万噸を食つてゐるので、九月の配炭計画は八月の状態を継続する。又電力は降雨がないため、八月より一万四、五千噸の増配が緊急に必要となつてゐるが、二十四日か

ら三日に一度の工場休電日を実施、極力消費規制に努めることになつてゐる。尚北海道燧房用炭の増量が鉄鋼に響き、配炭量は前月と同じであるが炭種の変更に鉄の生産は増加するが鋼は減少するといふ傾向を一段と深める。

九月産業別配炭計画次の通り。(単位 千噸)

項目	九月	八月
産業別配炭計画 (×印は山元貯炭払出し)		
山元消費	一七二・〇	一七七・六
進駐軍	九七・七	一〇四・〇
輸出	五九・〇	五九・〇
国鉄	×一五・〇	×二二・六
私鉄	五・〇	五・〇
船舶燃料	六〇・〇	六五・〇
電力	四二・三	三七・〇
瓦斯コークス	×四・〇	×二・七
鉄鋼	×八・五	×七・〇
鋸山精錬	一〇五・〇	一〇五・〇
石油精製	〇・六	〇・六
金属	八・二	八・三
造船造機	一五・九	一五・五
窯業	七九・五	七二・四
肥料	一〇八・五	一〇一・五
化学	三三・六	三三・三
繊維	×二・〇	×五・〇
塩	三三・七	三八・二
食品加工	三五・〇	四〇・〇
	一五・〇	一七・五

煉炭及豆炭	二二・四	三・四〇
官公衙	一五・三	一七・〇
北海道煖房其他	一三〇・〇	九〇・〇
地方調整用	二七・〇	二七・〇
合計	一、七二九・九	一、六八八・九
保留	×二九・五	×三七・三
電力五〇〇KW以上の需要制限	一、七二九・九	三〇・〇

夏季湧水に直面して水力発電電力が低下し規定の周波数を維持することが困難となつたので関東、中部、北陸、関西各配電会社は電力の消費規正を実施することとなり、今後降雨がなければ電力調整令に基き二十四日一斉に告示して実施する。

今回の制限範囲は一般大口電力需要者、即ち契約電力常時五百KW以上の使用者に適用し週間二日の休電日を指定して大体三割の制限を行ふが特に緊急を要する礦工業石炭、硫安、石灰窒素、製粉精麦、農水産業、灌漑排水、冷凍用、鉄道軌道、通信報道、上下水道、新聞、病院その他地方商工局長の指定したものは除外される。

運輸省七月中運輸実績発表

▽七月中列車運転延料数

貨物列車	五、七七四、一三三
旅客列車	七、八〇六、五九八
貨客列車	一、三六七、〇九五
聯合軍々用列車	四五七、〇二二
合計	一五、四〇四、八四八

(六月に比し二九一、一一四料の増加)

▽運輸従業員数

六月	五十五万一千二百二十三名
七月	五十六万四千百十二名

国内経済調査(上) 昭和二十二年七月—九月

▽七月中新規就役車輛

蒸気機関車十七台、新造電気機関車二十一台、新造客車六十七輛、新造貨車百二十三輛

七月末現在全国稲作面積

農林省では七月三十一日現在の全国水陸稲植付面積の最終調査を完了、それによると北陸は計画面積の九割九分九厘で最高位を占め、全国平均は九割七分六厘である。地方別内訳次の通り。(単位 町歩)

地方別	計画面積	植付見込面積	割合%
北海道	一五〇、三〇六	一四七、四三六	九八・一
東北	五二〇、八八〇	五〇七、七六二	九七・五
関東	四二七、二〇九	四〇三、一七九	九四・四
北陸	三三六、七一七	三三六、三四九	九九・九
東山	一四六、八二三	一四六、三三〇	九九・七
東海	一三七、六九〇	一三六、五二〇	九九・八
近畿	三三三、〇九九	三二七、七八〇	九八・七
中国	二八四、四六九	二八二、七三八	九九・四
四国	一三三、六六六	一二九、九五〇	九七・二
九州	四二二、三四五	四〇六、九五五	九六・四
合計	二、八九二、二〇四	二、八三四、九九九	九七・六

(宮城・山形・福井・鳥取・岡山は未着につき七月中旬現在)

終戦後七月末迄の貿易状況

二十四日貴族院の予算総会で塚田貿易庁長官は終戦後七月末までの貿易金額を左の如く説明した。(単位 千円)

◇輸出総額 一、二〇八、八八五

米国向 八四七、〇三一(総額の七%)うち生糸六八七、八五一、錫九〇、四六五、鉛四七、五〇〇、アンチモニー一〇、八五〇、生ゴム五、九七六、寒天二、三六六  
 朝鮮向 二五一、六七二(総額の二〇%)うち石炭一九〇、三七〇、車輛部分品

二五、〇七〇、ピッチ五、三三三、化学薬品四、六九一、綿織物四、〇三五、自転車部分品三、八二二、煙草用紙三、六一七、絹織物二、八〇五、種  
物苗類二、一二七、氣象観測機一、七三三、竹材一、四五二、電球一、二〇  
七、真空管一、一六二

中国向 六九、三六四(総額の五%)木材(主に坑木)五七、〇九四、ダイナマイ  
ト電気雷管四、一五四、電気機関車三、七七三、蚕卵紙一、一七〇、梨苗  
一、〇〇〇

ソ聯向 蚕卵紙三五三  
香港向 石炭四〇、四六六

◇輸入総額 一、〇二八、六七八  
米国より九七一、六〇四(総額の九四%)

うち 食糧 八四七、〇二三  
石 油 一一七、九七〇  
燐 鉱 石 五、七二六  
払下塩 八九六  
中国より五二、三五九(総額の五%)

うち 塩 四一、五六九  
燐 鉱 石 四、八八五  
鉄 三、三七〇  
鉄 二、五三五  
北阿より  
燐 鉱 石 三、八二九

◇入出超 総額 一八〇、二〇七(輸入は輸出の八五%)

対米 国 入 超 二二四、五七三  
対朝鮮 出 超 二五〇、七九〇(輸入は八八一のみ)

対中国

出 超

以上のほかに米国より棉花二〇五、三三二俵を輸入してあるが、この統制価格  
が未決定のため、右の輸入金額に計上されてゐない。尤もこのうち綿製品とし  
て再輸出される分は通過勘定になるので、国内向製品分のみ原棉輸入額が純  
輸入金額となるわけである。

炭礦用資材割当(第二四半期)決定

商工省ではこの程第二四半期の炭礦用資材の割当を次の通り決定した。(単位  
施、括弧内は第一四半期の割当量)

普通鋼材	一九、九二〇	(二一、八〇〇)
鉄 鉄	四、〇〇〇	(四、一九〇)
釘	四八八	(七三八)
針金、鉄線	一〇〇	(二五六)
鋼 索	二、四七九	(二、八八〇)
熔接棒	三〇	(五〇)
ツルハシ、ハンマー	五	(四)
鑄鉄管	四五〇	(七〇〇)
銅	三〇〇	(三九八)
鉛	三五〇	(三五〇)
電気亜鉛	八五	(九〇)
錫	六五	(九〇)
水 銀	〇・五	(ナ)
電 線	二五〇	(二四八)
セメント	一七、八〇〇	(一三、〇〇〇)
板ガラス	八、〇〇〇箱	(一三、三三三)
コルクス	一、七七〇	(一、二九三)
生 ゴム	一四〇	(ナ)
ソーダ灰	三	(ナ)

一七、〇〇五

苛性ソーダ	五	(ナ)	シ
晒粉	五六五	(ナ)	シ
塩酸	三	(ナ)	シ
住宅用木材	二二八、五〇〇石	(三八四、〇〇〇)	
住宅用釘	四〇	(ナ)	シ
住宅用亜鉛鉄板	一九	(ナ)	シ
住宅用セメント	二七五	(ナ)	シ
住宅用板ガラス	五八〇箱	(ナ)	シ
汎用電動機	七五一台	(六八三)	シ
標準変圧器	三七〇台	(二二五)	シ
自動式電話機	一五〇台	(ナ)	シ
共電式電話機	四二〇台	(ナ)	シ
磁石式電話機	九七〇台	(ナ)	シ
共電式交換機	三台	(ナ)	シ

二十一年度秋肥作物別割当決定

農林省では二十一年度の秋肥料十三万二千石(硫酸換算)の作物別割当を決定した。この秋肥の割当は本年春肥(一月―七月)の未配給分とは全然関係なく別途に配給されるものである。同計画によれば総量において昨年秋肥割当に比して約四万一千石の増加、主に、各作物別割当及び反当り割当何れも前年度に比して増加となつてゐる。

詳細次の通り。(単位石、反当基準百貫、反当数量は地域別に差あり)

	総量	基準反当	前年度反当基準
麦(北海道を含む)	九五、四三一	一五乃至二二	五乃至一〇
秋馬鈴薯	三、一六八	四八	五
蔬 菜	一一、一四〇	一五乃至三〇	五
桑	八、二一〇	一二	五

国内経済調査(上) 昭和二十一年七月―九月

煙草	二、二五〇	一五	五
果樹	二、七二〇	七	一
その他	【欠】		
合 計	一三三、三五〇		

報奨用農機具生産状況

農林省では二十年産供出米報奨用農機具の生産出荷状況を調査するため各メーカー毎に生産状況を点検中であるが、その成績如何によつてメーカーに対しても信賞必罰を明かにする方針である。尚農林省調査の供米報奨農機具の割当総量及び六月末現在の入荷並に未入荷数量は次の通り。

鐵	割当総数	入荷数量	未入荷数量	入荷率%
鐵	六、七二〇	五四九、四七五	三、七〇五	三
鐵	三、五二〇	二、三〇〇、四三三	一、六四一、五九三	五
鐵	一、三九〇	九八、八六〇	一四、〇五〇	七
動力脱穀機	六、四四五	五、一九九	一、二四六	八

昭和三十二年産馬鈴薯供出割当決定

昭和三十二年産馬鈴薯(主食用)など総合供出の八月二十日現在政府買入数量は麦三百二十二万九千六百八十八石(米換算)馬鈴薯三十二万三千七百八十八石(同上)計三百四十五万三千三百三十六石で割当数量五百九十万四千二百石に対し五割八分四厘の進捗率である。供出八割以上を示してゐるのは

静岡(一〇九・四%)三重(一〇七・六%)香川(九九・八%)奈良(九九・三%)和歌山(九四・九%)鳥取(九三・七%)富山(九〇・三%)広島(八七・一%)山口(八六・三%)岡山(八五・八%)愛知(八一・九%)の十一県である。

割当の内訳

昭和三十二年産馬鈴薯の総合割当は中央割当と地方割当の二本建となつてをり、農林省では大体麦五百万石(米換算)馬鈴薯八十万石(同上)計五百八十万石

經濟情勢調査(その一)

と抑へて八月以降の需給計画を樹てゝゐるが、この程地方割当分が大体纏り、二十八日農林省から總計五百九十万四千二百石(米換算)と発表した。内訳は麦四百八十二万六千五百石、馬鈴薯八十六万三千三百石、麦と馬鈴薯の内訳のない分二十一万四千四百石で県別内訳は次の通り。(単位 米換算千石)

総割当数		麦		馬鈴薯	
北海道	四九二・〇	一一七・〇	三七五・〇		
青森	一八・五	九・九	八・六		
岩手	五二・七	四〇・〇	一一・七		
宮城	七五・二	五〇・〇	二五・二		
秋田	八・〇	八・〇	—		
山形	一八・六	五・六	一三・〇		
福島	一三八・四	一〇七・八	三〇・六		
茨城	一七四・六	一四九・一	二五・五		
栃木	一九四・〇	一六九・五	二四・五		
群馬	三九〇・〇	三六九・〇	二一・〇		
埼玉	四四六・〇	四〇六・〇	四〇・〇		
千葉	一六二・六	一四二・〇	二〇・六		
東京都	六〇・五	四四・一	一六・四		
神奈川県	九〇・〇	六五・〇	二五・〇		
新潟	二二・七	三・七	二〇・〇		
富山	二八・一	一四・二	一三・九		
石川県	二〇・一	九・〇	一一・一		
福井	一九・〇	一一・三	七・七		
山梨	九二・〇	八五・〇	七・〇		
長野	一〇二・五	八七・五	一五・〇		
岐阜	一三三・一	一二〇・三	一二・八		
静岡県	一六九・六	一五四・〇	一五・六		
愛知県	二四六・六	二二五・〇	二一・六		
滋賀			七二・九		
三重			八五・六		
京都			五九・五		
大阪			二二・三		
兵庫			三一七・〇		
奈良			七六・三		
和歌山			九〇・一		
鳥取			三三・四		
島根			四八・九		
岡山			一六七・七		
広島			一二六・七		
山口			一三〇・六		
徳島			一三〇・一		
香川			一七三・〇		
愛媛			一四五・〇		
高知			六三・八		
福岡			三〇二・一		
佐賀			八二・〇		
長崎			五五・〇		
熊本			二四三・八		
大分			一一二・二		
宮崎			五二・二		
鹿児島			一〇九・二		
計	五、九〇四・二	四、八二六・五	八六三・三		

〔註〕(イ)三重、京都、佐賀は麦、馬鈴薯の内訳なく (ロ)栃木、群馬、神奈川、山梨、愛知、京都及び徳島は町村割当の報告未着 (ハ)岡山は未着のため概算

二十一年度産早場米、早掘り甘藷の供出割当決定

昭和二十一年度産の早場米、早掘り甘藷につき農林省では次の通り早場米約四百五十万石、早掘り甘藷一億七千三百五十万九千貫の早期供出を決定した。

▽早場米 四百五十万石中、百四十二万石を大消費地へとし、十月中に産地発送を行ふ。この新米の仕向先は京浜、京阪神、中京地区のほか山梨等の運場地帯で主要食糧の不足の地方で、今年は特に北海道、広島、山口が早場米の搬入を受けるがその他の仕向地は例年とほぼ同じ数量である。

▽早掘甘藷 十月末迄に約一億五千万貫(米換算約百万石)を消費者渡として確保する予定。このうち十月末日までの県外向搬出数量は茨城ほか四県の二千六百九十三万九千貫でその搬入地は東京ほか九道府県となつてゐる。

早期供出米(単位 千石)

▽県外向搬出数量

青森二〇、宮城一五、秋田七五、山形一〇〇、福島四〇、茨城五〇、栃木二五、埼玉一〇、千葉五〇、新潟六〇〇、富山一六五、石川一七〇、福井一〇〇  
 △計一、四二〇(栃木は未決定)

▽仕向数量

北海道一〇、東京三八五、神奈川一九〇、山梨三〇、岐阜二〇、静岡一〇〇、愛知九〇、長野二〇、京都一三〇、大阪二四〇、兵庫一二五、和歌山二〇、広島五〇、山口一〇△計一、四二〇

早掘甘藷(単位 千貫)

▽県外向搬出数量

茨城九、〇〇〇、栃木二、二〇五、埼玉三、九七〇、千葉一〇、〇〇〇、徳島一、七六四△計二六、九三九

▽早掘甘藷の仕向数量

北海道二、五〇〇、青森一、五〇〇、岩手一、五〇〇、宮城一、五〇〇、秋田一、四五五、山形一、二五〇、福島一、五〇〇、東京二三、九七〇、大阪一、〇二九、兵庫七三五△計二六、九三九

早掘甘藷出荷計画(単位 千貫)

岩手	四四	宮城	二九四
秋田	四四	山形	四四
福島	一、四七〇	茨城	一六、三五〇
栃木	五、八八〇	群馬	四、四一〇
埼玉	一〇、八七九	千葉	一九、九六七
東京	四、四一〇	神奈川	九、四〇九
新潟	二、二〇五	富山	九四一
石川	一、〇二九	福井	二、二〇五
山梨	一、四七〇	長野	二、二〇五
岐阜	三、四四〇	静岡	八、九五二
愛知	一四、六〇〇	三重	二、九四〇
滋賀	三〇〇	京都	二、七〇〇
大阪	二、二九四	兵庫	一、四七〇
奈良	一、〇〇〇	和歌山	二、九四〇
鳥取	三、〇〇〇	島根	二、二〇五
岡山	二、二〇五	広島	二、九四〇
山口	二、九四〇	徳島	二、三五二
香川	一、〇二九	愛媛	四、四一〇
高知	二、二〇五	福岡	四、二六三
佐賀	二、二〇五	長崎	四、七〇四
熊本	八、〇〇〇	大分	二、二〇五
宮崎	一、〇二九	鹿児島	三、九二五
計	一七三、五〇九(新潟は未確定)		

商工省秋肥用石炭生産計画発表

商工省では秋肥用石炭の増産をはかるため、九月から十二月の間に四十七万五千噸(工業用を含む)の生産計画をたて、九月はこのうち、七万八千噸を確保することにした。今回の計画は終戦以来の生産指数に較べて約四倍となるが、これを

達成するため、中央地方に石炭委員会を新設して増産に遺憾なきを期することになつてゐる。九—十二月の地方別生産割当次の通り。

北海道	二万四千噸	東 北	一万六千噸
関東信越	十一万五千噸	東海北陸	十一万一千噸
近 畿	五万二千噸	中 国	四万四千噸
四 国	五万二千噸	九 州	六万一千噸

終戦以来六月迄の貿易状況発表

三日の衆議院予算総会で小峰柳太氏(自由)は終戦以来現在に至る迄の貿易状況を訊したのに対し岡村貿易庁総務局長から次の通り詳細な報告があつた。

終戦後の貿易状況は極めて特殊な性格と内容をもつてゐる。即ちその貿易の形態は完全に聯合軍最高司令部の管理で遂行され、輸出は結局国民の最低生活の維持をはかる限度で許される。また輸入の許容限度は我国で支払ひ得る輸出能力の範囲内で認められるといふ制約がある。またその対手国は原則的には米国であるが、必ずしも米国のみに限定されず、聯合軍総司令部の選定の指示によつて決まる。

従つて先づ輸出入計画は差当り我国經濟維持に不可欠な物資として食糧その他の基礎的物資の輸入を最初に要請したのは昨年九月である。その後十月九日にこの点に關する總司令部の覚書により輸入申請基準が明かにされ、政府は直ちに覚書によつて輸入の申請をなし、昨年十月から本年一杯に輸入要請物資として提出した。

併しこれは何れも早急の間に整へたもので輸入物資は当面の米麦等の食糧を中心に工業用油、塩、原油、揮発油、桐油、石油類、燐礦石、棉花、ポプラ、燃料炭及び無煙炭を含む石炭、鉄鉱石、非鉄金屬類、砂糖、油脂、飼料など推定金額約二十四億圓に達するものである。併しこの輸入要請中には差当り緊要な諸物資を網羅してゐるため、その後更に緊急入手を要する各種の物資例へばマグネシア、雲母、カーボン・ブラック、カゼイン、麻、パラフィン、タンニン、漆等を追加要請した。勿論これらの輸入の支払代金は輸出の限度で許容されるので、この輸入計画に対応する輸出計画は大體金額を同じくする計画を最高司令部に提出

した。

その品目は繊維製品が大半を占め絹織物、綿糸布、綿製品、絹人絹、交織物等の繊維製品、機械金屬類、化学製品類、工芸漆器製品類、雜貨、美術工芸品、農水産物等あらゆる品目に亘つてゐる。これらの諸計画はまだ大體概略的なもので實際の最高司令部の輸出入の命令乃至指示は必ずしもこれに準拠して行はれてゐないので従来は寧ろ個別的にこれらの指示のみならず命令が行はれてゐたが、本年三月に極めて詳細な輸出手続に關するメモランダムが来たので初めて輸出に關する諸般の手順がはつきりして来た。そこで本年下半年(七月—十二月)及び二十年(曆年)輸出計画の提出方を命ぜられたので早急に作成して提出した。

本年下半年の計画は新指示により品目毎に詳細な資料を附してやつてゐる。この計画はまだ司令部の正式の許可を得てゐないので正確を期し難い。従つて多少品目によつて増減があると思ふ。併し大體この線に沿つた計画的及び個別的な計画が考へられる。この計画による品目は輸出としては機械類の本年下半年計画がかなり細目に亘つて実行性を豊富にもつてゐる。織機、機械類、自転車、農機具、モーター、車輛、度量衡器、計器、扇風器、時計、写真機、電線、医療機械器具、金屬類ではフェロアロイ、国内で原料を賄ひ得るものを中心として金屬マンガンを多少入れてある。各種の医薬、売薬、新薬、新製剤、化学製品、雜貨、竹、マツチ、紙製品、文房具、玩具、陶磁器、化粧品、運動具、樂器、工匠具、身辺雜貨類等複雑多岐に亘る雜貨類及び工芸品では漆器、陶磁器、ガラス、木竹、象牙珊瑚等の工芸品に亘り農産物では茶、除虫菊、椎茸、薄荷、藥用人參、牡蠣、真珠、寒天等価格は約五十億圓に達する。これらは全面的に司令部の正式承認を得てゐないのでこの要請通りに行くとはいへない。

聯合軍総司令部日本占領一ヶ年間に亘る總司令部の業績発表

マッカーサー元帥の日本進駐一周年の三十日總司令部スポークスマンは過去一ヶ年に亘る總司令部の業績を回顧して大要次のやうに語つた。

まづ第一に日本帝國の巨大な軍事機構は完全に破壊された。軍隊の武裝解除と復員は日本本土四百萬外地二百五十萬の將兵に対して行はれ、ほかに外地在住日本人の帰還二百萬、日本在住聯合國人の本國帰還百萬、合計九百萬人以上の輸送



が一年間に行はれその大規模で徹底的なこと、また迅速且つ正確なことは歴史上他に比を見ないところであつた。これと同時に遼大な陸、海、空軍の兵器弾薬が廃棄され、その生産機関も処分された。

一方日本政府は民主国家特有の原理に従つて改変され、主権在民の憲法は国民の自由な意思を反映して制定されんとしてゐる。

国民はもはや官憲を恐れず、言論集会、結社、信教の自由を享有し、個人または団体として労働条件の改善を要求する権利も認められた。また選挙権は拡張されて三月の総選挙では婦人議員三十九名の選出を見た。

全体主義的行政の因となる官僚政治の禍根は政府の各部門に亘つて除かれ、軍国主義乃至超国家主義的分子は一掃された。

実業界では四大財閥以下合計十四の財閥家族が清算を命ぜられ、多年日本財界の実権を握つた勢力が解体された。

そして最後に封建的組織の下にあつた農地制度が改革されて今や二百万の小作農はまさに自作農にならうとしてゐる。

#### 石炭増産計画に関する聯合軍総司令部経済科学部工業課長談

総司令部経済科学部工業課長リデー氏は二十九日の記者団会見で日本の石炭増産計画につき次の通り語つた。

現在の石炭生産状況はまだ危機状態にまでは達してゐないが、発電、運輸、工業の最低必要量を充足するに不十分な状態で、その結果貯蔵炭を喰込む結果となり昨年十二月二百二十五万六千噸の貯蔵量は七月に入つて百一十萬噸に減少した。

石炭の必要量は現在二百乃至二百五十萬噸、冬季の需要を考慮すると三百乃至四百萬噸だが、現在の出炭量は月産平均百五十萬噸で七月は百六十一萬七千噸であつた。併し日本の現状では最低必要量二百萬噸の生産は容易な筈で生産遅滞の事実に対しては何等弁解の余地を認め得ない。特に経済安定本部は生産不振の隘路打開に努力すべきだ。司令部は過日商工、大蔵両省から増産計画遂行の用意ありとの保証を得たが、本計画の主要内容は次の如きものである。

- 一、炭坑労働者に十分な食糧、衣類を規則的に配給
- 二、経営者、労働者の妥協の奨励

国内経済調査(上) 昭和二十一年七月—九月

三、政府、経営者、労働者の代表を以て運営委員会を構成し、事業、賃金等の規定を設定すること

四、団体契約を奨励し公平な仲裁者を設ける

五、労働者の労働状態改善に努力し特に保健、安全の措置を講ずる

なほ生産資材の優先配給、及び石炭価格、補償金の再検討も必要で補償金の損害を保証するだけでは不十分である。

なほ司令部の石炭問題に対する態度としては炭礦争議はその性質によるが目下

労資妥協の方法を検討中で生産設備、資材の輸入についてはその生産の不可能な点が立証されなければ許されない。

#### 聯合軍総司令部賠償工場リスト訂正(第二回)

総司令部は一月十三日の指令で中間賠償計画に従ひ撤去の可能性あるものとしてその管理下に入れた航空機工場、陸海軍工廠、研究所の工場リストを訂正し、三十八工場の削除と十二工場の追加を二十八日命じた。之で右三部門の指定工場数は五百六十八となつた。経済科学部工業部次長ゴルドン・T・ウォーカー氏は最初のリストにあつた工場の中若干のものは戦時中聯合國軍の爆撃其他により修理も出来ない程破損してをり、又機械と備品が工場から運び去られてゐたものもあつたと説明してゐる。

今回のリスト改訂は二回目で第一回は五月二十八日に行はれそのときは二百二十八工場を追加し三十八工場を削除した。この訂正命令と同時に日本政府に対する他の指令により一月のリスト中の誤記四ヶ所を訂正した。

#### 賠償撤去施設の輪廓決定

マ元帥は二十四日、対日中間賠償計画に基づき、第二次措置として工業部門五百五工場を撤去予定物件として聯合軍の管理下に置くやう命令を發した。指定された部門及工場名は次の通りである。

#### 一、指定部門

(一) 工作機械工業 極東委員会当初の指令によれば年額二万七千台以上の工作機械生産施設は賠償として要求すべしとなつてゐる。現有生産能力は約五万四千台と推定されるから、このうち二万七千台の能力を有する九十九工場が賠償物件

に指定されるが、それは主として兵器工業と密接な関係を有する会社で、この中には一九三七年以後建設した大財閥系のものが入つてゐる。但し旧式小工場は残して、縮小した平時的規模で復興に寄与せしむることとした。今次指定を受けた工場は直ちに新機械の生産を中止する必要がある。但し主要部分が出来上つてゐるものは完成を認める。

(一)、鉄鋼業 極東委員会の決定によれば賠償として撤去するものは、生産三百五十万噸を超える製鋼能力(内電気鋼十萬噸)及び年産二百万噸を超える銑鉄生産能力である。今次指定を受けたのは二十二の鉄鋼製造場である。小工場百五十三は占領軍及び一般経済にとつて極めて重要と認められたため指定されなかつた。また電気鋼工場も現下の石炭不足対処策として鋼増産上、重要なので指定を受けず圧延工場も今次命令を適用されない。小工場の生産総額は電気鋼部門の人工場を除き、従前の最高生産額に対し銑鉄は五分、鋼は一割二分に過ぎない。

(二)、火力発電所 極東委員会案では二百十萬キロワットを超える施設を賠償に充てることになつてゐる。今次指定を受けたのは二十発電所百三十二萬三千二百キロワットである。発電設備の撤去は配電網の再編を要するため、日本政府に六十日の猶予を与えることになつてゐる。但し猶予期限到来後は撤去命令と共に、即時閉鎖の用意を整へ置くを要する。撤去の割合を私有施設と公有施設とで何割宛にするか決つてゐるわけではないが、今次指定を受けたのは公有施設だけで、之は中間賠償計画中公共施設の占める暫定的割合である。他工場附属の私有発電施設は親工場が指定を受ければ当然賠償計画に入る。従つてこれは今次指定施設のうちには入つてゐない。

(三)、軸受工業 極東委員会の提案は一九四三—四年の価格水準で生産総額三千二百五十萬円を超える生産能力及び戦争資材生産に特別に適合した工場施設全部が賠償の対象となるが今回は三十二工場、九割の生産能力が撤去されることになる。指定工場の操業は撤去まで継続してゐるが、本指令公布より三十日後は特別の予告なしに即時施設を撤去し得る。賠償指定以外の工場としては年産三千三百万円の工場二ヶ所を残置する。

(四)、ソーダ灰、塩素苛性ソーダ工業 極東委員会は塩素苛性ソーダは夫々年産七萬五千噸、八萬二千五百噸を超過する生産施設及びソーダ灰は年産六十三萬噸を超える生産施設を賠償に充當するやう提案したが、今回指定されたのはソーダ灰工場一、苛性ソーダ工場十五(未完成工場三を含む)、塩素は苛性ソーダ工場で生産する)。指定工場の操業は手持材料を消費し尽す迄継続を許容する。

(五)、造船業 極東委員会の許可は百總噸以上の鋼鉄船を建造できる造船設備中、年間造船能力十五萬總噸と同修繕能力三百万總噸とを超える部分を撤去すること並に外国船の使用に充てるため収容能力二萬噸の乾ドック二箇所を残すもので二十の民間造船所と五の海軍造船所が賠償施設として指定された。但し現存の建造又は修理計画の完了を妨げない。今次中間賠償指定以外の施設は年間造船能力は六十五萬總噸、修理五百九十萬總噸で、六十四箇所民間造船所が指定から除外されたがこれは日本が許可された商船、漁船の建造維持並に國際聯合所屬國船の不時の修理に必要な能力を保つものである。

(六)、硫酸工業 極東委員会の提案は年産三百五十萬噸を超える施設の撤去であるが、今回の指定工場は二十四で、生産能力は三百九十三萬噸に切下げられる。なほ目下の肥料生産不振の時期が過ぎれば極東委員会の提案に合致するよう更に指定工場を追加する。指定工場の生産は肥料、薬品、人工甘味料の生産杜絶を阻止するため撤去迄は操業を許可する。

(七)、民間軍需品工場 極東委員会の提案は軍需工場として創設され、或は民需生産への再転換が不可能な程度に迄軍需生産に転換した民間工場は全部撤去することであつたが、今回軍需品生産工場として創設した二百七十三工場が賠償施設として指定された。なほ爆薬生産工場は二十一工場が指定されたが現在の肥料生産計画、或は真に必要な化学品及び爆薬物生産に關係ある工場は除外された。

二、指定工場名

(一)、工作機械 足立工機、愛知工機、秋本機械(第二)旭工業、浅野重工業、千葉製作(本社)大同機械、第二久保田(若江)大日本重機、大日本工機(信太山)大東機工(浜名)大日本精機(船堀)荏原製作(川崎)遠藤工業、遠州織機(高塚)

不二越鋼材(工作機) 福原産業(芦屋) 船橋工作(船橋) 富桑工業(高山) 不二越  
精機(多摩川) 岐阜工作、浜田精機(大阪) 半田重工(愛知) 平岩鉄工、日立製機  
(足立、習志野) 北陸機械(第一) 池貝鉄工(溝ノ口) 今泉精機、岩佐鉄工(水戸) 影  
山機械、河上産業、川西航空(布施) 興亜機械(奈良) 久保田鉄工(武庫川) 小島鉄  
工、倉敷工業、京都工作(十条) 牧田金屬、マルクニ鉄工、松下金屬(本社) 箕浦  
重工、三菱重工(広島) 同(三國) 同(鶴原) 中川機械(布施) 中島機械、鳴海精機、  
新潟鉄工(新潟) 同(三条) 日本興産、日平産業(伊讚美) 日本油機(小松川) 日産金  
屬(栃木) 延原製作、小川鉄工(大船) 岡本工作(松永) 大隈産業(茨野) 同(上飯田)  
小野鉄工(第三) 大阪機械(大阪) 大阪機工(猪名川) 大谷重工業(尼ヶ崎) 大塚鉄  
工、理研工業(柏崎、前橋) 祿々産業(相川) 佐賀製作(上ノ山) 三正製作、三洋機  
械(長津田) 芝浦工機(網干) 島本鉄工(内野) 新興機械、昌運工作(大船、大津) 昭  
和精機(大阪) 立山重工、東京兵機、東京機械(玉川) 東京衡機(溝ノ口) 東洋工業  
(広島) 東洋特殊、富岡鉄工、東洋重工、東洋工業(三重) 津上製作(長岡) ワシノ  
機械(今村) 山武工業

(一)、製鉄製鋼 日本製鉄(輪西) 日本製鋼所(室蘭) 大谷興業(羽田) 日本特殊製鋼  
(蒲田) 吾婦製鋼(吾婦、砂町、千住) 東京製鉄(千住) 東都製鋼(砂町) 日本製鉄  
(富士) 中山製鋼(船町) 大阪製鋼(西島) 大同製鋼(大阪) 大和製鋼(大阪) 扶桑金屬  
(和歌山) 中山製鋼(尼ヶ崎) 大谷興業(尼ヶ崎) 日本製鉄(広畑) 大阪製鋼(尼ヶ崎)  
日本製鋼所(広島) 小倉製鋼(小倉) 日本製鉄(八幡)

(二)、火力発電所 日本発送電(江別(北海道) 鶴見、清水、名港(名古屋) 富山、宮  
津、安治川(大阪) 三幡、松江、坂、宇部西、小野田、徳島、西条、戸畑、相ノ  
浦(佐世保) 木津川(大阪) 港(大牟田) 尼崎第一、飾摩港(兵庫)

(三)、軸受 東洋ベアリング(桑名、武庫川、駒野) 日本精工(多摩川、古知野、長  
野、山梨、福井) 不二越鋼材(富山) 光洋精工(中川、国分東京、高松、徳島)  
旭精工(鳳、堺、泉北、長野、福泉) 桜金屬(仙川) 西林精工(本社) 天辻鋼球  
(大和田、十三、泉南、丸山、大木) 中西軸受(天満、河内、三重第一、第二、  
千葉) 東京ベアリング(第一、第二)

(四)、曹達灰・塩素苛性曹達工場 東洋曹達(徳山) 帝国マグネシウム(酒田) 昭和電

国内経済調査(上) 昭和二十一年七月—九月

工(広田) 日本曹達(高岡) 東亜合成化学工業(伏木) 日本曹達(ナカゴ) 関東電化工  
業(渋川) 日産化学工業(東京) 旭電化工業(東京) 東亜合成化学工業(名古屋) 三菱  
化成工業(大阪) 東洋曹達工業(徳山) 東亜合成化学工業(坂出) 住友化学工業(新  
居浜) 三井化学工業(三池) 日窒化学工業(延岡) 以下建設中 日本曹達(刈  
田町) 理研金屬(宇部) 東亜合成化学工業(高岡)

(六)、造船業 尼崎船渠(尼崎) 藤永田造船(船町、大阪) 函館船渠(室蘭) 播磨造  
船(松浦) 日立造船(神奈川) 川崎造船(艦船工場) 九州造船(若松) 三菱重工業  
(神戸、下関、若松、横浜) 大阪造船(大阪) 三光造船(神戸) 佐野安造船(大阪)  
瀬戸田造船(向島) 東北船渠(塩釜) 石川島重工業(東京) 東京造船(東京) 浦賀  
船渠(浦賀) 元海軍工廠(呉、舞鶴、大湊、佐世保、横須賀)

(七)、硫酸工業 日本製鉄(輪西、広畑) 東洋高圧(砂川) 日東工礦業(富久山) 新  
潟硫酸(石山) 日本化学(第二) 保土谷化学(大島、鶴見) 昭和電工(横浜) 日東  
化学(中川) 日産化学(王子、名古屋、大阪) 日本曹達(高岡) 日本重化学(尼崎)  
鐘ヶ淵工業(尼崎) 東洋レーヨン(滋賀) 帝国化工(大和田、大阪) 関西硫酸(尼  
崎) チタン工業(宇部) 神島化学(神島) 日新化学(新居浜) 三井化学(三池)

(八)、民営軍需工業 愛知時計電機(名古屋、瑞穂、明德) 朝日兵器製造(愛知) 大  
成兵器(ホイイ) 久保田精機(桑栗) 三鷹航空工業(中島) 日本産業(額田) 奥本  
工業(中島) 大隈鉄工所(知多) 高野精密工業(岡崎) 中央工業(センペク) 東北機械  
製作所(秋田) 鈴木精密機械製作所(船越) 東京精密金屬(市川) 東京精機(市川)  
日本火工(興津) 四国製作所(松山) 福岡製作所(中央兵器(福岡) 岡田製作所(松  
山) 朝日金屬(久留米) 深見鉄工所(福岡) 博多鉄工所(福岡) 出光製作所(福岡)

今村製作所(三藩) 神戸製鋼所(門司) 幸袋工作所(嘉穂) 九州兵器(筑紫) 松下  
金屬九州工場、松屋精機(筑紫) 三井鉱山三池製作所(大牟田) 三菱重工福岡工  
場、中野製機(福岡) 西日本自転車(刈谷) 岡部鉄工所(粕屋) 西部電機工業(福  
岡) 昭和鉄工(福岡) 三井化学(大牟田) 日本曹達(京都) 大日本兵器(福島) 福  
島製作所(福島) 日立製作所(福島) 新工場(福島) 金剛金屬(福島) 郡山製作所(福  
島) 日東工礦業(福島) 理研工業(仙台) 福島重工(スギノメ) 東京木田工業  
所、東京理化学工業所(三春) 八雲航空工業、八雲産業、浜津鉄工所(郡山) 昭和

電工(広田) 藤田製作所、金城梓岩機(養老) 高名精密工業(大井) 日本ヨーセイ  
 イ火薬工業(大垣) 大日本機械工業(群馬) エイコウ社(山田) ハライチ産業(白  
 井) 服部精工(田野) 桐生製作所(桐生) 小島製材(高崎) 久保田兄弟鉄工所(高  
 崎) 須賀製作所(群馬、白井) アサヒ兵器(広島) 第一産業(福山) 羽衣製作所  
 (広島) 北川鉄工所(広谷) 日本鉄工所(安芸) 日本火薬製造(福山) 中山機械  
 (札幌) 中央工業(川辺) 大日金屬(尼ヶ崎) 川西機械製作所(明石) 日本シヤフ  
 ト(尼崎) 大阪化学工業(稲川) 大阪機械工業(稲川) 理研工業(尼崎) 神港兵器  
 (朝日) スヤリ産業スヤリ工場、東亜キンカイ(尼崎) 大日本セルロイド(兵庫)  
 滝川工業(尾津) 府中工業(結城) 羽田製機(稲敷) 常盤兵器製造(那珂) 興亜精密機  
 械(稲敷) 東京産業(鳥出) 大同工業(本工場) 北陸兵器(鹿島) 石川製作所(森  
 本) 小鍛冶鉄工所(金沢) 国光工業(金沢工場) 日本電気冶金(トミオク) 不二  
 越鋼材(福井) 野田興農商会(高松) 池貝自動車製造(川崎) 石川島芝浦タービ  
 ン(横浜) 川崎機器製作所(川崎) 小倉製鋼(淵ノ部工場) 日本化工(横浜) 日本  
 製鋼所(横浜) ニッペイ産業(横浜、第五) 大船産業(大船) 東北振興精密(川  
 崎) 東京螺子製作所(鎌倉) 横浜工業(川崎) 保土谷化学製造(横浜) 熊本鉄工  
 場(熊本) ミツ化薬工業(荒尾) 平安産業(北野) 上野製鋼所(京都) 寿重工業  
 (十条、京都) 京都機械(京都) 日本精密工業(京都) 大阪機工(伊丹) 島津製作  
 所(五条) 山島精密(日岡) 山島精密(東島) 尼野製作所(三重) 近藤兵器、萱場  
 産業(仙台) 下山製作所(仙台) 仙台発動機(仙台) 大和工業(諏訪) 前田鉄工所  
 (長野) 増沢製作所(岡谷) 松本製鋼工業(松本) 西北十製作所(オガテ) 仁科工  
 業所(長野) 東洋バルブ工業(諏訪) 津上製作所(北作) 渡ヤ製作所(小泉) 遠州  
 食器(当間) 石川島重工業(中蒲原) カクジヤウ製作所(新潟) 倉敷工業(北魚  
 沼) 中津力鉄工所(児島) 日平産業(第六) 西川鉄工所(川崎) 電気化学興業(新  
 潟) 日本曹達(二本木) 住本化学工業(大分、児島) 由良染料(日比) 中央工業  
 (鹿島工場、大阪) 大同鋼業(北野) 大日本技術(堺) 橋本重工業(大阪) 発動機  
 製造(池田) 早川機械工業(大阪) 中山太陽堂(大阪) 日ノ出工業本工場(大阪) 関  
 西製罐(大阪) 川崎造機(大阪) 久保田鉄工所(岡島、堺) 栗本鉄工所(住吉) 京本機  
 械(布施) 松原鉄工所(大阪) 松下無線産業本工場(大阪) 長野鉄工所(堺) 日本タ  
 イプライター(大阪) 大阪機工(大阪) 大阪金屬(堺) 大阪メーター(大阪) 大阪  
 製機(大阪) 大阪製鎖造機(春日) 大和田製作所(大阪) サイニホン火気(大阪) 三  
 和鉄工(堺) 石サン精工(大阪) 島野鉄工所(堺) 住友金屬(大阪) 田中スポーク  
 (堺) 帝國精密工業(大阪) 帝國製鍛(大阪) 東邦工作所(瓢箪山) 東邦製作所  
 (布施) 東洋シン製作所(布施) 東洋製作(瓢箪山) トチユウセルロイド(国  
 分) 大日本航機(鬼塚) 戸上電気製作所(佐賀) 青柳計器(ホンジュウ) 中部製  
 作所(タカジョウ) 中外火工品(大和田) 中央工業(新倉) 深谷工業(大サタ) 平  
 和兵器製作所(秩父) 鐘淵紡績(神尾) 鐘淵紡績上尾兵器(北足立) 関東兵器与  
 野町) 服部時計(北葛飾) 日本ホロ工業(川口) 新潟機械(浦和) 沖電気(北足  
 立) 精工舎鴻巣(ミノタ) 東洋兵器工業(上尾) 吉川製作所(北足立) 松下金屬  
 (栗田) 東進重工業(彦根) 小林捨次郎商店(長泉) 鈴木二股製作所(ツツモタ)  
 高塚製鋼所(蒲田) 日立製作所(瑞穂) 各和産業(宇都宮) 関東製作所(雀ノ宮)  
 日本機械製作(栃木) 日本造機(カミツガ) 日本製鋼(ヒライシ) 日本製鋼所(宇  
 都宮) 中央工業(東京、南部、六郷) 大日本化学(東京) 大日本機械工業(東京)  
 エイコトシヤ(東京) 服部精工(東京) 光精機製作所(中央) 日野重工業(東京)  
 日立兵器(東京) 日本特殊製鋼(東京) 鐘淵紡績(練馬) 鐘淵紡績(東京) 帝國電  
 気製作所(東京) 金門金屬(東京) 南千住製作所(東京) 三菱重工業(丸子) 三井  
 精機工業(東京) 日本金屬産業(町田) 日本精工所(武蔵) 日本曹達大島製鋼所  
 (砂町) 日本特殊金屬(町田) 日本鉄工所(武蔵) 理研工業(王子) 理研工業(小  
 台) バイロット精機(東京) 理研発条鋼業(東京) 三信機械製作所(東京) 昭南  
 製作所(東京) 東京重機工業(東京) 東京兵器工業(日野) 江戸川工業所(東京) 大  
 成加工(東京) 東京セルロイド玩具工業組合(東京) 川崎造機(鳥取) 明治機械  
 (東北) 新興兵器(倉吉) 新興兵器(カミイ) 東北新興精密機械(村山) 帝國トク  
 ショー(高岡) 山室製作所、不二越鋼材(富山) 鶴岡製作所(鶴岡) 熊本鉄工所  
 (大江) 宇部鋸山(大峯) 夕張製作所(夕張) 中央工業東カッラ工場(南ツラ) 中  
 央工業(東山梨)

賠償撤去範囲発表一覧表

ボーレー氏案

極東委員会案  
今回発表の工場数  
(括弧内は前  
回までの分)

現有設備能力  
(括弧内は過去の最大生産量)

部 門	所在設備全部 所在設備全部	追加一〇削除三二(八七) 追加二削除七(四五)	年産二七、〇〇〇台を 超ゆるもの撤去	年産三、二五〇万円を 超ゆるもの	年一五万総トンの造船及 三〇〇万総トンの商船の補修に 必要なもの	年産三五〇万トンを超ゆるもの	年産三五〇万トン(鋼材見積 二五〇万トン)を超える鋼塊 生産能力	年産ソルベール法六十三万 トンを超ゆるもの	年産八二、五〇〇トン及塩 素約七五〇〇〇トンを超ゆるもの	火力二一〇万キロワットを 超ゆるもの、但し需要により 更に検討する	同	年産一五、〇〇〇トンを超ゆる 圧延設備の全部
航空機工場	所在設備全部	同上	九六	三三	二五	二四	二二	一	一八	二〇	一	約五万トン
陸海軍工廠	所在設備全部	同上	二六二	三三	二五	二四	二二	一	一八	二〇	一	約五万トン
研究機関	所在設備全部	追加一〇削除三二(八七) 追加二削除七(四五)	二六二	三三	二五	二四	二二	一	一八	二〇	一	約五万トン
民間兵器工場	所在設備全部	追加一〇削除三二(八七) 追加二削除七(四五)	二六二	三三	二五	二四	二二	一	一八	二〇	一	約五万トン
工作機械工業	製作能力の半分	追加一〇削除三二(八七) 追加二削除七(四五)	二六二	三三	二五	二四	二二	一	一八	二〇	一	約五万トン
軸受工業	球及コロ軸受生産設備の全部撤去	追加一〇削除三二(八七) 追加二削除七(四五)	二六二	三三	二五	二四	二二	一	一八	二〇	一	約五万トン
造船所	二〇造船所を撤去、但し日本占領 に必要なものを除く	追加一〇削除三二(八七) 追加二削除七(四五)	二六二	三三	二五	二四	二二	一	一八	二〇	一	約五万トン
硫酸工業	接触硫酸工場全部、但し精錬所 附属のものを除く	追加一〇削除三二(八七) 追加二削除七(四五)	二六二	三三	二五	二四	二二	一	一八	二〇	一	約五万トン
鉄鋼業	年産一五〇万トンを超える鋼材 生産能力の全部	追加一〇削除三二(八七) 追加二削除七(四五)	二六二	三三	二五	二四	二二	一	一八	二〇	一	約五万トン
ソーダ灰	ソルベール法ソーダ工場の一つ	追加一〇削除三二(八七) 追加二削除七(四五)	二六二	三三	二五	二四	二二	一	一八	二〇	一	約五万トン
苛性ソーダ	電解苛性ソーダ工場四一工場中二 〇工場	追加一〇削除三二(八七) 追加二削除七(四五)	二六二	三三	二五	二四	二二	一	一八	二〇	一	約五万トン
発電所	火力の半分	追加一〇削除三二(八七) 追加二削除七(四五)	二六二	三三	二五	二四	二二	一	一八	二〇	一	約五万トン
軽金属工業	①アルミニウム、マグネシウムの 生産能力全部、但しスクラップ融 理のアルミ工場を除く ②軽金属の圧延設備の全部	追加一〇削除三二(八七) 追加二削除七(四五)	二六二	三三	二五	二四	二二	一	一八	二〇	一	約五万トン

聯合軍司令部労働諮問委員会最終報告

三月来朝以来日本の労働問題を調査してゐた十二名の委員による総司令部労働諮問委員会は二十二日日本の労働問題に関する最終報告を発表したが、同報告は日本占領以来日本労働界が驚異的な成果を挙げてゐる点を指摘すると共に「今後なほなすべき多くのものを残してゐる」と述べ、遠い将来にわたつて確乎たる労働計画を樹立するため次の五種類の方法が必要なる旨指摘してゐる。即ち

一、基本的労働法にはまだ多くの欠陥や制限があり更に範囲を拡大し実体を強化しなればならぬ。  
 二、現在のインフレ危機が過ぎ去るまでには実現出来ないにしても、各種の労働法案は今から詳細に決定して置くべきである。特に最低労働賃金に対して然り。

三、公共的な生産計画を促進するため危機にある諸工業労働者に十分な配給を行ふため長期生産計画と現在の計画との間の溝を埋めるための緊急措置を樹立するため、各種の措置が採られねばならない。

四、日本の労働管理組織は再組織の必要がある。現在及び将来の管理計画はより広くしかもより良い人材を必要とする。又より広範囲な勢力による労働省の設置、地方労働機構管理に対する潤沢な予算及び更に効果的な方法も必要である。

五、労働組合機構特に団体契約の性質或は労働法の重要性等に関する一般大衆及び組合員の教育に各種の措置がとられなければならない。

総司令部輸入食糧の放出に関する方針発表

総司令部経済科学局物価統制配給部長は輸入食糧の放出に関する総司令部の方針を次の通り語つた。

日本占領の初期最高司令官は日本人の食糧最低量を輸入することを要求した。しかし占領開始後八ヶ月間は日本政府が国内食糧の供給に全力を尽すやうに仕向けた。もし総司令部が輸入食糧を直ちに放出したなら夏期には日本政府の手持食糧が皆無になることを恐れ放出を差控へた。今年四月に至り食糧事情が最悪であつた北海道に対し初めて八千トンの穀物を放出し、五月にも同様の放出を行つた

が六月下旬に至り日本は全国的食糧危機に見舞はれたため放出量は上昇し、更に七月に至り大量の食糧を配給した。

総司令部の方針は世界的食糧不足の中から出来るだけ多くを輸入するにあつたので食糧の種類性質等は問はず太平洋区域の米軍余剰食糧をかき集めた。この結果、罐詰なども多量に配給することにもなつた。

マ元帥終戦一年を期し全太平洋米軍に対し声明を發す

この日即ち一九四六年八月十四日勝利を獲ち得た聯合國の代表としてわれわれは永久平和遂行の仕事を休息し、この日の意義を静かに考へる義務がある。

一年前、日本政府は國際聯合の結集せる力に抗争することに勝目なきを悟り、日本の戦争努力を停止した。聯合軍の陸海空軍力裝備、就中その野生的勇氣及び類例のない創意とは敵を圧倒したのである。

太平洋における勝利の陰で戦闘員がなした素晴らしい行動やそれを支持した人々の輝かしい犠牲をいま事新しく述べる必要はないであらう。ニューギニヤ、ソロモン、ビスマーク、ハルマヘラ、ボルネオ、レイテの陸海戦、制空獲得戦やフィリッピンの奪還及び解放などの激烈な戦闘よりも熾烈な歴史の頁は他にないであらう。プナにおける米兵と濠洲兵の共同勝利からフィリッピン人が崇高な援助をよせたルソンおよびその隣接諸島での赫々たる成功にいたる無我の協力は余の深く心に銘ずるところである。

陸海空三軍の完全なる協同こそ、これによつて勝利が確保されたのである。われらの占領を成功させんがための全軍の努力にたいして余は今日ここに感謝の言葉をおくる。この八月十四日の日は単なる勝利の日ではない。それは感謝の日であり、敬虔に頭を垂れ民主主義的信念をもつたわれわれが平和は庶民から生れ庶民によつて樹立された政府によつて獲得され維持され得るものであることを世界に示したことを神に感謝する日なのである。

聯合軍司令部財閥解体計画の進捗と其の再組織に就て見解発表

九日聯合軍司令部スポークスマンとの記者団会見に経済科学部反トラスト・カルテル課長J・ヘンダーソン氏及び同課清算班のR・M・クーパー少佐が出席、財閥解体計画の進捗とその再組織について司令部の見解を説明した。要旨次の通り。

總司令部は昨年十月、日本政府に指令を發して財閥解体を命じた。現在制限会社として指定されてゐるものは持株会社四十一、子会社一千七百七十五を数へてゐるが、これと同時に財閥の家族に対しても生活費として必要なものを除いて私財をも勝手に移動することを禁止した。制限会社に指定された会社は通常の運営を除いて一切の運営を禁止されてゐる。

總司令部はこれら大会社の清算に關する日本政府の計画を承認したが、之を變更させる権利と計画遂行を監督する権利とを保有してゐる。財閥の解体は日本人に大きい希望を与へるものである。即ちこれによつて大会社の企業独占を排除すると共に利益の広汎な分配が可能となり日本の民主的經濟再建に寄与できるからだ。

また司令部は日本政府に対して産業再建に關する法律の制定を命じたが、これには次の二つの目的があつた。

一、産業及び貿易を独占する組織を縮小する。

二、永き将来に亘つて旧財閥の再現を阻止することである。

即ち財閥の家族又はその任命を受けたものはその会社において上位を保つべく勢力を及ぼし得なくなるし、制限会社が所有する株は出来るだけこれを多数に頒つと共に親会社が他会社の株を独占することも禁じられる。かうした措置によつて日本人は広く經濟、産業の分野に参加する素晴らしい機会を与へられるものだから、これを最大限に利用すべきであらう。

対日理事会日本政府の公職追放実行に關し発表

七日の対日理事会に於てアチソン議長は日本政府の公職追放実行に關し次の如く發表した。

昭和二十一年七月二十九日現在各部門にわたる百六十五の機關の役員約一千名の審査が残つてゐる。之等の機關は政府に屬するものでも無く政府の統制を受けてゐるものでも無く最初に適用された指令よりも擴張されて適用されるもので彼等の最大の株主が國策会社である為め此のリストに追加されたのである。昭和二十年十月四日の指令に依り六千二百二名を追放した。此のうち五千二十六名は内務省一千七百七十六名は司法省關係である。追放状況の通り。

国内經濟調査(上) 昭和二十一年七月—九月

一、本年七月二十九日現在、日本政府は公務員五千二百二十名、衆議院議員候補者三千三百八十四名、衆議院議員四百六十四名、貴族院議員およびその指名者全部、ならびに前記追放条項に該当する地位の人間全部に対し調査した。

二、右の結果政府は次の人員を公職より追放した。

政策決定に當る高官

八一四

衆議院議員

九

昨年十月四日附指令による該当者

六、二〇二

衆議院議員候補者

二五二

(註) 衆議院議員の追放者九名中一名は總司令部の指令による

三、政府職員よりの追放者は概算十八万六千名に達した。

かくの如き綜合的な追放計画においては、今後更に検討を加へ適宜の処置をとる必要がある場合を生じるのは勿論である。概していへば困難な責任を負はされた日本政府が、一月四日の指令をよく実行した点については何らの疑ひはない。日本政府が審査した公職者の屬する政府機關及び部署はつぎの如くでこれらに屬する公職者は全部審査済。

△樞密院△貴族院△衆議院△一切の親任官△各省閣僚より局長に至る。たゞし一部は課長に至る△知事及市長大審院及び控訴院の院長及び部員、地方裁判所長△検事総長、控訴院及び地方裁判所検事正△日本銀行その他特殊銀行、國策機關統制會統制会社の理事、監事△各省管轄下にある地方機關の長官、文部省直轄の大學専門學校その他諸學校の總長學長または校長

日華事變以來終戦迄の陸海軍々人軍屬の戦死者発表

第一、第二復員省では日華事變以來終戦迄の陸海軍々人軍屬の戦死者を調査合計百七十七万四千四百七十六名と判明した。其の内訳次の通り。

陸軍△戦死七十二万五千七十六名、海軍輸送途中等海上で死したものの五万二千名、計七十七万七千七十六名

海軍△日華事變二百八十名、太平洋戦争三十九万七千二百二十名、計三十九万七千四百名

七月分人口動態調査

政府は七月から毎月人口動態統計を行ふこととなり、その第一回として三十一日内閣から昭和二十一年七月分の都道府県別及び各都市別出生、死亡、死産、婚姻、離婚表を発表した。

七月 中  
出生 死亡

二十一年四月二十六日現在人口	七三、四一四、一三六	一六一、八七一	一三三、五〇六
市	部	二二、二〇四、八二九	四四、五一八
郡	部	五〇、九〇九、三〇七	一一七、三三三
			九五、八三〇

官庁職員給与制度改正要綱発表

政府は「官庁職員給与制度改正要綱」を三十日発表した。これは官公労組の待遇改善運動の焦点となつてゐた所謂「七月案」で本俸の大幅引上げは大正九年以来のものであり、又昇給は実力主義で年四回、信賞必罰は直ちに昇給の差となつて現はれる。但し親任官だけは固定給で昇給がなく、家族手当も支給しないことになつてゐる。なほ今回の改正の結果給与は平均三倍から三倍半の増額となる。要旨次の通り。

- 一、給与制度の直截簡明化を図り一般的給与としては本俸と臨時家族手当の二種だけとする。
- 二、各種手当即ち勤続手当、臨時物価手当、臨時手当等を廃止し本俸に織込む、但し六大都市のみ本俸の一割に相当する金額を臨時勤務手当として支給する。
- 三、賞与を廃止し本俸に織込む。
- 四、以上各種の手当と賞与を本俸に織込む結果、本俸を改訂増額し改訂後の本俸は官吏では月三百円から最高二千円まで、雇傭人では百二十円から千二百円程度までとなる。なほ総理大臣は月三千円、その他の大臣は二千五百円を受けらる。
- 五、臨時家族手当の改訂は扶養家族一人当たりの新支給額は六大都市とこれに準ずる地域在勤者にあつては百円、その他の市及びこれに準ずる地域在勤者にあつ

ては八十円、その他の地域にあつては六十円であり、これを従来の家族一人当たり二十円の基本額に臨時手当と賞与を加へてゐる現在額に比較すると家族手当としては実質的には約三割程度の増加となる。なお臨時家族手当を支給する扶養家族の範囲はこの際厳密に再検討し、妻及び子以外の扶養家族については改めて扶養の事実の有無重複給付の有無等を調査する。

六、給与の実態調査は今回の改正を機に官庁職員給与の精細な調査を行ひ一般社会で官庁職員給与の実情を明瞭に認識できるやうにし、調査の結果予算の適切な計上とその適正な使用を図り、且つ各庁間の給与の不均衡を是正する。

七、その他の給与の取扱は恩給、扶助其他の給与はこの際従来の給与額を維持するにとどめ追つて検討する。唯従来各官庁が法令に根拠もなく各省との打合せもなく独自に支給してゐた雑多の給与、例へば委員会手当、交通費等は全廃する。

八、将来の給与制度は現在の給与制度は生計費に基礎を置いた生活給本位であるが、将来は各人の職務の内容、責任能率等に基礎を置き各人の勤労に応じた報酬を与へると共に能率の増進を図るやう給与制度の根本的改正を行ふ。

なほ今回の給与制度改正は手当、賞与等の本俸への繰替へを主とするから予算の増加は原則として臨時家族手当関係に必要となるがその概算は次の通り。

一般会計では家族数百八十四万四千人に対し増加月額三千三百三十一万一千円、特別会計では家族数百八十八万五千人に対し増加月額三千三百三十九万三千円である。

官吏の新俸給

	家族数	六大都市	其他の市	町	村
総理大臣	4人	3,000円	1	1	1
各省大臣	4	2,500	1	1	1
各省次官	4	2,170	1	1	1
各省局長	4	1,950	1	1	1
旧奏任一	4	1,840	1,640	1,580	1



旧 奏 任 二	四	一、七三〇	一、五四〇	一、四八〇
三	四	一、六三〇	一、四四〇	一、三八〇
四	四	一、五一〇	一、三四〇	一、二八〇
五	四	一、四〇〇	一、二四〇	一、一八〇
六	三	一、二四五	一、一一〇	一、〇七〇
七	三	一、一三五	一、〇一〇	九七〇
八	二	九二五	八三〇	八一〇
九	一	七二六	六六〇	六六〇
一〇	一	六八二	六二〇	六二〇
一一	一	五九四	五四〇	五四〇
一二	一	五〇六	四六〇	四六〇
旧 判 任 一	四	一、二三五	一、〇九〇	一、〇三〇
二	四	一、〇七〇	九四〇	八八〇
三	四	九八二	八六〇	八〇〇
四	三	七五〇	六六〇	六二〇
五	二	七〇六	六二〇	五八〇
六	二	五六二	五〇〇	四八〇
七	一	四二九	三九〇	三九〇
八	一	三九六	三六〇	三六〇
九	一	三六三	三三〇	三三〇
一〇	一	三三〇	三〇〇	三〇〇
一一	一	三三〇	三〇〇	三〇〇

厚生省六月中労働争議統計発表

厚生省調査の六月中労働争議統計によれば、労働争議は終戦後本年一月まで漸増、二月から四月にかけて遞減の傾向を示し五月に入り二百七件と俄に激増したが、六月には百二十五件と上昇がとまつた形である。そして同盟罷怠業、工場閉鎖、生産管理等の深刻な争議も三月以降上昇を続けて来たが、五月に入り多少低下し六月には著しく低下した。特に生産管理を伴つた争議は六月の社会秩序保持

国内経済調査(上) 昭和二十一年七月—九月

声明を転機として激減してゐる。

争議の共通的原因は生活不和に伴ふ賃金引上であるが、六月は前月と同様飢餓突破資金や有給買出休日の要求が多数を占めてをり、更に企業不振を理由とする工場閉鎖反対の要求が増加した件は注目される。

▽争議件数 六月中発生の総件数百二十五件(七月二十日締切)でその内同盟罷怠業四件、同盟罷業十九件、工場閉鎖二件、事業管理八件合計三十三件あつた。

▽参加人員 六月中の争議参加人員は十四万一千五百五十二人で一件当りの平均参加人員千二百六十三人で本年の最高であるが、これは東京都庁、通信関係事業場及び佐賀県下全炭山の争議など大規模な経営体の争議によるものである。

▽争議の要求事項 要求事項を項目別にみれば賃金増額七十九件、有給休日三十三件、飢餓突破資金二十五件、労働時間短縮二十一件、経営参加二十件の順位であつてその他では工場閉鎖反対、賃金算定方法の改正、交通費会社負担、クロード・シヨップの要求が目立ち反対に解雇手当、職員労務者差別撤廃などの要求は多少減少した。

▽争議の解決 総数百二十五件中六月中に解決したものが七十八件であつてその中五日以内に解決したものが十九件、十日以内に解決したものが三十四件、二十日以上内解決十六件、三十日以上内解決七件、三十日以上二件であつた。又争議の発生時期如何を問はず六月中に解決をみた争議件数は百二十件で延日数は二千二百一十一日で一件当り平均争議期間は十八・四日で前月の十四・四日に較べて多少長くなり一月以降の一件当り平均期間十五日に比しても三・四日も長期化してゐる。又争議の解決に當つては六月中の解決件数七十八件中労働委員会によるもの五件、労働組合、政党、労政官吏各一件で多くは当事者の直接交渉で解決してゐる。

▽争議の結果 解決七十八件のうち要求貫徹三十件、妥協三十五件、不貫徹三件、不詳十件であり、又要求貫徹件数の争議解決件数に対する比率は三割八分四厘で前月の三割六分五厘に較べて好転してゐる。

農林省農家人口調査発表

農林省では去る四月二十六日を期し従来にない徹底した農家人口調査を行つた

が此の程左の様な集計が出来上つた。

一、二十六日現在の農家戸数は五百六十九万七千九百四十八戸うち専業農家は五三・六%、昭和十九年の三七・三%に比べ激増してゐる。

二、自小作別では自作農二九%、小作農二八・七%で過去数年に較べやゝ増、他の大部分は自小作農及び小自作農である。

三、面積別では五反以下三九・二%、五反以上一町未満三一・三%兩者で全体の七割を占めてゐる。更に三反未満は全体の二二・七%もあり、零細農は著増してゐるのに反し我國農業の中堅安定層たる一町以上二町未満の農家は九%も減つてゐる。

四、昨年四月二十七日から今年の四月二十六日迄の一年間に新設された農家は二十三万五千戸大部分が食糧自給の爲めの小規模の飯米農家であり、逆に約八万户の古い農家が脱落していつた。

五、農家人口は三千四百二十四万五千二十七人、女の方が百五十二万人多い。此のうち自家の農業のみに従事する者四二・三%、四五・六%は全然従事してゐない。一戸当りの平均人口は六人、男子二・九人に對し女子三・一人、年齢別では二十乃至三十五歳の減少著しく老人が増加してゐる。

聯合軍司令部貴金屬使用許可量発表

二日聯合軍總司令部涉外局からの発表に依ると七月八月間の日本国内用として貴金屬の使用を許可された量は次の通りである。

銀	一〇、二八一、五一五瓦
金	三五六、三〇七瓦
白金	二五、六〇八瓦

これについての民間財産管理部政府財産課A・C・ハリス中佐の言に依ると此の使用を許可されたのは二十二の会社と協会であり、うち金の最大使用者は日本齒科医師会で同会は三百十疋、銀は一疋八であり、銀の最大使用者は写真材料製造業者で約六疋の割当を受けた。

尚今回の許可で日本政府は許可会社の所有、引取使用、月末手持、製造量の月報を提出しなければならぬ。

聯合軍司令部二勘定日銀へ移管方指令

聯合軍總司令部は五日日本銀行に對し横浜正金の日仏銀行勘定百万円並に仏領印度支那銀行勘定百八十六万四千二百六十七円七十六銭を日本銀行勘定に移すやう指令した。

聯合軍司令部八月分予算許可

聯合軍總司令部は五日日本政府に對し八月分予算三十三億円の大藏省支出を許可した。これは二十一年度予算が尚議會討論中であるため政府が各月別の支出予算の許可を得ることを必要とするための処置である。

聯合軍司令部原棉一万八千俵を国内用に放出許可

聯合軍總司令部は五日、日本纖維工業に對し米國からの輸入の米國商品金融会社棉花一万八千八百八俵を国内消費用として使用することを許可した。右一万八千八百俵の棉花は今月末までに輸入完了予定の三十二万五千俵の内、六、七、八月の三ヶ月分の国内用として使用方を許可したものである。これら棉花は總司令部貿易課織維主任J・G・トレンス氏によれば、原則としてゴム製品、穀物袋、石綿、詰綿、釣糸、漁網、電線被覆材、縫糸等の製造に使用し、衣料品の製造には許可されない。

国内用として許可のあつた棉花は左記船舶から引取ることになる。

アーサー・リッグス号千二百三十二俵マチャール・G・スコウタント号六千五百八十四俵マエフレイム・ブレヴァード号五千四百六十三俵マジヨン・G・ホイッテイアー号五千五百二十九俵

この外總司令部は八月中に日本に到着予定の商品金融会社棉花五隻分の引渡準備を通告した。到着予定並に詳細は次の通りであるが、これは貿易庁が引取り總司令部の使用許可あるまで貯蔵される。(數量俵)

到着予定日	到着港	船名	數量
八、一一	神戸	エリザベス・リケス	二、三、〇六九
八、一五	シ	アフアンドリア	一〇、一〇二
八、一七	シ	フェアランド	一〇、九七〇

八一七 神戸 フランク・P・レイド 二二、五三三  
 八二一 シ メイデン・クリーク 一〇、五〇〇

聯合軍司令部統制会に解散命令指令

聯合軍総司令部は八日産業の正常且つ民主的再転換を推進するために、戦時中の統制会を解散するやう命令した。これと同時に日本政府は経済安定本部の下に設置する政府の代行機関が、今日まで統制会により取扱はれてゐた生産統制を一時的に行ふことを許可した。統制会は昭和十六年八月に設置されたが、終戦後織維、鋼鉄、ゴムの三統制会は総司令部の指令により廃止されてゐた。

聯合軍総司令部『農地改革法案』承認

総司令部は日本の小作農の大多数に耕作地所有の機会を与へるやう規定した日本政府の農地改革法案に十四日承認を与へた。マ元帥は日本の農業から封建的地主を清掃するに決した日本政府の勇氣と決断を称讃し政府の提案は小作農を日本の伝統的地主制度の搾取から解放するものだと表明した。

総司令部東洋高圧株式会社を制限会社に指定

日本の三大窒素肥料会社の一である東洋高圧株式会社は十四日制限会社に指定された。

同社が制限会社に指定された理由は財閥制限会社である三井化学の株式所有によるもので三井化学は同社株の三割四分六厘を所有してゐる。現在同社は大規模な工場修理を行つてゐるが復旧後は年産三十万トン、国内生産量の一割五分となる見込みである。他の二大会社、昭和電工日新化学は何れも制限会社で各々四十万トン二十五万トンを生産してゐる。

聯合軍総司令部石炭八月分積出を指令

総司令部は十九日日本政府に対し朝鮮向石炭八月分積出を三万五千噸から六万噸に引上げるやう指令した。右は朝鮮の石炭不足が極めて深刻となつた為である。

聯合軍総司令部輸入食糧並に米軍用余剩食糧放出許可

総司令部は十九日日本政府に対し輸入食糧並に余剩食糧合計二万七千七百五十五英噸を放出した。内訳は次の通りである。

軍余剩食糧(各種罐詰類)二千二百英噸は第八軍を通じて日本政府に引渡されたがその他の分は四船舶をもつて米國から着荷の予定である。

聯合軍総司令部輸入食糧、五万八千トンの配給を許可

聯合軍司令部に対し政府はさきに八月下旬分として輸入食糧五万八千トンの配給許可方を申請中の処二十三日許可、内訳左の通り

品名	トン数	米換算石(単位千石)
小麦又は小麦製品	三五、四九三	二二六・六
玉蜀黍	一四、四五五	九六・四
豆類	八五二	五・七
計	五〇、八〇〇	三三八・七

である。府県別割当数量及び維持日数次の通り。

府県名	トン数	維持日数	府県名	トン数	維持日数
北海道	五、三二〇	五・三	青森	二、八〇〇	九・一
岩手	六八〇	三・三	宮城	一、六〇〇	五・五
東 京	一一、八〇〇	八・七	神奈川	四、〇〇〇	五・八
山 梨	一五〇	〇・七	静 岡	三、〇〇〇	五・四
愛 知	一、〇〇〇	一・三	石 川	二五〇	一・二
福 井	八〇〇	四・二	長 野	一、〇〇〇	三・〇
京 都	四、〇〇〇	七・三	大 阪	六、〇〇〇	六・四
兵 庫	二、〇〇〇	二・八	和 歌 山	四〇〇	一・八
広 島	一、五〇〇	二・五	山 口	五〇〇	一・四
福 岡	二、〇〇〇	二・三	長 崎	二、〇〇〇	五・四
計	五〇、八〇〇				

聯合軍総司令部日本捕鯨船の出漁を許可

総司令部スポーツクスマンは二十二日、捕鯨船の南極洋出漁許可は日本の現在の食糧危機を打開する臨機の措置で南極洋捕鯨に関する各国の權益を侵害するものではないと次の様な声明を發した。

日本政府に次の漁期に南極洋捕鯨作業を制限附で許可したことについてのワシントンその外からの新聞報道に關聯して總司令部の見解を明白にする必要がある。今回日本に与へられた許可は人道にとられた唯一の緊急手段である。それは日本が欲して得られない食糧を与へるのが目的であり、同時に世界が不足になやんでゐる鯨油およびその重要産物であるビタミンAの補給のたしにもなる。従つて鯨油は國際食糧委員会によつて配給され日本の食糧用に供される。アメリカは自己の犠牲において日本の食糧不足に対して相当の負担をしてをり、アメリカ政府は占領政策の一般方策の遂行のためマ元帥に対し若し今回の如き臨時的な捕鯨許可が占領目的達成の安全弁ともなるならば最後の決定権を与へられるこの次の季節の捕鯨許可に際しマ元帥は将来の日本の捕鯨に關してはなんら約束を与へてゐないし、また國際捕鯨協定の嚴守も同時に指令してゐる。従つて右の措置は如何なる点からみても如何なる國家の利益を侵犯するものではない。食糧不足國家に追加食糧および鯨油の供給を行つてはいけないとの法的根拠は見当らない。戦前最もはげしかつた商業的捕鯨企業の競争も今回の措置によつて少しも影響を受けないのみならず全世界が食糧不足になやむ現在遊休施設および遊休人員をそれにふりむけることは人類の福祉のためである。今回の制限付の許可は占領軍の完全な管理の下に行はれる点から見て如何なる意味においても日本人の捕鯨企業再開を見ることは出来ない。今回の許可は唯一度与へられたもので船舶配置、裝備および将来の日本の捕鯨企業等に關する將來の國際的な決定になんらの影響を與へるものとはならない。

總司令部百噸以上の船舶の建造方禁止指令

總司令部は二十九日日本政府に対し特定の許可が無い限り總噸數百噸を超える一切の鋼鉄船及び木造船の建造を禁止する旨正式に指令した。總司令部經濟科學局工業部長レイ氏は右に關し次の通り述べた。造船に關する二十九日の指令にある諸条件は既に占領開始直後から口頭を以て通告され実施中のもので今日初めてこの命令が指令の形で、正式に通達されたわけである。總司令部は日本政府の懇請により總噸數合計二万一千七百五十噸に達する大型船四隻の建造を中止し、其代りに、總噸數合計二万一千六十噸に上る小型船舶四十一隻の建造を許可し

た。右大型船四隻は終戦当時總司令部が建造の中絶を命じた時は殆ど建造に着手した許りであつた。最近日本政府はこれら四隻の再建を許可されたが、總司令部に対し現在工事は龍骨据付けの段階を殆ど出てゐないと報告した。大型船四隻に代る小型船四十一隻の内訳は總噸數八百七十噸から三千噸までの貨物船九隻、四百五十噸サルヴェージ一隻、二百六十噸のタッグ・ボート兼サルヴェージ一隻、残余は百噸から百八十噸までのタッグ・ボートになつてゐる。

右四十一隻は本年九月から来年三月迄の間に竣工する予定である。四十一隻の建造許可發表と同時に日本政府は既に建造を承認された鋼鉄製漁船のリストに新たに七十五噸の船二隻を追加すること又日本にとり最少限度に必要と認められる鋼鉄船のリストに六百五十噸から九千噸までの鋼鉄船四隻を追加し、五百噸から二千八百五十噸までの船舶三隻を削除することを許可された。

聯合軍總司令部米棉四万六千俵引取許可

第一回米棉輸入船六隻で到着した原棉の最後の引取りが三十日許可となり輸出向綿糸布の製造にあてられる。これはルース・ライクス号揚げ一万五千七百二十六俵、エフリアム・ブルバード号揚げ一万四千三百十九俵及びジョン・G・ホイッテイアー号揚げ一万五千九百十六俵で、既に引取りずみの分を合せて合計約十二万俵となる。このほかに日本内地向綿布紡績用として一万九千俵が引取りを命ぜられた。總司令部工業課織物班長J・G・トレンス氏の談によると、關係工場は遅滞なく製造に着手するやう命ぜられた。これらの棉花は米國商品金融会社第一種棉花と呼ばれてをり、米國から輸入され、計画通り日本の業者が織布又は糸にするのである。棉花の少くとも六割は輸出となり残額の中予め決定された量を国内用に加工を許される。

各社別棉花放出量は次の通りである。(單位俵)

紡績会社	ルース・ライクス	エフリアム・ブルバード	ジョン・G・ホイッテイアー
大日本紡績	二、二三四	一、六七〇	二、〇二一
東洋紡績	二、五〇〇	一、九一七	二、一二七
敷島紡績	一、五〇〇	一、七八三	一、六九五

大和工業	九二五	九五八	八九八
倉敷工業	一、五五一	一、五九〇	一、五九八
大建産業	一、八三九	二、〇二七	二、五三五
鐘淵工業	一、一七四	八一八	九四〇
富士紡績	一、七一〇	一、四三四	一、五九二
日清紡績	一、二二八	一、一五一	一、二八六
日東紡績	一、〇六五	九七一	一、二二四
	一五、七二六	一四、三一九	一五、九一六

九 月

大蔵省証券発行

九月中発行大蔵省証券左の如し。

一、名 称 大蔵省証券(第三十七回)

発行 額 額面十五億円

割引歩合 日歩六厘五毛

発行 日 昭和二十一年九月三日

支払期日 昭和二十一年十一月十五日

発行方法 預金部引受

二、名 称 大蔵省証券(第三十八回)

発行 額 額面二十億円

割引歩合 日歩六厘五毛

発行 日 昭和二十一年九月十七日

支払期日 昭和二十一年十一月三十日

発行方法 本行引受

封鎖預金の利息に対し所得税法適用決定

大蔵省では封鎖預金の利息に対し次の通り所得税法を適用することとなった。

一、封鎖預金等の口座金額が第二封鎖預金等となつたものゝ利息(金銭信託の受益者配当を含む以下同じ)で利息の計算期間が八月十日の前後に亘るものは八

月十日までの期間に対応する部分を計算し、改正前の所得税法を適用し旧勘定で処理する。封鎖預金等の口座の一部が第二封鎖預金等となつたものゝ八月十日までの期間に対応する利息(一部第一封鎖預金等となつた部分に対する利息を含む)も右と同様に取扱ふ。なほこの所得税は第二封鎖預金等から支払ひが出来る。

(備考) 第二封鎖預金等に対する利息で八月十一日以後の分は追つて指示する。

二、封鎖預金等の口座の金額が第一封鎖預金等となつたものゝ利息は約定期間で計算し、利息支払期日が八月三十一日以前に到来するものは改正前の所得税法の規定を適用し、九月一日以後に利息支払期日が到来するものは改正所得税法の規定を適用し新勘定で処理する。

なほ郵便貯金はこの規定によらない。

貿易資金特別会計法案

政府は貿易庁の行ふ国営貿易の経理を明確にするため特別会計を新設することになり貿易資金特別会計法案を衆議院へ提出した。概要は次の通りである。

一、特別会計の資金は今年中に廃止する為替交易調整特別会計の昭和十九年度剰余金五千万円で現在貿易庁が運用してゐるものを引継ぐが不足を生じた場合はこの会計の負担で大蔵省預金部又は日銀から五十億円を限度として借入を行ひ補足することが出来る(現在貿易庁の借入金金は五億円)。この借入金は一年以内に償還しなければならない。

一、貿易資金の運用により利益を生じたときはこれを翌年度の同会計歳入に繰入れ損失は翌年度の歳出で補填する。この場合資金の運用には一定の為替レートを設けず例へば輸出生糸十億円の売却代金が二百万弗であつた場合その二百万弗で小麦を購入輸入し我国で売つた時十二億円になつたとすれば差額二億円を利益として計上する。

一、政府は毎年この会計の歳入歳出予算を編成当該年度の運用計画表及び貿易資金の前年度予定損益計算表を添へて議会に提出する。

昭和二十二年予算編成規律

政府は昭和二十二年の予算編成につき新憲法及び之に基く財政法の制定並に會計法の改正等により従来の予算編成方針を根本的に改新、戦後の新事態に即応せる再建財政の確立を図り「昭和二十二年予算編成に関する手續等に関する件」を付議決定した。その内容は次の通りである。

- 一、昭和二十二年予算は新憲法及び之に基き制定又は改正する財政法等の趣旨を休して編成する。
- 二、昭和二十二年予算編成に当つては従来の既定費又は既定計画等の考へ方は一切排除し総ての経費を新規事項として要求する。
- 三、公共事業は急速に生産的効果を發揮し且つ民生安定上欠くべからざるものに限り実施するものとし、資材労力等の事情をも考慮し一定の順位を付して経費を要求する。
- 四、補助費は当該事業の効果、生産性、採算収支等を再検討しその徹底的整理を断行すること。
- 五、地方行政制度の改正に伴ひ国費、地方費の負担区分等につき所要の調整を行う。尚北海道拓殖費も時局に即応し所要の改編を行う。
- 六、政府職員給与制度の改正等に伴ひ人件費に関する予算単価を改正すると共に予算定員と実員との適合を図る。
- 七、近く改訂せらるべき新物価水準に基き事業費その他物件費の予算単価を合理的に改訂する。
- 八、歳入も新物価水準に即応した見積を行ふと共にその積極的増徴を図る。
- 九、追加予算に対する従来の惰性を一擲しその編成は厳に抑制、財政の合理化と計画化に資する。
- 十、予算制度の民主化及び合理化の趣旨に即応し予算の形式、精算方法、附属書類等の根本的改正をなす外特別会計の徹底的整理を行ふ。
- 十一、各省は公共事業費、その他大蔵省の指定する経費について別に定める様式により物資需要調査、労務需要調査その他の参考書類を提出する。
- 十二、各省概算書、概計書又はその参考書類の提出期限は次の通りとし必ず之を

厳守、遅延した場合は大蔵省は各省の意見を徴せずして編成を行ひ得る。

概算書十月三十一日、概計書十月三十一日、物資需要調査十一月十日、労務需要調査十一月十日

十三、概算又は概計は遅くも十二月二十日迄に閣議決定を為すことを目標とする。

財産税法発表

戦時補償打切の推移等と絡んで難航を続けた財産税法案はこの程漸く最後の結論に達したので政府は二十九日衆議院に提出、三十日の本会議に上程の運びとなつた。本法案は昨年十月立案に着手して以来滿一ケ年を費して結論に到達したもので、この間戦時補償打切措置と関聯して当初の目的たる戦時利得の没収、インフレ防止、富の再配分等の根本方針に大きな変革を加へた結果、内容も法人財産税、同戦時利得税、個人財産増加税を廃し個人財産税一本建となり、税収も大減収を來した外免税点税率その他かなり変更してをり、また徴税技術の上にも第三者の通報制を初め米国税制を採用してゐる部分が少くない。而して本法案による納税者は五十数万人税額は四百三十五億円と見られてゐる。

本年度一般、特別各会計追加予算

政府は本年度一般、特別各会計追加予算案等を今議院に提出すべく大蔵省を中心に攻究してゐたが、三十日の持廻り閣議で

(一) 昭和二十一年度改定歳入歳出追加予算案第一号、第二号

(二) 昭和二十一年度各特別会計改定歳入歳出追加予算案第一号、第二号

(三) 予算外国庫の負担となる契約に関する件

を決定して同日衆議院に提出、一日から予算総会で審議する。一般会計追加予算は第一号、第二号合計して歳入歳出とも九十七億二千四百万円、各特別会計は第一号、第二号合計歳入八百三十八億六千九百万円、歳出八百三十九億六千二百万円の巨額に上るものである。

追加予算の提出により本年度一般会計予算は既に議會を通過、実施中の改定本予算五百六十億八百万円と合せ六百五十八億一千三百万円となり、また各特別会計予算は歳入一千七百七十八億二千七百万円、歳出一千六百八十五億五千四百万

円となる。なほ特別会計予算案の提出で財産税収入金、貿易資金、自作農創設特別措置等新設特別会計の本年度資金運用の内容が明かとなった。

一般会計内訳 今回議案に提出した一般会計追加予算は、歳入歳出ともに第一号四十七億三千二百五十六万六千円、第二号四十九億九千二百三十九万三千円合計九十七億二千四百九十五万九千円であるが、内訳は次の通り。

〔歳入〕 経常部は全額普通歳入で第一号四百八十二万円の主なものは麻薬免許手数料、印紙収入、第二号七百三十五万円の主なものは地方競馬会納付金で臨時部では財産税等収入五十五億円(第一、第二号合計)復興公債金四十二億円

〔歳出〕 第一号内

(一) 公共事業に要する経費四億三千二百十九万六千円(内訳内務省二億二千六

一般会計昭和二十一年度改定歳入歳出本予算額及び追加予算額所管別内訳表(単位千円)

区分 改定本予算額

(改第一号)

(改第二号)

第一号、第二号計

合計

百八十二万円、大蔵省一千二百二十二万七千円、農林省一億八千五百六十九万七千円、運輸省八百四十五万一千円)。改定本予算の審議が遅れ本予算に計上してある分は九月以降しか使用出来なくなり、七、八月分は予算に計上してゐないので今回計上したもので、本予算計上額六十二億三千五百万円と合せ公共事業費は六十六億六千七百万円となる

(二) 同胞引揚に関する経費の増加二億二千二百一十一万六千円(一般同胞引揚費九百三十四万三千円、軍人軍属帰還費二億一千二百七十七万三千円)主として官庁給与の引上に伴ふ未復員者の留守宅渡し増加分

(三) 沖縄地方再建資材に関する経費一億円主として特殊住宅用資材費

◎歳入

経常部

臨時部

普通歳入

財産税等収入

公債金

合計

◎歳出

皇室費

外務省

内務省

大蔵省

司法省

文部省

厚生省

国内経済調査(上)昭和二十一年七月—九月

経常部	二四、五七一、三七五	四、八二四	七、三五〇	一一、二七五	二四、五八三、五五〇
臨時部	三一、五一〇、〇七九	四、七二七、七四一	四、九八五、〇四三	九、七二二、七八五	四一、三二九、八六四
普通歳入	五、九二九、六七八	一〇	二、二〇九	二、二一九	五、九三一、八九七
財産税等収入	二五、五八七、四〇一	四、七二七、七三一	七八二、八三三	五、五一〇、五六五	三一、〇九七、九六七
公債金	〇	〇	四、二〇〇、〇〇〇	四、二〇〇、〇〇〇	四、二〇〇、〇〇〇
合計	五六、〇八八、四五五	四、七三二、五六六	四、九九二、三九三	九、七二四、九六〇	六五、八一三、四一五
皇室費	四、五〇〇	〇	〇	〇	四、五〇〇
外務省	三三四、八七八	一一、九四七	七	一一、九五四	三三六、八三二
内務省	三、六二一、六八四	二、五一六、〇四一	一六、七〇三	二、五三二、七四四	六、一六四、四二八
大蔵省	三七、四一七、九五二	四六三、三三三	四、四一七、六九一	四、八八一、〇四四	四二、二九八、九九六
司法省	二〇七、七六一	四七、四九五	一、八三九	四九、三三四	二五七、〇九五
文部省	一、二五八、九四八	二二七、三〇七	一、二七〇	二一八、五七七	一、四七七、五二五
厚生省	五、八四七、〇八三	一五五、九九四	一八四、九六四	三四〇、九五八	六、一八八、〇四一

経済情勢調査(その一)

農林省	三、三一五、四八七	三六一、二九五	三六八、七三八	七三〇、〇三三	四、〇四五、五二一
商工省	二、二五七、九六五	八六八、〇五九	一、一七二	八六九、二三一	三、一二七、一九六
運輸省	一、七一〇、六七九	八九、一六二	九	八九、一七一	一、七九九、八五〇
通信省	一一一、五一四	一、九一三	〇	一、九一三	一一三、四二七
計	五六、〇八八、四五五	四、七三二、五六六	四、九九二、三九三	九、七二四、九五九	六五、八一三、四一五

昭和二十一年度改定予算純計

昭和二十一年度改定予算は歳入一般会計六百五十八億千三百余万円、同特別会計千七百七十八億二千七百余万円、合計二千四百三十六億四千余万円、歳出一般会計六百五十八億千三百余万円、同特別会計千六百八十五億五千四百余万円、合計二千三百四十三億六千八百余万円であるが、両会計間の重複額及び国債整理基金特別会計の食糧証券借換償還額を差引控除した予算の純計は歳入千二百二十四億九千六百余万円、歳出千九百九十九億六千六百余万円である。詳細は次の通り。

事項	歳入	歳出
一般会計予算総額	六五、八一三、四一五	六五、八一三、四一五
特別会計予算総額	一七七、八二七、二四六	一六八、五五四、八一五
(特別会計数)	(二二四)	(二二四)
合 計	二四三、六四〇、六六一	二三四、三六八、二三〇
内重複額	一一〇、六四七、三〇二	一〇三、九〇四、四五五
差引残額	一三三、九九三、三五九	一三〇、四六三、七七五
内控除額		
国債整理基金特別会計の食糧証券借換償還額	一〇、四九七、〇〇〇	一〇、四九七、〇〇〇
予算純計額	一二二、四九六、三五九	一一九、九六六、七七五

財産税特別会計内訳  
新設の財産税等収入金特別会計は財産税戦時補償特別税に関する出納を掌る

が、その収入の全貌と本年度の同特別会計の内容次の通り。  
◇財産税収入Ⅱ総額は四百三十五億円、うち本年度収入三百七十二億六千万円であるが、種別別収入及び本年度収入見込額は次の通り。(単位百万円)

種類別	総収入	本年度収入
現金	一一、三〇〇	八、二八〇
旧勘定預金等収入	七、五〇〇	六、七五〇
国債	二、七〇〇	二、四三〇
地方債	五、五〇〇	五〇〇
株式債	七、二〇〇	六、四八〇
社債	七、四四五	六七〇
不動産等	一四、〇〇〇	一一、六〇〇
計	四三、五〇〇	三七、二六〇

右の本年度収入額のうち地方債、株式、社債、不動産等百九十八億円を処分して本年度中に国庫収入となる金額は十七億四千七百万円では本年度中にこれを見合として公債を発行する。

◇戦時補償特別税収入Ⅱ特別課税で既に支払つたのが国庫に返還するもので総額は百六十四億一千三百万円、うち本年度中に収入となる額は百二十六億三千万円であるが、種別別収入及び本年度収入見込額は次の通り。(単位百万円)

種類別	総収入	本年度収入
現金	四、六〇七	一、〇六五
国債	六〇〇	五四〇
政府特別借入金	九、四〇四	九、四〇四



地方債	一〇	九
株式	七〇〇	六三〇
社債	九〇	八一
不動産等	二、〇〇二	九〇二
計	一六、四一三	三〇、六三一

右の財産税と戦時補償特別税の総収入合計は五百九十九億一千三百万円でこのうち本年度の収入となるものは四百九十八億九千九百万円である。これを基礎にして本特別会計の本年度予算を編成してあるが次の通り。(単位百万円)

歳入	一〇、七一〇
財産税	(内訳現金八、二八〇、国債二、〇四三)
戦時補償特別税	一一、〇〇九
以上計	二二、七一九
財産税収入中物納及譲受財産処分収入	一、七四七
旧勘定預金等払戻金	一、三五〇
以上計	三、〇九七
公債	一八、六八七
合計	四三、五〇三
歳出	三二、〇九七
一般会計繰入	一一、三七四
国債整理基金特別会計への繰入	二六
物納及び譲受財産管理処分費	五
予備費	四三、五〇三
合計	三二、〇九七

昭和二十一年度公債発行及び借入金予定額

昭和二十一年度の公債発行及び借入金予定額は公債一般会計四五二億円、特別会計二百二十七億九千九百万円合計二百六十九億九千九百万円、借入金一般会計な

国内経済調査(上) 昭和二十一年七月—九月

し、特別会計九億二千八百余万円、兩者合計二百七十九億一千八百余万円である。詳細次の通り。(単位千円)

△一般会計	公債金	借入金	計
復興公債	四、二〇〇、〇〇〇	〇	四、二〇〇、〇〇〇
▽特別会計	二二、七九〇、二四八	九二八、七三〇	二三、七一九、九七八
帝国鉄道	三三、〇二一、四四八	五七、九九一	三三、〇七九、四三九
通信事業	一、〇八一、八〇〇	四四〇、〇〇〇	一、五二一、八〇〇
財産税等収入金	一八、六八七、〇〇〇	〇	一八、六八七、〇〇〇
為替交易調整	〇	四二九、七〇五	四二九、七〇五
貿易資金	〇	一、〇三四	一、〇三四
▽計	二六、九九〇、二四八	九二八、七三〇	二七、九一八、九七八

第九十議会提出特別会計内訳

今回議会で提出した各特別会計追加予算の第一号は帝国鉄道資本勘定に鉄道建設改良及び自動車線設備費(新線改良、防臭施設、冷凍車等)三億五百四十四万円、通信事業資本勘定に電信電話事業設備費(進駐軍関係電信電話施設、有線無線の施設の改良、電波観測費等)二億九千二百七十七万円を計上してあるほか殆ど六、七月の待遇改善に伴ふ経費であるが、主なるものは次の通り。(単位万円)

◇第一号分	會計別	歳入	歳出
造幣局	一三三、六〇五	〇	五、二五四
同資金部	〇	四、二五五	七、八〇〇
印刷局	四、一二五	四、一二五	四、一二五
専売局	四、一二五	四、一二五	四、一二五
学校	一九、五一一	一九、五一一	一九、五一一
厚生保険業務勘定	三六一	三六一	三六一
森林火災保険	二〇	二〇	二〇

燃料局

四六四

帝國鐵道

資本勘定	二九、二七六	二九、二七六
用品勘定	一一、七九八	一一、七九八
収益勘定	一〇七、一二八	一〇八、三九六
通信事業		
資本勘定	二九、〇二八	二九、一〇七
用品勘定	一四、〇六〇	一四、〇六〇
業務勘定	七五、九一六	八〇、二六七

簡易生命保險年金

保險勘定	〇	一〇、四七四
年金勘定	〇	三三二
合計	三一九、〇八五	三三五、四五九

◇第二号分

大藏省預金部	〇	七、一〇一
國債整理基金	一、二七〇、五六七	一、二七〇、五六七
公債金	二、三四〇、七二四	二、三四〇、七二四
財産税等	四、三五〇、三一九	四、三五〇、三一九
自作農創設特別指定	一〇五、九六六	一〇五、九六六
貿易資金	二四二	二四二
合計	八、〇六七、八二〇	八、〇七〇、七六九

復興國土計画第一試案決定

内務省では復興國土計画の一部として交通、動力、燃料、文化等を除いた農業配分、工業配分、人口配分計画に就て大要次の様な第一試案を作成した。此のうち工業配分計画は賠償決定以前の計画である為め細目は更に改める要があり、基本方針の一部のみに止めた。試案内容左の如し。

〔第一 要旨〕 民主國家の建設を図るため、農業の再建、戦災復興、平和産業の再建により過大人口を収容する。

〔第二 性格〕

一、聯合軍の管理下にある島嶼(沖繩、東京都小笠原島、鹿児島県大島郡、北海道根室支庁泊村外五村、得撫郡外二郡)を除き北海道、本州、四国、九州の地域(概ね三六八、五五三・四三平方料)を対象とする。

二、人口八千万の最低生活の保持をその目標とし昭和五年の文化、生活水準を基準とする。

三、人口八千万は一平方料当り二百十六人の高密度で資源の賦存、産業の構成等の立地条件からすれば負担の過重を免れない。これに対しては将来計画細目を検討して各産業特に工業目標の拡充が平和的海外植民の要請を行ふ。

四、計画は一応五ヶ年とする。

〔第三 目標と方針〕 (省略)

〔第四 前提〕 八千万人口が昭和五年の生活水準を維持するには三十七億円の輸入を要するが商船隊海外事業の喪失による貿易外收支の支払超過を三億と予想結局輸出によりカバーすべき外貨四十億となる。然るに輸出可能の最大限は三十億に過ぎず従つて差引七億の赤字は必需品の国内生産の増加、輸出国内原料の生産増加により輸出入の均衡を図るとともに収入の増加を図る。別法として観光事業を振興する。

人口配分計画

昭和二十一年四月二十六日現在の人口七千二百八十八万人を基礎とし之に帰還人口三百四十八万人及計画期間自然増加三百六十万人を加へて昭和二十五年四月末を七千九百九十六万即ち八千万を概数とし、之を産業別配分計画、地区別配分計画の二本建による失業率のない所謂完全雇傭を目標とし最小限三千八百万人の就業を期する。

〔第一 産業別配分計画〕 本計画の最終期には失業者全部を解消する計画を根本として

農業一千六百二十万、林業三十万、水産業六十万、鉱業五十万、工業五百八十万、土建業百万、商業五百万、交通業百九十万、公務自由業三百万、其他百十万、失業二百五十万、無業四千二百万

とする。残りの二百五十万の失業者は計画の進むに従つて重点的に配分、完全就職せしめる。

〔第二 地域別人口配分〕 地域別人口はまづ農山漁村五千万、都市三千万と大きく二分する一方、全国を北海道、北部東北、南部東北、関東、東部北陸、西部北陸、東海、近畿、中国、四国、九州の十一地方生活圏に区分して配分、これによつて人口の局地的過度集中を緩和する。別に京浜、名古屋、京阪神、関門の四地区は特に大都市地区としその周辺の衛星都市を含めた地域には特別の配分計画をたててゐる。

地方生活圏は立地的生産人口（農林業、水産業、工鉱業の如き直接生産に関係あるもの）分布的社会人口（商業、交通、公務、自由業等の如き生産に対し間接に関係あるもの）を合理的に配置するが之を更に地域圏、地区圏、都市内及び農村の四段階に分け地域的に確立した生活安定を目標とし、地方圏は半径百三十五村から二百四十村の区域で中心城市へ大体一日で往復出来る範囲、地域圏は半径四十五村―八十四村以内で通勤可能なもの、地区圏は半径十五村―二十五村の範囲としたもので、地方生活圏を基準にした人口配分は次の通り。

地方別人口配分計画(単位万人)

地方別	目標人口		
	都市	農村	計
北海道	一六七	二五五	四二二
東北	二二九	八五五	一、〇八四
関東	七六〇	八八五	一、六四五
北陸	二〇八	五三〇	七三八
東海	三三九	五二五	八六四
近畿	五八〇	三七〇	九五〇
中国	二二三	四六五	六七八
四国	一〇三	二八五	三八八
九州	四〇一	八三〇	一、二三一
計	三、〇〇〇	五、〇〇〇	八、〇〇〇

国内経済調査(上) 昭和二十一年七月―九月

次に都市の人口は三千万を基準に次のやうに細分してゐる。

大都市地区(括弧内は昭和十五年現在)

京浜地区	五〇〇(八七〇)万
同周辺都市	九三(五八)
名古屋地区	一〇〇(一四〇)
同周辺都市	二一(一七)
京阪神地区	四〇〇(六四七)
同周辺都市	四一(三五)
関門地区	八〇(九四)
同周辺都市	七(二)
地方都市	一、七五八(一、三四四)

又都市の機能及び各圏域の中心的機能を基礎として都市を次のやうに分類する。

▽第一級 (地方圏の中心)

(A) 人口三十五万―五十万

(B) 二十万―三十五万

▽第二級 (地域圏の中心)

(A) 十五万―三十万

(B) 五万―十五万

▽第三級 (地区の中心) 〓三万―八万

このうち第一級都市となる都市地区は京浜、名古屋、京阪神のほか札幌、仙台、塩釜、新潟、広島、福岡、熊本の六市で関門は二級都市として扱ふ。第二級Aは三十一、B三十九、第三級二百十六となつてゐる。

農業配分計画

〔第一 基本方針〕 人口収容を主目標とし農機具、肥料、建築等の資材、水路、農道整備等の資材等の供給難に鑑み、既耕地既存農家の整備を優先的に取扱ふと共に開墾計画も積極的に遂行するが将来国際貿易を開始した場合の移民計画

等は加味してゐない。

〔第二 耕地の配分〕 耕地の保有目標は昭和十六年現在を基準として戦争による減少面積は軍用地、戦災跡地、工場敷地等によつて復旧を計り、別に開墾計画によつて総耕地七百五十万町歩の保有を目指してゐる。新開墾第一の重点は北海道、東北両地方で水田二十二万六千町歩、畑六十四万八千町歩、計八十七万四千町歩、第二の重点地区は九州で十七万二千町歩の新開墾を計画し中国、四国地方は特に旱害、風水害に対応する立地条件を整備する。

〔第三 農家の配分〕 昭和十六年の五百四十一万一千戸に対し六百五十八万八千戸を全国に配分、開墾地への入植経営の集約化機械化等により主食の生産に重点を置いて各地の気候、土壌、地形等の自然的立地条件はもとより、消費市場との関係による経済的立地条件に即応するやう計画し、同時に交通文化の改善を速かに実施する。

〔第四 需給計画〕 米の生産は平均七千万石、麦類三千二百万石を目標とし、消費人口八千万として一人当り米一石八升とした場合の不足分一千七百万石を輸入に仰ぎこの見返り品としての輸出産業計画を樹立し、味噌醤油の原料たる大豆、飼料は輸入にまつ。

▽耕地保有目標(括弧内は昭和十六年現在、単位千町歩)

北海道	一、五三四	(九五七)
東北	一、二二二	(九一五)
関東	一、二三六	(一、〇〇五)
北陸	七二五	(六四三)
東海	五六三	(四九六)
近畿	四四四	(四一六)
中国	五五七	(四六六)
四国	二八九	(二六五)
九州	九五〇	(八三三)
計	七、五一〇	(五、九九六)

▽農家保有目標(括弧内同前、単位千戸)

北海道	二九五	(一八六)
東北	一、〇一〇	(六七二)
関東	一、一二四	(九四八)
北陸	七二五	(六二二)
東海	七〇四	(六〇一)
近畿	五五五	(五五二)
中国	六九六	(五八六)
四国	四一三	(三六〇)
九州	一、〇五六	(八八四)
計	六、五八八	(五、四一〇)

▽米生産目標(括弧内は昭和十四、十五年平均、単位千石)

北海道	四、六〇〇	(二、九三一)
東北	一、二、八〇九	(一、〇、七五七)
関東	九、三二〇	(八、四八二)
北陸	九、三四六	(九、五六三)
東海	六、六六二	(六、一九八)
近畿	六、九九二	(六、八九六)
中国	六、九三〇	(六、二四三)
四国	三、〇五四	(二、九三一)
九州	一、〇、五五六	(九、四八六)
計	七、〇、二六九	(六、三、四六〇)

高農家一戸当りの耕地面積は昭和十六年八月現在を基準に次のやうに定める。

北海道五町二反、東北一町二反、関東一町一反、北陸一町歩、東海、近畿、中国は何れも八反、四国七反、九州九反

工業配分計画

工業の配分は大都市人口配分と特に不可分の関係にありその計画樹立には格別の配慮を要するが、今度の試案ではその調査の資料、計画ともに賠償決定以前の

もので計画を全面的に改変することとなるので基本方針のみ示し業種別の配当計画は今後にもつ事とした。当面の問題は戦災復興、民生安定のための民需品工業、これらに要する原料資材、食料輸入に必要な見返り輸出品工業の急速な生産振興にある。

一、各種産業とも立地条件を考へ広い視野に基く適地適業を原則とするが、差当り、賠償より除外された優秀設備を有する向きに重点を置いて整備する。

二、将来鉄鋼業、大型機械工業、化学工業等重量輸送工業は原料の輸入、運搬、製品の搬出等を考慮しなるべく港湾地帯に立地し農耕地の減少を避けるため、努めて埋立地等を活用する。

三、精密工業、繊維工業、木工業其他農村と関係ある軽工業は農村との関聯及び労務者の配分等を考慮し分散配置を図る。

尚此外旧軍事施設の急速な転用、地方的産業の伝統を尊重する。

#### 賠償対策本部設置決定

聯合国の対日賠償計画はさきの工場施設の管理命令で輪廓が明かにされたが、その中でも軸受工業、火力発電等の諸施設は三十日乃至六十日後に撤去の準備を完了することとなつてをり、政府としてもこれが実行の円滑を期するため賠償対策本部を設置することに決定、当初これを内閣に直屬させる予定だったが、諸般の事情に鑑み外務省内に設置することに決定し近く発足の運びとなる筈である。

#### 公共事業処理要綱案決定発表

本年度六十億円の予算で実施する公共事業について政府は公共事業処理要綱案を三日の閣議で決定、経済安定本部からその全貌を発表した。要綱骨子は次の通り。

一、失業救済より経済再建に重点をおき事業の重要性に応じて認証順位を決定する。

一、事業施行状況を審査した後、工事継続費を認証する。

一、労働賃金の中間搾取を排し、親方制度を一掃して労働の明朗化をはかり、又労務者への配給品の横流しを取締る。これにより開墾、治水、造林（農林省関係）災害復旧、道路、河川、北海道開拓（内務省関係）授産、職業指導、機動的土

木事業（厚生省関係）裁判所の管轄等（司法省関係）国民学校の修理等（文部省関係）区劃整理、市民住宅建設（復興院関係）などで普通労働者百三十万人、地方労働者百六十万人、合計二百九十九万人を収容することとなり、政府は十五日頃予算が通過成立すれば直ちに事業に着手するやう準備を進めてゐる。

A級 直ちに必需品の生産分配を著しく増加し又は之に便宜を与へるもの

①資材労力共に適當なもの②資材適當にして労力充足し得べきもの③労力適當にして資材充足し得べきもの④資材労力共に充足し得べきもの、以下各級共に（E級を除く）右に準じ①②③④の四級に細分す

B級 一年内に必需品の生産分配を著しく増加し又は之に便宜を与へるもの

C級 直接生産の増加はないが、国民生活に不可欠の運輸、通信、公安、衛生、教育、社会福祉等の最小限度の要求を充すに極めて重要なもの

D級 二年内に必需品の生産分配を増加し又は之に便宜を与へるもの

E級 必需品の生産分配を相当増加し、又はC級に挙げた効果を挙げ得るか、資材の使用量が比較的大きく雇傭が比較的少いもの

①一年内に生産の結果を挙げ得るもの②二年内に生産の結果を挙げ得るもの③

C級に挙げた効果を挙げるもの

F級 二年後に必需品の生産分配を著しく増加し又は之に便宜を与へるもの

G級 生産の増加はないが公安、衛生、教育、社会福祉等に欠くべからざるもの

〔備考〕①資材が適當なものとは現在一般に不足する資材、燃料及び運搬に要すること比較的少く、又所要資材は当該事業の要する時に調達し得ること明かなもの

②資材が充足し得べきものとは所要資材の量が過大でなく必要の時に充足する見込あるもの

③労力適當なものとは当該事業に必要とする種類の労力が十分その地方にあるもの

④労力充足し得べきものとは当該事業に要する労力は供給できるがその中若干は他の地方より招致することを要するもの

自作農創設資金計画決定

自作農創設特別措置法案並に農地調整法改正法案の所要予算につき大蔵、農林両当局折衝の結果左の自作農創設年次別資金計画を決定した。

なほ政府買上価格は田畑反当平均六百四十円でこのうち二十一年度は、三割は封鎖払ひ、残り七割の二十二億五千万円は農地証券交付即ち割賦支払となる。計画年割額内訳次の通り。(単位面積千町、金額百万円)

▽自作農創設年度別資金

	予定面積	購入価格	割賦支払額
昭和二十一年度	五〇〇	三、二〇〇	二、二五〇
同二十二年度	一、〇〇〇	六、〇四〇	四、五〇〇
同二十三年度	五〇〇	三、二〇〇	二、二五〇
計	二、〇〇〇	一二、八〇〇	九、〇〇〇

▽報奨金交付計画

	予定面積	所要資金
昭和二十一年度	二七〇	五〇七・六
同二十二年度	五四〇	一、〇一五・二
同二十三年度	二七〇	五〇七・六
計	一、〇八〇	二、〇三〇・四

▽農地証券発行額

	土地代金分	報奨金分	計
昭和二十一年度	二、二五〇	五〇七・六	二、七五七・六
同二十二年度	四、五〇〇	一、〇一五・二	五、五一五・二
同二十三年度	二、二五〇	五〇七・六	二、七五七・六
計	九、〇〇〇	二、〇三〇・四	一一、〇三〇・四

物価行政物価庁に一元化

物価行政の物価庁一元化に関しては各省間に種々論難があつたが九日の次官會議で原案通り物価庁に一元化することに正式に決定した。唯賃金給与の決定に関しては厚生省が担当し物価庁に聯絡、協議することにした。物価行政方針の骨子

は次の通り。

- 一、価格に関する行政は物価庁に一元化し各省は物価行政の権限が無くなつた
- 一、但し国が事業の主体である場合の価格、例へば鉄道、通信、専売事業の価格、米麦の政府買上、売渡価格は関係官庁と共管で処理する
- 一、賃金給与については物価庁の事務から除くが、賃金の決定が物価全般に影響を与へるので厚生省の決定の場合、物価庁と緊密な連絡をとる

賠償関係機構決定

賠償関係の機構新設については、かねて外務、商工、大蔵等関係各省において種々協議中であつたが、六省の閣議で大要左の如く決定。

- 一、中央機構
- (1) 外務省に賠償本部(仮称)を設けること
- (2) 賠償本部は賠償実施に関する各省業務の統合調整をなすこと、而して関係方面にたいし国内に於ける賠償業務の一元的機関たること
- (3) 関係各省は賠償本部の決定のもとに自己の責任において賠償実施業務を処理すること
- (4) 賠償本部の機構は簡素なるものとし、本部長及び少数の本部員の外は各省関係官兼任常勤制によりこれが運営をはかること
- (5) 右の外各省はそれと併せてその所管に係る賠償実施業務処理のため所要の機構を整備すること

二、地方機関

- (1) 地方庁に賠償課、重要地方にありては賠償庁を設け地方長官の責任に於て賠償実施業務を処理せしめることとし、地方関係方面との連絡は地方長官これに当ること
- (2) 地方商工局、財務局、海運局、鉄道局等の各機関は賠償実施業務に関し全面的に地方長官に協力するものとし、要すれば所要の人員を地方長官に所属せしめまたは地方庁に兼任せしめること
- 三、業務運営 右により本業務運営の概要は次の通りである。
- (1) 賠償本部は賠償業務の総合的運営に当り

(2) 各省は賠償本部の決定に基き自己の責任において所管実施業務の処理を担当し

(3) 各地方においては地方長官が各省の指揮監督のもとに各地方機関の協力を得て現場処理の責任を担当する

〔備考〕 本実施業務に關聯して生じて来る重要政策に關する業務は經濟安定本部において担当すること、所要の賠償本部員を終連事務局の兼任とすること  
需給調整法の統制範圍更に十一物資追加

商工省では臨時物資需給調整法で配給統制を実施すべき物資並に配給統制機關を示す資料を九日衆議院に提出したがこれによれば統制物資は

鋳業及び非鉄金属工業三、鉄鋼関係三、窯業、化学工業部門十二、繊維工業二十五、日用品工業七

の五産業五十部門に達し、このうち同法施行後新たに統制を実施せんとするものは非鉄金属類以下十一物資に亘つてゐる。

配給統制物資並に担当機關は次の通り。(括弧内統制機關)

▽鋳業及び非鉄金属工業(原本のまま)配給統制会社○非鉄金属(金属配給統制会社)○

銅、鉛、軽金属の屑又は故(金属回収統制会社)

▽鉄鋼業○鉄鉄、普通鋼、特殊鋼(鉄鋼販売統制会社)○釘、針金、鉄線(配給協

議会)○亜鉛板(配給協議会)

▽窯業化学工業○洋灰(セメント配給統制会社)石綿(石綿配給統制会社)曹達工業

薬品(ソーダ工業薬品統制会社)タール製品(炭油統制会社)タール系中間物及び

同誘導体(化成品統制会社)○メタノール(配給協議会)○メタノールの誘導物

(配給協議会)○アセチレン系誘導物(配給協議会)カーバイド(カーバイド配給

統制会社)○硫硝酸及びアンモニア系製品(日本硫酸統制会社)カリ塩(カリ塩

統制会社)○板ガラス(全国板ガラス配給会社)設立予定

▽繊維工業○綿糸スフ糸(綿糸スフ糸配給統制)絹紡糸(日本絹紡糸統制)人絹糸

(日本人絹糸統制)毛糸(日本毛糸元売統制)麻糸(日本麻糸配給統制)ガラ紡糸

(日本ガラ紡統制)綿織物(日本織物統制会社)スフ織物毛織物(地方繊維製品統

制会社)絹織物(絹人絹織物商協会)麻織物(地方繊維製品統制会社、日本麻織物

配給統制)その他の主要繊維製品(地方繊維製品統制会社)織維雑品(全国織維雑品統制組合)布帛製品(日本衣料製品統制会社、地方織維製品統制会社)足袋(日本足袋統制会社、地方織維製品統制会社)縫糸(日本縫糸統制会社、地方織維製品統制会社)メリヤス(日本莫大小統制会社、地方織維製品統制会社)帽子(帽子中央統制会社、地方織維製品統制会社)蚊帳(日本蚊帳統制)寝具(日本寝具製造統制)製綿(全国製綿統制)洋紙(配給協議会)板紙(配給協議会)機械漉和紙(配給協議会)手漉和紙(配給協議会)

▽日用品工業○硬化油、脂肪酸(油脂製品統制会社)○石鹼(同上)マッチ(日本マッチ統制会社)ゴム及びゴム製品(ゴム統制)屑ゴム、粉末ゴム(全日本再生ゴム材料統制)革(配給協議会)○革製品(配給協議会)

〔註〕(一)石炭は石炭及びコークス配給統制法による(二)印は今後新に法規統制を実施せんとするもので○印以外は現に法規統制実施中のもの

#### 商工省化学肥料原価監査要領指示

商工省では十、十一の両日肥料協力官會議を開いて化学肥料原価監査要領を指示、各肥料業者が九月末迄に提出する原価資料の作成に当り右要領に基き監査させることになつた。現行肥料公価は本年三月決定の際の低操業を基準としたので一部には高価に過ぎると見られるものもある。関係当局では間接費の圧縮を主眼として明年一月の公価決定に備へ合理的価格引下げを考慮してゐるものである。大蔵省ビルローカーの債務弁済に關し会社經理応急措置法の特例設定

金融機關相互間の債權債務は新勘定に移して弁済することが出来る規定であるが、ビルローカーは金融機關の取扱を受けず一般会社並に債務(コールマネー)の弁済が出来ないので大蔵省では今回会社經理応急措置法に特例を設け一定の限度内でビルローカーも債務を弁済できることに改正、十六日から施行する。

右の限度はビルローカーのコールマネーの総額でコールローンの総額を割つて得た数を各金融機關からのコールマネーにそれぞれ個別に乗じて得た額。

#### 第一次農地制度改善案に基く自作農創設維持実績

農林省ではこの程第一次農地制度改革案に基く自作農創設維持事業の成績を集計したが、それによれば本年二月農地調整改正法を実施して以来七月末までの

六ヶ月間に自作農となつた戸数は全国で二十三万一千三百二十三戸、その面積は七万六千七百七十八町二反歩で一戸当りの面積は二反九畝となつてゐる。

經濟安定本部中小工業対策協議会設置

政府は中小工業の振興に関する積極政策を考慮中であつたが今回經濟安定本部内に関係官民を委員として中小工業対策協議会を設置中小工業に関する基本方策の確立、各省の具体的施策の綜合推進を図ることとなり、第一回協議会を開催次の研究命題に付いて検討した。

一、中小工業の概念

二、中小工業の条件並に環境の変化

三、戦後の中小工業対策 (1) 中小工業の利点振興の可能性 (2) 中小工業の欠陥と是正の可能性

四、中小工業振興具体案(商工省案) (1) 組織 (2) 技術水準 (3) 金融 (4) 労務 (5) 能率の増進 (6) 製品の規格価格 (7) 連繫する商業組織

又現在中小工業に関する施策は商工省、資金は大蔵省、労務は厚生省と多元化してゐるので中小工業の振興を強力急速に推進するために經濟安定本部による行政一元化問題が提起される模様である。

委員の顔触 經濟安定本部橋井第一副部長、関係部員、商工、農林、大蔵、厚生各省関係課長(以上官庁) 商工組合中央会理事稲川宮雄、商工組合中央会金庫理事長吉坂俊蔵(以上中小工業者代表) 経団聯末永茂喜、日本商工経済会入木沢善次、興銀米栖越夫(金融) 産大教授山中篤太郎、東大教授柳川昇(以上中小工業一般、学識経験者) 産大講師美濃口時次郎(人口問題) 東大教授大河内一男(社会政策) 農工協力中央会理事長勝間田清一(農村対策) 日本能率協会森川寛三、二階堂正治(技術)

社会党炭礦国家管理草案発表

社会党では十八日の常任会議で決定した炭礦国家管理案即ち「国有化を前提とする石炭の社会的国家管理に関する政策の草案」を二十日発表広く国民の批判を求めぬ事になつた。これは社会党が立党当初から掲げて来た重要産業国营化の第一次的試案である。右炭礦国家管理案の骨子は

一、今日直ちに有償国有化を実施する事は国民の負担を増大する反面徒らに資本家の救済に終る恐れがあるから財政の基礎が確立した暁に国有化を実施する。  
 一、強度の社会的国家管理を実行資本家には一定の配当を与へて所有権を一応承認するに止め、その間国有化の準備を進める。  
 一、礦区は他の問題を切離し即時に国有を断行する。  
 一、解体を断行する財閥の優秀炭礦を即時国营とする。  
 以上の四点である。

国家管理草案(要旨)

▽ 国家管理を主張する理由(イ)インフレの昂進下に停滞せる再生産循環過程の再開は基礎的生産財の強行的増産がいとぐちとならねばならぬ、従つてまづ石炭部門(関聯産業に属する重点工場をも含める)に重点的待遇を与へる反面、かゝる国家的重要性を行政的に確認するために国家管理を実施する(ロ)非常時突破対策として労働階級に対し挺身的協力を要請する反面、資本の恣意的活動も、亦国家管理により抑制しなければならぬ(ハ)積極的増産対策として労働階級の勤勞意欲を昂揚する組織として経営の徹底的社会化が必要であるが、これは国家管理によつてのみ実現が保証される(ニ)全石炭企業の経営を国民経済的に地に立つ合理的一元的計画の下に運営することによつて総力を發揮することが可能となるが之は強度の国家管理下に於いてのみ真に可能となる。

▽ 機構と運営(一)石炭庁を強化し北海道、東部、西部、九州の四地方に監理局を置く、石炭庁長官は國務大臣とす(ロ)最下部組織として各企業(本社及び作業場毎)内に労働組合、現場技術者、経営実務の各代表を以て経営委員会を組織し、これを経営の責任者とする。本社経営委員会には石炭庁を代表する監理官一名を参加せしめる。而して小炭礦は協同組合を組織して同様に経営委員会を設置する(ハ)石炭庁の監理局毎に地方国家管理委員会を置く(ニ)石炭国家管理中央委員会は各地方国家管理委員会、経営監査委員会、労働組合輸送委員会、技術委員会、配給中央委員会、主要消費部門及び関聯産業部門労資の各代表並に協同組合化された小炭礦の代表を以て構成する。

▽ 国家管理の手續(イ)非常時対策として一定期間(即ち国有迄の期間)商法及び鉱



業法等の適用を除外し株主総会取締役会の権限を経営委員会に代行せしめる  
〔ロ〕国家管理機構設立のため先づ政党代表、石炭庁、学識経験者、労働組合、  
資本家並に關聯産業部門及び重要消費部門の各代表を以て準備委員会を設置す  
る。

▽企業に対する国家の助成並に監督(イ) 国家管理中央委員会は増産のため必要な  
措置を石炭庁を通じて企業に命ずることが出来る。石炭庁が委員会の命令伝  
達に關し不正の事実があつたときは、委員会は石炭庁を最高裁判所に告発する  
ことが出来る(ロ) 国庫補給金は原則として廃止する(ハ) 資材、資金其他生産要  
素の配分については政府は綜合計画中石炭關係分を最優位に置いてその確保を  
期する(ニ) 決算については、国家管理中央委員会の承認を要する、利益金は生  
産増強施設、従業員厚生施設の充実に優先的に振りむける(ホ) 適正な標準価格  
を設け、能率のいゝ企業にはその差額を交付し、生産計画を超えた増産分につ  
いては報奨金を支払ふ。

#### 綜合農業研究所構想

農業再建の基礎となる科学的な調査研究機関として農林省では『綜合農業研究  
所』を設けることになりその具体化を急いでゐたが、このほど大体の構想がま  
まり、本年度予算二百七十万円、定員五十名、建物は東京都に物色中で近く決定  
する人事とともにおそくも十一月中に発足する。その構想の主なる点は次の通り  
である。

〔機構〕 農業計画部、農業調査部、外国調査部、資料調整部の四部と庶務課をお  
く。計画部は国内農業の生産計画を研究、調査部は実態把握と指定調査農村の  
設定、外国調査部は諸外国の農業経営を調査研究、資料調整部は資料の蒐集と  
調整、研究報告書の作成、出版などを行ふ、さし当り東京だけに設けるが山形  
県にある『積雪地方農村経済調査部』などを支所とし、主要県には新たに支所  
を設ける。所長は近く決るが、若手から抜擢する。所員は大学、研究所などひ  
ろく学究を求めほとんど部外からとる。研究所に参与制を設け東畑精一博士、  
近藤康男博士など学界、有識経験者など権威者を参与とする。

〔事業〕 農業経済に關するあらゆる綜合的な調査研究を行ふが、特に諸外国の農

業研究をとりあげ来るべき農業恐慌に備へる。また中央の調査研究とともに  
「調査農村」を指定して農村の経済的な動態をにぎるため全農家について農業機  
構、農業経営の実態調査を行ふ。

〔この狙ひ〕 科学的な資料作成を目的とする研究所を政策の面にどう活用するか  
はそのときの大任によるわけだが、農事試験場、指導農場の技術指導とともに  
研究所の経営面からの指導と合せて、農民指導の体系確立をねらつてをり、当  
面の研究目標は

▽将来の農業経営の在り方

▽国民経済の上に農業をどう再建するか、その組み合わせ方

▽綜合的な農業生産計画の樹立などに重点をおく。

在外財産調査会(仮称)新設

政府は来るべき講和会議における賠償問題に關聯せる基礎的資料の一であり、  
また国内補償に關して懸案となつてあるわが在外財産について、本格的調査に着  
手することとなり、その機関として在外財産調査会(仮称)を近日中に新設するこ  
とになつた。同調査会は、早ければ二十五、六日頃に委員会の初顔合せを行ひ、  
目下買収交渉中の庁舎問題が解決しだい本格的調査に入るはずである。

調査会は外務、大蔵共管とし、外務大臣が会長、大蔵次官を副会長にあて、大  
蔵、外務、商工、厚生、各省などの關係局長級約十名、および同胞援護會、海外事業  
戰後対策中央協議會、滿洲引揚同胞援護會、引揚者団体全國聯合會、朝鮮引揚同  
胞世話會、台灣引揚民會、中華民國引揚者聯盟會、南洋群島共助成會など引揚民  
關係団体の代表者主腦部など官民合計四十余名を委員に委嘱し、その下に三百名  
近くの専任職員をおくもので、大蔵次官を部会長とする総務部会で、全般的企画  
立案と各部会間の連絡調整などを行ひ、別に委員を部会長とする十地域部会を設  
け、地域部会にそれより二、三十名の職員を配し、地域別を中心に在外財産調査  
を行ふ。地域部会は朝鮮、台灣、樺太、南洋群島、滿洲、華北、華中南、南方第  
一(旧陸軍所管地域)南方第二(旧海軍所管地域)および欧米の十部会に分れる。

調査期間は来年三月までの半ヶ年その間の経費約三百万円の見込みであるが、  
諸般の事情にかんがみ滿鮮華などの主要地域については十二月までに調査を仕上

げたい意向である。今日まで在外財産調査は、聯合軍司令部の指令にもとづいて昨年十一月八日の大蔵省令によつて引揚者から提出させた報告書約三十万通の集計を日銀外事局で行つてをり、現在までには半数の整理集計を終へたが、これには大企業が含まれてをらず、しかも信憑性にも疑問があり、また閉鎖機関保管人委員会でも肝心の旧国策会社等の財産状況については具体的調査に困難を感じてゐるので、在外財産調査会の調査は官民の關係資料を綜合調査し総額二千億円と称される在外財産の唯一の公的なる実体を計数的に確定せんとするもので、その成果は注目に値するものである。

大蔵省分課規程改正

大蔵省では近く明年度予算編成に着手することになり既に編成手続に就ては大綱を決定、編成方針も本月中には決定する予定であるがこれに伴つて従来の財政制度に根本的改革を加へるので主計局並に理財局の事務の円滑を図るため分課規程の一部を改正、二十一日から実施すると共にこれに伴ふ人事の異動を行つた。改正の要領は次の通り

- 一、主計局 ①新たに財政に関する調査及び企画事務を掌る企画課を設ける ②従来の審査課を法規課と改称する ③予算の編成、実行の監査、決算に関する事務を一貫して掌らせ予算關係事務の適切な運営を図るため新たに次の六班を設けて主計局の予算司計、法規、企画の各課の事務を通じて分掌させる。第一班(歳入、内閣、大蔵省關係) 第二班(内務省、農林省、地方財政關係) 第三班(文部省、厚生省關係) 第四班(外務省、司法省、商工省關係) 第五班(運輸省、通信省關係) 第六班(公共事業費關係) ④次長制を設けること
- 二、理財局 証券行政の適切な運営を図るため従来經濟課にあつた証券事務を切り離して証券課を新設する、人事次の通り

- 主計局予算課長兼司計課長  
大蔵事務官 河野 一之
- 命主計局次長、主計局司計課長事務取扱  
大蔵事務官 東 条 猛 猪

命主計局予算課長

主計局審査課長  
大蔵事務官 石 原 周 夫

命主計局法規課長兼主計局第三主計班長

大蔵事務官 杉 山 知 五 郎

命主計局企画課長兼主計局第六主計班長

大蔵事務官 山 下 武 利

命主計局第一主計班長

大蔵事務官 佐 藤 一 郎

命主計局第二主計班長

大蔵事務官 村 上 一

命主計局第四主計班長

大蔵事務官 小 林 英 二

命主計局第五主計班長

大蔵事務官 岡 村 峻

命理財局証券課長

自給製塩に対する補助金政策調整方針

政府は最近の情勢に依じて自給製塩設備に対する補助金政策を調整する事となり今回その方針を次の通り決定した。

- 一、自給製塩に対する設備補助金の交付は一定の条件に該当するものを除き打切る
- 二、今後補助金を受ける者、既に補助金の交付を受けた者は原則として專業製塩者に切替へると共に補助金の交付を受ける事ができないもので適当なものは希望により專業製塩者に切替へる
- 三、塩の需給が現実緩和する迄自給製塩の制度そのものは存置する

〔註〕 一の「一定の条件」

- ① 明年二月六日迄に完成し且つ製塩を開始する設備
- ② 塩一噸の生産に要する石炭消費量が一・三噸以下又は電力消費量一万キロワット時以下(石炭電力併用)

の者は勘案し決定する)の設備③一箇年の生産見込高が百應以上の設備  
なお旧飛行場、軍用地等の塩田化に着手してゐる者及び日本発送電会社若くは  
各配電会社の設備は別に指定する

#### 商工省窯業課新設

商工省では今回工務局に窯業課を新設すると共に石炭行政の実情に鑑み石炭庁  
の監査課を廃し、同課所管の石炭、亜炭、ガス及びコークスに関する調査は企画  
課に統合する事とした。新設の窯業課は化学、日用品第二、鉄鋼の三課間で扱つ  
て来た窯業関係を一課にまとめたもので、陶磁器試験所は工務局工政課の所管と  
なる。

商工技官 高吉 友次

#### 命工務局窯業課長

#### 経済団体聯合会「企業再建整備法案」に関する要望作成

経済団体聯合会ではこの程「企業再建整備法案」に関する要望を作成、政府に提  
出したが、資産評価その他が未解決の際方向の一端を示唆するものとして注目さ  
れる、大要次の通り。

一、公正な再評価の必要 Ⅱ資産の再評価で生ずる評価益で特別損失を補填するの  
は擬制資本の温存であるとし、再評価の否定、評価基準の引下、評価益による  
損失補填前の株主資本の切捨等の論があるが、実際に価値のある資産を価値通  
りに評価することは当然で、公正な資産評価に基き管理計画を樹てることが絶  
対必要である。故意に評価を低くして不自然な第二会社、第二銀行の設立、預  
金切捨率の過大を来すのは社会正義に反し、経済の理法に従はない有害無益の  
措置である。

一、株式未払込金の徴収 Ⅱ株式未払込金の徴収は不合理且つ不可能である。強ひ  
て行へば棄権者が続出し払込未済株式の大部分が少数者に独占される等弊害と  
混乱を誘起する過去の例でも管理の際の未払込徴収が費用倒れに終らなかつた  
ことはなく又未払込徴収が終る迄には数年を要する。特別管理の過程で未払込  
を徴収するのは補償打切りと関係ない損失が株主資本の総額を超える場合以外  
は絶対に不可である。

一、賠償指定工場の取扱 Ⅰ指定工場の損失を「特別損失」として再建整備法の適  
用を受けることにする ②指定工場は操業中のものでも総て旧勘定に繰入れ、  
操業に関する金融、経理は新勘定を通じて操作する ③指定工場の評価は国家  
補償の程度が決定するまで帳簿価格によるか、当事者の判断で適当に定める。

一、旧勘定資産の評価及び会社債務切捨率の決定 Ⅱ特別経理会社の社債及び借入  
金切捨率を速かに決定金融機関は第二封鎖預金の切捨率を早く決定する。併し  
切捨率決定の前提をなす資産再評価は新勘定は短時日で確定出来るが、旧勘定  
は困難であるから旧勘定の資産は一先づ帳簿価格を基本とし之に出来る限りの  
補正を加へた程度で特別決算を行ひ、なるべく早く評価を確定、金融機関との  
関聯は次の数段階にする ①特別決算の結果、債務の切捨が必要でない会社、  
債務切捨率を直ちに決定し得る会社は、政府の承認を経てその旨を債権者に通  
告する、金融機関は通告に基きそれ等の会社に対する債権を第二勘定から第一  
勘定へ移す ②特別決算の結果債務の切捨が必要な会社で、切捨率を直ちに決  
定し難いものは、特別管理人から債務切捨率の決定延期を政府に申請する。政  
府は事情を審査、正式管理計画の決定を六ヶ月見当延期する ③正式管理計画  
の決定延期を承認された会社は、特別決算に基き暫定的管理計画を樹て債権者  
に通告する、金融機関は通告に基き暫定債権残存額の適当額を、第二勘定から  
第一勘定に振替へる ④金融機関は以上の操作の結果第一勘定で資産が負債を  
超過する時は、それに対応する第二封鎖預金を第一封鎖預金に振替へる ⑤正  
式整理計画の延期を承認された会社は、許された期限内で旧勘定資産の再評価  
を終り債務の切捨率を決定政府の承認を得た上逐次債権者に通告する、金融機  
関は通告に従つて逐次それ等の会社に対する確定残存債権のうち第二勘定に残  
つてゐる分を第一勘定に移し、第二封鎖預金の第一封鎖預金への振替を完了す  
る。

#### 貿易実務補助機関確立

戦時中の貿易を一手に掌握してゐた交易営団にはさきに解散命令が出てゐたが  
貿易事業の円滑な遂行を期するため、実務補助機関を確立することになり、かね  
て整備中のところ輸出業三十三、輸入業三十七、合計七十団体の取扱機関が決

定、貿易庁では六日午前十時首相官邸に各団体代表を招き、今後の貿易事業にたいし塚田長官より訓示を行ったが、趣旨左の如し。

一、取扱機関の性格 一部業者の独占的排他的機関に陥らず各業界の自主的協力機関として貿易庁の実務を補助する

二、貿易業者の活用 各機関に審査委員会を設け新業者の加入等につき過去の実績等を参酌する

三、経費 取扱機関の経費は貿易庁の支弁する手数料の限度内で賄ふ、料率は実費主義による

▽輸出業団体 日本綿糸布輸出組合、日本絹人絹糸布組合、日本生糸組合、日本毛麻糸布組合、日本輸出繊維製成品協会、日本紙類輸出組合、日本陶磁器工芸品協会、日本ゴム製品輸出協会、日本皮革製品輸出組合、日本人蔘統制組合、日本種苗統制組合、日本農林産物輸出組合、日本茶交易会社、日本刷子交易会社、日本罐詰貿易協会、日本毛皮輸出会社、日本木材輸出協会、日本水産物輸出組合、日本出版配給統制会社、日本硝子交易会社、日本燐寸輸出会社、日本医薬品輸出協会、日本セルロイド製品輸出協会、日本化学製品協会、日本飲食料品貿易協会、日本機械金属輸出会社、日本雑貨輸出会社、日本鉱産物非鉄金属輸出協会、日本蚕糸業会、日本石炭統制会社、協同煙草会社、日本輸出品用原材料会社、貿易物資運保協会

▽輸入業団体 日本棉花輸入協会、日本羊毛輸入組合、日本麻類輸入協会、パイプ輸入協会、紙類輸入協会、日本塩扱会社、石油輸入協会、石油配給輸入協会、石炭輸入協会、日本雲母輸入協会、日本黒鉛輸入協会、日本石綿輸入協会、金属輸入協会、日本木材輸入協会、日本ゴム輸入協会、東亞豚毛輸入会社、日本コルク輸入協会、日本特殊蠟輸入協会、日本カゼイン輸入協会、海苔輸入配給協会、日本樹脂輸入協会、日本五倍子統制会社、小麦輸入協会、外米輸入協会、朝鮮米輸入協会、油糧輸入協会、砂糖輸入協会、罐詰貿易協会、日本飼料統制会社、燐礦輸入協会、日本化学品輸入協会、日本安平輸入協会、雑品輸入協会、竹金属鉱産物輸入協会、水産物輸入協会、東亞漆会社、機械輸入協会

#### 食糧配給協議会創設

食糧営団は終戦後その配給操作に関し農林当局の指示に依り消費者代表を加へ、配給運営委員会或は配給改善委員会等を設け配給の改善円滑化を図り相当の成績を見せてゐるが、併し絶対量の不足に因る遅配欠配其他の事情で所期の目的は十分達せられぬ憾みがあり、一面食糧需給の大勢は本年米作の豊稔、甘藷の大豊作と輸入食糧の順調、それに世界農産物の豊作見越し等情勢は漸く一変の兆候を見せつゝあるに鑑み、全国食糧営団聯合会ではこの新情勢に対応今後の需給関係と脱み合せて配給機構を如何に改革すべきか、営団の在り方につき十分研究を必要とし今回関係官民及び輿論代表者五十余氏を以て食糧配給協議会を組織することとなり各委員の承認を得た。

#### 賠償施設撤去協力会設置

商工省ではさきに賠償施設の撤去に関する処理要領を決定したが工場によつて撤去から船積までの作業能力のあるものとなひものがあり、また業種の範囲も複雑広汎に亘るため一様に処理することは弊害を伴ふので今回撤去、荷扱、梱包、輸送、保管の各担当者と関係官庁の連絡協力機関として「賠償撤去協力会」を設置、賠償処理に遺憾なきを期することになった。

発起人は鉄鋼、軽金属、工作機械、化学工業、ベアリング、造船、日本発送電、日本機械設置工事組合、同梱包輸送組合、工業施設処理実行組合等、賠償撤去業務を直接又は間接に担当する団体又は個人で統制は行はないことになつてゐる。協力会の当面の事業は次の通り。

- 一、撤去作業に関する適格者の審査その他信用保持
- 二、撤去に要する資材等の確保斡旋
- 三、撤去に関する技術の融通斡旋

油糧輸入協会七支部を新設  
油糧輸入協会ではこのほど七支部設置並に輸入実務代行方法を次の通り決定した。(括弧内は支部長及び管轄地域)

小樽支部 三菱商事小樽支店内(同支店長川合英夫 北海道一円) ▽横浜支部 三菱商事横浜支店内(同大貫忠治 横浜、横須賀、田浦) ▽清水支部 三

井物産静岡支店内(同一森利孝II清水) △大阪支部II帝国油糧大阪支店内(同山岸謙助II大阪) △神戸支部II三井物産神戸支店内(同小谷正平II大阪、門司を除く近畿、中国一円) △門司支部II帝国油糧門司支店内(三井物産門司支店長秋山信義II下関及び九州一円) △名古屋支部II三菱商事名古屋支店内(同平沢修一II四日市)

実務代行方法は右各地区内で「代行委員会」を組織し、実情に即した方法で行ふ  
商工省硫酸生産増強調査の結論発表

商工省ではさきに硫酸生産増強団を工場に派遣して実情を調査させたがこの程要旨左の如き結果を発表した。

一、関係産業特に石炭との協力が必要で炭質の向上の点でも「やま」との直結を考慮すべきである

二、硫酸の確保を図る

三、電気の故障を防ぐため電気事故で生産が低下した場合は電気供給者に責任を持たせる

四、機器の納期を確実にし又その転用を図る

五、石炭の以下の製造原単位の引下に努力すると共に予定の生産計画遂行のためには現資金額の三、四割増は必要であるが、これは今後の硫酸の値段と併せ考へ起業費の後始末に苦しむことのないやうにすべきである

六、技術問題としては原料瓦斯の脱流を防ぎ触媒の質の向上を図る

七、労務問題には特に憂慮するものがないが、熟練工修理工が不足してゐる

日本貿易振興協会貿易対策に関する答申案提出

日本貿易振興協会では「東亜諸地域との一般貿易対策」についての貿易庁の諮問に対し、このほど次の要旨を答申した。

経団聯でも傘下団体に諮問して検討をはじめてゐる折柄業界のかうした見解は注目される。

一、棉花、羊毛、麻類の輸入と、生糸、綿糸布、人絹糸布の生産輸出のために一切の資材、労力、金融、食糧などの便宜を集中すること

二、現在の単純な直接バーター制は、日本が相手国の欲するものを生産し、同時

に相手国も日本の欲するものを生産するのでなければ成立たず、多くの不便を生じてゐる。これを金額または量をかぎつて複合的バーター制にまで発展させるやう最高司令部に懇請すること、その方法としては、日本の輸出入勘定を地域別ではなく総合的プール制にするか、米国を中心とする三角貿易の実施、または現在の棉花貿易にみられるリンク制を、主要原料品、羊毛、ゴムにも適用すること

三、各外国への視察団派遣あるひは旧取引先との通信交換によつて世界市場の傾向をとらへる機会を得ること、これは、日本品の生産が中小工業によつて行は

れ、主として注文生産である関係からも特に希望される

四、輸出入申請とその許可、不許可の期間をできるだけ短くすること

五、輸出入の機構的系統を厳守すること

六、有望な輸出品になると、同じやうなものを国内で、乏しい原料を引張り風にして生産してゐるが、経済的にみてこれは大きな無駄であるから、中央官庁で生産の指導、計画化を組織的に行ふこと

七、輸出品製造資金は約二十パーセントを新円で供給されてゐるにすぎず、又今日の闇価格は貿易庁の買取価格を上廻つてゐるので、輸出品が国内市場に流れる結果になつてゐる、これを阻止するために金融上、価格上の便宜を与へること

八、見本取引で決定する雑貨の見本生産に資金、資材の裏付を与へること

九、国際市場の激しい競争にたへるため、貿易商の保護と育成に努力し、今日の貿易商排除の傾向を是正すること

内閣に統計委員会経本に中央統計局新設

政府は経済政策の根本的基礎資料を得るため過般内閣に統計制度の改善に関する委員会を設置し、更に大内兵衛氏を委員長として小委員会を以て具体策を攻究中の処この程小委員会が原案を得たので近く委員会に付議、審議の上政府に提出することとなつた。その主眼点は次の通り。

一、統計に関する機構整備

(一) 統計委員会II内閣に統計委員会(仮称)を設け重要統計の改善のため重要統計の企画を審査し、調査主体を指定する又中央統計局長の任命を統計委員

会の意見で定める、更に同委員会は統計官の資格を定め又認定する。委員  
会長は内閣総理大臣が当り副会長には經濟安定本部長官が当る

(二) 中央統計局に經本に中央統計局(仮称)を設置し人口調査、各省の大規模  
統計の集計等を行ふ

(三) 各省關係に各省に統計專管の局又は課を設置し、その省所管の統計を取  
扱ふ、又省内に統計連絡會議を設け諸統計及び業務報告の企画を調整する

(四) 地方庁關係に各地方庁に統計課を設置し、人口、農林、水産業、商工  
業、勞務等に関する統計を扱ふ

(五) 政府以外の民間統計機關に調査を委託又は命令する

二、統計關係職員 統計關係職員及び調査員の任命委嘱については必要な資格及  
び義務権限を定める

三、發表方法 重要統計は速かに公表する

四、統計に関する基本法の制定 統計に関する基本法として統計法(仮称)を制定  
し、前項の実現のために法的根拠を設け、次の事項を包含させる

(イ) 政府その他の機關で重要な統計調査を行はんとする場合はその実施要綱  
につき統計委員會の承認を受けること

(ロ) 統計調査の範圍は統計委員會の議に付して定める

(ハ) 右統計調査に就いては被調査者及び調査報告者に眞實義務を課し、その  
違反者に対しては適当な罰則を設ける

(ニ) 統計に関する公表及び保存に関する事項の規定

#### 財閥解体に関する具体方針

日本の三大財閥所有の約三十億圓に上る証券はこゝ数日中に持株会社整理委員  
会に移されることになり、四十四財閥解体は愈々その具体的第一歩を踏出すこ  
ととなつた。右につき經濟科學部反トラスト及びカルテル課長J・M・ヘンダー  
ソン氏は次の通り語つた。

持株会社整理委員會に譲渡される証券は三菱、三井、安田の各同族会社が所有  
するものでその内訳は三菱約十億圓、三井十二億五千萬圓、安田七億五千萬圓で  
ある。証券の正確な價格評価は難しく譲渡が完全に終了しなければ判明せぬ、証

券の譲渡は慎重な準備計画の下に行はれ、東京附近の現在の預け先から勸業銀行  
より借りた金庫に移される、移管に當つては占領軍憲兵及び日本警官が護衛す  
る、移管が終了すれば持株会社整理委員會は財閥の各家族に受領証を發行する。  
富士産業及び住友が所有する証券の實際的移管はその後三十日の間に行はれ、  
更に明年一月月上旬には財閥と指定された四十四制限持株会社の所有する証券の移  
管が完了する。

三菱、三井、安田三家持株会社の証券は持株会社整理委員會に移されるが右三  
会社は既に解体の意向を通告し九月三十日それと株主總會を開催、日本商法の  
規定に従つて解散を決定すると共に持株会社整理委員會の指示によつて行動すべ  
き三持株会社の清算人を選任する、整理委員會は全資産の売却に関する諸般の手  
続を執るが資産売却は次の諸手段による。

一、個人と整理委員會の直接交渉

二、入札

三、公開市場

四、持株会社所有各会社従業員との交渉

各会社が獲得する資産額には制限があるが、この制限はまだ發表されてゐな  
い、証券及び資産が整理された際債権者への支払並に解体に伴ふ経費を整理委員  
会に支払つた後の純手取金は十年据置公債の形で各持株会社の株主に渡される。

財閥がその持株によつてかなり多額の収益を得るといふ推測も行はれてゐる  
が、各財閥はかなりの額の負担もあり且つ将来の課税によつて解散による収益は  
かなり減少し財閥は元の持株に対してほんの一部の分配を受けるだけとなる。

而して右三会社解体の一般計画は他の持株会社にも適用される。

#### 公共事業の具体案成立

經濟安定本部では六十億圓の公共事業及び鉄道、通信特別會計の公共事業の実  
施につき具体案を攻究中であつたが、成案を得たので二十八日その全貌を發表し  
た。今回決定したものは原則として一年以内に生産の効果を挙げることができ  
るもの及び運輸、通信、公安、衛生、教育、社会福祉などの最小限度の要求を充す  
に必要な十、十一、十二月の三ヶ月分の公共事業であるが、この予算は一般會計

分三十三億八十万円、特別会計分十五億三千六百七十四万円合計四十八億三千七百五十四万円が公共事業予算六十億円が殆ど十二月までに使はれ、従つて公共事業に使用する予定労働者三百万人の大多数が年内に就業するものと見られる。

この公共事業の実施による今後一年間の主な増産目標は

米約三百四十四万石、麦五十一万石、雑穀十七万五千石、木材二千七百万石、新築住宅二万户、既設建築物住宅二万五千戸

となり、又洪水等の災害により減産すべきものを防止する消極的效果としては

米千四十五万石、麦十九万石、馬鈴薯千四百六十四万俵

を予定してゐる、なお公共事業に使用する労働者約三百万人の内訳は次の通りで、都市失業者の救済七十一万八千人、地方が二百二十七万二千九百人となる。

技 術 者

一八、九〇〇

熟練労働者

三五五、〇〇〇

非熟練労働者

二、五三七、〇〇〇

其他(事務員等)

七〇、〇〇〇

計

二、九八〇、九〇〇

#### 農林省鯉鮪漁業に許可制採用

農林省では鯉鮪釣漁業の届出制を廃止して九月一日から許可制を採用することになった。戦前南は赤道を越え東はミッドウエー島近海に及んだ鯉鮪業も敗戦に依り後退を余儀なくされたが聯合軍の好意に依つて昨年九月及び本年六月の漁区拡張許可に依り重要漁場の大部分に出漁出来るやうになった。

新規則は従来の様子に隻数を制限したり禁止区域、禁止期間等を設定してゐない。尚同業者は一航海毎に其の成績を報告しなければならない。

#### 補償関係五法案成立

政府は戦時補償打切を動機とする日本経済再建のため補償関係五法案の議会提出をめぐつて最後の総任上に努力してゐたが、二十四日漸く全法律が成案したもので、二十五日の閣議で正式決定を見た上、二十七日議會へ提出することゝなつた。これらの法案は戦時補償の打切とその後の措置を規定した日本経済の将来を決定する重大法案であり政府が六月初旬戦時補償の全面打切を決意してから四ヶ

月、全産業界の異常な注視と関心の下に幾度か内容に根本的変更を加へ、又議會々期も再度に亘つて延長を重ね遂にこゝにその全貌を現すことゝなつたものである。而して二十七日議會へ提出後、三度会期を延長して五日乃至七日間の中に兩院を通過、成立するものと予想されるが政府はこの超速度審議に万全を期すため今後は對議會工作に全力を傾注する筈であり、このため二十四日も特に首相官舎で法案内示会を開き、各政党の代表を招き審議促進に協力を求め更に、二十五日も貴族院各派代表約三十名を首相官舎に招き同様協力を求める筈、五法案の要綱次の通り。

#### (一) 戦時補償特別措置法案要領

##### ▽第一 措置の概要

- 一、戦時補償請求権は原則として課税により消滅させる
- 二、会社等の終戦前の資金の融通等に因る損失の政府による補填は本法施行後行はず
- 三、政府が会社等の為になした保証は本法施行の日より失効とする

##### ▽第二 戦時補償請求権

政府又は特定機関(産業設備営団など)に対する請求権で

- 一、弁済期が昭和二十年八月十五日以前で同日まで未決済のもの
- 二、弁済期が昭和二十年八月十五日以後で発生原因が同日以前のもの

##### ▽第三 納税義務者

本法施行の際戦時補償請求権を有し又は本法施行前にそれについて決済を受けらる者

##### ▽第四 課税価格

戦時補償請求権の価格又はそれについて決済のあつた金額

##### ▽第五 控除

- 一、原則として一請求権毎に二万円
- 二、個人の戦争保険等の請求権請求権者毎に五万円
- 三、控除の総額は十万円を超過し得ず

▽第六 免除

地方公共団体が免除される外公益法人等は一定条件の下に軽減又は免除する

▽第七 税率  
百分の百

▽第八 申告及び納付  
申告納税の方法による

▽第九 代位納付

一、納税義務者以外の者(例へば下請業者)で特殊預金等を有する者

二、特殊預金等を債務の弁済として譲り受けた金融機関等は納税義務者に代位して本税納付の義務がある

▽第十 求償権

代位納付義務者等は、その納付に充てた特殊預金等を取得するに要した対価に相当する金額について納税義務者等に対し求償権を有する

▽第十一 罰則

本税の趣旨に鑑み相当程度の罰則を規定してある

(二) 企業再建整備法案要綱

一、目的

本法は会社経理応急措置法の適用を受けるものについて、戦時補償特別税課税等により生ずる損失を適正に処理しその速かな再建整備と、産業の回復振興を図ることを目的とする

二、特別損失及びその負担

イ、特別経理会社の戦時補償特別税の課税額、在外資産、第二封鎖預金、その他終戦又は戦時補償特別措置法の施行に伴ひ生ずる損失額等を左の順序及び割合により、負担させる

ロ、(一)繰越益金、積立金の全額まで (二)資産の再評価益の全額まで (三)資本金の十分の九まで(未払込の徴収の具体的方法については各企業の整備計画に於いて立案させる) (四)旧債権の十分の七まで (五)(三)により損失を負担した残りの資本金の全額まで (六)(四)により損失を負担した残りの旧債権

の全額まで

ハ、但し十万円以下の会社については資本金の負担割合を五割とする

ニ、特別損失を負担する旧債権は、会社の提出する整備計画の認可のあつたときに消滅する

ホ、会社財産の評価は、整備計画に之を記載し、主務大臣の認可を受けてこれを行ふ

ヘ、整備計画の実行に当つて、資産の処分益等を生じたときはこれを旧債権者に払戻す(先叩きを防ぐため期間を設定しない)

三、整備計画の立案及び認可

イ、特別経理会社の特別管理人は、一定時期までに主務大臣に整備計画を提出する

ロ、整備計画には会社の存続、解散、合併、減資、第二会社の設立、特別損失の額、旧債権者のその負担額、未払込株金の徴収、指定時後の新勘定の債務の第二会社への承継等に関する大要を記載する

ハ、主務大臣は公益上必要があるとき又は株主及び債権者よりの異議が理由があると認めるときは整備計画を修正認可することができる

ニ、主務大臣は整備計画の提出のない会社、再度不認可になつた会社に対し解散を命ずることができる

四、整備計画の実行

イ、特別経理会社は整備計画の認可を受けたときは当該計画に従ひ遅滞なく整備を行ふ

ロ、整備計画の実行については商法其他の法令、定款、既存の契約の定めにかまはらず、会社は特定の行為をすることができる

ハ、特別経理会社は原則として整備計画の認可を受けた日に旧勘定及び新勘定を併合し、整備計画の実行を終つたときに特別経理会社でなくなるものとする

五、経済再建整備委員会日本法の円滑な運用を図るために、勅令の定めるところにより経済再建整備委員会を置く

(三) 金融機関再建整備法案概要



## 第一 資産及び負債の調査

一、旧勘定に属する債権(預金等を除く)を申告させ、整理債務の範囲を確定する

二、指定時における新旧両勘定の資産及び負債の明細表を作成して、整理の基礎を明確にする

## 第二 資産及び負債の評価

一、暫定評価基準は一月一日までに決定を終り、金融機関は、その期日後一定期間内(二月十五日まで)に、この暫定評価基準によつてその総財産を評価する

二、確定評価基準は随時決定されるから、金融機関の財産も随時(毎月末)確定評価基準によつて評価される

三、右によつて生じた評価益及び評価損は総べて旧勘定の損益として処理する

## 第三 中間処理(旧勘定の資産及び負債の移換)

一、旧勘定(旧金融機関)の負債(整理債務)は左の場合には、新勘定(新金融機関)に移し換へられる

マイ、第二、一の評価前においては、特に資産内容優良のとき

マロ、第二、一の評価後においては、整理債務に配当し得る金額が、一定額以上となつたとき

二、旧勘定(旧金融機関)の現金小切手、確定評価済財産は、原則として新勘定(新金融機関)に移し換へられる

## 第四 最終処理

一、最終処理は左の場合に開始する

マイ、第二、一の評価の結果資産内容が特に優良なことが判明したとき

マロ、総資産中の大部分について確定評価基準が決定したとき

二、一の(イ)の場合においては主務大臣の認可を得て新旧勘定区分を廃止する、この場合必要があれば積立金の取崩しを行ふ

三、一の(ロ)の場合においては一定期日に勘定を締切つて最終処理方法書及び計算書類を作成しこれに基いて最終処理を行ふ

四、三の勘定締切の結果益が残るときは、その益を特別準備金として積立て新旧勘定区分を廃止する

五、三の勘定締切の結果損が残るときは

(一)評価益 (二)積立金 (三)資本金額の九割 (四)法人の預金等のうち

(1)五百万円超の部分の七割 (2)百万円超五百万円以下の部分の五割 (3)十万円超百万円以下の部分の三割

(五)法人の預金等の残額及びその他の整理債務の七割 (六)残余の資本金額 (七)残余の整理債務 (八)指定債務の順序に損を負担する

右の負担の方法は、評価益は損の額から差引き、積立金は取崩すものとし、資本金額については減資及び未払込金の徴収を行ふものとし、外部債権は消滅するものとする

六、五による損が埋めきれなかつたときは、残余の損は一定の基準により政府で補償する

七、五の損失負担の結果資本金額が零となるときは、金融機関はその新勘定の資産及び負債を他に一括移転した後解散する

## 第五 整備の促進

一、金融機関は、資本の減少を行ふべきときは、整備計画書を作成し、これに基づき旧勘定の最終処理完了の後再建整備を行ふ

二、金融機関は、その新勘定の資産及び負債を第二銀行等新金融機関(旧勘定のないものに限る)に譲渡することができる

三、金融機関の整備を促進するため必要があるときは、主務大臣は経済再建整備委員会の議を経て、金融機関の合併、資本の増加、事業の譲渡等を命ずることが出来る

(附) 戦時補償の特別処理等に伴ひ大蔵省預金部並に簡易生命保険及び郵便年金特別会計に生ずべき損失の処理について別に法律を制定する

## (四) 特別和議法案の要領

戦時補償に関する特別措置に関して破産に瀕する個人、公益法人等のため、その者の債権者にも損失を衡平に分担させて、個人生活の安定又は健全な法人事業の維持を図るため大要左の内容の特別和議制度を創設する

イ、前項の債務者を救済するため裁判所が関与してその債権者等との間に期限の猶予、分割弁済債権の一部放棄その他を内容とする和議を成立させること

ロ、その手続は原則として現行和議制度に準ずること

ハ、破産に瀕する債務者のため広く和議開始の申立権を認めること

ニ、破産手続、和議手続、強制執行、仮差押、仮処分又は競売手続等に優先して

この手続を実施すること

ホ、特別和議条件及びその認可に関する現行法上の諸制限を適当に緩和すること

ヘ、妥当な和議を成立させるため和議条件を裁判所が変更する途を拓くこと

ト、和議手続中和解をなす途を拓くこと

チ、この措置は専ら金融機関経理応急措置法及び会社経理応急措置法の適用のな

い債務者を対象として実施すること

(五) 財産税法案要領

第一 納税義務者及び課税物件

一、無制限納税義務者は調査時期に有してゐた財産

二、制限納税義務者は調査時期にこの法律の施行地に有してゐた財産

第二 非課税財産

生活に必要な家具、什器等

第三 課税価格

一、無制限納税義務者は財産価額から債務公課等を控除した金額

二、制限納税義務者は財産の価額からその財産を担保としてゐた債務等を控除

した金額

第四 課税価格からの特別控除

一、戦災者及び引揚者控除 戸主三万円、家族五千元

二、人的控除 一人に付二千元

三、寡婦及び不具廃疾者控除 一人に付五千元

第五 免税点及び税率

免税点を十万円とし十万円超百分の二十五より千五百万円超百分の九十

第六 申告及び納付

一、申告納税の方法による

納税義務者は課税価格を計算して一定期間内に政府に申告すると共に自己の

計算した課税価格によつて財産税額を算出して一定期間内に納付する

二、旧勘定預金等による納付、物納及び延納を認める

第七 課税価格更正又は決定

政府の調査額と申告額と異なる場合及び申告のない場合は調査委員会に諮問し

て更正又は決定ができる

第八 その他(一)財産価格等の公表 (二)第三者通報制度の採用 (三)質問権

又は検査権 (四)罰則

賠償工場の一部変更

総司令部は二十一日附をもつて賠償充当工場の表を一部訂正、軸受工業中日本精工多摩川工場を削除し、其代りとして同社大崎工場を追加した。又航空機工場、陸海軍工廠、研究所で二十七工場を削除し四工場を追加した。尚最初指定した工場について調査を継続した結果非常に破損して賠償用に充て得ないもの、名前が重複してゐるもの、存在しないもの等が出て来たためリストの変更を行ったものである。

星島商相石炭増産根本方策発表

星島商相は二十五日衆議院石炭コークス委員会で石炭問題に関する各委員の質問に答へ (一)補給金 (二)労務 (三)食糧 (四)資金 (五)資材 (六)坑木 (七)国家管理 (八)新坑開発 (九)配給機構の刷新の九項目に亘る増産第一主義を中心とした根本方策を発表したが、これは経済安定本部の石炭対策委員会で細目を決定し近く政府の石炭問題解決案とし正式決定するものと見られる、石炭問題根本方策次の通り。

- 一、補給金 ①現行石炭補給金制度は十月末までとし十一月から廃止する、十月分までの補給金は追加予算で増額するが、大体趣当り二百六十円(現行百円)の予定である ②十一月からはガス鉄道等の大口消費部門に対し補助金制度をとる ③出炭助成策の一環として生産条件の悪い炭礦に補助金を交付し且つ生産割当超過の炭礦に対し割増金を交付するなどの措置を講ずる
- 二、労務 増産に対する労務者の協力を求めるため現行賃金を最低とし能率給を採用して褒賞制度をとる

三、食糧 加配米は種々の事情で山元に行き難いことがあつたので今後山元へ直送主義をとり加配米は必ず労務者の手許に渡るやうにする

四、資金 復興金融金庫及び産業再建営団(仮称、設備営団改組)から積極的に融資する

五、資材 鋼材その他の資材は専門工場指定し急速増産を図る

六、坑木 国有林の払下げを受け松以外の木は松と交換するパーター制の採用によつて坑木を確保する(註、坑木は松を使用する)

七、国家管理 礦区分合整理に関する調査会を設け調査した結果に基づき重要鉱物増産法を適用し礦区分合整理を行ふ

八、新坑開発 採算の合はぬ炭礦(北海道地区に多い)新坑の開発には国営的開発を行ふが、国営主体は特定のものとして産業再建営団、鉄道、石炭庁などが当る

九、配給機構の刷新 石炭需給調整の適正を図るため生産者、需要者、官民学識経験者で石炭配給協議会を設置し日炭の改組刷新を断行する、併し日炭の改組に当つては失業者を出さない方針である。

人造石油、合成ゴム工場等十七工場賠償目的に充当

総司令部九月十二日極東委員会が採択した方針に従ひ人造石油、及び合成ゴム工業部門に属する工場も賠償目的に当てられる旨二十七日発表。

日本にある合成ゴム工場は入工場、人造石油工場は九工場で賠償に当てる工場の選定は近く行はれる予定である。

補償打切實際額

石橋蔵相は三十日の衆議院戦時補償特別措置法案はか五件委員会で今回の戦時補償特別税の課税対象となる戦時補償請求権の総額は八百九億円、その控除額は百四十億円となるとみられるので実際の補償打切額は差引六百六十九億円にのぼると説明した。

従つて同法案施行と同時に打切られる元利金、政府保証社債等に対する保証額百九十八億円命令融資に対する政府保証額五十億円を合計して同法案による擬制

資本の打切総額は約九百十七億円に達するわけである。

大蔵省政府保証社債発行高発表

大蔵省主計局長は政府保証社債発行高百九十八億五千四百万円、配当補給金は大体八千二百七十七万円である旨発表した。その内訳は次の通りである。

▽日本興業銀行債券普通券六十億八千三百万円、割引券六億四千三百万円

▽戦時金融庫普通戦時金融債券三十七億五千三百万円、特殊借入金四千四百万円

▽北支那開發会社開發債券二十億三千万円

▽産業設備営団設備債券十七億五千万円

▽日本發送電社債十四億七千九百万円

会社、法人の配当に対する補給金の支出予定額(二十年度)

▽北支那開發二百十九万円

▽帝國興業開發三千五百万円

▽日本發送電三千五百二十万円

▽帝國燃料興業九百七十八万円

總計八千二百七十七万円

八月中興復復興金融部貸付概況

八月一日発足した興復復興金融部八月中の貸付概況は借入申込受付三十八件(四千八百万円)に対して貸出を行つたものが三十四件(四千百万円)となつてを

り、その内訳は八月分定期的給与の申込二十八件(二千七百万円)に対しては全部貸出を行ひ設備資金三件に対し二件、運転資金七件に対し四件の融資を行つてゐる、以上のやうに八月は金融緊急措置令改正に基因する定期的給与の借入申込が圧倒的に多く総受付件数の七割四分に達してをり、これに反し所謂産業復興に要する生産資金が殆ど見られない。

この理由として復興金融部では補償打切が緒についたばかりで具体的企業再建計画を樹てる迄に至らなかつたためであるが、窓口相談が四百数件に及びしかも業種は凡ゆる種類を網羅してゐるといふ事實は未だ復興金融に対する一般の認識が徹底してゐない証左としてゐる。

八月中の復興金融貸付概況次の通り(単位 千円)

申込受付高	件数	金額
三	三八	四八、五三一

内訳	八月分給与	二八
設備資金	三、七五二	
運転資金	七三	
貸出実行高	三四	
内訳	八月分給与	二八
設備資金	二、九三九	
運転資金	四二	
第一封鎖預金設定申請月末迄延期	四一、八七一	
	二七、九三九	
	二、九九二	
	一〇、九四〇	

八月十一日実施した金融緊急措置令の改正で従来の封鎖預金は第一第二封鎖預金に分れるので個人一口三千円以上の封鎖預金は九月十日までに第一封鎖預金等設定申請書を預け先金融機関に提出することになったが、申請書の提出状況が捗々しくなくこのまゝ期限を超過すると申請しない封鎖預金は全部第二封鎖として取扱ふことになるので、大蔵省では今回この期限を二十日間延長し九月三十日まで申請書を提出出来るやう七日省令を改正実施した。なほ公益団体の第一封鎖指定申請書の提出期限も同様に取扱ふ。

大蔵省証紙貼布紙幣回収決定

大蔵省では証紙を貼付した日銀券(八月十四日現在百十五億一千九百万円)を偽造防止等のため回収する準備を進めて来たが、引換用の新券の準備も完了したので十月三十一日迄に証紙を貼付した日銀券は総て新券と引換へ、それ以後は強制通用力を失ふこととなり日本銀行券預入令の特例の件を告示する。

公益団体の第一封鎖預金範囲決定

第一封鎖預金の指定に関する運営方針を決定今後次の基準で第一封鎖預金の指定することとなつた。基準次の通り。

- 一、公益団体指定方針
  - ①委員会の指定する公益団体は慈善団体、教育団体、医療団体その他これに準ずる専ら公益を目的とする
  - ②団体とする公益団体といふのは社団法人、財団法人のやうな法人格を有するものでなく法人格を持たない任意団体も含む
  - ③専ら公益を目的とする団体といふのは営利を目的としない団体といふよりも狭く解し、其団体の行ふ事業の実体が高度の公益性を持つものであつて委員会

がかかる団体を指定する結果他の一般の第二封鎖預金者の負担を増しても已むを得ないと認められる場合に限る

- ④但し次のものは公益団体の指定をしない(イ)過去に相当の公益的活動をしてゐたが、現在の事業活動状況が沈滞してゐる団体(ロ)経済取引を主たる事業内容として一般会社と実体が類似してゐる団体(ハ)活動状況概ね不振で役職員の救済機関的色彩が濃厚であるか又は清算中の団体(ニ)その他事業活動の状況が公益団体として指定するに適當でないと思はれるもの
- ⑤同一団体の本部と支部、一般会計と特別会計とは一括して一団体として取扱ふが、共通の名称を使用しながら実体が完全に独立してゐる場合はこの限りでない(この適用を受けるものは教会の学校、病院や日本赤十字社、恩賜財団、同胞援護会、本願寺等極めて多い)
- ⑥個々の事案につき委員会の決定があつた時は以上の規定に拘らず特例を設けることが出来る

二、封鎖預金等指定方針

- ①基本財産の場合(基本財産又はこれに準ずる資産のうち封鎖預金の占める割合に従つて次の区分で第一封鎖預金を計算する)
 

基本財産中封鎖預金の割合	計算割合
十割以下七割超	八割
七割以下四割超	六割
四割以下	四割
- ②収入金の場合(事業年度収入金は本年度の既収入金から既支出金を控除した残額の中封鎖預金となつてゐる金額に応じ次の割合で計算する)
 

本年度収入金中封鎖預金の額	計算割合
五万円以下の部分	十割
五万円超三十万円以下の部分	八割
三十万円超百万円以下の部分	六割
百万円超の部分	四割

但し今年各団体とも赤字のため前年度繰越金及び基本財産以外の財産で封鎖預金として運用してある金額は右に加算することとする

③右の①基本財産と②収入金に従つて計算した金額の合計額が法定限度（五万円超過金額につき五割以内且つ総額百万円以内）を超える時は指定金額は法定限度以内に止める

④具体的指定金額は団体の実情を勘案し法定限度内で適当に斟酌することが出来る

⑤指定金額が三十万円を超える時は省令に基き大蔵大臣の許可を要する

八月中興銀復興金融状況

大蔵省復興金融課長は八月中に興銀特別融資部で取扱つた融資申込金額、申込業種別、成立した融資金額（九月四日現在興銀調査）を次の通り説明した。（単位金額 千円）

一、融資金額

業種	件数	金額
▽運転資金	三三	三八、八七九
機械器具	一六	一三三、六八三
鉄鋼	四	六四七
鋌山	二	三、〇四二
土木建築	二	四五〇
運送	三	三、二〇〇
木工	一	四〇
石油精製	一	七、〇〇〇
造船	一	四八五
化学	一	一五七
雑	二	一七五
▽設備資金		
漁船建造	一	二、〇〇〇

国内経済調査（上）昭和二十一年七月—九月

釜山精練設備

計

一、金額別

百万円以下  
百万円以上

一、地方別

東京

大阪

（運）  
（設）

名古屋

（運）  
（設）

静岡運転資金

神戸同

福岡同

富山同

広島同

北海道同

八月末預金部状況

八月末預金部状況は原資合計六百五十一億九千一百万円で前月末に比し、五億七千一百万円の減となつた。すなわち原資部において大口である郵貯および貯金切手収入預金は五百二十一億九千八百万円で前月比十億二千六百万円の減を示し、貯蓄債券等収入金預金は二十五億七千四百万円と同様三百百万円の減を見てをり、独り簡易生命保険および郵便年金預金は四十一億八千七百万円となり二千五百万円の増を示してゐる。一方運用の部においては国債証券が四百七十六億九千万円となり、前月末比十九億八千二百万円の減を示し、一般会計および特別会計等貸付金は二十四億七千七百万円と四億七百万円の増となつた。その他地方債証券及び地方公共団体等貸付金四十二億九百万円（七千九百万円減）特銀等債券及び貸付金

一 九九二  
三四 四一、八七一

二四 六、五七一  
一〇 三五、三〇〇

八 二〇、〇〇四

一〇 一五、八二〇

（九） 一三、八二〇

五 二、〇〇〇

（四） 三、七三〇

二 二、七三八

二 九九二

一 一〇〇

一 一〇〇

四 一、七四三

二 一九七

一 一三五

一 四二

四十三億三千七百万円(七千三百万円増)特殊会社等債券及び貸付金三十二億七百万円で現金は十三億三千三百万円となり十億円増の増を見てゐる。

聯合軍総司令部正式に承認せられたる外交官に対する金融緊急措置令の適用に関する見解表明

総司令部二十六日の発表により日本に於けるすべての「正式に承認された」外交官、東京駐在の法王庁代表団員並に万国赤十字社代表は日本政府による金融緊急措置令の適用を受けないことが明かにされた。但し独、伊兩國の元外交官は適用を受ける。

肥料金融懇談会設置

肥料工場の復興資金は日本肥料会社で一括融資することゝなつてゐるが、その円滑適正を期するため今回官庁、金融機関、業者、学識経験者等の関係者で肥料金融懇談会を組織し、その第一回会合を十八日日銀で開催当面の復興資金融通方法を審議した。

肥料資金融資額の内訳は次の通り(単位 千円)

資金名	決定高	融資高(十八日現在)
硫酸設備復興資金	六八九、〇八九	五七三、四七〇
石窒	九七、六六四	七二、八一四
品代前貸資金	九五、一六〇	七七、九九七
其他運転資金	一〇、三二六	一〇、三二六
合 計	八九二、二三九	七三四、六〇七

石炭生産費並に消費者価格発表

石炭鉱業会調査による昭和十五年下期から二十一年上期までの石炭生産費並に消費者価格は次の通り。

生産費(単位 匁・点円)	上期	下期
十五年	一	一五・七八
十六年	一七・一三	一八・〇二
十七年	一九・四二	一九・六八

十八年	二一・三二	二四・一三
十九年	二八・九九	三八・〇二
二十年	五八・八八	二六二・四五
二十一年(推定)	三六八・〇〇	

この内訳は大体物品費二割、労務費三割七分、経費その他四割三分である。

消費者価格

自昭和十五年上期  
至昭和二十年上期

昭和二十年下期 二〇・一三  
昭和二十一年上期 八五・〇〇  
昭和二十一年下期 一五〇・〇〇

生産費と消費者価格との差は補給金で賄つてゐる。

石灰窒素工業第三次融資

石灰窒素工業三次繋ぎ資金 石灰窒素工業に対する復旧、転換資金としては肥料シンデケート団から日本肥料を通じて繋ぎ資金の形式で既に一億四千万円を融資したが、この程九、十両月分として第三次繋ぎ資金四千七百万円の融資を決定、近く貸出すことゝなつた。第三次資金の工場別所要額は次の通り(単位 千円、括弧内は工場名)

昭和電工(鹿瀬)五、〇〇〇▽信越化学(直江津)五、〇〇〇▽電気化学(青海)四、六六九▽同(大牟田)五、三三一▽日本カーバイド(魚津)一六、〇二〇▽揖斐川電気(西大垣)三、四〇〇▽東北電気(福島)一、九九〇▽中越電気(滑川)五、六七六 計四七、〇八六

経済安定本部肥料融資委員会設置

商工省では本年度肥料工場設備所要資金総計二十五億円の融資についての方針を検討してゐたが、企業者側の意向を参酌して

- 一、共同融資団による融資
  - 二、新設される復興設備営団による建設(復興金融金庫による融資)
  - 三、増資
- の三方法を採り、その円滑化に当つては経済安定本部に融資対策委員会(仮称)を

設けることになった。右三方法の内容は次の通りである。

一、肥料共同融資団による融資

- (1) 社債の引受方法により速かに融資する、社債発行限度を超える額及び社債発行を適当としない会社の所要資金は共同融資契約(借入金)により融資する  
 (2) 右社債発行又は契約成立までの所要資金は農林中央金庫より日肥を通じて資金を融資する

(3) 前二項の措置に過燐酸石灰工業を追加する

二、復興設備営団による建設Ⅱ昭和電工川崎工場第二期工事及び同塩尻、旭川、富山、秩父工場の外産業設備営団の所有に属し既に三億六千万円の負債を負ひ更に和歌山工場に対し一億一千万円の資金を要する日産化学と貧乏により企業の危険性の大きい下田加里興業は復興設備営団で行ひ、所要資金は昭和電工同様復興金融金庫から仰ぐ、差当りの繋ぎ資金は右三会社に対し興銀又は日肥より融資する

三、増資Ⅱ共同融資契約により生ずる自己資本と他人資本の比率不均衡は増資により是正する

なほ建設資金中一部自由支払措置は引続き行ひ支払率の引上げも考へてゐるが、現在増資した会社は日肥の四日市工場一億円、東洋高圧の砂川工場一千五百万円で、二十五億円の内訳と各社の調達希望は次の通り

(単位 千円)

所要金額	増資	共同融資団	他銀行よりの借入	復興設備営団
硫 安	一、九六、九六六	一一五、八七五	九四、七〇〇	五五、〇〇〇
石灰窒素	四二二、四〇三	〇	〇	三三、〇〇〇
過燐酸石灰	一一〇、六五四	〇	一一、一三五	〇
計	二、五〇九、九三三	一一五、八七五	一〇五、八三三	七六、〇〇〇

△社債又は借入金による共同融資団からの融資希望会社 日産水保、三菱黒崎、日産富山、日東入戸、横浜、東洋高圧大牟田、彦島砂川、別府化学別府、宇部興産宇部、東亜合成名古屋、旭化成延岡、東北肥料秋田、昭和電工川崎、日新

国内経済調査(上)昭和二十一年七月—九月

新居浜Ⅱ以上硫安、東北電気賀川、昭和電工鹿瀬、信越化学直江津、武生電気化学青梅、大牟田、日本カーバイド魚津、揖斐川電気西大垣、東北興業福島、中越電気滑川Ⅱ以上石灰窒素

△復興設備営団によるもの(復興金融金庫による) 昭和電工川崎工場の第二期工事、日産化学和歌山Ⅱ以上硫安、昭和電工旭川、塩尻、秩父、富山Ⅱ以上石灰窒素、下田加里興業

△増資 日本肥料四日市、東洋高圧砂川工場の一部  
 運輸省、自動車購入に融資決定

運輸省では従来自動車業者が資金難のため新車の購入が円滑に行かず、そのため輸送力の増強に支障をきたしてゐるのでこれが融資方法に関し大蔵省と折衝した結果、二十一年度下半期分(上半期の未払分も含む)として二億五千万円を無担保年六分以下の利息で融資することに内定、差当り十月分割当及び従来の未取引分約一千三百輛に対し四千万円を融資することになった。

即ち二十一年度下半期及び上半期末払分民営、公営のバス、トラック六千輛を対象としこの購入資金四億二千万円の約六割に当る二億五千万円を融資、最高五ヶ年間に月賦返還を行ふもので業者側は社団法人自動車会議所がこの斡旋に当り資金の割当を行ひ、借手は全国貨物自動車運送事業組合及び全国乗合旅客自動車運送事業組合となつてゐる。

なほ従来自動車業者に対し地方銀行が運転資金の融資に當つたことはあるが設備資金の貸出を実施することになつたのは今回が始めてである。

マ元帥全炭礦国有化提案

マッカーサー元帥は対日理事会にメッセーヂを送り、日本炭礦の国有化を次回会議で審議することを提案し次のやうに述べた。

石炭は日本経済の基礎をなすものであり、従つて石炭の多寡及び価格は大体商品の多寡を決定する。炭礦業は既に殆ど政府の補助金で賄はれて来た。公共事業として炭礦を国有化するとしたならば、日本の金融的再編がなされつゝあるときに実施すべきである。

対日理事會に提案された炭礦の所有權並に補助金支出の方法に関するメモランダム要旨

四日の第十四回対日理事會に提案された炭礦の所有權並に補助金支出の方法に関するメモランダム要旨の通り。

一、炭礦の所有權及び補償金による助成の如き石炭生産上の重要な要件に対し適用すべき政策を考案すること

二、少くとも目下のところは日本における普通石炭の供給は十分である。生産はと、數年來月産三百萬噸以上の水準を維持し一九四〇年には月平均四百七十七萬七千噸のピークを示した、日本の平時經濟における最低需要を充たし必要な輸出を行ふためには二百五十萬噸乃至三百萬噸の月産量が必要と推定される

三、戦時及び戦前多年にわたり採炭は朝鮮人の強制労働によりなしとげられて来た、併し終戦後朝鮮人が帰国したためこれに代つて日本人炭坑夫が補充された、併しながら全炭坑労働力の交替及び多くの原因に基く一般的な混乱によつて占領開始以來日本の石炭生産は著しく減つた。生産は漸増傾向を示し約月産百六十萬噸程度にまで達するに至つたが現在はこの水準で危く足踏みの形を示してゐる

五、近代日本の成立以來石炭生産は常に多かれ少なかれ巨額の政府の補償金を受けて今では普通應当り百圓の補償金が支払はれてゐるが、これは過去六ヶ月間インフレによるコスト高を補ふため大幅に引上げられてきたものである。補償金は今まで生産への刺戟といふよりはむしろ消費者價格の低下を狙つた損失補償の性質をもち現在でもさうである

六、食糧、原材料、労働及び生活水準等々の問題の如き各種の運営上の欠陥は行政措置によつて解決をつけることが出来るが石炭生産に重要な意味をもつ所有權及び金融關係の若干の政策問題がありこれは今日考慮に値ひする、すなはち

(A) 第一に日本の炭礦業は凡ゆる經濟活動ときはめて密接に關聯しており、したがつて国有化の提案を検討する理由が十分ある、現在炭礦業への補償金支払は売却價格より多くなつてゐるのが普通で事実上政府資金によつて行はれてゐるも同然である。また戦前戦時を通じ經營は大半政府が所謂國策会社たる日

本石炭會社を通じて決定した、もしも公共事業として炭礦業が国有化されるべきであるとしたならば炭礦の大所有者たる財閥の解体が行はれ日本の全般的金融再編が実施されてゐるこの機を逃さず近き将来において実行すべきである

(B) 第二にもしも炭礦業を国有化しないことに決定するならば補償金支払の問題に特別の注意を払はなくてはならない、石炭は日本經濟の基礎をなすものであり、したがつて石炭の多寡及び價格はまづ少くとも他の商品の大部分の多寡を決定する。事情がかくの如くであつてみれば日本政府が現に行つてゐるやうにたゞ単に要求された損失を補ふため日本石炭鑛業會に巨額の金を与へることとは不適切であり拙策といはなくてはならない

したがつて問題を検討すると日本の石炭補償金制度の完全な改革が必要なることが明かとなる、現行補償金制度にかへるに、生産割當に基いたスライディング・スケール式増産奨励金制度をとることも一案として考へられる。

#### 總司令部石炭増産対策として等級別報奨案採用

○總司令部は石炭増産に拍車をかけるため信賞必罰主義に基く一案を考慮中でこれには生産をサボリまたは従前の採炭実績を著しく下廻る炭礦は日本政府によつて運営せしめるといふ重要内容が盛り込まれる筈である。

本案は炭価に關する六項目の根本案からなり、十一月開催予定の炭礦業者會議と礦夫側代表に日本政府が呈示する筈である、新價格制度ではインフレ的補償金は大部分廃止し、代りに等級別報奨制を採用生産割當量を達成した炭礦には報奨金を与へ、達成しないものには懲戒的措置が加へられるもので、報奨金は炭礦主と炭礦勞務者との間で配分し、後者に対する分の管理は炭礦勞務者委員會がこれに任ずる。

#### 價格制度の基本六項目

配給並に價格統制課のH・Fアルバー氏によれば價格制度案の基本六項目は次の通り。

一、炭価は日本全炭礦の入割の平均生産原価の線に設定する、その結果は米國の物價管理局の「バルク・ライン制」の場合と同じく右平均原価で經營する高エネルギー炭礦には利益となり、約二割の低エネルギー炭礦には不利益となる



二、全出炭量月二百五十万噸を達成するやう(現在月産百六十万噸)各炭礦に生産割当をなし、この割当高の七割五分以上を生産した炭礦に対しては基準価格のほかに等級別報奨金を支払ひ、この報奨金は経営者と労務者の間で分配する

三、生産者は現行価格制に規定する「適正価格」を超えて利潤を受けない

四、経営上損失を生じたときは、その証拠を添へて申込みば政府が負担する

五、遊休炭礦又は従前の出炭量に比し不当に出炭の少い炭礦は政府が接収して経営する

六、炭礦労務者委員会は報奨金の内労務者分の配分に任ずる

従来の非能率炭礦が増産により利益を挙げると政府のこれに対する出炭補助金支出は不要となり、従つて赤字は補填されるであろう、日本の物価庁は目下出炭費を調査中であり十月十五日までにはこれを完成する予定である。炭礦労務者は一般工場労働者よりも高い賃金を支給されてゐるが、増産意欲を刺戟するものは賃金でなくて食糧である。これは八月聯合軍の好意による放出食糧の配給を受けると九州の出炭量が飛躍的に増大した事実に徴しても明瞭である。報奨金制度を実施すれば従来増産に資するところのなかつた巨額の補助金は不要とならう。但しこの報奨金制度の下でも従来に比し極めて少額の補助金を引続き交付することも出来る。

七月中主要物産生産実績発表

商工省では二日七月分の主要物産生産実績を発表したが、これによれば主要百二品目中六月に比し生産の増加したもの四十七品目、減少したもの四十品目、保合十五品目で、全般的に見ると漸く手持材の枯渇と石炭、鉄鋼等の基礎材の不足が響いて生産は足踏み状況を示してをり、今後は棉花、絹織物等の輸出入ものを除き逐次生産減を来すものと見られる。

品目別生産実績は次の通り(▽印減)

品目	単位	七月	六月比	品目	単位	七月	六月比
石炭	千噸	一、六一八	一四	瓦	千立方米	二七、二九九	△
亜炭	噸	一五八	一二	国産原油	噸	二〇、三三二	△
コークス	噸	一一三	△	製油処理量	噸	二七、七三七	△
				精製揮発油	噸	二、六七四	△
				燈油	噸	一、八五九	△
				軽油	噸	一、一八七	△
				B重油	噸	八、七四七	△
				C重油	噸	五〇六	△
				機械油	噸	五、一七四	△
				半固体機械油	噸	一、二六四	△
				電力(火力)	千KWH	三六、九七三	△
				(水力)	噸	二、三六一、八〇七	△
				鉄	噸	一四、一〇九	△
				普通鋼鋼材	噸	一九、八九六	△
				特殊鋼鋼材	噸	七、六六五	△
				金	瓦	六七、八六七	△
				銀	噸	三、三三〇	△
				電氣	噸	二、四四五	△
				硫黄	噸	二、七六九	△
				鉛	噸	四〇七	△
				亜鉛	噸	九六〇	△
				水銀	噸	六、一二九	△
				錫	噸	〇	〇
				鉄	噸	六七、〇二一	△
				硫化鉄	噸	三八、四七八	△
				金	瓦	一二八、七一二	△
				銀	噸	三、四五五	△
				銅	噸	一、五五〇	△

錫	錫	三、九〇〇	△	九〇〇	一般洋紙	千封度	一九、四四六	△	三一
電線	電線	二、八六〇	△	四一〇	人絹パルプ	英噸	三、八四三	△	九七五
電線	電線	二〇〇	△	〇	SP製紙パルプ	〃	四、〇一六	△	二一六
釘	釘	二、七九五	△	一三八	GP	〃	一一、六七七	△	六三八
針	針	一〇四	△	三〇	KP	〃	三九五	△	一一九
鉄線	鉄線	一、三二六	△	一四〇	AP	〃	八八	△	一五
シヤベル・スコップ	シヤベル・スコップ	三四二	△	四六	綿糸	千封度	八、八五四	△	五、九七八
ツルハシ・ハンマー	ツルハシ・ハンマー	九三	△	一三	毛糸	〃	二、五五四	△	一七
鋳鉄管	鋳鉄管	六〇六	△	六八	人絹	〃	九二四	△	四九
アルミニウム	アルミニウム	四二二	△	一四	スフ糸	〃	一、一七九	△	一、五六四
製材木工機械	製材木工機械	二二、一五四	△	五、〇三二	絹糸	〃	一七七	△	三九
農機	農機	五六、〇〇〇	△	九、〇〇〇	スフ	〃	二、一五二	△	六六六
紡機	紡機	一八	△	一八	綿織物	千平方碼	八、〇〇〇	△	三四
織機	織機	五五二	△	二二二	毛織物	〃	一、二五五	△	五
汎用電動機	汎用電動機	七、五九三	△	三、〇五一	人絹織物	〃	四八六	△	四四四
汎用変圧機	汎用変圧機	二、七九五	△	六九〇	絹織物	〃	一、一二七	△	五八九
ラヂオ受信機	ラヂオ受信機	四八、一一九	△	一〇、六二九	麻織物	〃	二、三九八	△	一
真空管	真空管	二一七	△	三三	漁網	千封度	四四八	△	九五
電球	電球	二、五六一	△	四〇七	鍋	千箇	六二九	△	二五二
時計	時計	六五、三三四	△	八、〇二八	釜	〃	三二七	△	六二
写真機	写真機	一、九三四	△	五五〇	草靴	千足	四五五	△	二二
帯鋸	帯鋸	未報告	△	〃	ゴム靴	〃	二二二	△	五七
丸鋸	丸鋸	〃	△	〃	地下足袋	〃	七二七	△	一、二四二
ポンプ	ポンプ	一、四五〇	△	一八三	石鹼	〃	一、六二九	△	二二九
鑿岩機	鑿岩機	一、七〇〇	△	〃	燐寸	〃	一一、二九七	△	五二六
自動車チユーブ	自動車チユーブ	一	△	〃	陶磁器	千円	一六、二九〇	△	一
クラフト紙	クラフト紙	三六六	△	五〇〇	壔	〃	二五一	△	六
新聞用紙	新聞用紙	一五、六二九	△	一、〇六二	医療用硝子製品	〃	一、〇三二	△	八一

軸受	工具	電話機	トラツク	自動車	硫酸	ソーダ灰	苛性ソーダ	セメント	カーバイド	染料	塗料	セルロイド	アルコール	無水酒精	含水酒精	板硝子	磨硝子	硫酸安	石灰窒素	過磷酸石灰	脂肪酸	牛皮革	工業用革製品	ゴムベルト	自転車タイヤ	自転車チューブ	
千円	シ	台	シ	シ	施	シ	シ	シ	シ	シ	シ	シ	シ	斤	シ	函	シ	施	シ	シ	シ	シ	シ	シ	千本	シ	
三三、〇三八	未報告	一一、五九七	一、四六三	九、一〇八	八〇、四八七	一、四四六	二、〇八六	一一、〇九三	二一、五九八	一九五	一、六四六	二六九	四、六二三	八七	八六四	六五、四二九	一、一三六	三八、六九八	一八、〇六〇	一六、四三九	一、一〇四	六〇〇	三一〇	三九	八一	一四八	二二五
			△			△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
二九、二九九		二、一七三	二〇	四、三三九	三、九五四	七四一	三六九	一七、五三〇	一、九七八	一	五三二	五四	一、四七一	三六	一九一	一一、六八四	二九四	四、〇一一	二七	五、四二五	一四七	一〇〇	四〇	四	一	一四九	七二

自動車タイヤ 千本 一一

人織工業三ヶ年計画及びスフ・人絹需給計画決定

我國の織維産業は生糸貿易の再開原棉の輸入、羊毛の輸入懇請等により漸次復興しつゝあるが、原糸並に製品は重点的に輸出されるため国内織維需給状況はかなり窮乏を予想されるので業界はこの際人絹、スフ等人織工業の思ひ切った増産を要請してゐたところ、織維産業再建委員会では塩の輸入見通し、苛性曹達及び硫酸設備の賠償撤去による影響、石炭の配当見込等を検討した結果、商工省並に日本織維協会の支持を得て二十三年度人絹、スフの生産目標を夫々一億封度とし次の人織工業三ヶ年計画を樹立、官民一致して化学織維の増産に乗出すことになつた。

▽化学織維三ヶ年生産計画(単位万封度)

年次	人絹	スフ	計
二十一年	二、五〇〇	三、五〇〇	六、〇〇〇
二十二年	六、〇〇〇	六、〇〇〇	一二、〇〇〇
二十三年	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	二〇、〇〇〇

〔註〕右年度は二十一年十月を起点とする、人織工業の生産能力(実働設備)は現在人絹日産百五十三施(年産一億二千万封度)五社六工場で、またスフは日産三百施(年産一億三千万封度)十一社十四工場であるが、配炭及び苛性曹達の不足で操業率は人絹一割二分、スフ一割五分に過ぎない。

▽人絹五社六工場(括弧内は工場名及び製造法)

東洋レーヨン(滋賀、ビスコース) 東洋紡(敦賀、同) 帝人(三原、同) 倉敷絹織(西条、同) 旭化成(延岡、ビスコース及びベンベルグ)

▽スフ十一社

東洋レーヨン(滋賀、愛媛) 東洋紡(敦賀、岩国) 帝人(岩国、三原) 鐘紡(防府) 倉敷(西条) 三菱化成(大竹) 帝國織維(徳島) 富士紡(壬生川) 日東紡(福山) 大日本紡(西大垣) 興國(八代)

織維協会の調査では塩その他の需給状況は好転し近海塩にあつては台湾塩の入荷がかなり見込まれる、遠海塩でアメリカ、アフリカ塩等の輸入計画が具体化さ

れ、本年度約九十万噸の輸入の見通しが一応ついたといはれる。たゞ危惧されるのは苛性曹達及び硫酸設備の賠償撤去により能力の低下が予想され、この点今後人織工業に原料薬品たる曹達、硫酸の優先的重点配当の措置が要請されてゐる。又配炭面をみると本年度は全出炭量(二千二百萬噸)の二分、四十四萬噸を纖維に充當、その三分の一が人織に配當されてゐるが、今後は増配が約束され、二十三年度は七十二萬噸(二十三年の見込全出炭量三千万噸の二分強)が予定されてゐる。

次に人絹バルブは現在年産十八萬噸の生産能力を持つてゐるが配炭不足のため二割程度の稼働にとどまつてゐる。併し二十三年度に予定通り増炭されれば人絹二億封度の所要バルブ(約十二萬噸)もほゞ確保し得る見込である。増産される人絹、スフの需給計画は次の如く二十三年度にスフは八割八分が国内用、一割二分が輸出用、また人絹は三分の一を国内用、残りを輸出する方針である。

▽スフ需給計画

年次	国内	輸出	計
二十一年	三、五〇〇	〇	三、五〇〇
二十二年	三、五〇〇	一、五〇〇	六、〇〇〇
二十三年	八、八〇〇	一、二〇〇	一〇、〇〇〇

(単位 万封度)

▽人絹糸需給計画

年次	国内	輸出	計
二十一年	一、七五〇	七五〇	二、五〇〇
二十二年	二、五〇〇	三、五〇〇	六、〇〇〇
二十三年	三、二五〇	六、七五〇	一〇、〇〇〇

(単位 万封度)

▽スフ国内配分計画

年次	二十一年	二十二年	二十三年
スフ専紡	二、四二三	三、〇九〇	五、三八五
綿量	二、三〇八	二、九四三	三、一二八
糸量	三、八〇〇	七五〇	八五〇
毛紡	一、二二七	五〇〇	一、〇二五
麻紡			

品名	二十一年	二十二年	二十三年
絹紡	三七〇	七六〇	九四〇
ガラ紡	二〇〇	四〇〇	六〇〇
計	三、五〇〇	五、五五〇	八、八〇〇

(単位 万封度)

▽人絹及び同製品輸出計画

年次	二十一年	二十二年	二十三年
人絹糸	二五〇	九〇〇	一、六〇〇
人絹織物	三七五	二、三二〇	四、七二〇
雑品	四五	九〇	一三〇
布帛	八〇	二〇〇	三〇〇
計	七五〇	三、五〇〇	六、七五〇

八月中出炭実績発表

石炭庁の発表によれば全国の八月中出炭実績は目標量百六十五萬噸に対し出炭実績百七十七萬二千二百噸と約十二萬噸の増産実績をあげた、夏枯れ期にも拘らず目標量以上の増産を齎したのは主として九州地区の増産運動が効果を奏し目標八十八萬噸を突破して百一萬噸出炭したことによる、地区別実績表は次の通り。

◇八月中出炭成績(速報)

地区別	目標	実績	遂行率
北海道	四七〇〇	四四七・一	九五・一%
東北	一四〇〇	一三九・九	九九・九%
東部	四〇〇	四六・八	一一七・〇%
西部	五〇	四・二	八四・〇%
山口	一一五・〇	一一三・三	一〇七・二%
九州	八八〇・〇	一、〇一〇・九	一一五・〇%
合計	一、六五〇・〇	一、七七二・二	一〇七・四%

(単位 千噸)

八月中生糸輸出実績

日本生糸輸出組合の調査による八月中の生糸輸出実績は次の通り一万二千二百二十四俵で、前月に較べ三千七百一俵の増加を示した、八月中注目すべきことは濠洲向として三百俵を羊毛輸入の見返りとして三十日吳港から初輸出したことであ

る。此ほか目下英国、仏国に何れも見本を提供中で日本生糸の世界市場参加への  
 一步を進めた証左である。(単位 俵)

横 浜	十四中	二十一中	合 計
神 戸	一、二二〇	四、八七〇	五、九九〇
吳	九九〇	二、九四四	三、九三四
合 計	三〇〇	一	三〇〇
	二、四一〇	七、八一四	一〇、三二四

北陸四県二十一年産米、甘藷の政府買入割当数量並に生産見込量決定

二十一年産米、甘藷政府買入割当数量並に生産見込量は次の通りである。

新 潟	割当数量	生産見込量
富 山	二〇、三八三	三六、九一〇
石 川	八、七五二	一四、五七二
福 井	五、五〇〇	一〇、八〇〇
甘 藷	五、三二三	九、八三五
	割当数量	生産見込量
新 潟	四、一五〇	一三、〇〇〇
富 山	二、七六五	六、七七八
石 川	三、三〇〇	七、三一五
福 井	三、〇〇〇	四、九九三

八月中硫安生産実績

八月の硫安生産は春肥の不調を挽回して計画量四万二千二百吨に対し、四万五  
 千二百吨と予定量を三千吨突破し終戦以来の最高記録を樹立した。

各社別の硫安生産実績次の通り。(単位 吨)

工場名	計 画 量	実 績
東洋高圧(北海道)	二、四〇〇	二、七三五

国内経済調査(上) 昭和二十一年七月—九月

日本化学(八 戸)	一、六〇〇	一、八〇一
東北肥料(秋 田)	七〇〇	四四七
昭和電工(川 崎)	五、五〇〇	六、五七四
日本化学(横 浜)	一、三〇〇	二、〇二八
日産化学(富 山)	六、三〇〇	六、一七〇
東亜合成(名古屋)	二、四〇〇	二、四四四
別府化学(別 府)	七五〇	八七〇
宇部興産(宇 部)	四、八〇〇	四、一八六
東洋高圧(彦 島)	八〇〇	九〇八
日新化学(新居浜)	五、七〇〇	五、七三一
三菱化成(黒 崎)	二、〇〇〇	三、五〇二
東洋高圧(大牟田)	一、六〇〇	一、二五五
日 窒(水 俣)	四、〇六〇	四、一四三
旭化成(延 岡)	一、五〇〇	一、五〇五
日本肥料(四日市)	二〇〇	一
副 産	六〇〇	九〇〇
計	四二、二一〇	四五、一九九

終戦後八月末現在輸出入貿易実績

終戦後八月末現在の輸出入貿易実績は次の通りである。(単位 千円)

輸出総額	一、五二五、八七〇
▽国別	米国向 一、〇二一、〇二〇
	朝鮮向 三六五、六六〇
	中国向 九〇、〇九〇
	香 港向 四三、二二〇
	濠洲向 五、五一〇
	蘇聯向 五三〇

▽品目別

米国向	生糸 七四八、六七〇	錫 一三七、四一〇	鉛 五三、七五〇	茶 三七、九五〇
	生ゴム 二六、七二〇	アンチモニー 一〇、八五〇	寒天 二、三六六	雜貨 一、三六〇
	紙 一、三〇〇			
朝鮮向	石炭 二二六、九七〇	車輛及び同部分品 三九、三九〇	纖維製品 三四、〇〇〇	

九〇自動車及び部分品一八、二二〇工業藥品九、九〇〇ピッチ五、七二〇シ  
 ガレット・ペーパー五、三五〇自転車及び部分品三、八二〇硫黄三、三二〇  
 種苗二、二二〇竹材一、九六〇氣象観測用具一、七三〇コレラ・ワクチン一、  
 三九〇通信機械一二、三〇〇電球一、一一〇  
 中国向 木材六三、五四〇人絹糸一二、二九〇車輛及び部分品五、五三〇爆薬  
 四、三八〇蚕種二、一〇〇桑苗一、〇〇〇  
 香港向 石炭四三、二二〇  
 濠洲向 生糸五、五一〇  
 蘇聯向 蚕種五三〇  
 輸入総額 一、五四四、二〇〇  
 △国別 米国一、四七六、三三〇中国六三、一五〇北アフリカ三、八二〇朝鮮八  
 八〇香港五〇  
 [註] 七月末までの輸出総額は十二億八百八十八万五千円、輸入総額は十億二  
 千八百六十七万八千円(塚田長官の議会答弁)  
 △輸入内訳  
 米 食糧一、三三一、〇四二燐礦石一〇、七五四石油一三三、九三一棉花三  
 二、九六五松下塩一、六〇七計一、四七六、三三四  
 支那 塩四九、六三二燐礦石四、八八五麩六、一〇一銑鉄二、五三五計六三、  
 一五三  
 朝鮮 塩八八一  
 香港 タピオカ五  
 北アフリカ 三、八二九  
 九州炭本年度下期生産目標  
 九州地方商工局では本年度下期の九州地方の石炭生産目標を七百万吨と決定し  
 た。なほ九月の目標は八月の増産運動の後の切羽の整備掘進増強に力を注ぎ十月  
 からの本格的増産に備へるため九十四万吨に押へた。  
 △十月百万吨▽十一月百万吨▽十二月百万吨▽一月百万吨▽二月百  
 十六万吨▽三月百万三十六万吨。

終戦以来木造船建造状況

聯合軍總司令部は降伏以後今日までに日本にたいし木造船六百二十五隻合計十  
 二万六千七百五十総トン建造の許可を与へた。占領以来現在までに許可された木  
 造船は沿岸用、港灣用、内地水路用で貨物船、油槽船、漁船、曳船である百トン  
 以下の木造船建造には特別の許可はいらぬが百トン以上の鋼鉄船木造船を建造  
 するには特別の認可が必要である。占領以来總司令部が建造許可を与へた木造船  
 の一覽表は次の如くである。

種類	形	隻数	総トン
貨物船	一五〇トン	一七五	二六、二五〇
〃	二〇〇トン	三三	六、四〇〇
〃	二五〇トン	二二〇	五七、五〇〇
〃	三〇〇トン	七	二、一〇〇
〃	五〇〇トン	三	一、五〇〇
油槽船	一五〇トン	七二	一〇、八〇〇
〃	二五〇トン	六〇	一五、〇〇〇
漁船	二〇〇トン	六	一、二〇〇
曳船	一五〇トン	四〇	六、〇〇〇
合計		六二五	一二六、七五〇

賠償指定工業生産力対照表

商工省の調査資料によれば賠償指定工業の現有能力と撤去後の残存能力の対照  
 は別表で示す通り現有能力に対し賠償に撤去される能力の比率は軸受工業の八割  
 九分を筆頭に苛性曹達の七割一分、銑鉄の五割三分、普通鋼四割二分、工作機  
 械、火力発電が四割七分乃至八分、硫酸工業三割六分と基礎産業又は原材料工業  
 部門は相当率の撤去を見ることがなる。これは公称能力による算出であるため残  
 存能力の百分率は必ずしも額面通りとは行かず、空襲被害による復旧不能設備、  
 損耗設備等を考へる場合実稼働率は更に低下することは免れないと当局では見て  
 る。

賠償指定工業生産力対照表

ポーレー案 極東委員会案

工場設備台数 生産能力	撤去 上撤去	年産二七四台以 上撤去	現有生産能力		賠償指定能力		百分率	残置生産能力		百分率
			工場数	生産能力	工場数	生産能力		工場数	生産能力	
工作	能力半分	年産二七四台以 上撤去	三三、一六三台	一五、二七九台	四七・五	二	一六、八八四台	五二・五		
機械	撤去	上撤去	五〇四	二九〇	四八・二	二四	二六、四〇〇台	五一・八		
			五三、五百万円	三〇、二百万円	五六・三		一三、三百万円	四三・七		

備考 価格は旧公定価格による

火力発電	能力の半分 撤去	二、〇〇〇万K 以上の能力撤 去	一、八七二、六三〇 （鉄道省を含む自 家発電を含む）KW	一、三七三、二〇〇 KW	四七・八		一、四九九、四三〇 KW	五二・二
軸受	全部撤去	年度三二五百万 円以上の生産能 力全部撤去	三五	三三	八九・〇	三	二七百万円	一一・〇
苛性曹達	二〇工場撤 去	年産六、五〇〇以 上の能力撤去	二五七、六八八	一八	七一・〇	二	七五、三八八	二九・〇
曹達	一工場撤去	年産六三万以 上の能力撤去	四 八三五、二〇〇	一	二四・〇	三	六三三、六〇〇	七六・〇
硫酸	全部撤去	三五〇万以 上の能力撤去	一、九一一、一四〇	二四	三六・〇	一	一一七、八八八	六四・〇
接合法鉛 室法合計			三、九〇一、九二〇	二四	一八・〇		三、二〇八、六六八	八二・〇
鉄鋼	年産二五〇 万以 上の 能力撤去	二〇〇万以 上の 能力撤去	五三九万	二九〇万	五三・〇	二	二四九万	四七・〇
普通鋼塊	能力撤去	三五〇万以 上の 能力撤去	六六四万	二二	四二・〇		三八三万	五八・〇

聯合軍司令部農作物收穫予想発表

総司令部天然資源部農業課長米其他の食糧農作物の收穫予想について次の如く  
発表した。

米 九百万屯(屯六・四石として五千七百六十万石)で農林省の発表(八百十二万  
三千屯)より九十七万石)より一割多く昨年の凶作に比し一割五分乃至二割  
増と見てゐる。一九四〇―四四年の平均年収量より若干低い勘定になる。今年  
も例年の通り金肥不足で増収が難しいと屢々訴へられてゐたが司令部の調査の  
結果では混合肥、緑肥、その他自給肥料を適宜に使つた結果ある程度金肥不

足を克服しそれに早期の植付、温暖な気候、適切な灌漑と労力これらが相俟つ  
て好成績をあげた。

甘藷、馬鈴薯、小麦、大麦 甘藷の收穫高は昨年が三百八十五万三千屯、一九四  
〇―四五年平均が三百九十六万三千屯に対し本年は四百五十一万二千屯と増収  
になつてゐるが、司令部では一割五分増位になるものと見てゐる。之は小麦、大  
麦、馬鈴薯も同様で供出がある為農林省への報告はすべて内輸になつてゐる。  
馬鈴薯は主産地北海道の作柄が非常に良好で早生種は二割五分方收穫が済み  
晩生種の收穫も始まつてをり、全国馬鈴薯産額の半分以上が北海道で出来る筈

である。

大豆 高地の畑に植ゑた大豆も異例の豊作となりさうでこれも少しは食糧増産の足しになる。関東地方の虫害をのぞき各地とも良好。

食用家畜 努力を怠つたためと、間に流すための屠殺が多かつたため本年度は五分から一割減産と見られる。

電気銅需給状況

商工省鉱山局長衆議院臨時物資需給委員会に銅の需給に關し次の通り述べた。  
一、銅の需要は年間五万噸乃至六万噸で、これに対し生産は八月二千噸を超え、本年度二万五千噸になる

一、現在在庫は故銅五、六万噸電気銅三万噸あり需要に対し十分賄ふことが出来る。たゞ電線は電気銅を原料とするため不足するが、これは電気銅の輸入を懇請し補充する

聯合軍總司令部九月中輸出計畫発表

第八軍軍政部輸出入課は九月中日本を出港する貨物船三隻の積荷計畫を十二日次の通り發表した。

錫 約二千五百トン

生糸 七千四百俵

▽配給 ①フランク・ケロッグ号九月十一日神戸入港錫五百トン生糸千八百九十入俵(以上神戸積込み)錫五百トン、生糸二千五百俵(横浜) ②ハンニバル・ヴィクトリイ号九月十七日神戸入港予定錫五百トン(神戸)茶千五百函(清水)生糸三千俵及びクリスマスツリー用裝飾品(横浜)エドワード・エヴァレット号九月下旬神戸入港予定錫千トン(神戸)

ハンニバル・ヴィクトリイ号の積荷である茶は終戦後第二回目の輸出でクリスマス用品は今回初めての輸出で、尚之等対米輸出の外九月八日出港したサム・セツテイ号は英国向アンチモニー四百八十トンが積荷の中に含まれてゐた。

聯合軍總司令部八月中旬原油生産高発表

總司令部天然資源局では

八月中旬の原油生産高は(八月十一日に始まる一週間)四千八百三十三キロリツ

トル即ち三万四百バレルに達し一日当り生産高は四千三百四十三バレルを示し昨年十一月中旬の最高記録を突破した。總司令部当局者は商工省が計畫してゐる二十一年度の生産目標二十五万キロリツトルの実績を挙げるためには今後八ヶ月間に一日平均四千四百九十七バレルを生産する必要があると指摘してゐる。

聯合軍總司令部管理貴金屬現在高

日本占領報告中に七月二十五日現在總司令部が管理する貴金屬は金十八万二千噸、銀二百萬噸、白金三千九百噸(何れも純量)その総額二億五千五百万米弗である。この外凍結されてゐるが実際には總司令部の管理下にはないものは金四千六百噸、銀十二万一千噸、白金六百九十噸でこれは各省、金融団体、個人等が所有するものである。

一、總司令部が管理する貴金屬(單位短、括弧内米弗價格・点弗)

▽金 管理一八三、三四五、七二五(二〇六、二四五、六〇六・〇五)使用許可四六五、八八四(五二四、〇七一・九一)差引一八二、八七九、八四一(二〇五、七二一、五三三・一四)

▽銀 管理二、〇一五、九〇七、五八九(四五、三三七、七六一・六七)使用許可八、一七〇、四七四(一八三、七五三・九六)差引二、〇〇七、七三七、一一五(四五、一五四、〇〇七・七一)

▽白金 管理四、〇四三、三二二(四、五四八、三二一・六六)使用許可五三、六四一(六〇、三四〇・七六)差引三、九八九、六七二(四、四八七、九八〇・九〇)

(註)①管理中の金には日本政府が仏印、シヤム、イタリア、中国向としてイヤマークした量を含む

②米弗への換算率は金と白金が一オンス三十五弗銀は同七十仙である。

二、凍結されてゐるが、總司令部の管理下にはない貴金屬(短)

政府各省と地方庁(金)二、六三三、四九五(銀)一五、一六五、八六〇(白金)四〇七、三六八(金融団体と法人)金)一、〇七七、二四一(銀)一二五、五二八、八一(白金)六六二、二九六(個人その他)金)九五二、二八一(銀)三六四、六二二(白金)二五、六〇〇(總計)金)四、六六三、〇一七(銀)一四一、〇五九、



二九四(白金)一、〇九五、二六四▽報告後没収分(金)〇(銀)一九、九〇〇、〇〇〇(白金)四〇〇、〇〇〇▽差引(金)四、六六三、〇一七(銀)一一一、一五九、二九四(白金)六九五、二六四

(註) (一)については総司令部が緊急国内用として保持するか否かを検討中である。  
 (二)については総司令部が緊急国内用として保持するか否かを検討中である。

本年上半期の日米貿易バランス概況

米陸軍省及び商務省発表による日米間の本年上半期の貿易バランス概況は次の通りである。(単位千弗)

米国への輸入	四一、一二九
内 生糸	三九、五八八
米国からの輸出	八七、二一〇
内 内 訖 棉花	二八、九七四
食糧	五八、二三六
差引米国側出超	四六、〇三一

右のうち食糧は陸軍省の会計に属し、昨年第四四半期と本年上半期中に輸出した小麦、玉蜀黍、小麦粉の代金である。尚日本側はこのほか占領費を負担することになつてをり、その資金には日本からの輸出代金と日本の所有する金を充てる予定である。

賠償後に於ける主要化学工業品需給状況

化学工業の賠償が苛性ソーダ、ソーダ灰及び硫酸の外にタール製品関係十一、セルロイド五、有機合成品八、無機薬品七、岩綿一、火薬一工場が民間兵器工場のなかに指定されたため物資需給計画の上に支障を来すので関係方面では化学工業調査委員会を設け再建政策を検討することゝなつた。即ち民間兵器工場のなかで指定されたものうち最も影響をうけるものはタール製品関係で賠償後の生産力は何れも需要量に充たず、而も在庫品が皆無なので見返り品及び医薬品の減少は必至と見られてゐる。関係方面では右再建委員会に先立ち其準備機関として調査委員会を設け目下需給関係を調査中であるが、主なる品目の賠償後の需給状況は次の通りである。(単位噸)

国内経済調査(上) 昭和二十一年七月—九月

品 目	年生産力	需 要	不 足
染 料	七、八〇〇	八、六〇〇	八〇〇
純ベンゾール	三、五〇〇	一三、五〇〇	一〇、〇〇〇
クレゾール	三九〇	四、三〇〇	三、九〇〇
カーボンブラック	二、四〇〇	四、四〇〇	二、〇〇〇
セルロイド	九、〇〇〇	一八、〇〇〇	九、〇〇〇

ゴム製品第三四半期生産計画

ゴム統制組合ではゴム製品の第三四半期生産計画(十月—十二月)を次の通り決定した。なお合計は六千噸、当初の計画は四千噸であつたが緊急需要の増大と残存ゴム(二千八百二十噸)の処理上六千噸に引上げたもので、これにより十二月末の生ゴム在庫は約八百二十噸となつた。(単位噸)

自動車タイヤチューブ	九七〇	靱摺ロール	一五〇
自転車タイヤチューブ	六五〇	医療用品	一二〇
地下足袋	七二五	厚生用品	二〇
布 靴	三二五	工業用品	五八〇
総ゴム靴	六一〇	進駐軍用	一五〇
製靴用品	六〇	輸出製品	一〇〇
ベルト	三二〇	石綿、砥石	五〇
ホース	二〇〇	電線、電纜	四五〇
ゴム引布	三〇〇	保 留	一二〇
煉 生 地	一〇〇	合 計	六、〇〇〇

八月末現在化学肥料生産並に出荷状況

農林省では八月末現在の化学肥料生産並に出荷状況を十七日つきのごとく発表した。

一、生産状況 硫安—八月の生産指示量は四万二千二百十噸に対し、実績は四万五千六十二噸で十割七分の達成率

石灰窒素—八月の生産指示量は一万八千三百六十噸に対し、実績は一万四千六百五十噸で八割の達成率

磷酸—原料の大部分を輸入に俟つてゐるが八月中の実績は一万五千九百八十八トン

二、出荷状況 春肥窒素—一月より七月までの要出荷量は硫酸二十万三千三百九十トン、石灰窒素八万四千四百二十三トンの合計二十八万七千七百四十二トンに対し八月末現在の出荷高は硫酸十九万四千五百八十二トン、石灰窒素七万九千四百六十トン、特化は七千三百三十四トンの計二十八万一千三百七十六トンの九割八分となつてゐるが現在では十割を突破

秋肥窒素—割当数量は硫酸一万九千九百六十トン、石灰窒素一万一千四百五十五トンの計三万一千四百一十トンに対し八月より九月限の出荷現況は硫酸三千九百九十トン、石灰窒素八千トンの合計一万一千九百九十トンの割六分であるが、残りの二万トン余および麦肥料供出リソク用のもの三万トン乃至四万トンも九月中に達成出来る見込み

秋肥磷酸質肥料—八月より十二月限の割当総量十万吨に対し八月末日迄の出荷は一万八千九百三十三トンで約一割に過ぎぬが磷酸石は最近アングウルより九州の三隅に一隻(四千三百トン)入り又十六日にモロッコより神戸横浜に入った二隻(二万七千トン)を以つて十万吨の原礦は、すでに入荷済みで、十月一杯には生産完了の見込み

聯合軍司令部輸入食糧の放出総計発表

總司令部の輸入食糧の放出は四月以降の總計で六十万八千三百二十屯となつた。

内訳は次の通りである。

四 月	七、八九二屯	七 月	一七四、七〇八屯
五 月	八、八四四	八 月	二一三、三一四
六 月	四八、五一七	九 月	一五五、〇四五

又この他同期間は第八軍の軍余剩食糧約一万四千噸、米國からの輸入大豆から造つた味噌、大豆油千七百九十噸が日本國民に配給された。七月は放出全量の二割六分だったが食糧危機が最高潮に達した八月は三割一分となり、九月は二割三分を占めるものと推定される。これを品種別にするに穀物四十七万四千百八十一

噸、罐詰類十三万四千百三十九噸になる。この總計六十万八千三百二十噸となるわけで、米に換算すれば五十一万八千八百九十一噸である。以上の輸入食糧に対する支払条件は後日決定される。

昭和二十一年産麦、馬鈴薯政府買入状況

昭和二十一年産麦、馬鈴薯(主食用)の九月十日現在政府買入数量は麦三百九十八万三千九百七十四石二斗(米石)馬鈴薯四十三万五千九百九十八石四斗(同)計四百四十一万九千九百七十二石六斗と中央、地方割当量五百九十三万七千七百石の七割四分五厘で前旬より一割強方進捗した。割当以上に供出した都府県は次の通り。  
(括弧内 進捗率単位%)

東京(一〇五・五)富山(一〇八・四)静岡(一一二・八)愛知(一〇九・六)三重(一一一・八)大阪(一一九・〇)奈良(一〇八・三)鳥取(一〇二・三)岡山(一〇七・〇)香川(一〇四・三)

昭和二十年産米政府買入状況

昭和二十年産米の政府買入状況は九月十日現在で二千二十六万八千二百八十石と割当の八割九厘で前旬より五毛強の進捗に止つた。

(原本のまま) 未利用資源は十四万三千八百二十四石九斗で割当の九割四分に過ぎない。

鉄道復興五ヶ年計画

運輸省では戦争で莫大な損耗を受けた国鉄の車輛と諸施設を急速に復興し、國民生活安定上必要とする客貨輸送力の確保とサービスの向上を図るため、昭和二十五年年度までに復興を完了する予定で鉄道復興五ヶ年計画を樹て一応成案を得た。

これによると旅客輸送は五年後には昭和十三、四年頃のサービスに回復することを目標とし、更に現在非常に増加してきた老朽車を五ヶ年間に淘汰補充することを考慮して次の通り車輛を新造することになつてゐる。

蒸気機関車	二、八〇五	一年平均	五六一
電気機関車	八六九		一七四
客 車	六二八九		一、二五八
總 計			

電車 一、四六〇 二九二  
 貨車 五三、四三九 一〇、六八八

右に要する経費は百八億六千万円で一ヶ年平均二十一億七千万円である。また鉄道連絡船は戦争で致命的打撃を受けたので急速に復興を図り概ね二十三年度までに輸送力を回復する見込で次の通り新造を計画する。

▽青函 貨車渡船 四隻 一一、四〇〇噸  
 客船 四隻 一四、〇〇〇噸  
 △宇高 貨車渡船 三隻 四、五〇〇噸  
 △関釜 客船 五隻 三九、五〇〇噸  
 貨物船 一隻 三、五〇〇噸  
 △港内曳船 六隻 九〇〇噸  
 合計 二三隻 七三、八〇〇噸

右に要する経費は五億九千万円であるが、このうち建造許可を得たものは関釜航路の五隻を除く十八隻三万八百噸である。次に施設関係は広軌新幹線の建設を進める一方、資源開発線五百料の新設を行ひ、線路増設二百料のほか都市計画と呼応して停車場の復興、水陸連絡施設の増強などを実施する。また通信、信号、保安などの強化を図ると共に無線通信の設備をする。これらに要する経費は百二十五億五千万円にのぼり、更に石炭生産の不振に対処するため運転用炭の節減を図り、併せて輸送力の増強とサービスの向上を目的として主要幹線、急勾配線、隧道区間、都市近郊線の電化を二十九億円の予算で実施する。この予定線と

なつてゐるものは次の通り。

山手貨物線 信越線 高崎—横川  
 東海道線 沼津—神戸 東北線 上野—青森  
 山陽線 神戸—幡生 中央線 甲府—塩尻—名古屋  
 上越線 高崎—長岡 常磐線 松戸—我孫子  
 高崎線 大宮—高崎

なほ以上の鉄道復興五ヶ年計画を実施すれば鉄道の理想的復興が実現するが、資金面では二百六十九億円(資本的支出のみ)を要し、また資材面では鋼材二百六十三万噸、セメント百七十八万噸、木材二千七百七十三万石を必要とするので、これが実施までにはかなりの曲折が予想される。

九月分加里肥料生産実績

商工省では鉱石を原料とするカリ肥料の生産を積極化するため九月から商工大臣の生産命令を発することになり、過般九月分二千七百五十噸の生産を左の四社に命令したが、各社の生産状況は順調で十割の成績を見込まれてゐる。各社の割当量は次の通り。(單位噸)

▽日本軽金属 一、〇〇〇 浅田化学 二〇〇  
 △徳山曹達 一、二五〇 加里興業 三〇〇

更に十月以降は月産一万噸を目標としてをり、配炭事情に難点はあるが今後は右四社の外、昭和電工(横浜工場)東洋カリ(田川工場)三井軽金属(三池工場)も本格的生産開始の予定なので関係方面では成果を期待してゐる。

自四月—至八月間塩生産並輸入実績

大蔵省では四月以降八月末までの塩の生産輸入実績を発表したが、これによれば生産十八万六千噸、輸入十万三千噸、合計二十九万噸となつてゐる。(單位噸)

月別	生産		輸	入	合	計	月末在庫高
	自給	塩					
四	九、六二八	一一、〇二六	二〇、六五四	二九、〇二四	四九、六七八	六〇、九四二	
五	一八、七三六	一三、一九二	三一、九二八	四〇、五三四	七二、四六二	六一、九九五	
区別	專業	自給	輸	入	合	計	月末在庫高

六	一九、八九一	一六、一八五	三六、〇七六	四、一二二	四〇、一九八	四八、四〇七
七	二〇、九四六	一八、七二四	三九、六六〇	一一、二五一	五一、九一一	四〇、三五六
八	三七、五〇〇	二〇、七五八	五八、二五八	一七、五五六	七五、八一四	
累計	一〇六、七〇一	七九、八七五	一八六、五七六	一〇三、四八七	二九〇、〇六三	七月末在庫高

二十年同期累計

七九、〇〇三

二、八一—

九九、八一四

六三〇、一六五

一六〇、七二一

十九年度同期累計

一七九、七二〇

—

一七九、七二〇

四五〇、四四五

六三〇、一六五

一六〇、七二一

八月分の出炭実績

(註) 七月以前は実績八月分は速報につき異動を生ずることがある、二十年同期輸入は期別調査のため掲上出来ず

総司令部経済科学部工業課長J・Z・リデイ氏は八月中の出炭高が終戦後最高の水準に達したと二十五日次の通り語った。

八月中の石炭産出量は百七十七万噸で七月に比し九分の増加となつてゐる。また当初の割当量を七分超過してゐる。この増加はかなりのものではあるが四月から七月までの出炭不足を補ふには十分でない。八月中の増産は主として同月下旬にもたらされたもので、この期間の出炭量は一日平均七万三千五百噸同月中旬の出炭量を一割方超過してゐる。日本政府当局は増産の原因として総司令部の特別食糧放出並に九州の炭坑夫に対する報償金支払制の適用等によつて炭坑夫の士気が上つたことをあげてゐる。一方石炭庁は今会計年度において絶対必要と考へられる補給資材のリストを総司令部宛提出したが、この中には次のものが含まれてゐる。

圧延鋼	八三、二五〇噸
ワイヤロープ	一一、〇〇〇噸
銑鉄	一六、〇〇〇噸
材木	一、三二〇、〇〇〇石
坑木	六、八〇七、〇〇〇石
その他セメント、球軸受、爆薬、潤滑油、燃料油等。	

二十一年産米穀、甘藷生産の見込

二十一年産の米、雑穀及び甘藷の生産見込高は米五千七百四十九万石雑穀四百二十九万石計六千五百一十一万九千石で、政府買入割当は米二千八百六万三千石、甘藷は収穫見込十三億七千五百三十三万一千貫、この買入割当六億八千四百四十六万八千貫は二十三日北海道の打合せを以て全国を完了、二十六日これを正式発表した、それによると米の生産見込量で当初の農林省計画に比較すると次の通り減つてゐる。

米生産	六〇、一二三万石	打合決定数量	五七、四九〇千石
割当	三一、〇〇〇		二八、〇六三
甘藷生産	一、四五〇、〇〇〇千貫		一、三七五、一三一千貫
割当	七八〇、〇〇〇		六八四、四六八

尚本年の米作付面積は二百八十一万町歩、甘藷三十九万六千町歩で何れも計画面積より多少減少してゐるが地方庁の報告は何れもかなり内輸のものと見られてゐる。地方別次の通り。

米	二、五〇〇	豆類雑穀	一、三六七	計	三、八六七	買入割当数	二、〇七三
北海道							

奈良	兵庫	大阪	京都	滋賀	三重	愛知	静岡	岐阜	長野	山梨	福島	石川	富山	新潟	神奈川	東京	千葉	埼玉	群馬	栃木	茨城	福島	山形	秋田	宮城	岩手	青森
六三九	一、八七四	七五五	七九六	一、四四八	一、二九五	一、八七五	一、二一七	一、二八〇	一、六三五	四一五	九八三	一、〇八〇	一、四五七	三、六九一	四一三	一五三	一、九六六	一、二九五	七九三	一、三七七	一、八〇四	一、九一〇	二、〇二三	二、〇四〇	一、八一三	一、一八〇	一、二五〇
一〇	三〇	五	一〇	一八	二〇	五二	四〇	四四	一六八	五〇	二六	二八	三八	一〇五	三八	一五	一〇四	八〇	一〇〇	八五	二〇〇	一三三	三七	五〇	七五	二三一	一六六
一、四六五	九〇四	七六〇	七九六	一、四六七	一、三三五	一、九二八	一、二五七	一、三三四	一、八〇三	四六五	一、〇一〇	一、一〇八	一、四九五	三、七九六	四五二	一六八	二、〇七〇	一、三七五	八九三	一、四六二	二、〇〇四	二、〇四三	二、〇六一	二、〇九〇	一、八八八	一、四一一	一、四一六
二八六	七六八	二八二	三二四	八四七	六七八	九一四	三九六	五六〇	六二五	一〇五	五三三	五五〇	八七五	二、〇三八	一一〇	二〇	九七二	五六一	二四三	七二六	八五	八二〇	一、一五八	一、一〇九	一、〇〇〇	四七三	六二二

国内経済調査(上) 昭和二十一年七月—九月

茨城	福島	山形	秋田	宮城	岩手	青森	北海道	総計	鹿児島	宮崎	大分	熊本	長崎	佐賀	福岡	高知	愛媛	香川	徳島	山口	広島	岡山	島根	鳥取	和歌山
一一九、二八一	二一、〇〇〇	四、四〇六	五六〇	四、六七二	一、四五八	九二	二	五七、四九〇	九〇四	七五五	九九六	一、五九八	四四八	一、一九二	一、九七六	四五三	八〇四	七三二	五〇八	一、一七四	一、二七三	一、六七五	八四四	六二五	五八〇
四、〇〇〇	五〇	五〇	三〇〇	五〇	五〇	一	一	四、〇二九	一二九	四〇	三四	一一四	六四	二〇	一〇	二〇	五二	二〇	一五	二〇	四五	七〇	二七	一〇	七
七八、四六八	四、〇〇〇	五〇	五〇	三〇〇	五〇	一	一	六一、五一九	一、〇三四	七九五	一、〇三〇	一、七二二	五一一	一一二二	一、九八六	四七三	八五六	七四二	五二三	一、一九四	一、三一八	一、七四五	八七一	八三五	五八七
								二八、〇六三	二一五	二八二	四三五	八九五	一四九	七四四	一、〇一〇	三〇六	二九〇	一八〇	五九八	六四一	八四八	三三一	二七三	一九三	

甘藷収穫見込と買入割当決定数量(単位千貫)

収穫見込

買入割当

栃	群	崎	千	東	神	新	富	石	福	山	長	岐	静	愛	三	滋	京	大	兵	奈	和	鳥	島	岡	広	山	徳
木	馬	玉	葉	京	奈	潟	山	川	井	梨	野	阜	岡	知	重	賀	都	阪	庫	良	歌	取	根	山	島	口	島
四〇、七〇〇	四七、二二三	六五、一三一	一〇七、五〇〇	一三、六〇〇	三九、三六四	一三、〇〇五	六、七七八	七、三一五	四、九九三	一〇、二一一	二四、六一八	二二、八〇八	五七、一八五	七〇、二四六	三三、〇〇〇	五、〇九九	九、一八五	六、七二三	一一、八五九	七、五〇八	一七、七九二	一一、一六九	一〇、六五〇	一九、五〇〇	四二、二二三	一七、五〇八	二〇、七九四
二〇、七二三	二六、八〇〇	三四、〇〇〇	六七、五一六	九、〇〇〇	二一、七〇七	四、一五〇	二、七六五	三、三〇〇	三、〇〇〇	三、七九〇	七、八〇〇	九、一七〇	三三、五〇〇	四二、五〇〇	一七、〇三三	二、八五六	四、〇〇〇	三、五〇〇	六、九八二	三、六四五	八、三九五	五、三〇〇	五、〇〇〇	九、三五〇	二三、〇〇〇	七、九七〇	一〇、〇〇〇

香	愛	高	福	佐	長	熊	大	宮	鹿	計
川	媛	知	岡	賀	崎	本	分	崎	児	島
一一、二三〇	五三、一三一	二七、六三〇	一七、九四九	一七、四〇二	六九、〇〇〇	七三、四五一	三三、六三八	五八、四〇〇	一一八、一五二	一、三七五、一三一
五、五〇〇	一一、七四〇	一〇、〇〇〇	八、〇〇〇	八、八〇四	二六、〇〇〇	三八、〇〇〇	一〇、二六七	二五、一八四	五〇、三〇三	六八四、四六八

二十一年度収爾予想高

農林省爾糸局から総司令部天然資源部に提出された最近の報告によれば、今年度の繭生産高は前年度に比し二割減少とならうと云はれてゐる。

昭和二十年度繭生産高は二千二百五十六万九千五百五十二貫である。

昭和二十一年度の桑園推定面積は七月現在で約も七万町歩で前年度に比し二割

九分の減少である。

此の数字は新調査の結果が十月十五日に公表されるまでの推定数量にしか過ぎない。

本年下期肥料需給計画

日本肥料会社ではさきに農林、商工両省から府県別に割当てられた本年下期(八―十二月)肥料配給につき全国九ヶ所(九州福岡、東北秋田、東海北陸名古屋、関東東京、信越長野、中国松江、四国琴平、近畿大津及び和歌山)で農林省、生産業者等を各地区に招いて打合会を開いてゐたが、二十九日終了した。その需給のバランスは大要別表の通り。

別表の硫安、石灰窒素とも供給量は七月三十一日現在在庫量及び生産指示量(八―十二月)を合し、入目欠減三割を差引いたものである。需要量は米出荷量(二―七月)と一般割当量(八―十二月)供出リンク用、特配用を加へたものである。

▽硫安(八—十二月需給バランス表) (単位 廬)

	供給量	需要量	差引	配分計画
北海道	一一、七三九	九、九九八	一、七四一	九州より三千廬 関東より二千廬
関東	九〇、四九一	六七、八九八	二二、五九三	北海道へ二千廬 関西より二千廬
名古屋	二二、八六六	一三、九七五	八、八九一	九州より一万三千廬 関東へ二千廬
関西	四五、四七五	四五、一二七	三四八	九州より一万三千廬 関東へ二千廬
九州	八六、五九一	四九、〇〇三	三七、五八八	関西へ一万三千廬 北海道へ三千廬
計	二五七、一六二	一八六、〇〇一	七一、一六一	
▽石 灰 窒 素 (同)	供給量	需要量	差引	配分計画
関東	七〇、二二一	三三、六九五	三六、四二六	関西へ八千廬
名古屋	一一、一八七	七、三六六	三、八二一	
関西	五、九九五	一一、八五四	六、八五九	マイナス 関東より八千廬
九州	一六、六九五	一三、三〇〇	三、三九五	
計	一〇三、九九八	六七、二一五	三六、七八三	

八月主要物資生産実績発表

商工省では八月の主要物資生産実績を発表したが、これによれば七月に比較し調査品目百二十品目のうち生産増が五十五、生産減が四十一、保合二十四各品目となつてゐる。終戦後の九月の生産を基準とした七、八月の全般的な生産指数比は生産財が四五・一(七月四四・三)と石炭及び普通鋼々材の増産を反映し消費財は七三(七月六九・〇)と何れも漸増率を示してはゐるが依然として原材料難による生産停滞の状態を反映してゐる。

七月に比し生産増の特に著しい物資は亜鉛鉄板、クラフト紙、パラフィンの各三十割、金及び皮製品の二十割をはじめとシクラフトパルプ八割、サルファイトパルプ七割、鑄鉄管六割、時計五割、磨硝子、電球、写真機、漁網の各四割、綿

糸及び綿織物類が二割から二割五分の増加を示したが一般的に進駐軍関係と輸出向け物資が増産傾向となつてゐる。  
反対に減産となつたものは季節的関係から牛皮の八割減を筆頭として人絹パルプの七割、水銀及び燐類の各六割、スフ糸五割についてセメントが二割減となつたが主として機械の故障や化学薬品類の不足が影響してゐる。

農林省春蚕取繭高発表

二十一年度の蚕繭生産計画目標は輸出生糸原料用として上繭十万貫、普通内需向二百十万貫、計二百十万貫であつたが、三十日農林省発表による春蚕取繭高は一千万貫を割り九百六十五万五千貫で、前年取繭高に較べ五百八十六万貫(三割七分八厘)の激減となつた。この減収は桑園の減少や肥料不足等による桑葉、減収

見越によつて掃立が減つたためであるが、一面騰価が他の農産物価よりも割安の結果生産意欲が減退したためと見られてゐる。

下半年貿易資金運用計画

予算二百四十二万六千円をもつて新発足する貿易資金特別会計の本年十月乃至来年三月の貿易資金運用計画並びに下半年輸出入額見込は次の如くで輸入品は主食、肥料(燐礦石)などおよび機械器具類(車輛を含む)を主とし、輸出品の主なもの、綿布生糸を含む繊維品、農水産物、金属鋳産品などで、終戦後本年度末までの貿易総額は輸入百二億九千万円、輸出九十七億二百万円に達する見込みである。

▽貿易資金特別会計の貿易資金運用計画(十月—三月)(単位万円)

一、収入Ⅱ為替交易調整特別会計残高受入れ八六〇〇、輸入物資売払代金七八四四〇〇、貿易外収入四、計七九三二一〇〇

一、支出Ⅱ輸出物資買上費用七六四〇〇〇、輸入諸掛り九九九〇〇、輸出見本購入費一〇〇〇〇、貿易外支出七五〇〇〇、計八七二四〇〇〇、差引不足額日銀借入れ七九三〇〇

▽二十一年度貿易額(単位万円)

一、輸入①終戦より九月までの実績Ⅱ主食一四八〇〇〇、肥料一九〇〇〇、その他共計一七五八〇〇②十月より三月予定Ⅱ主食二二六九〇〇、肥料一五一一〇〇、機械器具一三一〇〇〇、その他共計八五三二〇〇③合計Ⅱ主食三七五〇〇〇、肥料一五三一〇〇、機械器具一三一〇〇〇、その他共計一〇二九〇〇〇

一、輸出①終戦より九月までの実績Ⅱ繊維品六一四〇〇、農水産物九〇〇〇、金属鋳産品四一八〇〇その他共計一六五〇〇〇②十月より三月予定Ⅱ繊維品六二五九〇〇、農水産物三七五〇〇、金属鋳産品四四〇〇〇、その他共計八〇五〇〇〇③合計Ⅱ繊維品六八七四〇〇、農水産物四六五〇〇、金属鋳産品四六三〇〇、その他共計九七二〇〇〇

新地代家賃統制令

国家総動員法に基く現行地代家賃統制令は九月三十日で失効となるので、政府

は地代家賃に対し引続き統制を実施することとなり、今回ポツダム宣言受諾に伴ふ勅令により新しく地代家賃統制令を制定、一日から実施する、新統制令の骨子は次の通り。

地代 地代は原則として引上は認めず現行額をそのまま据置くが特別の場合、例外的に引上を認める(例へば親戚などに貸し地代を名目的に取つてゐたがこれを他人に新しく貸す場合)。

家賃 現行の合法家賃を基礎として若干の引上を認めるが、既報の十五割の修正値上率はなほ未確定。物価庁では届出を待つて十月下旬これを決定告示する建築の時期によつて修正率を決定する。

間貸等 貸間、下宿屋、共同住宅、ビルディングのやうに建物の一部(但し長屋の一戸建を除く)を賃貸する場合は適正家賃を定めて統制するため総て地方長官の認可を要する。

新建築 十月一日以後に建築する建物(殆ど主体のみを残して焼失したビルディングの改装建物等を含む)は④新建築を基礎にして算定する。

不当の家賃 不当の家賃は増額並に減額を地方長官が命ずることが出来る。

地代家賃審査会 地代家賃の認可は借主、貸主側代表、税務所長、県庁経済部、勸銀支店関係者で都府県別に地代家賃審査会を設け、審査会に諮つた上、地方長官が決定することとし民主的運営を行ふ。

敷金、権利金 敷金、権利金その他の名義で実質的に地代家賃を引上し、又は金銭以外の物の受領も禁止され、この違反には嚴重な罰則の規定を設けた、但し敷金は大体三ヶ月を認める。

届出制の実施 地代家賃の届出を全国的に行う。之には貸主と借主の連署を建前とし九月三十日現在の地代家賃を十月二十日までに市区町村長を通じ地方長官に届出るが、その価格は合法地代家賃であることを要する(合法地代家賃とは開価格でないことと大体終戦前の適正価格である)。各市区町村では地代、家賃台帳を設け一般の閲覧に供し実情の把握と民衆取締を実施する。

宅地建物統制 宅地建物価格等統制令は九月三十日で失効するのでこの取締は物価統制令第十一条の規定で行ひ暴利行為や不当の高価になる取引を防止する。



## 対日理事会議事規定発表

四日の対日理事会に提出された理事会の議事手続規定の要点次の通り。

### 一、会議

イ、理事会は二週間に一回宛乃至理事会メンバーが議長にこの開催を要求した時

ロ、定例会議は隔週水曜日の午前十時開催

ハ、理事会のメンバーが総司令官の指令草案に関し定例理事会を俟たず理事会

の開催を欲する時は、議長はそのメンバーの要求に基き、二十四時間以内に

臨時会議を開催する

ニ、会議は新聞及び一般に公開とする

### 二、記録

イ、凡ゆる会議の完全なる速記録を作成する。此速記録には会議の議題に対する各メンバーの意見並に態度を漏れなく記載する

ロ、事務局長はこの速記録を出来るだけ早く作成して各メンバーに配布する

ハ、事務局長は各メンバーが行つた提案の要旨を作成し総司令官及び理事会メ

ンバーの便宜に供する

ニ、速記録及び提案要旨は総司令官及び理事会の全メンバーに配布する

### 三、議題

イ、理事会で協議し得る事項は占領の全分野にわたり制限を受けない

ロ、定例会議で協議さるべき事項は理事会の開かれる少くとも五日前に提出す

ることとする

ハ、議題を提出したメンバーはその要求により第一に発言する権利を持つ

ニ、議題に掲げる順序は提出順に従ふ

ホ、議事手続に関する問題は議題になくともあらゆる会議で持出し得る

ヘ、議題を出すメンバーはこれに関聯して必要とする資料の提供を要求し得る

### マ元帥七月日本占領報告

マ元帥の七月に於ける日本占領報告左の如し

一、議会 従来無力な討論場の如く、何らの矜持もなく、政府行政部門に屈従し

国内経済調査(上) 昭和二十一年七月—九月

て来た議会に対して日本国民はこれを新たな「最高国家機関」として再認識しは

じめてゐる。一方現在三千万円の歳費を三万円に引上げる法案を一般輿論の支持

をうけて立法化せんとする議員自身の責任感にも注目すべき変化が見られる。

一、憲法 新憲法の制定に関する衆議院の質問の動向は議員が「完全にして周到

な議論が行はれた後はじめて自分の責任が解除されるのだ」といふ態度に出て

ゐることを示唆した。議員は完全なる自由のもとに政府の代言者に対して憲法

の正確な意義を質し種々の見解、批判修正などを提出した。また憲法草案が最

最終的採択を見た場合これが自由に発表された国民の意思を代表するやう問題に

対する討論を完全ならしめる努力が払はれた。

一、政党政治 政党間の動向の中には引続き行はれてゐる自由、進歩両党の協

調、共産党の協力提案に対する社会党の決定的な拒絶などが見られる。後者は

社、共両党の共同戦線に関する凡ゆる低迷的な見通しを消散させたものであ

る。

一、食糧 七月は占領以来最大の食糧危機の月であつた。政府統制による主食の

貯蔵は六月中に既に僅少なものになつてゐたが、七月に至つて更に低下したた

め総司令官は輸入食糧の必要を認め、二十府県に亘つて一ヶ月の配給量の二割

五分相当量の主食を放出した。凡ゆる食糧を含めて一人当り一日の平均摂取量

は千三百五十二カロリーであつた。総司令官放出食糧七月総計は穀物十五万七

千四百三十五噸、罐詰類一万七千二百七十三噸に達した。

一、鉱業 七月の割当出炭量は不安定な食糧及び労働状態のため七分の低下を見

た。石炭のトン当り消費価格百五十円は生産費に対して安きに失するものと見

られ、現在消費価格を四百円に引上げること、又は補助金を増額することが要

請されてゐる。他の鉱産は一般に好転し就中金、銀の産出は増加してゐる、鉄

鉱石生産は上昇、銅生産は減少した。鉄及び鋼の分野においては七月中に二つ

の工場が操業を再開、月産総額に五千噸を増加した。

一、建築 六月中に完成した建築物は総計三万五千四百七十六戸、内二万一千四

百四十七戸は住宅である。これは五月中の新建築数に比して二百八十六戸の

増加であるが、真の建築物増加は来春までは期待できない。

一、労働問題 労働調整法は七月十三日議会上程された。雇傭者側は一般に同法案を支持、労働組合側はこれを制限的なりとしてゐる。地方の組合並に組合聯合組織形態の強化計画に注意を奪はれたため七月中の組合活動は鎮靜に歸した。労働者による生産管理は不評となつたやうに見られる。失業者は依然五百万と算定される。

二、公職追放 公職からの軍国主義的超国家主義的分子の追放計画は大体完了した。

#### 聯合軍總司令部軍用土地建物等払下げ許可

總司令部は日本政府から申請のあつた余剩資産のうち「その他の資産」(約三分の二は元軍用土地建物) 価格三十五億円の民間払下げを十一日許可した。

尚この外の余剩機械設備、戦時中の使用にかゝる各種船舶並に株式その他の金銭的財産の処分に対しては總司令部は許可を保留し、これら資産の売却に就いては別途に申請書を提出し得る旨政府に通告した。

政府資産の売却問題は対日理事会に於いて数度に亘り審議されたが今回の売却に対しては同理事会の行つた勧告に基き總司令部が設定した制限を附した上で許可が与へられたのである。主なる許可資産は次の通りである。

- |      |                |
|------|----------------|
| 土 地  | 一、八四五、九五四、七七三坪 |
|      | 一、六八八、七八二、〇〇八坪 |
| 建 物  | 一二、二九七、四七六坪    |
|      | 一、八一九、四七五、三三五坪 |
| 立木、竹 | 一九、六〇九、三〇一円    |

又經濟科学部金融課長は次の通り語つた。

耕作の可能な土地は農民となるべき資格ある個人に売却し、現在農耕に従事してゐる小作人、一部土地の所有者及び農耕に経験ある個人に優先権がある。この種資産は農地改革法の規定に従つて処分される。現在森林であり又再植林に適する政府の土地についてはこれが山崩れの恐れがなく耕地に転換出来るものに限り売却しても宜しい。農業に不適当な土地は他の緊急目的に利用しても差支へない。五万円及びそれ以上の土地売却は總司令部へ報告する要がある。二十万円を

超える資産は必ず所有権の移転を行ふ前に總司令部の許可を受けねばならない。特に注意を要するのは日本政府が財閥、会社、制限会社、解散会社又は処置の決定してゐない会社に資産を売却することは特殊な許可がない限り禁止されてゐる。代金支払を封鎖勘定で行ふには金融緊急措置令の規定に従ふことを要する。但し戦時損害補償の凍結勘定の中から代金を支払ふことは許されない。売立を周知せしめるため日本政府は信用ある通信社(ニューズ・エイジエンシーズ)に月報を發行しこれには資産買値購入者を明示する全部の取引を掲載する。余剩となつた各種政府資産の第一回処分申請に際し、日本政府当局者は売却予定分には飛行場二百四十三、演習地百三十三、練兵場七十四、射撃場八十八、貯蔵所二十四その他がある。尚農林省が提出した案では一家族当り約三町歩の基準で売却することを希望し、旧飛行場六十一は塩田に転換し立木は戦災地用の建築用材、燃料又は木炭として売却するが事務所四百十三、学校七十、兵舎百六十、倉庫百二を含む建物は戦災者その他の収容又は学校用として公共団体に売却することである。

#### 聯合軍總司令部輸出品の横流れ防止

聯合軍總司令部は輸出向け物資が他の配給ルートに横流れせぬやう五日その取締規則を強化した。今回の指令には貿易庁が物資の輸出準備申請をすれば、それと同時にその契約が完全に履行されるやうに各種の当該物資は凍結することを規定してゐる。輸出可能の申告をした完成品は司令部から輸已向積出又は他の配給ルートの放出の指図があるまでは凍結状態に置かれることとなつてゐる。

#### 聯合軍司令部進駐軍物資調達機関に米第八軍を指定

聯合軍總司令部は八月二十七日附覚書を日本政府に提出、今後全進駐軍の必要とする日本側物資、不動産、建築及び諸般のサーヴィスは米第八軍(横浜)が唯一の調達執行機関に指定された旨通告した。

而して右調達は第八軍軍政部長が發行し且總聯事務局又は地方庁を経由する日本政府宛調達要求書によつてのみ行はれ進駐軍はこれ以外の手続により日本側個人或は会社に対して調達を要求することは出来ぬ。

### 厚生省公共事業処理要綱に基く労務対策決定

厚生省では失業対策の急速な実施を図るため過般決定の公共事業処理要綱に基き労務対策として

一、公共事業は直営をもつて実施することを原則とする

一、公共事業に使用する労務者はすべて勤労署の紹介によること

一、公共事業に使用する労務者に対する賃金の公正化を期すること  
の主旨に副つて具体的労務者配置を攻究してゐたが成案を得たので十五、六の両日に亘り本省で開催の全国勤労課長会議でその取扱要領を指示し次のやうに発表した。

▽実施主体 一、公共事業の本質に鑑みその実施は原則として国又は地方公共団体(農業公営、農地開発営団、及び住宅営団)の直営とする

一、公共事業の委託は真に已むを得ない場合のみとし委託事業の場合は失業者の就労、賃金その他の雇傭条件の履行確保に万全の措置をとる

▽地方庁に設ける事業の運営 一、地方庁に設ける失業対策実施本部は当該府県の公共事業の推進及びこれに伴ふ労務の配置移動に関する総合的調整と就労状況の査察に当るが、その組織は本部長は地方長官とし、副本部長は民間人を起用する、また失業対策委員会と緊密な連絡をとる

▽勤労署と事業主体間の連絡 一、勤労署に労務配置委員会を設け委員は市町村農業会、民間から選出委員会は就労配置に協力する

一、失業者を漏れなく把握するため登録し、移動等の状況を調査する

一、勤労署は失業者をその適性に依じて公共事業職業補導、授産等に就業斡旋する、なほ登録失業者で生活に困るものは生活保護法で救済する

一、公共事業の実施主体はその計画を所要労務者数及び賃金、支払方法などに分類して関係方面に連絡をとること

一、公共事業に就労する労務者の監督は民間経営者を起用する

▽労務者の紹介斡旋 一、公共事業に就労させる者は公共事業労務者登録台帳を設け、職種技能を調査するの外本人に公共事業就労手帳を交付する。この手帳によつて就労させると共に賃金もこれによつて支払ふ

▽賃金支払 一、公共事業に使用する労務者に対する支払賃金は当該事業の施行

される地方の民間同種の作業において普通支払はれる賃金と同額とする

一、勤労署では必要に応じて賃金の支払を出来るやうにする

一、賃金簿は経済安定本部所管庁吏に關係労働組合の要求あれば閲覧に供する

### 終戦以来の在外邦人引揚敷

終戦連絡中央事務局で在外邦人の引揚敷に關し十七日次のやうに発表した。

一、八月中の引揚敷は陸軍三万三千三百六十三、海軍四千二百八十、居留民十三万四千四十九、合計十七万一千六百九十二

一、終戦以来八月三十一日までの総引揚敷はソ聯管下百三十九万三千七百五、ソ

聯領九十五、中国百九十三万五千四百十九、南方諸地域百五万二千八百二、米

国一万五千四十九、ニュージーランド八百一、濠洲二千五百五十八、ハワイ百

五十六、カナダ千三百六十六(内訳陸軍二百九万二千二百六、海軍三十万千六百

六十九、居留民二百九千七百七十六)  
総計四百四十万九千九百五十一  
これでソ聯管下と中国、南方諸地域における戦犯、徴用両者を残して在外邦人の引揚げは完了したわけであるが、今後は終戦後の戦死者並に行方不明者の確定数が問題視される。

### 賠償工場の労務対策決定

厚生省では火力発電、軸受工場など賠償予定工場に対する労務対策を次の通り

決定した。

一、当該工場の性質上撤去直前まで操業を継続する必要がある重要工場に対しては政府で資材、資金を手配するが、一方事業主は操業に責任をもち賠償予定工場を理由に濫りに解雇又は退職させてはならない

一、撤去に至るまで勤務した従業員は勤労署で優先的に就職を斡旋する

一、右以外の管理指定工場は撤去の時期をまたずに工場閉鎖となるものとみられるが、これら工場の従業者は同一資本系統にある工場に転換就職させこれが出来ない場合は類似の産業に就職させるやう斡旋する

一、賠償による工場の撤去で離職者の退職手当金は補償打切の場合と同率に扱ふ

六月末労働組合組織状況

厚生省調査によれば労働組運動解放以来六月末までの組織労働者は組合数一万二千百十四、組合員数三百六十七万二千三百八十四人で四百万台も間近の盛況である。

これを産業別にみると組合数、人数とも工業が全体の約五割を占め次いで交通業の九十万六千人、公務自由業の三十九万六千人の順であり、また業種別にみると筆頭は機械器具工業の二千二十八組合六十三万人、次で鉄道軌道五百十二組合四十七万人、石炭四百七十二組合二十九万人、教育七百七組合二十四万人の順になつてゐる。業種別組合の結成状況は次の通りであるが、全日本海員組合の支部十五、出張所十一、組合員六万一千四百九十九人は含んでいない。

六月末日迄の労働組合概数

産業別	組合数	組合員数
工業		
金属	七七九	一八四、七一六
機械器具	二、〇二八	六三四、九八八
化学	九二四	二二〇、六九六
ガス・電気・水道	三四〇	一二六、四四七
窯業土石	二四一	四二、四七九
紡織	五七四	一九四、四六二
製材木製品	六三二	七一、三八七
食料品	三三三	五〇、一九七
印刷製本	一〇八	二三、五五九
土木建築	四〇七	一五六、七七六
其他	一五一	一九、六七二
小計	六、四九七	一、七三六、三七九
鉱業		
金属	一八一	五六、四九二
石炭	四七二	二九〇、五七四

其他	小計	交通業	鉄道軌道	船舶	其他運輸	通信	小計	農林業	水産業	商業	公務自由業	公務	教育	其他	小計	其他の産業	合計
七六	七二九	五二二	四四	八四七	八九七	二、三〇〇	一九〇	三〇	六三四	六一三	七〇七	二三五	一、五五五	一七九	一一、一一四	三、六七二、三八四	一四、〇〇五
一四、〇〇五	三六一、〇七一	四七三、九六八	一三、四〇二	二二二、一七二	二〇六、九五二	九〇六、四九四	三三、七七二	一八、六八八	一五〇、六五七	一一七、三〇九	二四五、七九九	三三、八四〇	三九六、九四八	六九、三七五			

六月中給与調

厚生省に蒐計せられた六月給与調べによる六大府県の給与指数は高騰率の頭打ちの傾向をたどり漸次七、八月と保合の傾向をたどるものとみられるに至つた。すなわち一月より五月まで急昂騰を示した給与指数は五月で一月の二倍(二十年十月に比し四倍)となつたが六月は部分的には微騰はあるが一応騰勢は弱化的の態勢にある。たゞし都市に追随するその他府県では中央の高物価が地方に浸透してゆく状況を示して六月はこれまでにない騰率であるがこれも天井を突くものとみられる。

なほ紡績、製材、木製品の女子労務者の給与指数は四月から特異な昂騰率を示してをり一月に比べ約四倍の増で、見返り物資の生産、戦災復旧等に活潑な動き

がうかゞはれる、一月を一〇〇として六月までの六大府県における給与指数は次の通り。

◇全工業男子労務者(カッコ内は女子)二月一五〇(一五七)三月一八三(一六七)四月二〇〇(一九三)五月二〇七(二六〇)六月二一八(二六九)  
◇全工業男子職員(カッコ内は女子)二月一四一(一四二)三月一七五(一九〇)四月一八八(二一七)五月二二二(二五四)六月三三三(三六九)

労務者賃金は一ヶ月六大府県男子平均七〇五・一七円、女子三三二・〇八円で最高男子のガス電気水道業の七九八・一九円、女子機械器具工業の四〇七・二七円、またその他府県では男子平均五三〇・三八円、女子二三一・一四円である。これを職員給与にみると六大府県男子平均九三四・一二円、女子四〇二・九八円、最高は男子では金属工業の一、〇八〇・〇九円、女子は窯業土石工業の四八五・九八円である。その他府県では男子平均七三〇・八五円、女子三二八・二二円である。

#### 七月中労働争議統計

厚生省調査の七月中の労働争議統計によると五月二百二十一件に達した労働争議も六月は百五十五件に減少、七月は更に百一件に続減した。詳細次の通り。

▽争議件数 総件数百一件(八月二十日までの着報)でその内同盟企業十件、同盟罷業三十五件、工場閉鎖四件で、事業管理は前月より四件減つて八件、合計五十七件、争議総件数に対する割合は五割六分に達し、五月の三割五分、六月の二割四分に比して著しく上昇した。

▽争議参加人員 争議参加人員は七万三千二百九十五人で一件当り七百二十六人であつた。なほ五月は七百三十六人、六月は千二百三人であつた。

▽要求事項 前月に較べると、筆頭は俸給賃金増額(五十三件)であるが、その他は解雇反対(二十三件)工場閉鎖反対(八件)所得税会社負担(十四件)などの要求が増加した。

▽争議の解決 七月中に発生解決したものの六十件で又発生時期の如何を問はず七月中に解決した件数は百十一件、この延争議日数は二千二百五十一日で一件当り二〇・二日、これを五月の一四・八日六月の一八・四日に比し長期化の傾向

にある。解決件数中労働委員会の関与せるもの四件、労働組合の調停三件、労政官吏二件、その他調停六件

▽争議の結果 要求貫徹せるもの二十件、妥協二十七件、不貫徹五件、不詳八件  
▽府県別業種別状況 和歌山七件を筆頭に、東京六件、北海道六件、茨城六件、岐阜五件、秋田五件の順で、又産業別にみれば機械器具工業十六件、石炭礦業六件、化学工業五件等が主なるものである。

#### 厚生省本年十月末予想失業者総数及二十一年度内雇傭可能数発表

厚生省では今年十月三十一日までに生ずる失業者総数を五百五十九万五千人とみてをり、このうち政府が行ふ失業救済事業その他で三百二十四万二千人を吸収できると推定してゐる。

一、失業数 四月二十六日の人口調査の結果(イ)月に一日も就職しないもの一、五九〇、〇〇〇(ロ)七日未満就職者九六〇、〇〇〇計二、五五〇、〇〇〇、昭和二十一年十二月三十一日までに増加する失業者(イ)海外引揚者二百五十四万中八六〇、〇〇〇(ロ)賠償及補償打切りの結果企業整理で発生するもの七五〇、〇〇〇、計四、一六〇、〇〇〇、この外潜在失業者四月二十六日以前の二百十九万と今後年末までの引揚者中の六十八万(失業者の八五パーセントとみる)を合せた中失業救済の対象になる者を五割とみて一、四三五、〇〇〇、総計五、五九五、〇〇〇である。

#### 二、二十一年度内に雇傭可能の人数

(一)民需産業に一、四一〇、〇〇〇(二)内訳日用品、織維、肥料その他化学、金属機械器具、車輛、製材等工業に五六〇、〇〇〇、石炭その他鉱業に一五〇、〇〇〇、小運送等に二〇〇、〇〇〇、住宅一般土建に二〇〇、〇〇〇、商業に三〇〇、〇〇〇 (三)進駐軍関係の道路、住宅、兵舎建築に四五五、〇〇〇 (四)地方における公共事業に九五七、〇〇〇 (五)都市における公共事業に二五二、〇〇〇 (六)簡易な公共土木事業に三六、〇〇〇 (七)職業指導施設に五六、〇〇〇 (八)共同作業授産施設に一五〇、〇〇〇 (九)知識階級救済急事業に二六〇、〇〇〇 (十)その他賠償施設撤去に若干、以上総計三、二四二、〇〇〇人が雇傭可能である。

結局今年には差引二、三三三、〇〇〇人が純然たる失業者として残ることになる。